甲號壹圓券

（表　面）

（裏　面）

甲號五角券

（表　面）

（裏　面）

甲號五圓券

（表　面）

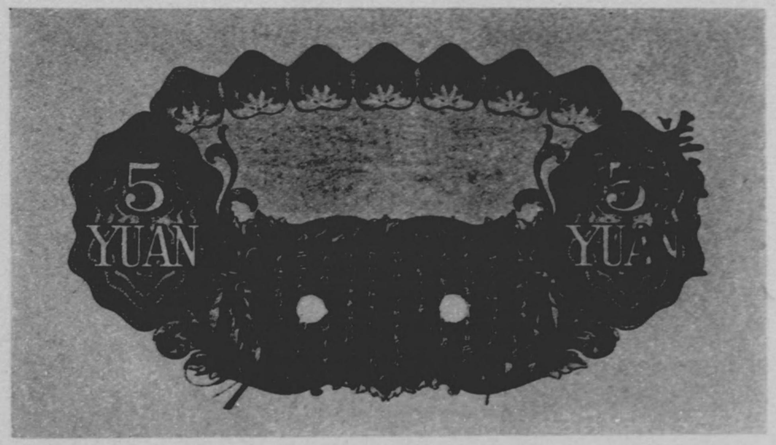

（裏　面）

乙號百圓券

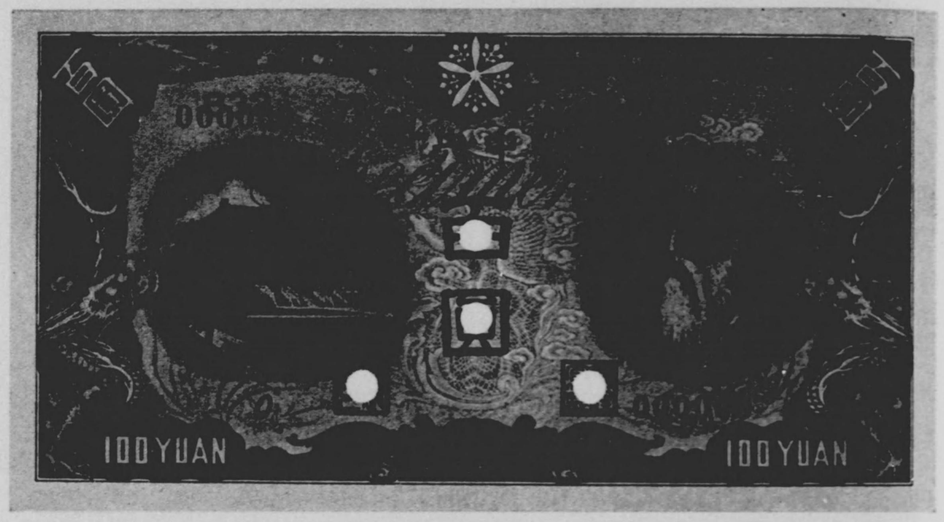

（表　面）

（裏　面）

鑄　貨

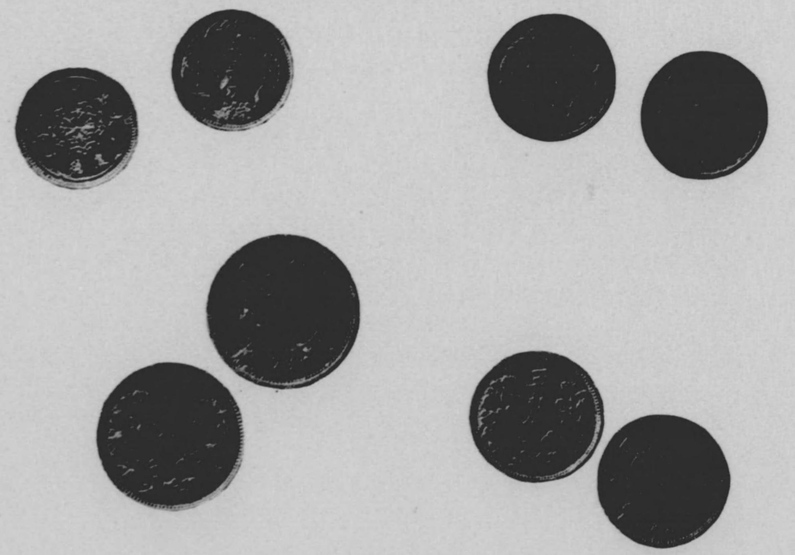

乙號拾圓券

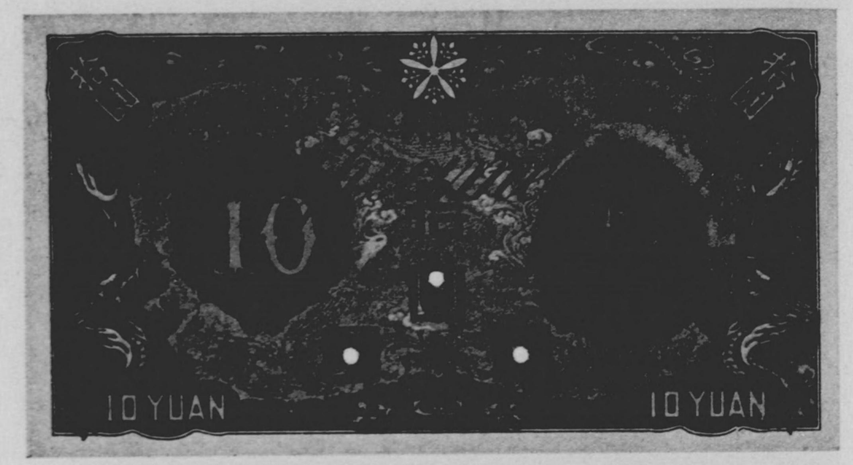

（表　面）

（裏　面）

乙號五圓券

（表　面）

（裏　面）

乙號壹圓券

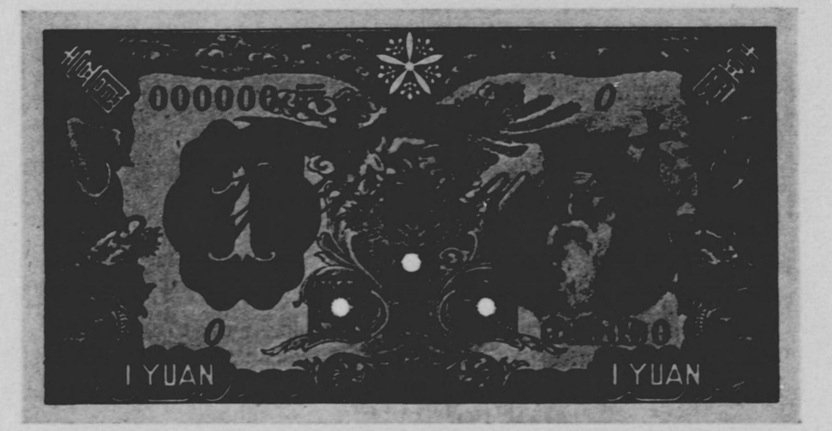

（表　面）

（裏　面）

乙 號 五 角 券

（表　面）

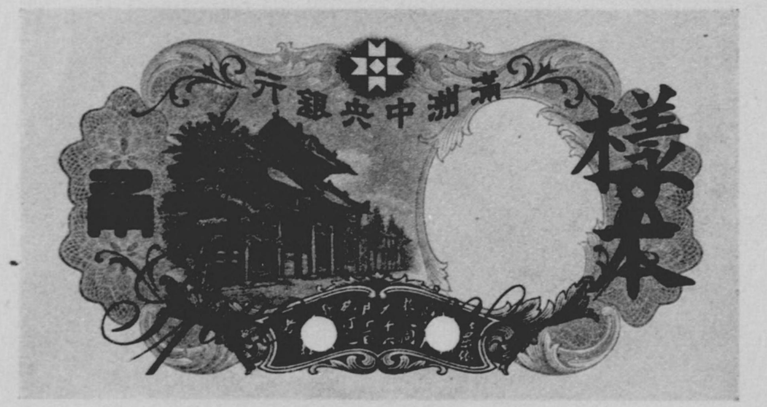

（裏　面）

丙號五角券

（表　面）

（裏　面）

滿洲中央銀行貨幣發行高圖表

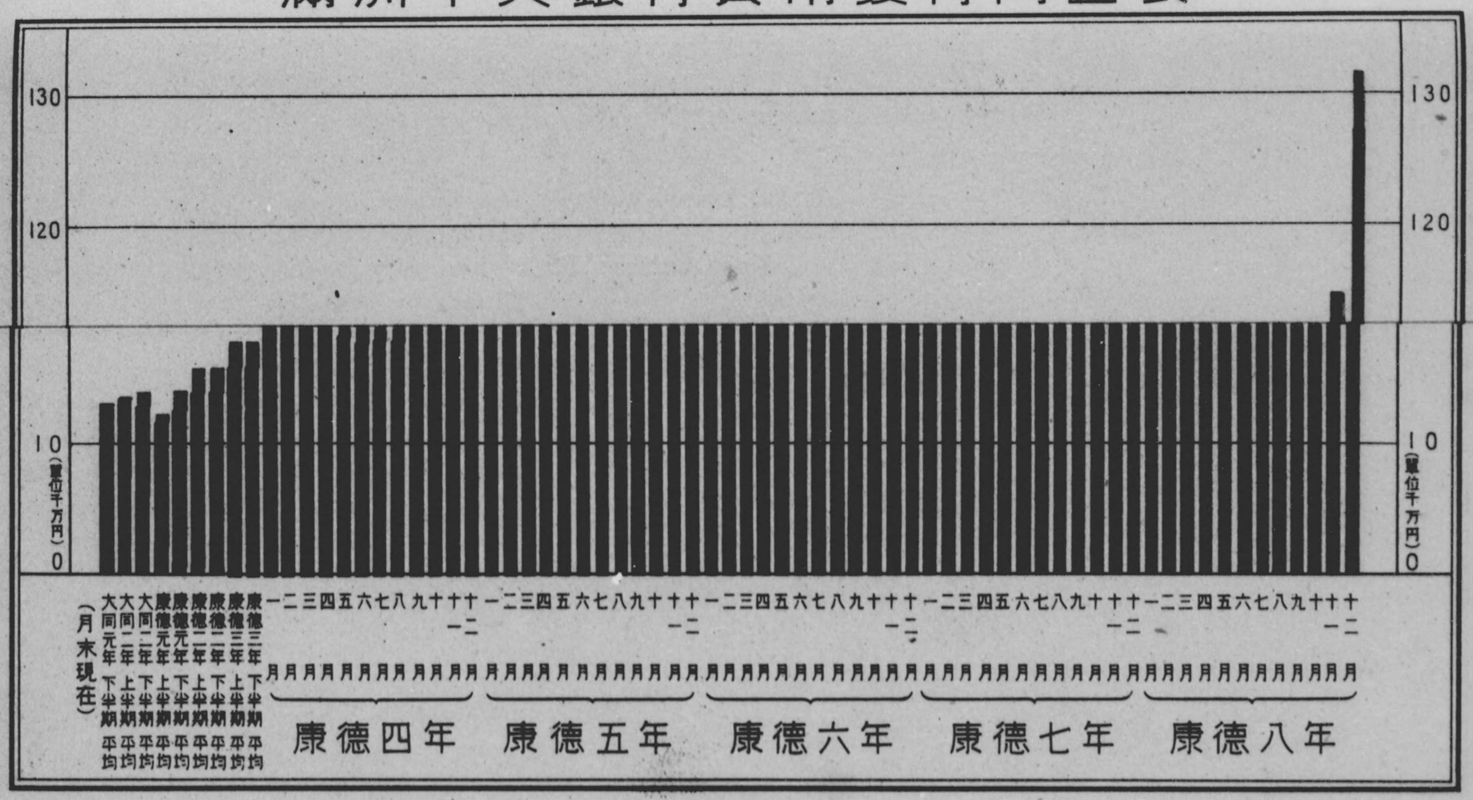

滿洲中央銀行貨幣發行高圖表

康德六年　二五、六〇五　四、三六八
康德七年　三三、〇四一　五、四〇八
康德八年　四一、四六五　六、八五一
滿洲中央銀行ノ發行スル貨幣ノ樣式竝ニ製造其他損幣引換及銷却ニ關スル件　三、四四七　五、四七一　六、九二四
（大同元年七月二日敎令第四十六號）　三〇四　二五九　二五七
第一條　滿洲中央銀行ハ貨幣ノ樣式ヲ定メ若ハ之ヲ變更セントスルトキハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第二條　滿洲中央銀行ハ製造セントスル貨幣額ニ付各種類毎ニ經濟部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第三條　滿洲中央銀行ハ第一條及第二條ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ貨幣ノ樣式ヲ發行期日ヨリ少クトモ一ケ月前ニ公告スヘシ
第四條　滿洲中央銀行ノ發行スル紙幣ハ一記號毎ニ百萬枚トス、紙幣ノ番號ニ關シ必要ナル事項ハ經濟部大臣之ヲ定ム（大元第八二號、康八第一七一號本條中改正）　三三、七二四　四四、一七九　五五、四九七
第五條　滿洲中央銀行ハ左ノ各號ノ標準ニ依リ損幣ノ引換ヲ爲スヘシ
一　表裏兩面ヲ具備セル紙幣ニシテ其ノ三分ノ二以上ヲ存スルモノハ券面金額ノ全額
二　分裂シタル小片ナリト雖之ヲ接シテ同一紙幣ノ紙片ナルコトヲ認メ得ヘキモノハ前號ニ準ス
第六條　前條ニ該當スルモノト雖紙幣ノ紙質色彩ノ變化又ハ其ノ他ノ原因ニ依リ眞僞鑑別シ難キモノ及滿洲中央銀行ニ於テ其ノ券面ニ穿孔ヲ施シタル形跡アルモノ若ハ其ノ疑アルモノハ之ヲ引換セス
第七條　貨幣ノ銷却ハ紙幣ニ於テハ燒棄方法ニ依リ又補助貨ニ於テハ鎔解方法ニ依リ滿洲中央銀行監理官立會ノ上之ヲ執行スヘシ
第八條　本手續ニ關スル細則ハ滿洲中央銀行總裁之ヲ定メ經濟部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第九條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
通貨及證券模造取締法（康德四年十一月三十日勅令第三百五十八號）
第一條　通用ノ貨幣、國債證券又ハ地方債證券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノハ之ヲ製造シ、輸入シ、販賣シ又ハ頒布スルコトヲ得ス帝國內ニ流通スル外國ノ貨幣又ハ銀行券ニ付亦同シ
第二條　前條ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ徒刑又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ徒刑ト罰金トハ之ヲ併科スルコトヲ得
第一節　國幣の發行

第四章　本行業務の變遷及現況

第三條　本法ノ犯罪ニ係ル模造物ハ之ヲ沒收セサルトキト雖其ノ效用ヲ毀滅ス

第四條　前條ノ物件ハ沒收シ又ハ其ノ效用ヲ毀滅スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス警察官署之ヲ沒收スルコトヲ得

附　則

本法ハ康德四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑄貨鑄潰等取締法（康德七年八月一日勅令第二百號）

第一條　本法ニ於テ鑄貨ト稱スルハ帝國ノ鑄貨及帝國內ニ流通スル外國ノ鑄貨ヲ謂フ

第二條　左ニ揭クル行爲ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

一　鑄貨ノ鑄潰又ハ毀傷

二　前號ノ行爲ヲ目的トスル鑄貨ノ收得、交付、輸出又ハ輸入

三　鑄貨ヲ鑄潰又ハ毀傷シテ得タル地金ノ收得、交付、輸出又ハ輸入

第三條　前條ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ徒刑又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ徒刑ト罰金トハ之ヲ併科スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ犯罪ニ係ル鑄貨又ハ鑄貨ヲ鑄潰若ハ毀傷シテ得タル地金ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第四條　前條ノ規定ノ適用ニ付テハ康德五年勅令第二百二十五號行政法規ノ罰則適用ニ關スル件ニ依ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二節　國　庫

第一款　國庫金の取扱

大同元年の肇國草創期に於ては國庫金の收支は一般會計のみなりしも、翌二年三月二十二日に至り需品資金、國都建設局、國道局、關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金竝びに專賣公署の五特別會計が設置され、爾來社會情勢、財政事情の變化、產業の發達に伴ひ幾多の特別會計の廢設ありたるも累年其の數を增し、現在一般會計の外二十四の特別會計が設置されてゐる。

會計名	設置或ハ廢止	年度別	摘要	所管
需品資金	設置	大同元年度		總務廳
國都建設局	〃	〃	康德元年度ヨリ需品特別會計ト改稱	〃
關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金	〃	〃	康德五年度ヨリ臨時國都建設局特別會計ト改稱	〃
專賣公署	〃	〃		〃
北滿特別區	設置	大同二年度		財政部
被服廠	〃	〃		民政部
減債基金	〃	〃		軍政部
國有財產整理資金	〃	〃		總務廳
吉黑權運署	〃	〃	康德四年度ヨリ經濟部所管 康德七年度ヨリ軍需廳特別會計ト改稱	財政部
郵政	〃	〃	康德四年度ヨリ經濟部所管	〃
軍械廠	〃	〃	康德二年度ヨリ權運署特別會計ト改稱	交通部
投資	〃	〃	康德四年度ヨリ治安部所管	軍政部
煤油類專賣	〃	〃	康德四年度ヨリ經濟部所管	財政部
鐵路國債	〃	〃		〃
北滿特別區	廢止	〃	康德四年度ヨリ經濟部所管	民政部
國道局	〃	〃		總務廳
鴉片專賣	設置	康德二年度		財政部
專賣公署	廢止	〃	鴉片專賣ニ改編	〃
國有林事業	設置	康德三年度	康德四年度ヨリ產業部所管 〃八年度ヨリ興農部所管	實業部
金鑛精鍊事業	〃	〃	康德四年度ヨリ產業部所管	〃
政府職員共濟	設置	康德四年度		總務廳
監獄	〃	〃		司法部

	〃	賽馬	產業部	康德六年度ヨリ治安部所管 康德八年度ヨリ興農部所管
	〃	國債金	總務廳	康德七年度ヨリ經濟部所管
	〃	國債整理基金	〃	康德七年度ヨリ經濟部所管
	〃	專賣作業	經濟部	
	〃	水力電氣建設事業	產業部	康德五年度ヨリ經濟部所管
	〃	郵政生命保險	交通部	
	廢止	減債基金	總務廳	國債整理基金ニ改編
	〃	關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金	〃	國債整理基金ニ改編
	〃	煤油類專賣	財政部	專賣作業ニ改編
	〃	鴉片專賣	〃	專賣作業ニ改編
	〃	権運署	〃	專賣作業ニ改編
康德五年度	設置	地方財政調整資金	總務廳	
	〃	科學試驗事業	〃	
	〃	理水事業	交通部	
康德六年度	設置	恩給	總務廳	
	〃	開拓事業	興農部	
	〃	大東港建設事業	交通部	
	廢止	金鑛精錬事業	經濟部	
康德七年度	設置	內國開拓民助成事業	興農部	
	〃	禁煙	民生部	
康德八年度	設置	臨時木炭作業	興農部	
	廢止	鐵路國債	經濟部	
康德九年度	〃	臨時國都建設局	總務廳	

（註）ゴジツク名ノ特別會計ハ現在設置サレテ居ルモノ

斯かる會計數の增加の他面、其の金額も逐年增加し、從つて本行に於ける取扱も之に順應し幾多の變遷を經て來た。

建國草創時代に於ては財政的には各省分立の狀態であつたのみならず、未だ本行も設立されず、從つて地方中央各官廳の國庫金は舊慣通り依然官署長名義の當座預金（特に公署存款と稱す）として官銀號に預入せられてゐた。大同元年六月十一日滿洲中央銀行法が公布され其の第十七條に於て滿洲中央銀行は國庫金取扱に從事すべき旨を定められ、七月一日開業と共に官銀號竝びに邊業銀行に於ける公署存款公署欠款を繼承したのであるが、當時に於ては依然單なる公署存款の受拂竝びに之が送金の取扱に過ぎなかつた。大同元年十一月九日に至り總務廳より中央部に於ける國庫金の取扱を本行に移管する旨竝びに本行國庫金取扱手續の通知があり、同月二十六日、十二月一日より之が實施の通達があつたので、本行は總行營業處に政府預金勘定を開設、國庫金の受拂竝びに之が會計整理に當ることゝなつた。當初に於ける政府預金勘定は中央に於ける歲入調定官、支出官の受拂のみの勘定整理に用ひられ、地方に於ける國庫金は勿論、中央に於ける國庫金の一部（前渡金、保管金等）も依然公署存款（各署別）として政府預金勘定と別個に本行に預入せられて居た。大同二年二月一日各省の總務廳長が新たに支出官として任命せられたので、本行は右支出官所在地たる奉天、吉林及び齊々哈爾の各分行をして之が歲出事務を取扱はしむると同時に、中央部歲入金の受入をも取扱はしむることゝなつた。之が爲め從來總行營業處にありたる政府預金勘定は此等各取扱行の國庫金受拂をも整理する必要を生じたので之を國庫課に移管し、國庫課に於て政府預金の受拂竝びに會計整理を行ふことゝなつた。

財政部に於ては六月三十日所管歲入金暫行取扱要綱を、七月一日所管歲出事務暫行取扱規定を夫々制定し、所管歲入、歲出金の取扱方を定むると共に、各地に歲入調定官、分掌歲入調定官竝びに支出官を任命したるを以て、本行は此等各官所在地の支行を歲入歲出事務の取扱行に指定し、更に歲入金の取扱增大は歲入調定官所在地外に於ても之が受入事務取扱の要を認めらるゝに至り、七月一日以降安東外三十五支行を歲入金取扱行に追加、更に十一月には全滿各行を一律に歲入金取扱行と爲したのである。當時は國庫課に歲入帳、歲出帳を設け、全滿各調定官支出官の歲入歲出は總て國庫課に於て口座別に記帳され、各取扱行の國庫事務としては其の受拂金を國庫課に付替ふるに止まり、歲入歲出の證憑書類は總て國庫課に送付せられ、從つて調定官竝びに支出官に送付すべき月計對照表は全部之を國庫課に於いて作成し所屬分支行經由送付の手續を採つた。然し乍ら歲入調定官、支出官の數は漸次增加し斯くの如き取扱にては種々不便を生ずるに至りたるを以て、歲出に就ては大同二年十二月一日より支出官所屬行をして歲出帳の記帳竝びに月計對照表の作成に當らしめること、

した。歳入に就ては同一調定官が各地に於て歳入を取立つる關係上歳出同樣の取扱は一時躊躇されたるも、調定官の著しき增加は遂に之が取扱をも變更の已むなきに至り、康德元年十一月一日各歳入調定官に付き之が所屬行を定め、一般分支行處に於て受入れたる歳入金は之を其の調定官の所屬行に付替へしめ、所屬行に於ては歳入帳を設け自行所屬調定官の調定せる歳入は受入地の如何を問はず總て所屬行に集中し之に統轄記帳することゝし、且つ當該調定官の歳入に就ては所屬行に於て直接月計對照表の作成にも當ることに變更され、玆に國庫金取扱の體型は一應樹立を見たのである。爾來取扱の細部に就ては幾分の變更ありたるも、康德五年十二月制定公布されたる滿洲中央銀行國庫金取扱規程に依る現行取扱の實施さるゝ迄本手續に依り處理され來つた。

國庫金取扱の基準たる會計諸法規は康德五年末まで完備せるものなく、其の大綱は之を中華民國會計法に據りたるも、必要に應じては時々暫行規定を定め不完全ながら之が取扱を爲し來つた。康德二年十二月會計法公布せられ、國庫金取扱に關する根本法令が定められたるも之に附隨すべき會計法規の制定なかりし爲め實施を見るに至らざりしも、右會計法に基準して諸般の整理を爲すことゝなり、先づ會計年度が曆年制に改變せられた。會計年度はこれ以前に於ては中華民國會計法を採用し、七月一日より翌年六月末に至る一箇年を以てせるも種々不便ありしを以て、新會計法に於ては曆年制を採用直ちに之を實施し、康德二年度を康德二年七月一日より十二月末日迄とし、康德三年一月一日より康德三年度と改められた。其後法制整備の機運進み康德四年より諸法規の本格的審議が開始せられた。審議に當りては範を日本會計法規に採り之に滿洲國國情を加味立案せられ、六月には審計法、十一月には審計規則の公布を見たるも、其他のものは審議捗らず康德五年十二月一日漸く特別會計法、特別會計規則、會計規則、支出官事務規程、出納官吏事務規程、有價證券取扱規程、滿洲中央銀行國庫金取扱規程及び滿洲中央銀行有價證券取扱規程の制定公布を見、康德六年一月一日より實施と決定、同時に會計法、審計法竝びに審計規則も實施さるゝことゝなり、玆に國庫金取扱の法的基礎確立を見たのである。玆上會計法規の規定に呼應し本行に於ても康德五年十二月新取扱手續を制定し、翌六年一月一日より之を實施した。是れ卽ち現行取扱手續にして、新たに各取扱行の上に十六統轄行を設け、從來國庫課に於て行ひたる事務監督權限の一部を之に委任すると共に、自行及び其の管下取扱行に於ける國庫金の受拂を統轄せしむることゝなり、總行營業處、奉天、哈爾濱、吉林、齊々哈爾分行竝びに承德、錦州、大連、安東、通化、延吉、四平、海拉爾、北安、牡丹江、佳木斯の十一支行計十六行を之に指定した。斯くて各取扱行は歳入歳出外勤定の受拂に就ても均しく之を統轄行に付替へ、統轄行に於ては各勤定に付き之が內譯帳を設け自行竝びに取扱行の取扱分を統轄記帳すると共に、之が月計對照表の作成にも當るこゝとなつたのである。統轄行は勤定の統轄のみならず、取扱行の受拂諸證憑の監査竝びに整理保存をも爲すことゝなり舊取扱より格段の變化を見せた。尙ほ歳入歳出外に屬する勤定は法規竝びに取扱手續不完備の往昔に於ては屢〻國庫勤定外に置かれ、或は公署存款として、或は一般預金として、或は又本支店勤定（送金勤定）として整理されたのであるが、會計法規實施と共に此等歳入歳出外の勤定は總て國庫勤定として包括計上さるゝことゝなつた。

各出納官吏の受入金又は支拂資金が預託金勤定を以て整理さるゝことゝなつたのは大同二年七月以降である。それ以前に於ては公署存款として一般當座預金同樣に取扱はれて居たが、斯くては出納官吏所有の資金出納の監督上不便が尠くなかつたので、政府は大同二年七月二十八日國務院訓令を以て、大同二年七月以降各出納官吏は其の受入金又は前渡金を預託金として本行に預入すべきことを定め、本行に對しては之が取扱の爲め國庫勤定內に預託金勤定を開設するやう指示ありたるを以て、本行に於ては右特別勤定を開設し之が受拂を整理することゝなつた。本勤定開設當初に於ては總行營業處各分行外三十四支行に限り之が取扱を爲さしめたるも、康德元年七月六日より之を全滿各行に擴張、出納官吏の預金は玆に全般的に預託金勤定として國庫勤定に計上さるゝことゝなつた。次いで康德二年十二月司法部所管保管金處理規定公布され保管金を前記預託金勤定を以て整理するやう規定されたるを以て、本行に於ても預託金勤定中に一部保管金口座を設け之が受拂を整理することゝし康德三年一月一日より之を實施した。此の外、嘗ては官署の都合に依り一般預託金と區別し郵局預託金、軍政部金票預託金等の國庫勤定內獨立特別勤定を設置したることあるも、孰れも漸次前記預託金勤定に統合せられた。

康德四年十二月經濟部大臣より地方團體歳入を伴ふ納稅告知書又は送納書を以て拂込まれたる現金は之を稅捐局特殊預託金として整理すべき旨依頼ありたるを以て、本行は五年一月一日より新たに稅捐局特殊預託金勤定を開設し之が受拂を整理することゝなつた。現行取扱手續實施さるゝに及び、從來預託金勤定を以て處理されたる保管金は新たに獨立勤定を以て整理さるゝことゝなると共に、保管金類似の提存金に就ても獨立勤定開設のことゝなり、嘗ては一般預金勤定を以て整理されたる各種保證金、提存金等も夫々保管金、提存金各特別勤定として整理せらるゝに至り、政府機關に於て受拂する現金全體が總て國庫金勤定に包含せられることゝなつた。康德五年一月二十六日附國務院竝びに經濟部訓令を以て滿洲儲蓄債券收入金取扱規程公布され之が發賣代金竝びに償還資金の受拂を整理する爲め、滿洲儲蓄債券收入保管金勤定を開設せられたが、現行保管金勤定開設と共に之に統合さるゝことゝなつた。

本行設立當初に於ける國庫送金は舊政權時代の例に依り送金手形を用ふる普通送金同樣の方法に依り送金せられたるが、斯くては手形

紛失の懸念があり、其後當座付替の形式に依る送金も認められるゝに至り、手形送金、當座付替併用のことに改められた。大同二年七月十日附總務廳公函を以て、七月一日より支出官が其の所屬行所在地外に在る債主に對する支拂若くは所在地外出納官吏に對する資金交付は隔地拂勘定に依り送金手續を爲す旨通達ありたるを以て、本行に於ては國庫勘定内に隔地拂資金勘定を開設し、之が支拂資金の受拂を整理することゝなつた。本取扱は施行當初に於ては中央部支出官より主要都市三十二箇所への送金のみに限定され、本行總行營業處が支出官より歳出小切手を以て直接送金取組の依頼を受けたるときは之を一應國庫課に付替へしめ、國庫課に於て各仕向行に送金の手配を爲すことゝせるも、同年十二月十八日以降各地支出官に送金を取扱はしむるに至り、送金取組は各支出官の取引行に改められ、且つ送金先も本行所在地全部に擴張さるゝことゝなり、玆に於て支出官の送金取扱は例外なく全面的に統一實施せらるゝことゝなつた。

隔地拂の方法に依る國庫送金は當初歳出金のみに限定されて居たが康德三年一月一日より一部司法部關係の預託金、保管金の送金に付き之が取扱を認められたるも、全く便宜例外的取扱にして未だ全般的に預託金、保管金の送金は認められず、其後預託金に就ては同年二月十七日以降全般的に之が取扱を爲し得ることゝなり、現行規程も其の取扱を認め實行中なるも、保管金の隔地拂に就ては新取扱手續實施以後は右例外的取扱をも廢止せらるゝに至つた。新取扱手續實施と共に前記隔地拂勘定に依る送金方法の外に、從來本支店勘定（隔地拂送金以外の送金は總て國庫勘定外本支店勘定にて處理せられた）を以て付替へたる他行向國庫勘定への拂込送金は、國庫勘定付替金なる國庫勘定内獨立勘定を設け之に依り整理せらるゝことゝなつた。

國庫送金の一變型に郵局資金過超金の取扱がある。大同元年九月二十八日交通部郵務司長より郵政局受入金を總行營業處に於ける郵務司長口座へ送金手配方申出があり、本行に於ては當座付替の方法に依り之が取扱を爲し居りたる處、大同三年二月二十四日交通部令を以て暫行郵政官署現金收支規則が制定公布せられ、本行も之に對應し康德元年三月十九日郵政官署現任拂付出納官保管現金收支規則を制定新たに郵政官署過超金なる特別勘定を開設、過超金の受入は本勘定の支拂とし、其の受拂差額を郵務司長の預託金に振替へる方法に依り、各郵政局受入金の郵務司長への送金或は郵務司長より各種郵便局への支拂資金の送金の兩手續を處理することゝなり、五月一日より之が正式取扱を開始したのである。

金票勘定の本取扱に就ては別に金票過超金勘定を設け整理したるも、康德二年十二月一日金圓國幣等價決定と共に之が取扱を廢止した。

康德三年一月より其の名稱は郵局資金と改稱せられたるも之が取扱には變化なく、新取扱手續實施と共に交付資金に就ては郵政局資金なる特別勘定を用ひ、受入過超金に就ては郵政局過超金なる特別勘定を用ふることに改められた。

此の外、現行手續に於て特別勘定を以て整理されて居るものには尚ほ歳出支拂未濟繰越金、國債元利拂資金、特別會計積立金等があり歳出支拂未濟繰越金勘定は大同二年五月總務廳公函を以て指示ありたる大同元年度國庫金出納閉鎖期限竝びに期限經過後の國庫金に關する處理辦法に依り、大同元年度出納閉鎖期たる大同二年八月末日初めて之が開設を見たのである。又特別會計積立金は政府職員共濟特別會計積立金に就ては康德五年六月十三日總務長官公函に依り、郵政生命保險特別會計積立金に就ては同年六月二十二日附交通部大臣との契約に基き、又恩給特別會計積立金に就ては康德六年十一月二十二日附國務總理大臣の命令に基き夫々之が開設を見、積立金運用の受拂を整理することゝなつた。

斯くて現行國庫金には歳入と歳出は勿論、將來歳入たる諸受入金、既に歳出として支出せられたるも未だ一般に支拂はれざる現金竝びに政府諸機關の一時受入金等凡ゆる現金が政府の本行に對する政府預金として整理せらるゝに至つた。

從來特別勘定を以て整理されたるものには暫行的、假受金的のもの多く、從つて情勢の變化、整理の都合に依り前記の外幾多の特別勘定が設置或は廢止されたが、其の間の變遷を見るに次の如くである。

勘定名	開設年月	存續期間
一時借入金	大同二年三月	大同元年度ニテ閉鎖
金圓整理口	大同二年五月	康德二年度ニテ閉鎖
鴻業公司借入金	大同二年六月	大同元年度ニテ閉鎖
逆產繰入	〃	大同元年度ニテ閉鎖
建國年度剩餘金	〃	大同元年度ニテ閉鎖
繰越金整理口	〃	康德五年度ニテ閉鎖
十一月末繰越金	大同二年八月	大同元年度ニテ閉鎖
舊交通委員會收支殘	大同二年十月	大同元年度ニテ閉鎖
航空局元年度分收入	大同二年十一月	大同元年度ニテ閉鎖
奉天省公署舊省庫金	大同二年十二月	大同二年度ニテ閉鎖
舊遼寧農商抵押貸款	康德元年三月	康德六年度ニテ閉鎖

逆蘆收入未精算金	〃	康德二年度ニテ閉鎖
謝振彩票	康德元年四月	康德七年度ニテ閉鎖
福民獎券	〃	康德六年度ニテ閉鎖
鐵路公債金	康德二年三月	康德七年度ニテ閉鎖
金圓整理公債口	康德二年四月	康德二年度ニテ閉鎖
歲出支拂未濟整理金	康德四年七月	康德五年度ニテ閉鎖
政府職員共濟特別會計餘裕運用金	康德五年七月	康德七年度ニテ閉鎖
郵政生命保險特別會計餘裕運用金	康德五年七月	康德七年度ニテ閉鎖
指定預金整理口	康德六年一月	〃
恩給特別會計餘裕運用金	康德六年十一月	

偖て是等國庫金の受拂は他面本行に於ける政府預金勘定の受拂として整理され、政府預金勘定は更に國庫金の性質に應じ內譯整理されてゐるのである。

大同二年三月十四日舊外債整理基金が初めて指定預金として預入され、同年四月十六日には更に金圓を以て受入れたる關稅其他が別口預金として預入され、政府に於ては政府預金勘定を當座、指定、別口の三種の名稱に分類したるも、當時本行の整理は政府指稱の勘定科目の區分に依らず、之を本行計算科目の當座預金、定期預金竝びに通知預金の區分に依り整理した。其後政府預金中の是等特殊資金は漸次拂出され又は當座預金に繰入れられ、康德元年七月十一日金圓定期預金の拂出と共に指定預金整理は解消し、他面同日新たに金塊預入行はれ之を別口預金を以て整理することゝなり、爾來整理科目は本行勘定科目使用を廢止し、國幣當座預金、國幣別口預金竝びに金票當座預金の三種の名稱を以て整理することゝなつた。康德五年一月滿洲儲蓄債券收入金の取扱を爲すことゝなるや、之を指定預金を以て整理することゝなり、前記勘定科目に新たに國幣指定預金なる整理科目が追加された。

新會計法規實施に依り金圓當座預金勘定は之を指定預金に繰入れられ、政府預金は當座、別口、指定の三科目に依り整理せらるゝこととなつた。政府預金の受拂は政府財政の發展に伴ふ歲入歲出の增加竝びに會計制度の確立に依り、從來國庫勘定外として整理されたる各種一般預金も政府預金中に編入せらるゝに至り逐年著しい增勢を示してゐる。

第二款　政府有價證券の取扱

前述の如く康德六年一月一日より滿洲中央銀行政府有價證券取扱規程が實施され、本行は政府有價證券の取扱に從事することゝなつた。

本規程實施前に於ては確たる取扱法令なかりし爲め、政府關係官署に於て之を直接保管せるものと、提存法或は各部に於て必要に應じ制定せる有價證券取扱規程等に據る暫行手續に依り本行に於て保護預り品として整理せるものとがあつた。然るに政府有價證券受拂增加に伴ひ斯くの如き姑息なる手段に依ること困難となり、又證券の單なる受拂のみならず會計整理を爲す必要をも生じたる爲め、會計法規制定の機會に有價證券の取扱規程も同時に制定公布せられ、國庫事務の一部として整理せらるゝことになり、從來本行が保護預りの方法に依り保管せる提存有價證券及び政府保管有價證券の外、政府機關保管の政府所有有價證券又は保管有價證券は總て本行に於て政府所有有價證券、政府保管有價證券竝びに提存有價證券の勘定科目を以て夫々區分整理することゝなつた。

曆年度	受入	拂出
大同元年	八、五八三千圓	八、一八一千圓
大同二年	三二八、一九三	二九四、八七五
康德元年	五五四、三二五	五三六、〇四七
康德二年	七四一、〇八〇	七一九、三四三
康德三年	七六七、一六三	七二七、三二一
康德四年	一、二一四、三一六	一、一九四、七九七
康德五年	二、三四八、八四三	二、三一七、三〇七
康德六年	四、五八二、〇二二	四、二九一、二八一
康德七年	五、三〇七、五六三	五、六一七、八三六
康德八年	五、四一七、六一二	五、三五二、六九四

康德六年中	受入高	八、九〇〇枚	六八五、六〇七千圓
	拂出高	九四六枚	六七、六三四千圓

康德七年中	一三、七七五	三六一、一四三	七、〇九六
康德八年中	一一、三六九	二六四、七六六	一一、六一九

			二〇三、三八三
			一三〇、八九〇

第三款　派出扱竝に代理店扱

舊官銀號時代に於ては國庫金收納利便の爲め、交通不便或は銀行設置なき土地の收稅處其他に行員を派遣し、或は適宜の商號をして派出取扱を爲さしめ居りたるを以て、本行に於て官銀號の業務を引繼の際是等派出事務も亦其の儘繼承し、從來通り行員派遣又は商號に委託することに依り派出事務の取扱を爲すこと、した。其後政府の要望及び情勢の變化に應じ取扱場所の增設或は廢止行はれたるも、現在左記二十二箇所に於て之が取扱に從事してゐる。

派出先	所在地	開設年月日
山海關稅關古北口分關	古北口	大同二年十月十九日
山海關稅關	山海關	大同元年六月十五日
山海關稅關臺灣島分關	臺灣島	康德四年五月十五日
營口稅關	營口	大同元年八月一日
營口西稅關	〃	〃
營口東稅關	〃	〃
營口稅關滿鐵埠頭事務所	營口	康德五年九月一日
大連稅關大連驛收稅處	大連	大同二年四月十六日
大連稅關香椎驛收稅處	〃	〃
大連稅關本館	〃	〃
大連稅關民船收稅處	〃	〃
安東稅關安東驛收稅處	安東	大同元年六月十五日
安東稅關本關收稅處	〃	〃
開山屯稅關開山屯分卡	開山屯	大同元年六月二十九日
龍井稅關龍井分關	龍井	〃
琿春稅關琿春分關	琿春	康德六年十一月二十五日
哈爾濱稅關八站事務所	哈爾濱	大同元年六月二十六日
哈爾濱驛保稅貨場稅關事務所	〃	康德三年十二月一日
奉天稅關保稅倉庫	奉天	康德三年十二月三日
新京稅關保稅倉庫	新京	康德四年一月一日
新京專賣署	〃	康德七年七月一日
錦州專賣署	廠子溝	大同二年五月一日
廠子溝專賣局	〃	大同元年六月十五日
復州灣收稅處	復縣	康德七年七月一日興德銀行ニ委託

代理店に就ては康德三年八月大連稅關管下旅順分關竝びに金州分卡の收稅事務取扱方に付き經濟部より要望ありたるを以て、同年十月十六日旅順に就ては正隆銀行、金州に就ては滿洲銀行と夫々代理取扱の契約を締結、十一月一日より關稅收納事務の取扱を委託せるも、同年末右兩銀行は其の業務一切を滿洲興業銀行に合併せらるゝに至り、兩銀行の代理店事務も興業銀行に引繼がれた。時適〻普蘭店及び總子窩兩分卡にも稅金の收納事務代理店設置の要望ありたるを以て、以上四箇所に付き改めて滿洲興業銀行と代理店契約を締結、康德四年十月一日より前記各地に於ける歲入預託金竝びに之に關聯する國庫事務の取扱を委託することゝなつた。更に又同年鞍山稅捐局が設置せられたるを以て、經濟部の申出により本行は同地に支店を有する滿洲興業銀行と代理店契約を締結、康德五年一月一日より之を實施し同地に於ける國庫金出納事務の取扱を委託した。康德六年會計法實施と共に本行に於て政府有價證券の受拂事務を行ふこと、なりたるに付き前記各代理店をしても亦有價證券事務を取扱はしむること、なつた。

康德八年三月間島省汪清、安圖兩地に代理店設置方に付き總務廳より申出あり本行は右兩地に支店を有する東興銀行と代理店契約を締結、同年五月一日より右兩地に於ける國庫關係全般事務の取扱を同行に委任した。更に同年末に至り經濟部より國稅收納機關擴充の爲め主要都市に國稅金のみを取扱ふ代理店設置方依頼ありたるを以て、本行は本年一月一日より之を新京、奉天、哈爾濱、錦州、營口、吉林

安東、齊々哈爾及び牡丹江の九都市に於て實施することゝなり、同地所在銀行合計一百店を指定、國稅金のみの收納に當らしむることゝなつた。

斯くて本行國庫事務取扱所は本行竝びに本行派出先以外滿洲興業銀行の五代理店、東興銀行の二代理店の外、派出取扱銀行たる興德銀行、竝びに九都市に亙る國稅代理店一百店計一百八店の多數に上ることゝなつた。

此の外政府に於ては北鮮の雄基、羅津、淸津竝びに上三峰に於ける滿洲國稅關の國庫金取扱の爲め、康德二年七月一日朝鮮銀行と之が取扱に關する契約を締結、本行代理店類似の形式にて同地朝鮮銀行支店出張所に之が取扱を委託した。其後朝鮮銀行に於ては康德七年十二月末上三峰出張所を廢止、更に康德八年九月末雄基支店の廢止に依り、上三峰に於ける取扱は之を鐘城金融組合上三峰支店に復託し、雄基に於ける取扱は之を朝鮮商業銀行雄基支店に復託することになつた。

第四款　省地方費預金の取扱

康德四年度より從來國の行政として執行せられたる地方行政の一部を省に移讓することゝなり、之が會計處理の爲め新たに省地方費の制度が創設され、康德三年十二月二十六日勅令及び民政部令を以て省地方費法竝びに同施行規則の公布を見た。同法に依り省地方費に屬する現金出納竝びに有價證券取扱の事務は本行に於て之が取扱を爲すことゝ定められ、且つ民政部大臣より之が取扱の依頼ありたるを以て、本行は康德四年一月一日より之が取扱に從事することゝなり、一應興安省を除きたる十省に付き之が取扱を總括する主管行を定め其の取扱を開始、後ち省の新設さるゝや直ちに之が取扱を開始し、今や全省に亙り之が特別取扱を爲すことゝなつた。

省名	取扱主管行	取扱開始期
奉天省	奉天分行（康德七年十二月ヨリ瀋陽支行）	康德四年一月一日
通化省	通化支行	康德四年七月一日
吉林省	吉林分行	〃
牡丹江省	牡丹江支行	〃
興安東省	扎蘭屯支行	康德六年一月一日
龍江省	齊々哈爾分行	〃
興安西省	開魯支行	〃
濱江省	哈爾濱分行	〃
興安南省	王爺廟支行	〃
熱河省	承德支行	〃
錦州省	錦州支行	〃
安東省	安東支行	〃
間島省	延吉支行	〃
三江省	佳木斯支行	〃
黑河省	黑河支行	〃
興安北省	海拉爾支行	〃
東安省	東安支行	康德六年六月一日
北安省	北安支行	〃
四平省	四平支行	康德八年七月一日

康德六年會計法施行に伴ひ省地方費法も亦全般的改正のことゝなり、康德六年十二月七日新たに勅令省地方費法の公布を見、次いで院令を以て省地方費法施行規則の公布ありて之が取扱は全面的に改正され、略ゝ國庫會計の整理と類似方法に依り取扱ふことゝなつた。然るに本取扱は省地方費法第三十六條に於て省地方費の所有又は保管に係る現金又は有價證券は國務總理大臣の定むる所に依り滿洲中央銀行をして之を取扱はしむと規定せられたるも、省地方費を國庫金の取扱と同一趣旨に依り本行をして取扱はしむるは適當にあらずとし、政府に於ては本取扱を政府と本行との合意に依り本行が之を取扱ふものなりとの見解の下に、省及び本行の事務取扱に關し國務總理大臣と本行間に於て契約が締結せられ、七年一月一日より右契約に基き本行に於て之が取扱を爲すことゝなりたるも、右契約內容に於て本行は省地方費預金の受拂を主とし會計整理を從とせることに依り、其の取扱手續は新法制定以前と略ゝ同樣なりしも唯從前認められたる制限付當座貸越は新手續に於て之を認めず、又有價證券取扱は從前保護預り品として整理せられたるも、政府有價證券取扱に準じ處理することゝなりたる點に於て取扱上の相違を見た。而して本行が受入れたる省地方費勘定は當座預金に準じたる省地方費預金の受拂として整理し、小切手帳用紙も一般用と別個のものを使用し、又送金は當座付替送金の方法に依り付替送金の支拂に就ては受取人をして省地方費送金通知書を提出せしむることになつた。

第三節　預金及保護預り

第一款　預金

本行の預金業務は創立以來概して順調なる經過を辿り、預金は一路增加を示して居る。由來滿洲に於ては商民の經濟思想一般に幼稚に

して、銀行利用の方法の如きは之を理解するもの尠なく、金融機關への資金集中逐々として進まず、銀行預金の如きも極めて少額に過ぎなかつたのであるが、其の主要原因は信頼すべき銀行の存在せざりしこと、並びに通貨價値の不安定より不測の損害を蒙る懸念濃厚なりしこと等であつて、更に銀行側に於ては官廳預金のみ運轉資金として使用するに足り、民資吸收の要なしとの謬見より積極的に預金奬勵策を講ぜざりし等のこともあり、剩さへ積年の暴政下に於て國民の困窮甚だしく、餘裕資金を有するものは之を不動産又は事業に投じ、或は現銀にて死藏若くは簡便高利なる錢舖、有力なる商戸に預入し、銀行に預金するものは極めて僅少であつた。斯くの如く産業資金の源泉たる預金の少なかりしことは從來滿洲に於ける事業不振の一因であつた。然るに滿洲建國成つて王道政治となり、通貨の統一安定工作着々として進み、普通銀行も漸次其の形態を整へ來りたる爲め情勢は大に改善されて來た。

本行は設立以來各分支行を督勵して預金の奬勵、貯蓄思想の滿喪に大に力を盡して來たが、就中康德六年以降に於て時局の推移に鑑み國民儲蓄運動が展開せらるゝや、本行は協和會と共に其の中樞となつて儲蓄目標の達成に邁進し、或は大衆公司をして有奬儲蓄制を實施せしめ、或は數次に亘り全國金融機關を網羅して有奬定期預金制を實施せしめる等、凡ゆる方策を講じた結果多大の效果を收めたのである。

本行創業以來各期末預金殘高を見るに、第一期（大同元年下半期）に於ては開業匆々にて未だ成績の見る可きものなかりしが、第二期（大同二年上半期）に入りて漸增し、六月末總額九千七百餘萬圓を算するに至り、前期末に比し八割餘の增加を示した。第三期（大同二年下半期）に入りて政府預金の減少及び特產出廻りに伴ふ季節的資金の需要に依り十二月末に於ては七千一百餘萬圓に減少したが、第四期に於ては政府預金、特殊通知預金及び一般預金の顯著なる增加に因り、期末（康德元年六月）に於ては殘高一億二千七百萬圓を超え前期末に比し、五千六百萬圓の增加を示し、第五期に入るや季節的關係により前期に比し二千五百餘萬圓を減少して期末（康德元年十二月）殘高一億百餘萬圓となりたるも、引續く財界發展に伴ひ前年同期に比すれば相當の增加が見られ、第六期に於ては政府預金及び國內經濟界の發展に伴ふ一般預金增に因り期末（康德二年六月）殘高一億三千七百餘萬圓、第七期末殘高も一般預金の漸增に依り一億五千百餘萬圓に增加した。第八期に入りても通貨の安定、經濟界の伸展に伴ひ相當の增加を示し期末（康德三年六月）殘高一億八千七百餘萬圓、第九期に於ては更に增加、期末殘高二億二千五百餘萬圓に達し、爾後第十期末（康德四年六月）殘高二億四千八百餘萬圓、第十一期末殘高二億六千五百餘萬圓、第十二期末（康德五年六月）殘高三億三百餘萬圓、第十三期末殘高三億八千六百餘萬圓、第十四期末殘高三億九千百餘萬圓と期を逐ひ漸增を示し來つたが、第十五期末（康德六年十二月）殘高は政府預金の激增にて一躍七億五千二百餘萬圓に達し、大いに第十六期末殘高は五億六千八百餘萬圓と一般預金は依然增加せるに拘らず政府預金が激減したる爲め減少を示し、第十七期末殘高は五億二千五百餘萬圓を示した。叙上の如く康德四年以來大體各期とも產業五箇年計畫を中心とする政府財政の膨脹、經濟產業界の發展、商業貿易の發展等に基く、國民所得の增加を反映し、更に官民各層を打つて一丸とする貯蓄報國運動の成果を映じて各種預金共增加の傾向に進んで居る。尙は康德八年六月末に於ては政府預金の激減にて四億七千壹百餘萬圓に減少したるも、第十九期末（康德八年十二月）殘高は六億七千四百餘萬圓に增加し、之を第一期末（大同元年十二月）に比すれば實に十三倍の膨脹を示して居るのである。今これが明細を示せば左の如くである。

各期預金受拂高及期末殘高

	受入高	拂出高	受拂超過高	期末殘高
	圓	圓	圓	圓
大同元年下期	一〇一、九四二、〇三五	〇九四、七二三、四九六	〇四、一九一、五三九	〇四、一九一、五三九
大同二年上期	一一六、一〇五、〇八九	〇九二、〇八六、四九〇	二四、〇一八、五九九	二八、二〇九、一三八
大同二年下期	一四八、〇八九、〇四六	一二八、三九九、八四〇	一九、六八九、二〇六	四八、八九八、三四四
康德元年上期	一七二、三一一、一四九	一四〇、一四二、三五四	三二、一六八、七九五	八一、〇六七、一三九
康德元年下期	二一〇、一四〇、一〇一	一七〇、一〇〇、四一一	四〇、〇三九、六九〇	一二一、一〇六、八二九
康德二年上期	一九一、〇九三、〇九一	一五一、一一三、一一一	三九、九七九、九八〇	一六一、〇八六、八〇九
康德二年下期	二一〇、三一一、一一一	一七〇、三〇〇、四一一	四〇、〇一〇、七〇〇	二〇一、〇九六、八〇九
康德三年上期	二一〇、四一一、〇九一	一七〇、一〇〇、四一一	四〇、三一〇、六八〇	二四一、四〇七、四八九
康德三年下期	二四〇、〇一一、〇九一	一九〇、一〇〇、四一一	五〇、〇一〇、六八〇	二九一、四一七、一六九
康德四年上期	二七〇、一一一、〇九一	二一〇、一〇〇、四一一	六〇、〇一〇、六八〇	三五一、四二七、八四九
康德四年下期	三〇〇、一一一、〇九一	二四〇、一〇〇、四一一	六〇、〇一〇、六八〇	四一一、四三八、五二九
康德五年上期	三三〇、一一一、〇九一	二七〇、一〇〇、四一一	六〇、〇一〇、六八〇	四七一、四四九、二〇九
康德五年下期	三六〇、一一一、〇九一	三〇〇、一〇〇、四一一	六〇、〇一〇、六八〇	五三一、四五九、八八九
康德六年上期	三九〇、一一一、〇九一	三三〇、一〇〇、四一一	六〇、〇一〇、六八〇	五九一、四七〇、五六九
康德六年下期	四二〇、一一一、〇九一	三六〇、一〇〇、四一一	六〇、〇一〇、六八〇	六五一、四八一、二四九
康德七年上期	四五〇、一一一、〇九一	三九〇、一〇〇、四一一	六〇、〇一〇、六八〇	七一一、四九一、九二九

康德七年下期	一一、五三四、五二二、一九七、八三八	一一、五六七、三四九、二五七、六九八	△四二、八三七、〇五九、八六〇	五三五、二三四、五七二、三四五
康德八年上期	一〇、三五九、七六九、八五七、七〇四	一〇、四一三、五四七、六二一、一六九	△五三、七七七、七六三、四六五	四七一、四七六、八〇八、八八〇
康德八年下期	一三、七七八、三四一、〇七〇、六六一	一三、五七四、八五四、〇一三、二三六	二〇三、三八七、〇五八、四三五	六七四、八六三、八六七、三一五

註　△印ハ拂出超過

次に年度末殘高を其の種類別に就て見るに、大同元年十二月及び康德八年十二月の比較に於て政府預金は三千二十餘萬圓より二億一千餘萬圓に、當座預金は一千二百七十餘萬圓より二億九千六百六十餘萬圓に、特別當座預金は二百五十餘萬圓より八千九百六十餘萬圓に、定期預金は一百四十餘萬圓より二千七百十餘萬圓に夫々增加を示して居る。卽ち左表の如くである。

各期末預金種類別殘高

	當座預金 千圓	特別當座預金 千圓	通知預金 千圓	定期預金 千圓	別段預金 千圓	政府預金 千圓	合計 千圓
大同元年下期末	一二、七六九	二、五八五	—	一、四〇九	三、二六九	三〇、二五九	五〇、二九一
大同二年上期末	二一、〇〇〇	二、六三八	一六、二一六	三、七八六	二九五	五三、〇七九	九七、〇一四
大同二年下期末	二四、六二五	三、〇三〇	五、二三四	四、七三三	一、〇五二	三二、八五三	七一、五二七
康德元年上期末	二八、二二三	三、九五四	三一、七六四	六、七一八	一、六五二	五四、八六七	一二七、一七八
康德元年下期末	二二、四三一	五、四八〇	一一、四〇二	七、八八七	二、九六〇	五一、二一〇	一〇一、三七〇
康德二年上期末	二四、八七五	六、四九九	一九、八二三	七、二七九	五、三九三	七三、四七七	一三七、三四六
康德二年下期末	三〇、〇三〇	八、五七七	一二、八八八	二一、〇三六	五、六六八	七三、七三五	一五一、九三四
康德三年上期末	三三、八〇六	一一、三九二	一六、三〇〇	一八、九八九	七、六一四	九九、八六四	一八七、九六五
康德三年下期末	三六、一〇五	一一、八四三	三四、一三九	一九、六四六	一〇、二七二	一一三、五七六	二二五、五八一
康德四年上期末	七六、二一九	一四、九八七	一八、七四二	一三、二〇六	一六、五九四	一〇八、八七六	二四八、六二四
康德四年下期末	六五、六七七	一九、一八〇	一〇、三八八	一四、七〇九	二二、五三〇	一三三、〇九六	二六五、五八〇
康德五年上期末	八一、一三七	二三、二五八	一〇、二八九	一四、四八四	四〇、六八二	一三三、九三三	三〇三、七八三
康德五年下期末	一〇七、六三〇	二九、三五八	一〇、九八七	一五、七一八	五八、五二四	一六四、六三一	三八六、八四八
康德六年上期末	一七二、一九九	三五、九八五	一三、二六三	二四、七六〇	四、七八〇	一四〇、八〇一	三九一、七八八
康德六年下期末	一八〇、五二二	四九、七六二	三九、二〇〇	二二、八七二	四、六二〇	四五五、三七三	七五二、三四九
康德七年上期末	三一二、七五〇	六〇、四三〇	三一、五四九	二三、〇三三	五、八二八	一三四、五〇一	五六八、〇九一
康德七年下期末	二三八、九四〇	七四、五四七	三二、〇九二	一七、五〇七	一七、〇六八	一四五、一〇〇	五二五、二五四
康德八年上期末	二二四、五一五	六九、六七四	七一、一五八	二〇、九〇二	二九、一二七	五六、一〇〇	四七一、四七六
康德八年下期末	二九六、六八二	八九、六六〇	一七、〇三九	二七、一三二	三四、三三二	二一〇、〇一八	六七四、八六三

第二款　保護預り

本行に於ける保護預り業務は披封保護預りと貸渡保護函の二種である。

披封保護預りは康德元年七月より取扱を開始し、現在總行營業處を初め大連、安東、營口、承德、撫順、開原、四平、牡丹江、五常、圖們、延吉、東寧、山城鎭、錦州、佳木斯、海城、天津、朝陽鎭及び東安の二十支行に於て取扱つて居る。披封保護預りは目的物をその儘預り品として提供するものにしてその對象となる物件は

一、國債證書、國債券、地方債證書

二、手形、株券、其他の有價證券

三、恩給年金證書、保險證書、其他諸證書

と言ふことになつて居るが、現在は殆ど全部が公債證書、社債券及び株券に限られて居る。

貸渡保護函（貸金庫）は本行に於ては之が特別の金庫設備を有する總行營業處に於てのみ康德五年九月より此の取扱を爲して居る。卽ち總行營業處保護庫に設備してある大小十一種類九百四十八個の保護函を各種の貴重品を保管する爲に使用せしめてゐる。保護函に藏置することを得る品目は

一、公債證書、株券、社債券、手形及び其他の有價證券

二、內外通貨

三、寶石、貴金屬類

四、契約證書、記錄及び其他の文書

と云ふことになつて居り、本行は此等藏置品の出入れの際は立會つて點檢することが出來る定めとなつて居る。貸金庫は現在の處只(一)軍部及び官廳、(二)特殊會社、(三)之に準ずべきものに對してのみ之が使用を許容して居るに過ぎず、一般には其の使用を開放してゐない。

第四節　貸出

舊行號時代に於ては軍閥官商に對する政略的貸出多く、一般産業界は金融梗塞し金利も頗る高率であつた。これ從來滿洲産業界の發達せぬ一因であつた。

玆に於て本行は創業以來堅實なる産業資金の供給に努むると共に、併せて春耕貸款、商工貸款等の諸種厚生資金の貸出をも行ひ、以て産業の發達助長を圖つたので、本行の貸出は經濟界の躍進に伴つて增大した。

本行貸付業務の消長を通觀するに開業當初の貸出殘高は一億七百餘萬圓であつたが、第一期（大同元年下半期）に於ては政府貸上金、特産資金貸出等が增加して期末殘高は一億二千三百餘萬圓に上つた。其後第二期（大同二年上半期）に入り特産資金貸出のみにて四千萬圓を超過する盛況を示したが、漸次回收せられ期末に於ては一億八百餘萬圓に減少し、第三期（大同二年下半期）は春耕貸款、各地商工復興貸款等約六百萬圓の增加を示し、地方行政費貸款等も亦相當額の增加を示したに拘らず、期末（大同二年十二月）殘高は減少を示し一億三百餘萬圓となつた。これは舊行號より引繼の特殊關係貸出金整理の結果に因るものである。第四期に於ては、春耕貸款、農民復興貸款、庶民金融機關に對する諸貸出の增加に基き、期末殘高は一億一千萬圓に增加し、第五期に入りても季節的特産資金の需要增加、政府貸上金竝びに其他一般商工農業者に對する貸出亦漸增し、期末殘高は一億六千五百萬圓に達した。第六期末殘高は一億四千六百餘萬圓第七期に於ては政府貸上金の增加あり期末殘高は一億七千一百萬圓に增加した。第八期は季節的關係による特産資金の回收により減少し期末殘高は一億五千六百餘萬圓を算した。第九期に於ては漸增、期末（康德三年十二月）殘高一億九千七百餘萬圓、第十期は政府貸上金の公債乘換等があり一千七百餘萬圓を減少し、期末殘高一億八千餘萬圓となつた。

第十一期に於ては國内産業の振興、流通經濟の發展に伴つて增加し期末殘高二億一千二百餘萬圓、第十二期も期末殘高二億四千五百餘萬圓と順調に增加し、爾來第十三期末殘高四億一千九百餘萬圓、第十四期末殘高四億五千七百餘萬圓、第十五期末殘高八億七千一百餘萬圓、第十六期末殘高十億二千九百餘萬圓と産業開發五箇年計畫を中心とする我國經濟活動の規模擴大に連れて逐期急激なる膨脹を續けた

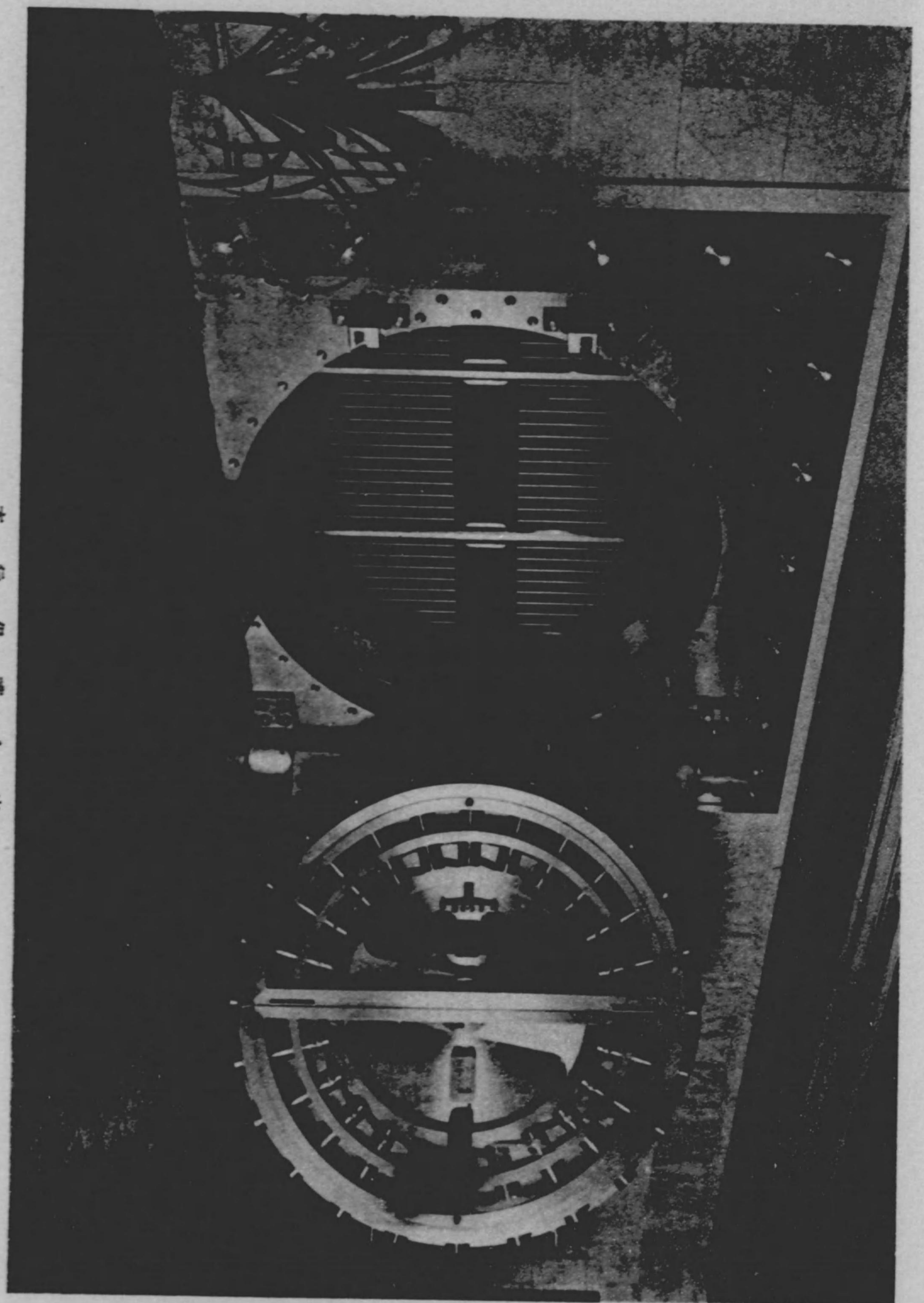

本行保護金庫

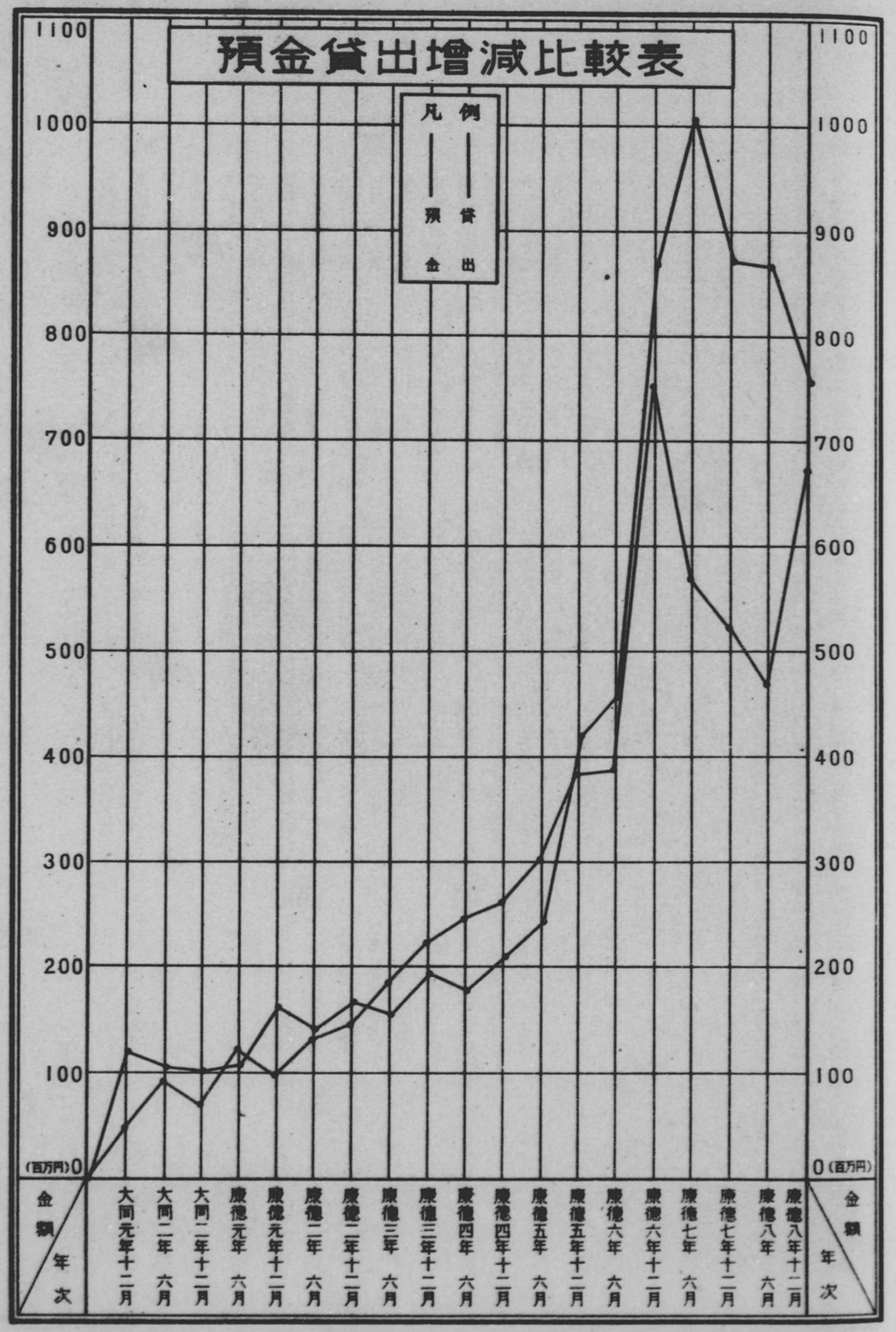
預金貸出増減比較表
凡例
預金
貸出
1100
1000
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
(百万円)
金額
年次
大同元年十二月
大同二年 六月
大同二年十二月
慶徳元年 六月
慶徳元年十二月
慶徳二年 六月
慶徳二年十二月
慶徳三年 六月
慶徳三年十二月
慶徳四年 六月
慶徳四年十二月
慶徳五年 六月
慶徳五年十二月
慶徳六年 六月
慶徳六年十二月
慶徳七年 六月
慶徳七年十二月
慶徳八年 六月
慶徳八年十二月

が、第十七期に入りては政府貸上金が七割四分の減少を見せ、爲に一般貸出金に於て六割一分の増加を示したに拘らず期末殘高八億七千二百餘萬圓に減縮した。第十八期に及び特殊、準特殊會社に對する貸出抑制竝びに政府貸上金の公債振替により減少して、期末殘高は八億六千八百餘萬圓となり、第十九期末（康德八年十二月）殘高亦前期同樣の原因にて七億五千七百餘萬圓に減少を示したが、これを大同元年十二月末に比較すると猶ほ約六倍餘の増加となつてゐる。

今開業以來各期貸出金貸付、回收高及び各期末の貸出殘高を示せば次の如くである。

各期貸出金貸付回收高及期末殘高

	貸出高（圓）	回收高（圓）	貸收超過高（圓）	期末殘高（圓）
大同元年下期	四九九、一五四、一八七・三八〇	三七五、二二六、六〇三・一九〇	一二三、九二七、五八四・一九〇	一二三、九二七、五八四・一九〇
大同二年上期	二一八、九八四、三九八・八三〇	二三四、〇四四、五六四・九五〇	△ 一五、〇六〇、一六六・一二〇	一〇八、八六七、四一八・〇七〇
大同二年下期	九八、三七八、八六五・九四〇	一〇三、三四七、五七三・三七〇	△ 四、九六八、七〇七・四三〇	一〇三、八九八、七一〇・六四〇
康德元年上期	一〇七、五四八、八一三・七七〇	一〇一、四四三、〇五三・四九〇	六、一〇五、七六〇・二八〇	一一〇、〇〇四、四七〇・九二〇
康德元年下期	二五八、一七五、八七三・二六〇	二〇三、〇八七、四二四・七四〇	五五、〇八八、四四八・五二〇	一六五、〇九二、九一九・四四〇
康德二年上期	三四二、九七二、九三六・三二〇	三六一、五八三、二八〇・八八〇	△ 一八、六一〇、三四四・五六〇	一四六、四八二、五七四・八八〇
康德二年下期	二七五、四二八、六三八・九八〇	二五〇、九一〇、二二〇・二一〇	二四、五一八、四一八・七七〇	一七一、〇〇〇、九九三・六五〇
康德三年上期	二二五、九〇九、五二五・二四〇	二三九、九六九、八九一・三二〇	△ 一四、〇六〇、三六六・〇八〇	一五六、九四〇、六二七・五七〇
康德三年下期	三六二、九六九、九三八・四〇〇	三二二、五五一、〇五八・六三〇	四〇、四一八、八七九・七七〇	一九七、三五九、五〇七・三四〇
康德四年上期	三二八、七一一、九三九・二〇〇	三四五、七七二、〇三三・五三〇	△ 一七、〇六〇、〇九三・三三〇	一八〇、二九九、四一四・〇三〇
康德四年下期	四五九、五九三、四六一・七六〇	四二七、三三三、四七一・〇三〇	三二、二六九、九九〇・七三〇	二一二、五六九、四〇四・七五〇
康德五年上期	五三三、五九三、七三三・六五〇	五〇〇、二〇一、八二二・二七〇	三三、三九一、九一一・三八〇	二四五、九六一、三一六・一三〇
康德五年下期	一、四六四、六六〇、四九五・五〇〇	一、二九〇、六二四、九九八・七四〇	一七四、〇三五、四九六・七六〇	四一九、九九六、八一二・八九〇
康德六年上期	一、五三八、一三四、〇七四・六九六	一、五〇〇、五九一、六八二・六一六	三七、五四二、三九二・〇八〇	四五七、五三九、三〇四・九七〇
康德六年下期	二、五一七、一三九、四六九・〇八七	二、一〇三、四八八、六四一・五七七	四一三、六五〇、八二七・五一〇	八七一、一九〇、〇三二・四八〇
康德七年上期	三、三六七、五八八、〇一二・三七〇	三、二〇九、六一二・九四九・九五〇	一五七、九七五、〇六二・四二〇	一、〇二九、一六五、〇九四・九〇〇
康德七年下期	五、〇三四、五八七、六六六・〇〇〇	五、一九一、二九一、五九二・八一〇	△ 一五六、七〇三、九二六・八一〇	八七二、四六一、一六八・〇九〇

第一款　政府貸上金

本行の政府貸上金は公債前貸金、一時貸上金及び長期貸上金の三者に大別され、何れも一般會計法、特別會計法又は政府豫算にて認められたるものなることを要する。

本行創立以降康德八年十二月末日迄の政府貸上金の實數は次表の通り、貸上金總額八億九千九百二萬五千三百二十五圓七角六分、回收金總額七億一千四百三十萬三千三百二十五圓七角六分、八年十二月末現在殘高一億八千四百七十二萬二千圓となつてゐる。

年度	貸上額	振替價額	償還	合計回收額	殘高
大同元年	三、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	八、一〇〇、〇〇〇圓
康德元年	—	—	—	—	八、一〇〇、〇〇〇圓
〃二年	九、〇〇〇、〇〇〇圓	—	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	一三、一〇〇、〇〇〇圓
〃三年	八、六五六、九二五、五〇	一、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇一〇、〇〇〇圓	四、〇一〇、〇〇〇圓	一七、一八九、九二五、五〇
〃四年	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	五、〇〇〇、〇〇〇圓	二二、一八九、九二五、五〇
〃五年	九、〇八六、一三五、〇〇	—	八、一九〇、〇〇〇圓	八、一九〇、〇〇〇圓	二三、〇八五、〇六〇、五〇
〃六年	三、〇〇〇、〇〇〇圓	—	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二四、〇八五、〇六〇、五〇
〃七年	三、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	二四、〇八五、〇六〇、五〇
〃八年	三、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	二四、〇八五、〇六〇、五〇
合計	五二、一〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	三一、三〇〇、〇〇〇圓	三四、三〇〇、〇〇〇圓	二四、〇八五、〇六〇、五〇

政府貸上會計名を列擧すれば一般會計、投資特別會計、開拓事業特別會計を主なるものとし、其他國有林事業特別會計、需品特別會計、專賣事業特別會計、國有財産整理資金特別會計、軍馬特別會計、監獄特別會計、理水事業特別會計、科學試驗事業特別會計、大東港建設事業特別會計、水力電氣建設事業特別會計、禁煙特別會計、內國開拓民助成事業特別會計、臨時木炭事業特別會計、郵政生命保險特別會計、金鑛特別鍊事業特別會計、臨時國都建設局特別會計其他となつてゐる。

第二款　公共貸出

第一項　地方債

本行貸出地方債の現狀を見るに、康德八年末現在貸出殘高二千三十萬三千百四十六圓にして、我國地方債總額に對する割合は康德七年末に於て約一割五分六厘を示し、地方債貸出機關十餘中貯金部に次いで滿洲興業銀行と比肩し得べく、重要なる地位を占むるものと謂ふことが出來る。地方債貸出狀況次の如くである。

年月	貸出額（極度額）（千圓）	貸出殘高（千圓）	主要貸出資金
大同元年末	五五八	△五五八	
〃二年末	三、一八六	△三、〇〇〇	行政貸款、舊行政貸款、集團部落助成資金、私帖整理資金
康德元年末	七、二四一	△六、〇〇〇	行政貸款、舊行政貸款、集團部落助成資金、私帖整理資金
〃二年末	一七、五二五	一三、〇一八	行政貸款、舊行政貸款、集團部落助成資金、農耕轉貸資金、私帖整理資金
〃三年末	二九、六二四	二三、五八八	行政貸款、警備道路建設資金、集團部落助成資金、農耕轉貸資金、吉林省二荒地復興資金
〃四年　六月末	三五、一七五	二六、〇七五	東邊道復興資金、集團部落助成資金、農耕轉貸資金、吉林省二荒地復興資金、警備道路
〃〃十二月末	三九、二三五	二八、八三五	建設資金
〃五年　六月末	四一、六一八	二七、八八九	東邊道復興資金、集團部落助成資金、農耕轉貸資金、水災家屋復舊資金、東滿產業振興
〃十二月末	四七、二三四	三〇、七七〇	工作資金
〃六年　六月末	四九、七〇五	三〇、八六二	東邊道復興資金、農耕轉貸資金、東滿產業振興工作資金
〃十二月末	五五、六三三	三四、七八八	
〃七年　六月末	五三、五五六	二五、〇七五	（貯金部に一部讓渡）
〃十二月末	五三、〇九四	二三、四八〇	
〃八年　六月末	二九、〇六四	二一、二二〇	
〃十二月末	二六、七四四	二〇、三〇三	

註　△印ハ推定概數ナリ

建國當初に於ては治安未だ定まらず且つ又地方團體の諸施策も早急には見るべきもの無かりし爲め大同年間に於ける貸出は僅少なりしも、康德二、三年に至りて治安工作としての集團部落助成資金、農耕轉貸資金、警備道路建設資金等の起債を見、貸出は急增した。爾來年々增加の一途を辿り、康德四年以來產業開發五箇年計畫實施の線に沿ふべく且つ匪禍に因り荒廢せる農村復興、產業振興を圖るべく、東邊道復興資金、東滿產業振興工作資金等の貸出を爲せるも、康德六年末を峠として貸出減少の傾向を生ずるに至つた。卽ち康德七年一月貯金部の創設に伴ひ、貯金部資金の地方債投資となり、本行所有地方債の一部を貯金部に讓渡せる結果、康德七年末殘高は前年末に比し稍〻減少を示した。其後貸出抑制方針に則り地方債新規貸出も引締を行ひ貸出殘高は漸減の傾向を示すに至つた。

第二項　外國公共團體貸出

本行は冀東政府、蒙古軍政府、察南自治政府等にも相當の資金的援助をなした。

第三項　公共組合其他に對する貸出

公共組合に對する貸出としては學校組合、種子配給協會、阿片納入組合、農事合作社、商工公會等に對する貸出がある。

學校組合は康德四年十二月公布の學校組合法に據り設立せられた法人であるが、本行は之に對し一時貸出、長期貸出の融資をなし、其の校舍建築、學校經營を援助し來つた。種子配給協會は康德五年九月長春縣農事合作社を主體として設立せられた財團法人であるが、本行は之に對し增產用種子配給資金を供與し其の額は逐年增加を示したが、同協會は康德八年八月興農合作社に統合せられた。阿片收買資金は阿片納入組合設立前は大滿號、農事合作社聯合會（熱河省及び興安西省）に對し貸出したが、康德七年四月農事合作社が興農合作社に統合せらるゝに及び縣旗阿片納入組合が結成せられ、同組合に對し貸出すことになつた。農事合作社に對しては前記の種子配給資金又は阿片收買資金の外、役畜購買資金、農產物出廻調節資金、施設資金、生必品購買資金等の貸出を行ひ來つたが、康德七年四月興農合作社の新設と共に之に引繼がれた。商工公會は康德四年十二月公布せられた商工公會法に準據して設立せられたものであるが、商工公會に對する本行の資金援助は現在の所錦州商工公會のみに過ぎない。以上の外鳳城煙草組合に對する貸出又は康德水利合作社に對する貸出等があつた。

第三款　金融機關に對する貸出

第一項　滿洲興業銀行に對する貸出

滿洲興業銀行は康德三年十二月我國第一次產業開發五箇年計畫遂行に當り、產業開發上必要なる長期資金供給の使命を帶びて朝鮮銀行在滿支店、滿洲銀行竝びに正隆銀行の三行を合併して設立せられ、康德四年早々より業務を開始したのであるが、本行は其の創業當初より之に對し資金的援助を與へたのである。併し乍ら創業より二、三期末頃迄は同行の產業開發資金貸出は餘り多額に上らず、一般商業方面に對する貸出が主であつた爲め本行の同行に對する融資も少額であつた。然るに其後國際情勢は日々に險惡化し、世界各國共國防力の擴充に狂奔するに至つたので、我國も亦日本と共に、國防經濟力の充實に邁進することゝなり、先づ鑛工業部門の急速なる整備擴充に努め、從つて之が所要資金の需要も亦頗る多額に上つたので、斯種の資金供給を本來の業務とする同行の貸出額は康德五年下期以降每期膨脹の一路を辿り、就中康德六年下期以降滿洲重工業開發株式會社に對し之が融資をなすに至つてより、其の貸出額は飛躍的激增を告ぐるに至つた。從つて本行の資金的援助も勢ひ逐年急速に增大するに至つた。

第二項　普通銀行に對する貸出

前述の如く大同二年十一月政府は新たに銀行法を制定し從來の封建的各種金融機關の近代式銀行に改組を斷行した。更に康德五年十二月銀行法の改正を行ひ普通銀行の育成强化に努めたる結果、其の內容も次第に健實化し、普通銀行制度は一應整備の段階に入つたのである。

當初本行と取引關係を有したるもの僅に四行であつたが、其後漸次增加し殊に康德五年末より經濟部當局の意嚮に依り、普通銀行中從來橫濱正金銀行又は滿洲興業銀行より融資を受けて居つたものに對し本行への肩替りを慫慂し、普通銀行に對する融資は總て本行に於て之を行ふ方針が確立せられた。それ以來取引行數は急激に增加し、最近に於ては國內普通銀行四十四行中三十六、七行と殆どその八割餘を占むるに至つて居る。

他方融資金額も漸次增大し康德五年上期頃を最高としたのであるが、其後六、七年は漸減傾向を辿つてゐる。斯樣に取引行數が增加せるに反し融資金額が減少を見るに至つたのは普通銀行の內容が整備健實化せる結果であつて、最近は從來の如く其の營業資金の大部分を擧げて本行に依存して居つた狀態から次第に脫却し、漸次預金及び自己資金に依り營業するに至つたのである。從つて本行の貸出內容も變化し從前の如き不動產乃至商品擔保貸出は漸次減少し、國債擔保及び商業手形擔保貸出が增加し、又資金用途も漸次預金支拂準備に限定されつゝある。

尙ほ康德八年度に入つて急激なる貸出膨脹を見たが、其の貸出內容は從前とは著しき質的變化を爲してゐる。卽ち其の特色は次の如くである。

一、本行は政府と協力し極力國債を普通銀行に買取らしめ、以て預金支拂準備として最低限度預金の一割に相當する額を國債の保有に向くることを奬勵し、他方康德八年五月より預金支拂資金として國債擔保貸出手續を簡便化し、其の貸出利率を引下げ擔保掛率を引上げ以て國債優遇を圖ることになつた。斯くて普通銀行の國債保有高の增加に伴ひ國債擔保貸出も急增するに至つた。

二、康德七年下期頃より普通銀行は全般的貸出抑制方針竝びに預金の吸收增加の結果、次第に遊資を擁し一部には經營困難の徵の存することが認められたので、本行主唱の下に同年十一月より共同融資制度を實施せしめ、先づ滿洲糧穀株式會社（後に滿洲農產公社に統合）に對し融資を開始し、次いで康德八年三月大興公司に對し融資し、更に康德八年十一月滿洲棉花株式會社に對しても融資することゝなつたのである。共同融資手形に對しては融資銀行の預金又は爲替支拂資金として必要の際は本行に於て之が割引に應ずることゝせるを以て、共同融資の增加に伴ひ之が手形割引も增加を示した。

三、康德七年十月濱江省に於て我國最初の試みとして地方債公募の形式に依り防水利民事業公債を發行することになり、哈爾濱所在の普通銀行に於ても之が引受を爲したが、其の價格維持竝びに本省債引受に依る普通銀行の一時的資金繰りの窮屈化を緩和する爲め右省債擔保の貸出に應ずることゝした。

內國普通銀行に對する期末貸出狀況は次の如くである。

期別	極度額	貸出殘高	取引行數
康德三年上期末	七、〇四二千圓	四、四五二千圓	一三

同	下期末	一二、二七四	一一、一五三
同	四年上期末	一五、七〇九・	一〇、一五一
同	下期末	一九、四五五	一一、一二七
同	五年上期末	一八、八七三	一三、一〇九
同	下期末	二〇、八一七	一二、二六八
同	六年上期末	二〇、九一二	九、三七八
同	下期末	二三、二三三	五、七三二
同	七年上期末	二五、四九一	五、〇五八
同	下期末	二五、一一五	四、五五四
同	八年上期末	三三、三二八	一九、〇四九
同	下期末	三六、四三五	一四、八六一

		一七	
		一九	
		二二	
		二六	
		二九	
		三二	
		三一	
		三三	
		三六	
		三七	
		三八	

第三項　日本側金融機關に對する貸出

日本側金融機關たる横濱正金銀行、朝鮮銀行竝びに舊滿洲銀行とは本行創業年度より、又舊正隆銀行とは大同二年より夫々融資契約を締結した。横濱正金銀行に對しては現在猶ほ融資契約續行せられて居るが、康德五年以降は全く之が融資を見ることなく、朝鮮銀行に對する契約は康德三年八月末を以てこれを解約し、舊滿洲銀行との取引も亦極めて活發であつたが滿洲興業銀行に合併せられて行とは本行創業年度より、又舊正隆銀行とは大同二年より夫々融資契約を締結した。横濱正金銀行に對しては現在猶ほ融資契約續行せられて居るが、康德五年以降は全く之が融資を見ることなく、朝鮮銀行に對する契約は康德三年八月末を以てこれを解約し、舊滿洲銀行との取引は比較的活發であつたが、同行に對する契約は康德三年末同行が滿洲興業銀行に合併せらるゝと共に解消した。舊正隆銀行との取引も亦極めて活發であつたが滿洲銀行同樣、滿洲興業銀行に合併せられて契約は解消した。尙ほ日本側金融機關として東洋拓殖株式會社があるが、同社に對しては康德四年四月より融資契約を締結し、現在引續き繼續取扱中であるが、其の使用は漸減の傾向を示して居る。其他東拓の子會社たる東省實業株式會社に對しても康德四年十月以降融資を續行して居る。日本側銀行に對する康德二年以降期末貸出殘高は次の如くである。

期別	貸出殘高（千圓）
康德二年上期末	一二、六三七
同　下期末	四、八五四
同　三年上期末	四、六二五
同　下期末	四二三

同	四年上期末	一、三五四	
同	下期末	四、一二八	
同	五年上期末	五、一〇二	
同	下期末	一〇、三三六	
同	六年上期末	三、一七四	

註　自康德五年下期　至康德六年下期ハ輸出振興資金貸出高ヲ含マズ

第四項　中國側銀行に對する貸出

中國、交通の兩銀行に對する融資もあるが哈大洋整理に關する項に讓ることにし此處には省略する。

尙ほ中國側銀行たる大中銀行に對しても康德八年九月國債擔保にて融資を許容するに至つた。

同	下期末	四、一八九	
同	七年上期末	四、二七九	
同	下期末	一、七一二	
同	八年上期末	一、五七一	
同	下期末	一六〇	

第五項　庶民金融機關に對する貸出

本行は建國當初に於ける農村金融梗塞打解策として、政府と協力して春耕貸款、農耕轉貸資金貸出其他の農民復興資金貸出を行つたが更に恒久對策として協同組合運動に依り農村金融の改善向上を圖らんとし、大同二年始めて金融合作社が設立せられ、翌康德元年金融合作社法が施行せられ、又中央連絡機關として金融合作社聯合會が設立せらるゝや、同聯合會を通じ各單位合作社所要資金の貸出を行ひ農村金融圓滑化を圖つたが、爾來合作社は大に發展し農村金融より更に都市中小商工業金融に乘出した。一方既述の如く康德四年七月以來農事指導を目標とする農事合作社運動が展開せられ、各縣下に農事合作社の設立が相次ぐに至り、金融、農事兩合作社併立して事務を行つた。

又在滿日本人を對象として金融組合及び同聯合會があり、何れも本行の援助を受けて其の金融に當つた。康德七年四月右金融合作社、農事合作社、金融組合及び金融會を統合し、其の農村部門を對象とするものを以て興農合作社を設立し、其の都市部門を對象とするものを以て商工金融合作社を設立し、兩者何れも本行よりの資金援助を受けて一段と發展段階に入つた。尙ほ其他大興公司に對しては其の設立以來資金援助を爲し、又無盡會社に對しても康德五年十月以來融資契約を締結し

て金融の圓滑化を圖つた。

一、金融合作社、金融組合、金融會に對する貸出

金融合作社に對する貸出　大同二年奉天省金融合作總處に對し極度二十萬圓、黑龍江省金融合作總處に對し極度十萬圓の當座貸越を許容したが、康德元年五月に至り之を極度八十萬圓に增額し、又吉林省金融合作總處に對し極度二十萬圓の當座貸越を許容した。其後金融合作社聯合會が設立せらるゝや、之に對し融資することゝなつたが、爾來其の融資極度は逐年增額し、康德七年四月に至り極度一億一千二百萬圓を以て興農合作社中央會に繼承された。斯樣に本行は金融合作社設立當初より之に資金的援助を爲し其の發展に應じて融資極度の增額を重ね、又一方金利負擔の輕減を圖り以て合作社運動の發展と農村金融竝びに都市中小商工業金融の圓滑化に協力したのである。

金融組合に對する貸出　金融組合は在滿日本人を對象とせる永き歷史を有する金融機關であつたが、康德四年治外法權撤廢と共に在滿金融組合は在關東州金融組合より分離し、我國金融合作社法の適用を受くることになつた。康德五年一月始めて同聯合會に對し當座貸越極度五十萬圓を許容し、爾來增額を經て康德七年七月極度六百五十萬圓を以て商工金融合作社中央會に繼承せられた。

金融會に對する貸出　金融會は在滯朝鮮人を對象とせる金融機關にして、康德四年治外法權撤廢以後我國金融合作社法の適用を受くることになつた。康德四年九月始めて同聯合會に對して當座貸越極度五十萬圓を許容し、爾來增額を經て極度一千三百萬圓を以て康德七年四月興農合作社中央會に繼承せられた。

二、興農合作社に對する貸出

本行の興農合作社に對する貸出は總て興農合作社中央會を通じて爲せるものにして、康德七年四月統合設立以來引續き巨額の融資をなして居るが、八年度所要資金の一部としては本行融資の外、商工金融合作社中央會の餘裕資金を本行より興農合作社に融資することゝしたのであるが、康德八年五月農產物收買方策として試みられた先錢制度に依り農村放出資金が過剩となる虞もあり、旁〻特殊會社に對する資金を全般的に壓縮しつゝある際なるを以て、本行の融資極度額を減額して今日に及んでゐる。尙ほ康德八年八月種子配給協會を統合せる結果種子配給資金の極度をも別途に設定した。

三、商工金融合作社に對する貸出

商工金融合作社に對しては康德七年五月統合設立以來同中央會に對し融資を許容せるも、同年下期に入るや各地單位合作社に於ける預金吸收の成績か良好にして、同中央會の預り金、管理金等は增大し、尙ほ手許餘裕資金を生じたるを以て、本行は之が融資先を韓掘し、融資方法として本行に餘裕金を別段預金せしめ、本行より同額を同率にて融資するの方法を採り、先づ滿洲糧穀株式會社に對し康德七年十一月より國內普通銀行と共に共同融資せしめたのであるが、康德八年一月以降前述の如く專ら興農合作社中央會に對し融資し、其後更に大興公司及び滿日亞麻株式會社に對しても融資した。從つて康德八年度に於ける商工金融合作社に對する本行融資は專ら預金支拂準備として融資せるに止まつた。

四、大興公司に對する貸出

大興公司に對しては同公司が大同二年七月本行より分離獨立するに當り、我が庶民金融機關としての健全なる發達を助成するの目的を以て、合計二百萬圓の融資極度を設定同公司の資金繰の援助をなした。其後同公司の急速なる態勢整備と業務成績の順調なる發展に呼應し益〻其の資金援助に努め、相次いで融資極度の擴張をなし、現在總極度五千百五十萬圓に達して居る。

而して其の運用振り亦活潑にして、極度の增額と共に貸出殘高亦增加を加へ、近年は年間八、九、十月の各月の運用額も多額に及び、時に極度一杯に達することあり年末頃より翌年の二、三月頃迄は同公司融資の回收期に當るので本行よりの融資も漸減、四月頃より同公司の新規貸出增加に伴ひ本行融資亦漸增に向ふを常態とする。斯くの如き本行融資の增減傾向は同公司が主として農民層を相手とする庶民金融機關たる點に因由するものである。

尙ほ右大興公司の舊奠東地區に於ける曾ての直系子會社たる裕民公司に對しても康德六年六月融資を許容したが、同年九月同公司が大興公司の傘下を離れて北支側銀行に買收せられたるを機會に本融資契約は解約した。

五、無盡會社に對する貸出

國內十三無盡會社中康德五年十月より康德八年六月頃迄に、間島無盡會社、撫順無盡會社、錦州無盡會社と取引契約を締結し來つたのであるが、康德八年六月本行竝びに政府の勸奬により各會社共最低限度預り金の二割及び無盡給付資金の一割相當の國債を保有することを決議し、他方此の機會に本行に於ても右國債擔保の貸出を普通銀行並みに優遇することになつた。斯くて其後國債擔保にて融資契約締結を希望するもの續出し、現在七會社と融資契約締結中にして康德八年末總極度額は百四十餘萬圓に達して居る。

第六項　輸出振興資金貸出

我國產業五箇年計畫の遂行に必要缺くべからざる外國資材の輸入を圓滑ならしむる爲には、第三國向輸出貿易の振興を圖り以て外貨資金を獲得すること肝要にして、之が手段として取敢へず本行としては金融の方面より輸出の助長に資する爲め在滿（關東州を含む）爲替銀行に對し低利資金を融通して輸出金融の疏通を圖る一方、該銀行をして輸出前貸金利を引下げしめ輸出商の金利負擔を輕減せしむる方策を講じた。

第四款　特產資金貸出

玆に謂ふ特產とは油料特產物の外糧穀及び米麥等を含むのであるが、由來特產金融は我國金融上甚だ特色あるものにして、農產物統制强化に伴ひ其の融資方法は變りつゝあるも、依然金融上重要なる地位を占めて居る。統制實施以前に於ける特產金融は專ら糧棧、油坊、燒鍋、磨房及び輸出商等に對する特產物擔保（屯積、麻袋詰、撒積、混保證券、貨物引換證、倉荷證券其他）、不動產擔保、信用、又は輸出爲替前貸等の形式に依つて行はれた。康德五年より統制が實施せられ、同十二月滿洲糧穀株式會社が設立され、更に康德六年十一月主要糧穀統制法が施行せられて、米穀及び糧穀に就ては滿洲糧穀株式會社が之を統制することになり、又康德六年十月重要特產物專管法が施行され、同時に滿洲特產專管公社が設立せられて、油料特產物に就ては滿洲特產專管公社が之を統制することゝなり、次いで康德六年十二月小麥及び製粉業統制法が施行せられ、同法に基き康德七年一月滿洲穀粉管理株式會社が設立せられて、小麥に就ては滿洲穀粉管理株式會社が之を統制することになつた。各統制會社の下には代理（特約、指定）收買人があつて糧棧よりの收買に當ることになり、米穀及び糧穀の收買には滿洲糧穀株式會社よりの前渡金又は內渡金に依り、混保大豆及び大豆粕に就ては滿洲特產專管公社委託に基く南滿洲鐵道株式會社發行の代金支拂指圖證券及び大豆粕收買證を指定銀行宛資渡に依り、小麥に就ては滿洲穀粉管理株式會社宛爲替手形の銀行割引に依り、各〻資金調達を圖り、又糧棧は代理（特約、指定）收買人よりの資金前渡に依り收買に當ることになり、從つて從前の如き特產金融の範圍は局限せられ、一方各統制會社に對する金融が重きを加へて來た。斯くて國內金融機關に依る特產金融は減少し、反面低利融資可能なる特殊銀行に依る對統制會社融資が增大し來たつたが、本行は滿洲糧穀株式會社に對する共同融資を斡旋し以て普通銀行の特產金融多加の途を講じた。康德八年に至りては更に先錢制度の採用及び三社統合に依る滿洲農產公社の設立を見、又糧穀及び混保外油料特產物收買に對し爲替手形が使用せられた。本行の統制會社に對する貸出狀況は次の如くである。

滿洲糧穀株式會社に對する貸出　同社は康德五年十二月設立せられ康德八年七月滿洲農產公社に統合せられたが、其間同社營業資金の大部分は本行が之に融資した。卽ち康德六年度資金として同年六月當座貸越極度額を增額して今日に至つた。

滿洲特產專管公社に對する貸出　同社は其の收買特產物中混保大豆及び大豆粕收買證發行に依り之を行ひ、一方收買大豆及び大豆粕の資金化容易なりし爲め同社資金繰圓滑にして借入の要殆ど無く、當初本行、滿洲興業銀行及び橫濱正金銀行三行間に於て協議の結果三、四、三の比率に依り當座貸越總極度一億圓設定せるも、全然使用せざりしを以て一箇年にして解約した。尙ほ代金支拂指圖證券及び大豆粕收買證に就ては、本行は滿洲興業銀行及び橫濱正金銀行と共に之が買取指定銀行となり同社資金繰の便を圖つた。

滿洲農產公社に對する融資　康德八年七月從來の三統制會社を統合して滿洲農產公社が設立せられ、一段と强化徹底せる蒐貨、配給の統制に當ることになつた。本行は同社事業運營の圓滑を期すると共に巨額なる短期特產資金の統制を圖る爲め、同社所要資金に付き從前の三統制會社に對する各行の融資實績に徵し之が融資割當を爲す可く、滿洲興業銀行、橫濱正金銀行及び公社と協議の結果、康德八年度所要資金三億七千萬圓に對し、本行一億二千萬圓、滿洲興業銀行五千萬圓、橫濱正金銀行五千萬圓、國內普通銀行共同融資五千萬圓、大連各行一億圓融資のこと、協定した。

第五款　棉花資金貸出

大同二年棉花增產二十箇年計畫が樹立せられ次いで康德元年棉花統制會社として滿洲棉花股份有限公司（滿洲棉花株式會社）が設立せられ、康德四年十月棉花統制法が公布せられて同社が其の一手收買を行ふこと、なり、更に農事合作社（興農合作社）と協力し積極的に棉花の增產指導に當つた。其の間年に依り豐凶があつたが漸次增產に向ひ、康德八年度の如き豫定數量を突破するの好成績を見た。

本行は當初より之が增產奬勵に協力し、統制會社に對し棉花收買資金、棉花耕作資金、棉花耕作農民食料對策資金、事業運轉資金等を融資した。

第六款　開拓資金貸出

開拓關係事業資金は其の二十箇年百萬戸入植計畫の第一期（康德四年—同八年）資金として既に巨額を要し、今後益〻尨大なる資金需要を豫想せられるのである。第一期資金は主として滿洲拓植公社々債若くは株式拂込金又は日滿兩國政府補助金として調達せられた。

本行は滿洲拓植公社國內社債の引受を爲せる外、事業運營上社債發行拂込金徵收又は補助金交付が間に合はざる場合は資金前貸を行ひ以て事業運營の圓滑化に協力した。尙ほ滿鮮拓植會社、開拓青年義勇隊訓練本部等に對しても資金的援助をなした。

第七款　鑛工業資金貸出

鑛工業方面に對する事業資金の融資は其の性質上主に滿洲興業銀行の取扱に屬するものであり、同行に對する本行融資就中滿業手形の再割を通じて間接に此の方面に融資されてゐるものは相當有るものと推定さるゝが、直接本行に於て取扱ひ來りたる此の方面に對する融資は滿洲石油株式會社に對する試掘資金融資を除けば殆ど大部分は運轉資金である。

一般貸出の方面に於て民間の中小工業者に對して融資せられてゐるものも多少有るが、主なるものは特殊準特殊會社に對するもの、即ち滿洲炭礦株式會社、滿洲石油株式會社、同和自動車工業株式會社、滿洲鹽業株式會社、本溪湖煤鐵公司、滿洲特殊製紙株式會社、密山炭礦株式會社等に對する融資である。

過去に於て一時的取引關係ありたるものとして滿洲採金株式會社、滿鐵撫順炭礦、昭和製鋼所等を擧げ得るも、何れも極く短期の臨時的のものにして其後引續き取引關係はない。

第八款　特殊貸出

第一項　私帖回收資金貸出

硬貨の缺乏と云ふ滿洲金融界の特異性より漸次其の流通を見た私帖は濫發又濫發、大同年中流通總額一千數百萬圓に達してゐた。因つて政府當局は大同元年七月五日敎令第五十三號に依り其の回收整理を强行した。

本行亦政府の指示により幣制統一の爲め遼源縣以下全滿四十九縣に對し私帖回收の目的を以て、康德元年初、半箇年据置五箇年年賦償還にて合計百五十餘萬圓の貸付を爲したが、遠からず完濟せらるゝ見込である。

第二項　哈大洋整理資金貸出

康德二年當時の財政部命令に依り中國及び交通兩銀行に對し其の發行に係る哈大洋券回收資金貸付の爲め當座貸越契約を締結し、右哈大洋流通期間終了（康德四年六月末）と同時に其の融資を打切り、爾後償還段階に入つたものであるが、此の間償還約定の一部變更等があつたが概して順調に整理進捗し來り、中國銀行分は康德九年末を以て整理完了の豫定である。

第三項　過爐銀整理資金貸出

七十年の歷史と複雜神秘性を嚙ぜられた爐銀制度が事變後頹廢の極に達したる際に於てすらも、急激な改革を不可とする說の行はれることは事實であるが、政府當局は幣制統一の立場より整理を斷行することに決し、本行より過爐銀制度廢止に依る整理資金として營口商業銀行に對し當座貸越極度三百萬圓を貸出したが、康德五年六月過爐銀關係の舊債整理の結果債權元本は國幣六十一萬四千五百七十一圓九分に減じ、之に就て向ふ五箇年十期の分期償還契約成立し同行より現在償還中である。

第四項　春耕資金貸出

第二章第一節に詳述したる如く本貸款は春耕貸款、農民復興貸款、商工復興貸款等の名稱を以て呼ばれるものにして、天災匪害を蒙り困窮疲弊せる農商工民に對して之が復興を圖らんが爲め、政府の依頼により大同二年及び康德元年の二次に亘り、農耕用種子、牧畜、農

具、勞力等の調達資金竝びに教濟資金として貸出したるものである。而して本貸款は所謂政治的貸款にして省令迄發布して省に監理委員會なるものを設け、縣に縣當局を中心とせる同委員會縣分會なるものを置き、之をして本貸款の貸付回收に關する一切の責任を負擔せしめたるが、其の償還期限を經過せるも爾後の整理遲々として進まざりしを以て、本行は自體整理の主體となり積極的整理を敢行、縣當局を初め警察官吏、鄕村長等其他債務關係者を總動員し累次の大整理を重ねた結果、現在にては元本は殆ど之を回收するに至つた。

尙ほ各貸款別原貸出高は左の如くである。

貸款名稱	原貸出額
舊吉林省春耕貸款	八三八、八八一、〇〇
舊黑龍江省春耕貸款	一一、二四八、六九一、六〇
舊奉天省春耕貸款	三、一一〇、七二七、〇六
舊熱河省春耕貸款	一、〇二一、七二三、七〇
舊興安省春耕貸款	五九四、三三二、〇〇
舊吉林省農民復興貸款	三、二八〇、七一四、〇〇
舊吉林省商工復興貸款	一、四九一、二六二、〇〇
舊黑龍江省商工貸款	八八、七〇〇、〇〇
舊奉天省農地復興資金貸款	六〇二、五〇四、八五
通遼縣舊逆產佃戶貸款	九五、九三一、〇〇
合計	二二、三六三、四六七、二一

第五節　爲替

第一款　內國爲替

資金の移動集散を便にし商取引の圓滑を圖ることは經濟發展上の要件であるから、本行は創業以來爲替業務の發達に對しても不斷の努力を拂ひ來つたのである。

舊行號時代に於ては滿洲內各省は各〻通貨を異にせる結果、爲替は國內取引に於ても恰も外國爲替の如き觀を呈し、其の取組は極めて不便であつたのみならず、手數料も高率で資金移動の圓滑を缺ぐこと尠くなかつたのであるが、本行は通貨統一の難業を完成すると共に殆ど無手數料に近い料金を以て之が爲替業務を取扱ひ、爲替事務の繁忙化に伴ひ樞要各地銀行ともコルレス契約を漸次增加したので、爲替取組は劃期的に躍進し、國內金融の疏通に裨益する所尠くなかつた。

今國內爲替の總分支行取組高合計を見るに左の通りである。

	受入高	拂出高
大同元年下期	一二六、一三三、六三〇、三八	一二五、〇二五、五二六、九七
大同二年上期	二一六、八四二、六六九、六九	二三七、四二四、八五一、六五
大同二年下期	二一四、四九八、二三〇、八五	二二〇、〇〇四、三三八、五一
康德元年上期	二四三、三六〇、八五一、六〇	二三八、四八四、八〇一、七六
康德元年下期	三七〇、八四九、五三〇、四八	三六三、一一九、三〇八、三五
康德二年上期	四〇三、五九三、一一一、三五	四〇六、五八八、三七九、五六
康德二年下期	五四三、一九七、四六五、四一	五二七、四三二、一六、五二
康德三年上期	五九六、八七三、一三〇、一三	五九八、六四四、八九一、七三
康德三年下期	八五三、五三三、七四五、六五	八五一、八七四、九四五、一三
康德四年上期	一、〇九八、二二一、一四九、三四	一、〇九六、六一五、三三三、九〇
康德四年下期	九九三、一二四、三三〇、四六	九八九、一二一、二九二、五二
康德五年上期	一、五一八、〇二八、一七一、三五	一、四七五、一八九、〇〇〇、八六
康德五年下期	一、九七六、八七一、三七六、一一	二、〇七〇、一一七、五六九、五一
康德六年上期	二、一一七、〇四五、四一八、九〇	二、一二五、六一一、五五三、七七
康德六年下期	二、八八五、〇〇七、七七〇、〇一	二、九七九、〇五八、三二二、八五
康德七年上期	二、八九六、七六六、六一七、二一五	三、〇一八、一三三、〇九四、七五〇
康德七年下期	三、五八一、七四四、四一〇、二〇〇	三、六五七、七九九、七四二、五五〇

康德八年上期　三、一一九、六一六、五四三・〇七〇
康德八年下期　四、〇一五、七三四、五七〇・〇五〇　三、九五六、八八八、九九三・八三〇

卽ち第一期には受入高一億二千六百十三萬餘圓、拂出高一億二千五百二萬餘圓であつたものが、其後治安の恢復平定、銀行利用の增進交通機關の整備等に伴ひ、國內各地間の爲替取引は逐年增大し、第十九期には受入高四十億一千五百七十三萬餘圓、拂出高三十九億五千六百八十八萬餘圓と受入高、拂出高共に約三十二倍の增加率を示してゐる。

康德八年十二月末に於ける國內コルレス先は次の如くである

銀行名	取引先（本店及支店）
滿洲興業銀行	新京本店、南廣場、大馬路、四平、開原、奉天、浪速通、哈爾濱、安東、營口、龍井、遼陽、鐵嶺、圖們、牡丹江、齊齊哈爾、海拉爾、普蘭店、
奉天商工銀行	奉天本店、商埠地、十間房、平安通、哈爾濱、佳木斯、鞍山、克山、錦州、阜新、黑河、訥河
東邊實業銀行	安東本店
東興銀行	圖們本店、延吉、琿春、敦化、牡丹江、明月溝、汪清、安圖、佳木斯
營口商業銀行	營口本店、南本街、田莊臺
興德銀行	新京本店、興安大路、東廣場
錦州商工銀行	錦州本店
齊齊哈爾商工銀行	齊齊哈爾本店
橫濱正金銀行	新京、奉天、哈爾濱、營口

第二款　外國爲替

舊政權當時に於ては外國爲替は外國系の銀行により取扱はれて居つた。建圖後本行は爲替業務の整備に伴ひ次第に圖外にもコルレス網を張り、その擴充强化に努めた結果日拿其他歐米各國とも爲替取引を爲し得るに至つた。

從來日滿爲替は朝鮮銀行を通じて行はれて居たのであるが、康德四年九月に本行は東京支店を開設し、日滿爲替を取扱ふことになり日滿送金は極めて圓滑に行はれるに至り、更に日本內地竝びに關東州に於ける各銀行ともコルレス契約を結び、日滿南圓間の資金疏通に多

大の利便を與ふるに至つた。

康德八年十二月末に於ける日本竝びに關東州コルレス先銀行は次の通りである。

（日本）第一銀行、住友銀行、第百銀行、三井銀行、三菱銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖產銀行、臺灣銀行、橫濱正金銀行、安田銀行、三和銀行、東海銀行、東邦銀行、會津銀行、遠州銀行、十二銀行、高岡銀行、加州銀行、第四銀行、大分合同銀行、漢城銀行、

（關東州）朝鮮銀行、臺灣銀行、三井銀行、住友銀行、第一銀行、三菱銀行、三和銀行、滿洲興業銀行、安田銀行

尙ほ本行創立以來支那各地に對してもコルレス網擴張に努力し、康德八年十二月末に於けるコルレス先は次の通りである。

銀行名	取引先
橫濱正金銀行	北京、天津、上海
朝鮮銀行	北京、天津、上海
臺灣銀行	上海
天津銀行	北京、天津
實東銀行	北京、唐山、昌黎、秦皇島、密雲、山海關、樂亭、灤縣、天津
蒙疆銀行	北京、天津、張家口、大同、厚和、宣化、懷來、包頭、張北、多倫、豐鎭、平地泉、涿鹿、延慶
華興商業銀行	上海、南京、蘇州、杭州、蚌埠、鎭江

歐米諸國に對しては橫濱正金銀行の倫敦、巴里、伯林、紐育の各支店、渣打（麥加利）銀行（The Chartered Bank of India, Australia and China）の倫敦、大通銀行（The Chase National Bank of the City of New York）の紐育各店とコルレス契約を結んでゐる。

外國爲替の各期受拂高は次の通りであるが、受拂共本行業務の進展につれて著しき躍進を續けて居る。

期	受入高	拂出高
大同元年下期	三、九六七、八八三・七九圓	二一八・六二圓
大同二年上期	五、〇三六、三五七・〇七	四一九、七二四・六三
大同二年下期	六、〇二二、〇五二・〇八	三四五、二〇五・四五
康德元年上期	一二、四七八、四七四・七一	七五〇、六二八・一七
康德元年下期	一〇、九〇八、五五六・一七	二、五一四、八九二・〇一

康德二年上期	一一、二八八、八〇〇・七四	一一、七四四、三〇二・二一
康德二年下期	一二、七九八、四八六・八五	一、八七四、一一三・五四
康德三年上期	二一、三五一、二五一・六四	二、八七八、九四九・〇四
康德三年下期	二二、一三六、四六八・五八	三、八三五、三二六・八八
康德四年上期	三一、一二九、二一二・三一	四、七一〇、三一七・五五
康德四年下期	二八六、二八六、六二二・五〇	一八五、一八一、三六七・四九
康德五年上期	二一六、四八七、二五五・五七	三二、七〇三、九九二・三七
康德五年下期	二八三、九二〇、四六九・六二	一八四、九九五、三四四・三八
康德六年上期	七〇七、二〇八、九九七・六七	九一七、四〇三、九三〇・〇四
康德六年下期	一、一二四、七二九、五三〇・六二	一、〇五九、七八六、二二五・八七
康德七年上期	八八九、一八五、〇三〇・四五	三〇五、九五三、八七五・八六
康德七年下期	一、二六一、二七七、五三七・三七	一、二五二、七二三、〇二七・六一
康德八年上期	二、三三三、九五四、八〇三・八二	一、八八三、八八七、九三六・四〇
康德八年下期	一、七九一、六三一、七七九・九九	一、九九一、一七四、〇九一・三六

第三款　爲替相場

國幣の對日相場は創立當初鈔票を通じて滙申相場にリンクしてゐた關係上、大同元年七月の平均は百十五圓三十八錢に騰貴し、一時は百二十二圓に躍同二年八月には治安確立、銀高等に因りて對金票バーを示し、康德元年十月の平均は七十三圓十九錢であつたが、大騰したことさへあつた。然るに米國銀價吊上政策に因り銀本位を離脫して以來漸時下向き、康德二年八月末には再度對金票相場バーを示現するに至つた。そこで前述の如く（第二章參照）康德二年十一月四日、日滿兩政府より滿日爲替相場等價維持に關する聲明を發表し、爾來對日爲替相場はバーを堅持して今日に至つてゐる。

斯くて國幣の日本圓リンク以來第三國爲替相場は對英一志二片基準を堅持し來つたのであるが、康德七年十月磅の崩壞に對處し日本と共に對米二十三弗十六分の七基準に移行した。

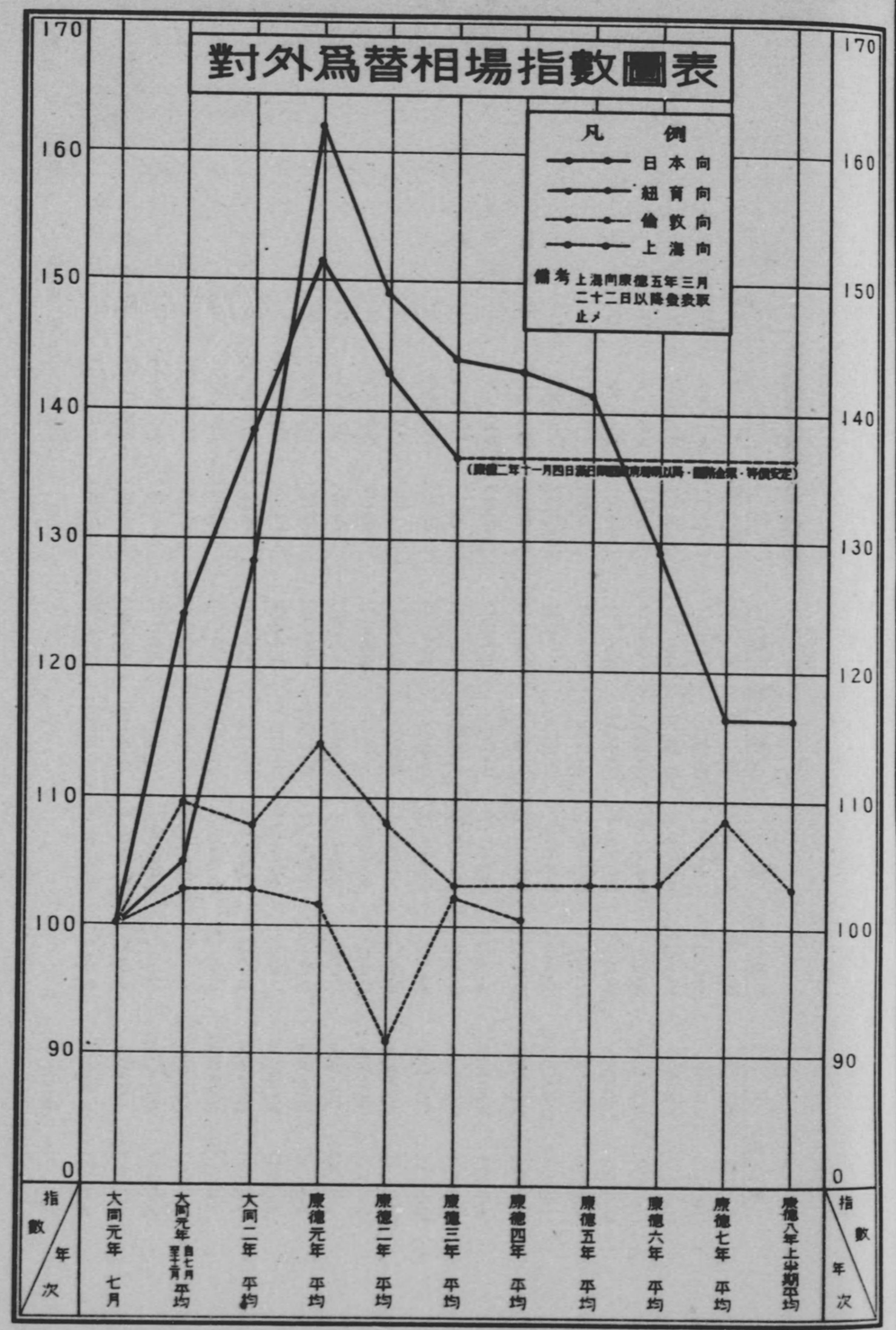

本行創立以來の對外爲替相場は次の如くである。

滿洲國對外爲替相場及指數

年	月	日本向 相場	日本向 指數	紐育向 相場	紐育向 指數	倫敦向 相場	倫敦向 指數	上海向 相場	上海向 指數
大同一	七	七三・一九 圓	一〇〇・〇	二〇・一〇 弗	一〇〇・〇	一一・五七 片	一〇〇・〇	九五・七二 元	一〇〇・〇
(一九三二)	八	八五・五八	一一六・九	二〇・九九	一〇四・四	一一・四九	一〇六・八	九五・九六	一〇〇・三
	九	九一・七九	一二五・四	二一・七一	一〇八・〇	一一・九九	一一〇・五	九八・八三	一〇三・二
	一〇	九二・九六	一二七・〇	二一・六三	一〇七・六	一一・二六	一一二・五	九九・三〇	一〇三・七
	一一	一〇五・二一	一四三・八	二一・八〇	一〇八・五	一一・九四	一一七・五	一〇〇・三八	一〇四・九
	一二	九六・八二	一三二・三	二〇・一九	一〇〇・四	一一・七九	一〇九・〇	一〇〇・七〇	一〇五・二
年平均		**九〇・九三**	**一二四・二**	**二一・〇七**	**一〇四・八**	**一一・八四**	**一〇九・四**	**九八・四八**	**一〇二・九**
大同二	一	九七・五七	一三三・三	二〇・二五	一〇〇・七	一一・四九	一〇六・八	九九・四五	一〇三・九
(一九三三)	二	九八・一一	一三四・〇	二〇・四三	一〇一・六	一一・三四	一〇五・五	九九・三〇	一〇三・七
	三	九六・〇〇	一三一・二	二〇・七六	一〇三・三	一一・五〇	一〇六・九	九八・九〇	一〇三・三
	四	九六・一〇	一三一・三	二一・二四	一〇五・七	一一・三二	一〇五・五	九八・〇九	一〇二・五
	五	九八・五九	一三四・七	二三・四七	一一六・八	一一・三四	一〇五・七	九六・七三	一〇一・一
	六	九九・三七	一三五・八	二五・一六	一二五・二	一一・六五	一〇八・〇	九七・七〇	一〇二・一
	七	九九・八三	一三六・四	二八・二〇	一四〇・三	一一・六一	一〇七・七	九八・二一	一〇二・六
	八	一〇〇・八〇	一三七・七	二六・七九	一三三・三	一一・二八	一〇五・二	九七・二九	一〇一・六
	九	一〇六・六〇	一四五・六	二八・六一	一四二・三	一一・七四	一〇八・六	九七・九二	一〇二・三
	一〇	一〇五・五二	一四四・二	二八・七九	一四三・二	一一・七九	一〇九・〇	九七・七五	一〇二・一
	一一	一〇八・一七	一四七・八	三二・〇〇	一五九・二	一一・〇三	一一〇・八	九九・三〇	一〇三・七
	一二	一〇九・三九	一四九・五	三二・九六	一六四・〇	一一・三七	一一三・三	一〇〇・三二	一〇四・八
年平均		**一〇一・三四**	**一三八・五**	**二五・七二**	**一二八・〇**	**一一・六二**	**一〇七・七**	**九八・四一**	**一〇二・八**
大同三	一	一一一・七八	一五二・七	三三・〇〇	一六三・七	一一・六六	一一五・四	九八・四九	一〇二・九

康徳一（一九三四）二	一一二・七〇	一五四・〇	三二・八三	一六三・三	一一三・七二	一一五・八	九八・〇六	一〇二・四
三	一一二・六八	一五四・〇	三三・一五	一六四・九	一一三・六三	一一五・二	九七・五五	一〇一・九
四	一〇九・六一	一四九・八	三二・七六	一六三・〇	一一三・三〇	一一二・七	九七・〇五	一〇一・四
五	一〇五・二七	一四三・八	三一・五八	一五七・一	一一二・七九	一〇九・〇	九八・一八	一〇二・六
六	一〇七・二六	一四六・六	三一・九〇	一五八・七	一一三・〇六	一一一・〇	九七・八二	一〇二・二
七	一〇八・八九	一四八・八	三二・三六	一六一・〇	一一三・三九	一一三・四	九六・五二	一〇〇・八
八	一一一・五七	一五二・四	三三・二八	一六五・六	一一三・七六	一一六・一	九六・〇四	一〇〇・三
九	一一二・九八	一五四・四	三三・四五	一六六・四	一一四・〇四	一一八・二	九五・三八	九九・六
一〇	一一五・三八	一五七・六	三二・八八	一六三・六	一一三・九四	一一七・五	九六・九〇	一〇一・二
一一	一一二・一七	一五三・三	三二・四〇	一六一・二	一一三・五九	一一五・〇	九九・〇〇	一〇三・四
一二	一〇九・七〇	一四九・九	三一・四三	一五六・三	一一三・二三	一一二・二	九九・〇〇	一〇三・四
年平均	**一一〇・八三**	**一五一・四**	**三二・五九**	**一六二・一**	**一一三・五一**	**一一四・三**	**九七・五〇**	**一〇一・八**
康徳二（一九三五）一	一〇九・四〇	一四九・五	三〇・九一	一五三・八	一一三・一七	一一一・八	九八・二五	一〇二・六
二	一一一・三四	一五二・一	三一・三八	一五六・一	一一三・四七	一一四・〇	九四・四一	九八・六
三	一一一・三六	一五二・一	三一・〇一	一五四・三	一一三・五九	一一四・九	八九・五九	九三・六
四	一〇九・七四	一四九・九	三〇・九五	一五四・〇	一一三・三六	一一三・二	八五・三一	八九・一
五	一〇六・六〇	一四五・六	三〇・四一	一五一・三	一一二・九五	一一〇・二	八二・九三	八六・六
六	一〇四・三三	一四二・五	三〇・〇〇	一四九・三	一一二・五八	一〇七・四	七九・八八	八三・五
七	一〇三・六〇	一四一・五	二九・九七	一四九・一	一一二・五〇	一〇六・九	七八・四八	八二・〇
八	一〇〇・九一	一三七・九	二九・四三	一四六・四	一一二・二三	一〇四・九	八一・〇四	八四・七
九	一〇〇・〇〇	一三六・六	二九・〇三	一四四・四	一一二・一〇	一〇三・九	七八・五九	八二・一
一〇	一〇〇・〇〇	一三六・六	二八・六二	一四二・四	一一二・〇二	一〇三・三	八〇・三七	八四・〇
一一	一〇〇・〇〇	一三六・六	二八・六五	一四二・五	一一一・九八	一〇一・七	九六・四二	一〇〇・七
一二	一〇〇・〇〇	一三六・六	二八・七一	一四二・八	一一一・九九	一〇一・七	九七・六五	一〇二・〇
年平均	**一〇四・七七**	**一四三・一三**	**二九・九二**	**一四八・八八**	**一一二・二九**	**一〇七・八三**	**八六・九一**	**九〇・七九**

康徳三年平均	—	—	二八・九九	一四四・二	一一二・〇〇	一〇三・二	九八・〇三	一〇二・四
康徳四年平均	—	—	二八・八〇	一四三・二	一一二・〇〇	一〇三・二	九六・三一	一〇〇・六
康徳五年平均	—	—	二八・四五	一四一・五	一一二・〇〇	一〇三・二	—	—
康徳六年平均	—	—	二五・九七	一二九・三	一一二・〇五	一〇三・五	—	—
康徳七年平均	—	—	二三・四四	一一六・六	一一二・七四	一〇八・六	—	—
康徳八年平均	—	—	二三・四四	一一六・六	一一二・〇〇	一〇三・二	—	—

備考　一、本表ノ相場ハ本行毎日青付相場ノ平均
二、康徳二年十一月四日日滿兩國政府聲明發表以降對日爲替パー不變
三、康徳七年五月以降倫敦向爲替相場ノミナル

然るに康徳八年十二月に至り、大東亞戰爭が勃發したので、之に對處する爲め日本政府は從來の英米貨基準の相場建方を放棄し、自主的爲替相場公定の方式に據ることになり、同月二十七日大藏省より爲替相場公定措置要項が發表された。仍つて滿洲國に於ても日滿一體の建前、國幣對日本圓パーの原則に基き、滿洲國國幣の爲替相場は日本圓を基準として本行に於て建値することに決定、二十九日經濟部當局談に續いて相場實施要綱が發表せられ、之に伴ひ、本行は同二十九日左の如く圓建公定爲替相場を發表、康徳九年一月一日より實施することになつた。

本行建値爲替相場

佛印	一〇〇	ピアストル（Piastre）ニ付	國幣	九七・六〇圓
泰國	一〇〇	バート（Baht）ニ付	〃	一五五・七〇
獨逸	一〇〇	マーク（Reichsmark）ニ付	〃	一七〇・五〇
伊太利	一〇〇	リラ（Lira）ニ付	〃	二二・三五
佛蘭西	一〇〇	フラン（Franc）ニ付	〃	九・三〇
瑞西	一〇〇	フラン（Franc）ニ付	〃	九八・九〇
瑞典	一〇〇	クローナ（Korona）ニ付	〃	一〇一・五〇

葡	葡	牙	一〇〇 エスクード (Escudo) ニ付 國幣 一七・三〇
亞	爾	然 丁	一〇〇 ペソ (Peso) ニ付 〃 一〇一・八〇
伯	剌	西 爾	一〇〇 ミルレイス (Milreis) ニ付 〃 二一・八〇
智		利	一〇〇 ペソ (Peso) ニ付 〃 一三・七五
秘		露	一〇〇 ソール (sol) ニ付 〃 六五・五〇

第六節　有價證券

第一款　概說

本行の有價證券勘定は之を分ちて公債（日滿國債の外地方債を含む）、株式、諸證券（社債を含む）の三者であるが、本行創業以來の本行所有有價證券の變遷を示せば次の通りである。

年度	國債	日本公債	株式	諸證券	計
繼承當時	四、六〇一、〇〇〇圓	圓	一一、八二五、七一二圓	一六、七五一圓	一六、四四三、四六三圓
大同元年末	一、〇〇〇	—	一一、〇六七、八九九	八四一、〇八九	一一、九〇九、九八八
〃 二年末	三五、〇九〇、五八〇	—	一四、八七五、七〇六	三五四、〇〇〇	五〇、三二〇、二八六
康德元年末	四七、四六九、三三七	—	一一、二〇三、七三四	三〇〇、〇〇〇	五八、九七三、〇七一
〃 二年末	四八、〇五三、四五八	—	一二、九九六、五五四	—	六〇、〇五〇、〇一二
〃 三年末	六七、九六六、九〇八	—	一〇、九九七、三一一	—	八八、五八八、三四〇
〃 四年末	一一七、一五四、一九六	九、六二四、一二一	一一、三四〇、四五三	—	一九四、一三四、八五七
〃 五年末	二〇〇、一六六、六三九	六五、六四〇、二〇八	九、九六七、二二五	—	三二三、九五〇、二七四
〃 六年末	二八六、一八六、五八三	一一三、八一六、四一〇	一八、一七九、四二五	二〇、〇〇〇	四一七、三六八、五七九
〃 七年末	六六七、四六二、五六七	一一二、九八二、五七一	八、四〇二、六六六	六〇、二六八、二〇〇	八五〇、六八七、〇一八
〃 八年末	八三二、〇三五、七三九	一一四、五五三、五八五	八、九三四、九一六	一〇八、八五三、二〇〇	一、二二二、二三一、二二〇

二七二、四〇七、二六五

卽ち本行が創業に當り繼承した有價證券は總額一千六百四十四萬三千餘圓であつたが、康德四年末には一億九千四百餘萬圓、五年末には三億二千三百餘萬圓、六年末には四億一千七百餘萬圓、七年末には八億五千餘萬圓、八年末には十二億二千二百餘萬圓を算するに至つた。

斯くの如く有價證券所有の增加は本行の資產中重要なる比重を占むるに至つたが、之が國內證券市場への開放による消化促進は當面の課題である。

第二款　公債

建國初期に於ける本行所有の公債は政府が直接本行又は民間に交付せる交付公債をその內容とする。本行所有又は買入の目的となつた交付公債の種類を示せば左の通りである。

銘柄	發行年月日	發行金額	起債目的
第一次五釐公債	大同二、四、二六	三三、〇〇〇、〇〇〇圓	中銀繼承虧損補償
積欠善後公債	二、九、二七	五、九九七、九七〇	舊政權ノ善後措置
第一次六釐公債	二、一二、二六	一一、九二八、〇〇〇	鐵道收用補償
第二次五釐公債	康德元、四、三〇	三、五九九、三〇〇	舊稅關職員一時賜金
建國功勞賜金公債	二、七、三	八、一五〇、〇〇〇	建國功勞者一時賜金

其の內第一次五釐公債は起債目的が示す如く全額本行に交付されたものであり、又第一次六釐公債の一部は本行所有の濱海呼海南鐵道の株式と振替に交付されたものである。其の積欠善後公債、第二次五釐公債及び建國功勞賜金公債は買上の形で相當部分が本行の所有となるに至つた。

康德三年に至り一般公募を目的とする第一次四釐公債の發行が初めて本行引受の下に行はれ、ここに從來の賣買事務の外に引受事務が附加されることになり、本行の有價證券取扱事務も繁忙を來すに至つた。

公債に關聯して建國以來の十年間を三期に分つとすれば、以上が第一期となる。この時代は公債の性質が明示する如く國內の政治經濟

部門に於ては凡ゆる意味で諸機構整備の時代であり、從つて財政の分野に於ては交付公債の發行を必然ならしめたのである。政府豫算に於ても健全財政主義が堅持され、公債の發行は出來得る限り差し控へられて來たのである。

第二期は康德四年に初まる。卽ち康德四年に入るや產業開發五箇年計畫を中心とする生產擴充の時代に這入つた。而して之が資金は種種のルートを通じて多くを日本に依存することになつたが、間もなく支那事變勃發と共に急速度に戰時經濟への編成替を餘儀なくされ、我國は日本戰時經濟の一端を擔ひ特に重工業部門に於て一段と生產擴充を要請された爲め五箇年計畫は幾何もなくして大修正を行つた。その爲め四年以後は各種の特別會計が新設され、既設のものも歲出入豫算に於て相當の膨脹を見せ、特に生產擴充を直接の目的とする投資特別會計に於てこの傾向が顯著であつた。而も產業開發五箇年計畫と併行して開拓事業等が重要國策として採り上げられ、ここに政府豫算は必然的に膨脹し、此等資金は本行引受による公債に依存せざるを得なかつた。

第三期は康德七年後半以後經濟機構再整備の時代である。卽ち支那事變の長期化竝びに歐洲大戰の勃發等の影響により生產部門の一部に生產停滯を見、又生產擴充資金の放出により、インフレ的傾向漸く顯著となつた爲め、從來の積極財政は一應再檢討が行はれることになつた。政府豫算及び特殊會社資金の壓縮が之である。然るに戰時經濟の繼續は重點主義に依つたにも拘らず資金需要に於ては著しい下降を示すに至らなかつた。第二期以降に於て政府が發行し本行が引受けたる國內債は次表の通り總額十一億一千五百萬圓に上つてゐる。

銘柄	發行年月日	發行額	起債目的
第一次四釐公債	康德三、一一、二〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	借入金整理
第二次四釐公債	同　四、四、一五	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
第三次四釐公債	同　四、一二、一	八〇、〇〇〇、〇〇〇	投資資金
第四次四釐公債	同　五、三、二	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
第五次四釐公債	同　五、一二、二七	五〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
第六次四釐公債	同　六、一二、二〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
第七次四釐公債	同　七、六、二〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
第八次四釐公債	同　七、七、二五	五〇、〇〇〇、〇〇〇	借入金整理
第九次四釐公債	同　七、七、二五	五〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
第十次四釐公債	康德七、七、二五	二〇、〇〇〇、〇〇〇	投資資金
第十一次四釐公債	同　七、八、二六	八五、〇〇〇、〇〇〇	借入金整理
第十二次四釐公債	同　七、一〇、一〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
第十三次四釐公債	同　七、一二、五	六五、〇〇〇、〇〇〇	開拓事業資金
第十四次四釐公債	同　七、一二、一六	三〇、〇〇〇、〇〇〇	水力電氣事業資金
第十五次四釐公債	同　七、一二、二〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	開拓事業資金
第十六次四釐公債	同　七、一二、二五	三五、〇〇〇、〇〇〇	投資資金
第十七次四釐公債	同　八、一〇、二五	六五、〇〇〇、〇〇〇	借入金整理
第十八次四釐公債	同　八、一〇、二五	五五、〇〇〇、〇〇〇	〃
第十九次四釐公債	同　八、一〇、二五	六〇、〇〇〇、〇〇〇	開拓事業資金
第二十次四釐公債	同　八、一二、二〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	

本行引受公債の消化は今日迄の所良好とは云ひ難いが、其の理由は種々あり或は民衆の證券知識の缺如、或は採算の不利等が擧げられるが、商家預金の存在と資本蓄積の過少と云ふ現象も見逃し得ない原因をなしてゐる。併し乍ら國債消化の困難性にも拘らず本行は國內債の唯一の引受機關であるから、之が消化促進のため種々なる方策を實行して來た。特筆すべき二三を示せば、第一は國債擔保の優遇法である。本行は國債擔保の貸出に就ては從來より利率、掛率、貸出手續等に便宜を圖つて來たが、特に康德八年より一層之を徹底せしめた。卽ち普通銀行及び無盡會社に對しては利率を當座貸越一分二厘五毛、手形貸付一分一厘五毛に引下げ、掛率は之を從來の九掛より九掛半に引上げ、貸出手續は經理の自由裁量、限度無制限に改め、又一般に對しては掛率、貸出手續は普通銀行の場合と同樣、唯利率を夫々一厘五毛高に定めた。

而して右優遇法を以て普通銀行には最低預金の一割を支拂準備金として國債を以て保有せしめるやう慫慂し、又無盡會社には預金の二割、給付金の一割を目標に國債を保有せしむることを慫慂促進せしめてゐる。

次に康德七年末には國內の優良なる證券業者七社卽ち滿洲興業證券株式會社、藤本ビルブローカー證券株式會社、滿洲野村證券株式會社、滿洲山一證券株式會社、滿洲川島屋證券株式會社、滿洲角丸證券株式會社、滿洲大商證券株式會社を本行指定國債取扱人に指定し國

債資捌に當らしめてゐる。併し國債取扱人の指定は未だ一年を經過したのみであり、その活動は寧ろ今後に期待されてゐる。

我國は公債市場が未發達にして、國債の市場相場なき爲め本行資買價格を公表し、此の價格維持に最善の努力を注いでゐる。卽ち本行の公債資買相場は康德七年以後資買同値一本建とし、發行後一年間は九十六圓に据置き、一年經過後は償還差益を考慮し發行當初は幾分低く、漸次年數を經過するに從ひ有利となる如く資買價格を定めてゐる。而して此の相場を每日全滿新聞に公表すると共に、本行分支行處及び本行指定國債取扱人をして此の相場により資買せしめてゐるのである。但し國債取扱人は一般顧客よりの買入の場合に限り額面百圓に付一角五分程度の手數料の徵收を認めてゐる。

尙ほ賞與用公債の資却に就て一言すれば、これは康德四年末以後半期每に實行されてゐるもので賞與支給期に官廳、會社公共團體等に於て賞與金の一部を公債を以て支給するものであり、現在は半期約三百萬圓程度に上り實施以來數年を經過してゐるが成績は相當良好である。

國內公債に就いては以上がその實狀であるが、この外本行は二億七千二百萬圓に上る日本公債を所有し日本の公債消化に協力してゐる。

第三款　株　式

本行が創業に當つて繼承した株式は四十數種一千百八十二萬五千圓であつた。その內百萬圓以上のものは呼海鐵路局株式、瀋海鐵路局株式、鶴岡煤礦公司株式の三者だけであるが、康德二年中には前記二鐵道會社株式は鐵道收用公債に振替へられ、鶴岡煤礦公司株式も滿洲炭礦株式會社の設立と共に之に吸收せられ、其他の株式も或は新設會社の株式に振替へられ、或は廢業による淸算或は資却の結果次第に整理され、康德三年末には十八種に減少し金額に於ての變化は少いが株式の銘柄には相當の變化を示した。此の間普通銀行の內容强化の爲め二三の株式をも所有するに至つたが、其後康德七年末迄に所有株式の約半數が開放せられ、新たに取得したものを合計し八年末には八百九十餘萬圓（記帳價格）となつた。

本行の株式取得に就ては滿洲中央銀行法第十條に依り政府の指定する確實なるもの、買入をなし得ることになつて居り、本行の株式取得は已むを得ざるもののみに限られ、出來得る限り速かに開放處分する建前となつてゐる。最近の株式開放の主なる例として大興公司新株の開放がある。本行は同公司の株式を大半所有して居たが、康德七年四月滿系方面に株式投資の傾向を助長する目的を以て、同新株四萬株（一株拂込二十五圓）を開放し多大の成功を收めた。尙ほ此の外同じく滿人層を主たる對象として康德七年五月本行所有奉天商工銀行株式八千四百三十二株を開放した。

第四款　諸　證　券

本行の貸借對照表の資產項目には社債なる科目はなく諸證券として記帳され、公債株式を除く有價證券を一括處理してゐるが、從來はその種類少く金額も僅少で康德二年以後數年間は皆無と云ふ狀態であつた。其後の諸證券としては康德六年度に於て天津居留民團第一回教育團債額面十萬圓の取得がある。同團債發行に際しては同居留民團よりの依頼に基き橫濱正金銀行、朝鮮銀行等と共にその內一部を保有するに至つたもので分割拂込の方法を採り、その後數回の拂込が行はれた結果八年十二月末現在に於ける拂込額は九萬圓である。同團債は金額も僅少であるが本行保有有價證券中日本公債を除いては唯一の外國證券である。

社債が取得されたのは比較的最近のことであり康德七年二月滿拓社債第一號五千二百萬圓の引受に始まる。同社債は本行引受と同時に一部が貯金部に資却され殘餘は全部その儘本行が所有することになつた。續いて同年末第二號二千萬圓を引受け、康德八年十一月迄に第六號迄全額本行が引受けた。同社債の所有者は貯金部を除いては本行のみに限られ、八年十二月末現在の諸證券所有高は一億八百餘萬圓（記帳價格）に上る。本行の諸證券は以上二者に限られる。

第七節　金　利

第一款　舊行號時代の金利

第二章第一節に述べたる如く、舊政權時代の滿洲に於ける金利は一般に著しき高率を示して居たのみならず、各地各省により甚しき軒輊の存するのが見られた。蓋し當時に在りては貨幣價値が不斷に變動したので保險料的要素の加味せられたる高金利は寧ろ必然の所產とも云ふべく而も流通貨幣の異同と共に各地間の金利不同の如きも亦自然に放任せられ、一部外國系銀行を除きては「正常なる金利」の存在を見ずと云つても過言に非ざる狀態であつた。

本行開業當時舊行號より繼承せるまゝの金利を掲ぐれば、東三省官銀號に於ては定期預金年利四分八厘より八分四厘、貸付金年利九分六厘乃至一割四分四厘にして、黒龍江省官銀號に於ては定期預金年利一割二分乃至一割九分二厘、貸付金二割一分六厘、吉林永衡官銀錢號に在りては定期預金年利四分八厘乃至九分六厘、貸付金年利一割九分二厘であつた。發券銀行たる舊行號の金利さへ斯くの如くであつたから、一般市中金利の高率なることは推して知る可きであつた。

第二款　本行設立後の金利の變遷

一、第一次改定

上述の如き高率且つ不均衡なる金利が滿洲經濟界發展を阻害すること甚大なるに鑑み、本行は創業以來先づ通貨安定の策を講ずると共に亂雜なる舊行號金利を統一し、漸進的に國内一般金利の引下を誘導する低金利政策を採り、大同元年八月三十日附業務通達を以て第一回目の金利改定を左の如く公表九月一日より實施した。

A、預　金

1 定期預金

三箇月　國幣月息四厘（年四分八厘）　金票年利二分一厘
六箇月　〃　月息五厘（年六分）　金票年利三分三厘
十二箇月　〃　〃　六厘（年七分二厘）　金票年利四分五厘

2 當座預金　國幣月息一厘五毛（年一分八厘）　金票日息三厘

3 特別當座預金　國幣月息二厘五毛（年三分）　金票日息七厘

4 通知預金　國幣月息三厘（年三分六厘）　金票日息八厘

B、貸　出

1 割引　商業手形割引月息八厘五毛以上（年一割二厘以上）

2 貸　付

(一) 公債證書、政府發行ノ手形又ハ政府保證ニ係ル各種證券ヲ擔保トスル貸付
月息八厘五毛以上（年一割二厘以上）

(二) 確實ナル擔保アル貸付
月息一分以上（年一割二分以上）

3 當座貸越
月息一分一厘以上（年一割三分二厘以上）

我國商取引慣習上金利の表示は總て月單位を以て爲された。

二、第二次改定

次いで大同二年六月に至り經濟界の情勢に順應し、低金利誘導の見地より前回金利の改定が企劃され七月一日附を以て之が實施を見たのである。

甲、日息計算ニ依ルモノ（一萬圓ニ對スル一日ノ利息ヲ示ス）

A、預　金

1 當座預金
國幣三角　金票二十錢

2 特別當座預金
國幣七角　金票六十錢

3 通知預金
國幣八角　金票七十錢

B、貸　出

1 當座貸越　國幣二圓五角以上
2 金銀擔保貸　國幣二圓二角以上
3 商品擔保貸　國幣二圓五角以上
4 證券擔保貸　國幣二圓三角以上

第七節　金　利

5 國　　貸　　國幣二圓五角以上
6 商 業 手 形　　國幣二圓二角以上

乙、年息計算ニ依ルモノ

定 期 預 金

三箇月　　國幣三厘六毛　　金票二厘五毛
六箇月　　國幣四厘八毛　　金票三厘
十二箇月　　國幣六厘　　金票四厘二毛

右改定に依れば從來の金利に比し要求拂預金は比較的小巾の引下を見せたるに對し、定期預金は年一分二厘の引下となり、貸出利率は五厘三毛乃至一分一厘方の引下となつた。

三、第 三 次 改 定

康德元年五月一日に至るや前回と同樣經濟界の情勢に應じ第三回の改定が行はれた。卽ち當座、特當、通知各預金利率は不變、定期預金國幣勘定に於て一厘乃至一分の大巾引下が行はれ、貸出に於ても一律に三厘方引下られた。

甲、日息計算ニ依ルモノ（一萬圓ニ對スル一日ノ利息ヲ示ス）

A、預　　金

1 當 座 預 金　　國幣三角　　金票二十錢
2 特別當座預金　　國幣七角　　金票六十錢
3 通 知 預 金　　國幣八角　　金票七十錢

B、貸　　出

1 當 座 貸 越　　國幣二圓二角以上
2 金 銀 擔 保 貸　　國幣一圓九角以上
3 商 品 擔 保 貸　　國幣二圓二角以上
4 證 券 擔 保 貸　　國幣二圓以上
5 國　　貸　　國幣二圓二角以上
6 不 動 產 擔 保 貸　　國幣二圓二角以上
7 其 他 確 實 ナル 擔 保 貸　　國幣二圓二角以上
8 商 業 手 形　　國幣一圓九角以上

（備考）通知預金ハ一口一萬圓以上ナルヲ要シ支拂ニハ三日以前ノ豫告ヲ要ス

乙、年息計算ニ依ルモノ

定 期 預 金

三箇月　　國幣三厘五毛　　金票二厘五毛
六箇月　　國幣四厘五毛　　金票三厘
十二箇月　　國幣五厘　　金票四厘二毛

四、第 四 次 改 定

國內金利を可及的速かに低下せしむ可く上述の如く三次に亘り之を改定して來たのであるが國民大衆は未だ低金利の意義を理解せずして當局の政策に追隨せず、動もすれば經濟的不可分關係にある中華民國の高金利に誘惑さるゝ等の懸念があつた折から、一九三四年米國の銀買上政策に端を發した康德二年の銀價の變動は遂に中華民國の高金利を招來し、之は延いて我國の金融界にも波及する處が生じた爲め、幣價維持、國內遊資吸收、資金逃避防止等の見地より預金利率の應急的引上が考慮され、康德二年三月二十九日當局の認可を得、同年四月一日より引上を實施したのである。

甲、日息計算ニ依ルモノ（一萬圓ニ對スル一日ノ利息ヲ示ス）

1 當 座 預 金　　國幣三角　　金票二十錢
2 特別當座預金　　同 八角　　同 七十錢
3 通 知 預 金　　同 一圓　　同 九十錢

乙、年息計算ニ依ルモノ

定 期 預 金

第七節　金　　利

六箇月　國幣五厘　金票四厘五毛
一箇年　國幣六厘　金票五厘

（備考）今回ノ改定ヨリ定期預金ノ三箇月預リハ取扱ヲ中止シ、同業者ノ預金ハ當座預金以外ハ取扱ハザルコトニナツタ。尙ホ本次改定ハ貸付ニ就テハ行ハレナカツタガ、國債優遇的見地ヨリ從來證券擔保貸ハ一律ニ日歩二分以上デアツタガ國債擔保ニ限リ一分八厘以上ト改定六月一日ヨリ實施サレタ。

斯くして國内預金吸收に積極的進出を試みたのであるが、同業者預り金を一律に當座預金のみ取扱ふことゝせる點は其後弱小銀行援助の建前より取敢へず國内銀行を甲乙二種に分ち、康德二年七月三日以降甲種銀行よりの預金は當座預金のみとし（利率は日歩三厘）、乙種銀行分は從前同樣一般預金をも左記利率を以て取扱ふことに變更した。

一、定期預金　一般率ヨリ年一分ノ引下
二、其他預金　一般率ヨリ日歩一厘安
但シ當座預金率ハ甲種並ミトス

五、第五次改定

前次改定に於ては已むを得ざる事情の爲め低金利政策に逆行せる措置を講じたのであるが、國内金利を可及的速に日本のそれに鞘寄せすると謂ふ根本方針は不變であつて、其後金利の統制は着々實現され、康德二年十二月本行對朝鮮銀行間に於て國内五大都市（新京、奉天、哈爾濱、安東、營口）に於ける國幣定期預金（一箇年）の利率を年四分五厘以下とすべき協定成立し、これを機會に他地方の預金金利をもこれと均衡を圖らしむる爲め定期預金利率のみ引下を行ひ、同時に日本側同業者に對する貸出利率を左の通り改定康德三年一月一日より實施することになつた。

A、預　金

定期預金
六箇月　年四分五厘
一箇年　年五分

B、貸　出

1　一般ニ對スル貸出ハ不變
2　對日本側同業者貸出
イ　當座貸越　日歩一分三厘（從來一分五厘）
ロ　對滿洲銀行手形再割　日歩一分五厘（同　一分七厘）
ハ　國際運輸貸出　日歩一分五厘（同　一分七厘）

右改定に關聯し康德二年七月取極めの國内同業者預金率を再び更改する必要を生じ、康德三年一月十日附を以て左記の如く改定した。

1　當座預金　日歩三厘
2　通知預金　日歩九厘
但シ支拂ノ場合ハ三日前ノ豫告ヲ以テ拂出方嚴守ノコト
3　定期預金（乙銀行ヨリノミ預ルコト）
六箇月　年三分五厘
一箇年　年四分
但シ五大都市（新京、奉天、哈爾濱、安東、營口）ハ六箇月一箇年共年三分五厘ノコト

六、第六次改定

然る處親邦日本に在りては財界の趨勢に鑑み昭和十一年（康德三年）四月、日本銀行の公定割引歩合日歩一厘引下あり、普通銀行亦これに追隨預金利子引下を發表、次いで臺灣銀行、朝鮮銀行も亦引下を斷行した。顧みるに我國と日本との貿易は逐年增加し、殊に康德二年十二月國幣金票等價となるに及び、兩國金融經濟關係は更に一層緊密の度を加へ、日本財界の動向は總て直接間接に我が財界に影響を及ぼすに至つたのである。仍つて本行も亦日本金利に追從し前次改定後數箇月を過ぎざるに更に第六次の改定を行ひ左の如く五月十一日より實施した。

A、預　金

1　當座預金　一萬圓ニ付日息三角以下
2　特別當座預金　同　七角以下
3　通知預金　同　九角以下

4　定期預金
　六箇月　　年四分二厘以下
　一箇年　　年四分七厘以下
　但シ五大都市ニ於テハ六箇月、一箇年共年四分二厘以下
B、貸　出
　從來ニ比シ一律ニ二厘安、但シ對同業者當座貸越ハ一厘引下ノ一分二厘

七、第七次改定

續いて康德三年末滿洲興業銀行設立に伴ふ金融界の新情勢に卽應、左の如く金利を改定し、康德四年一月四日より實施した。

A、預　金
1　當座預金　日歩二厘
2　特別當座預金　同　六厘
3　通知預金　同　七厘
4　定期預金
　六箇月、一箇年　年四分
　但シ五大都市竝ニ滿鐵沿線都市ハ三分八厘
B、貸　出
1　當座貸越　日歩一分八厘以上
2　同業者當座貸越　同　一分二厘以上
3　金銀擔保貸　同　一分五厘以上
4　商品擔保貸　同　一分八厘以上
5　國債擔保貸　同　一分三厘以上
6　證書擔保貸　同　一分五厘以上
7　國　貸　同　一分八厘以上
8　不動產擔保貸　同　一分八厘以上
9　手形割引　同　一分五厘以上
10　其他確實ナル擔保　同　一分八厘以上
（備考）貸付期間一箇年ヲ超ユル貸出金ノ貸出利率ハ前項日歩ヲ年利ニ換算（厘以下四捨五入）シテ之ヲ定ム

本次の改定に際しては定期預金利率の引下に重點が置かれ、從來の年四分七厘より九厘引下三分八厘となり、貸出は手形割引が一厘他は軒並みに二厘方引下を見たのである。

八、第八次改定

更に康德五年十一月に至るや國內低金利情勢は更に五大都市の定期預金利率引下となり、結局定期預金利率に左の如く三本建制を設け都鄙の實情に應ぜしむることになつた。

イ、五大都市（新京、奉天、哈爾濱、安東、營口）　年三分六厘
ロ、滿鐵沿線都市　年三分八厘
ハ、其　他　年四分

斯くして上述の如く數次に亘る金利改定の結果、預金金利に於ては定期預金の一厘高なるを除き朝鮮銀行のそれと同率に迄到達、頭初の目標たりし金利引下工作は一應完了を告ぐるに至つた。

貸出に在りては朝鮮銀行に比し尙ほ可成りの「開き」あるも漸進的に鞘寄せが行はるゝ氣運にあり、旁〻國債優遇的見地より康德八年六月對銀行竝びに無盡會社に對する國債擔保の貸出金利は當座貸越日歩一分二厘五毛、貸付金日歩一分一厘五毛に引下られ、同年八月一日より銀行、無盡會社以外に對しても當座貸越日歩一分四厘、貸付金一分三厘と改められ今日に至つて居る。

尙ほ全滿金融機關の金利調整を圖り國內經濟產業界の發達を促進する爲め、本行は創業以來率先して金利水準化の實現を期すべく凡ゆる努力を拂ひ來りたるが、第三章第四款第四項第四目に既述の如く、康德八年一月より本行幹旋の下に新京、奉天、哈爾濱及び安東の四大都市所在の銀行、合作社、無盡會社等を網羅せる預金金利協定が實施せられ、更に同年十月よりは主要十三都市の右各金融機關の預金金利協定の實施を見るに至り、玆に預金金利は一應一定水準を維持することになつた。偶〻大東亞戰爭の勃發により金融政策の重要性は預金吸收竝びに公債消化等に一層加重せらるゝことゝなりたるを以て、之に對處する爲め本行は更に其他の全滿都市所在の各金融機關に對しても預金金利の引下、調整を慫慂斡旋すべく、之が對策に關して鋭意努力を傾注しつゝある。

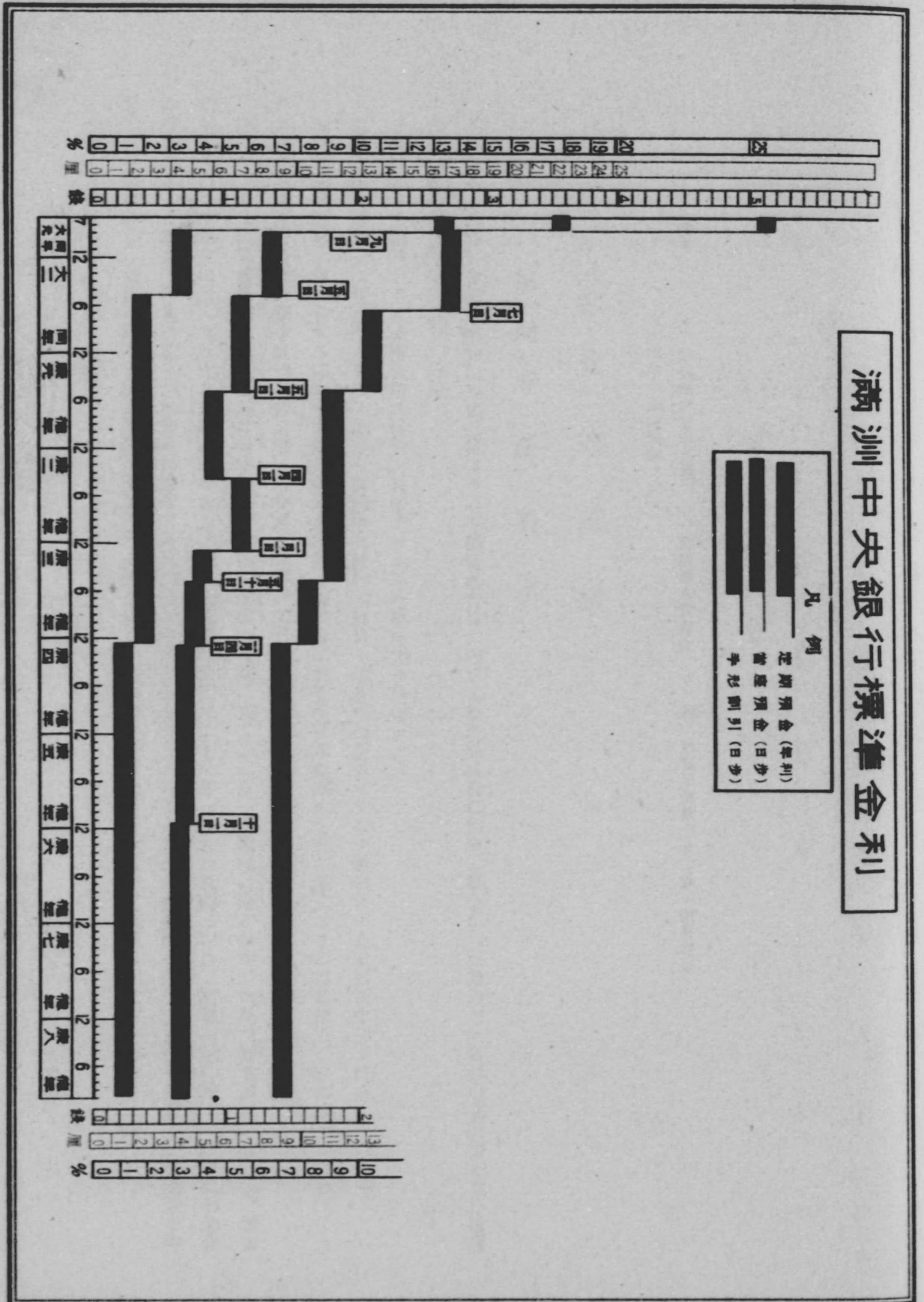

滿洲中央銀行標準預金金利變動一覽表

改定年月日	定期預金 三箇月 金票	定期預金 三箇月 國幣	定期預金 六箇月 金票	定期預金 六箇月 國幣	定期預金 一箇年 金票	定期預金 一箇年 國幣	當座預金 金票	當座預金 國幣	特別當座預金 金票	特別當座預金 國幣	通知預金 金票	通知預金 國幣
	年利%	年利%	年利%	年利%	年利%	年利%	日歩錢	日歩分	日歩錢	日歩分	日歩錢	日歩分
大同一、九、一	二・一	四・八	三・三	六・〇	四・五	七・二	〇・三	〇・五	〇・七	〇・八三	〇・八	一・〇
二、七、一	二・五	三・六	三・〇	四・八	四・二	六・〇	〇・二	〇・三	〇・六	〇・七	〇・七	〇・八
康德一、五、一	二・五	三・五	三・〇	四・五	四・二	五・〇	〇・二	〇・三	〇・六	〇・七	〇・七	〇・八
二、四、一			四・五	五・〇	五・〇	六・〇	〇・二	〇・三	〇・七	〇・八	〇・九	一・〇
三、一、一				四・五		※四・五		〇・三		〇・八		一・〇
三、五、一一				四・二		※四・二		〇・三		〇・七		〇・九
四、一、四				※三・八		※三・八		〇・二		〇・六		〇・七
五、一一、一				※三・六		※三・六		〇・二		〇・六		〇・七
八、八、一（變更ナシ）												

（備考）※預金利率適用都市

(A)康德三、一、一　五大都市（新京、奉天、哈爾濱、安東、營口）他ハ五%
(B)　三、五、一一　〃　〃　他ハ四・七%
(C)　四、一、四　五大都市竝ニ滿鐵沿線　他ハ四%
(D)　五、一一、一　五大都市　他ハ三・八%及ビ四%

滿洲中央銀行標準貸出金利變動一覽表

改定年月日	國債擔保	手形擔保	金銀擔保	證券擔保	商品擔保	國債擔保	不動產擔保	其他確實ナル擔保	當座貸越	同業者貸越
	日歩分	日歩分	日歩分	日歩分	日歩分	日歩分	日歩分	日歩分	日歩分	日歩分
大同一、九、一		二・八三	三・三	二・八三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・六	
二、七、一		二・二	二・二	二・三	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	
康德一、五、一		一・九	一・九	二・〇	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	
二、四、一	一・八	一・九	一・九	二・〇	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	一・五
三、一、一	一・八	一・九	一・九	二・〇	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	一・三
三、五、一一	一・六	一・七	一・七	一・八	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	一・二

四、	一、	一	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
五、	一一、	一（變更ナシ）									
八、	八、	一	a	一・三五	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
			b	一・二五							
			c	一・四〇							
			d	一・三〇							

（備考）一　a、對同業者當座貸越、b、對同業者貸付金、c、對一般當座貸越、d、對一般貸付金

二　上記利率ハ最低利率ヲ示ス

第八節　營業成績

第一款　資産、負債

本行開業と同時に合併せられたる舊行號よりの引繼資産負債の內容は到底短時日に精査し得なかつた爲め、一旦其の儘引繼をなし滿洲中央銀行組織辦法第十一條左記規定

各舊行號ヨリ繼承シタル資産負債ヲ精査シ缺損アルトキハ政府之ヲ補償ス

前項資産ノ評價其ノ他ニ因ル缺損ノ査定ハ滿洲中央銀行ノ役員ト政府任命委員トヲ以テ組織スル査定委員會之ヲ行フ

に據り鄭國務總理を會長とする滿洲中央銀行繼承資産審定委員會に於て精密なる調査を爲し嚴正なる評價の結果、缺損補塡の爲め三千三百萬圓の「滿洲中央銀行繼承舊損補償公債」の交付を受け、本行の基礎は愈〻鞏固を加ふるに至つた。

本行の資産又は負債總額は附隨統計に示す如く創業第一年度決算期に於ては三億一千萬圓に過ぎなかつたが、爾來順調に發展し、創業滿五年後の第十期末に於ては五億九百萬圓に增加し、第十九期末に於ては二十二億一千九百萬圓となり、開業初年に較ぶれば實に七倍强の增加を示してゐる。開業後數年間は資産に在りては貸出金が主要なる部分を占めてゐたが、經濟界の進展に伴ひ有價證券が貸出金を凌駕するの勢を示し、負債に在りては紙幣發行高其の大部分を爲し、預り金、借用金等これに次ぎ重要なる位置を占むるに至つた。

第十九期末貸借對照表（康德八年十二月三十一日）

資産	金額	負債	金額
現金預託金勘定	一八五、四四六、八九四・七五五	預金勘定	六七四、八六三、八六七・三一五
現金	一八、六三〇、五九〇・八九五	當座預金	二九六、六八二、一二三・二六一
預託金及地金銀	一六六、五九〇、三九〇・六八〇	特別當座預金	八九、六六〇、一四九・二七〇
代理店預託金	二一七、五七九・八五〇	通知預金	一七、〇三九、五二四・四六〇
外國貨幣	八、三三三・三三〇	定期預金	二七、一三二、二六三・四〇〇
有價證券勘定	一、二二一、二一〇・五九〇	別段預金	三四、三三一、八九三・八三〇
公債	一、一〇四、四四三、〇〇四・五九〇	政府預金	二一〇、〇一七、九一三・〇九四
株式	八、九三四、九一六・〇〇〇	借用金勘定	一〇四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
諸證券	一〇八、八五三、二〇〇・〇〇〇	政府借入金	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
割引手形勘定	四一〇、一六四、八〇八・五〇〇	爲替勘定	九八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
商業手形	四〇八、七八五、二五五・〇〇〇	支拂送金爲替	二四、八〇七、三六三・六四〇
荷付爲替手形	一、三七九、五五三・五〇〇	賣渡爲替	二四、八〇七、三四五・四三〇
貸出金勘定	三四七、四三〇、四三六・九八〇	他店借	一八・二一〇
政府貸上金	一八四、七二二、〇〇〇・〇〇〇	他店受金	一三、三六一、三二七・四五〇
貸付金	三三、九〇六、七四三・七一〇	假紙幣	五七、七八〇、四三〇・九三〇
當座貸越	一二八、八〇一、六九三・二七〇	退職手當準備金	一、二六一、五三一、七四六・〇〇〇
爲替勘定	二二、〇六二・〇七〇	決算補整勘定	二、九二二、二五九・〇〇〇
買入爲替	二二、〇六二・〇七〇	未拂利息其他	三、二九二、七九七・四四〇
他店貸	六、八〇二、〇七九・一〇〇	未經過割引料其他	一、三七三、三三五・九九〇
假拂金	一三、四九四、二九三・二三〇	資本勘定	一、九一九、四六一・四五〇
動産不動産勘定	一八、六九八、八五七・九三〇	資本金	七六、七三〇、七六一・三八〇
營業用動産不動産	一七、七三八、八五八・一〇〇	缺損塡補準備積立金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
新築費	四五一、〇五四、七五〇	配當平均準備積立金	五、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇
所有動産不動産	五〇八、九四五、〇八〇	特別積立金	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇〇
資本勘定	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	別口積立金	一七、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇
拂込未濟資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	前期繰越金	二、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇
		當期純益金	五、二一〇、八五五・〇五〇
合計	二、二一九、二九〇、五五三・一五五	合計	一三、五一九、九〇六・三三〇
			二、二一九、二九〇、五五三・一五五

第二款　損益計算

開業後數年間は諸設備充分ならず支行の廢合擴充等に伴ふ營業費に多額の支出を要したるにも拘らず、開業第一年度より三十六萬圓の純益金を得て成規の配當（年六分）を爲すの外、準備金をも積立つることを得て初年度より順調なる發足を示した。爾來本行の業績は國運の進暢に伴ひ飛躍的發展を遂げ、逐年利益金の增加を見、康德五年六月末には四百六十二萬圓と飛躍し、最近數年間は財產其他に對し每期百三十餘萬圓より三百十餘萬圓に達する銷却を行ひたる上、猶ほ純益金一千萬圓以上を擧げ、殊に康德七年六月末に於ては一般經濟界の進展を反映し未曾有の發展を示し、利益金は一躍一千六百十三萬餘圓を擧ぐるに至つたのである。

又一方康德五年十二月末に於て純益金は二百十五萬餘圓を示し、拂込資本金の百分の十を超過せるを以て、滿洲中央銀行法第三十七條に依り初めて政府へ三十萬一千四十圓九角を納付し、爾後每期百萬圓乃至七百餘萬圓の納付金を計上し、純益金に對し二割二分乃至四割八分を示し第十六期には遂に七百七十九萬六千五百七圓三角一分の多きに達した。

每期の總損益金、純益金及び利益金處分は左表の如くである。

第八表　事業成績

年次	売上金額	仕入金額	差引利益金	諸経費	純利益金	配当金	積立金	繰越金
大正元年下期	四五、六〇〇	三八、四〇〇	七、二〇〇	二、一〇〇	五、一〇〇	四、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	五二、三〇〇	四四、〇〇〇	八、三〇〇	二、四〇〇	五、九〇〇	四、五〇〇	一、四〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	六〇、〇〇〇	五〇、四〇〇	九、六〇〇	二、七〇〇	六、九〇〇	五、〇〇〇	一、九〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	六八、四〇〇	五七、六〇〇	一〇、八〇〇	三、〇〇〇	七、八〇〇	五、五〇〇	二、三〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	七五、二〇〇	六三、三〇〇	一一、九〇〇	三、三〇〇	八、六〇〇	六、〇〇〇	二、六〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	八二、五〇〇	六九、四〇〇	一三、一〇〇	三、六〇〇	九、五〇〇	六、五〇〇	三、〇〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	九〇、〇〇〇	七五、六〇〇	一四、四〇〇	四、〇〇〇	一〇、四〇〇	七、〇〇〇	三、四〇〇	一五、七〇〇
昭和三年上期	九七、五〇〇	八一、九〇〇	一五、六〇〇	四、三〇〇	一一、三〇〇	七、五〇〇	三、八〇〇	一九、六〇〇
昭和三年下期	一〇五、〇〇〇	八八、二〇〇	一六、八〇〇	四、六〇〇	一二、二〇〇	八、〇〇〇	四、二〇〇	二三、八〇〇
昭和四年上期	一一二、五〇〇	九四、五〇〇	一八、〇〇〇	四、九〇〇	一三、一〇〇	八、五〇〇	四、六〇〇	二八、四〇〇
昭和四年下期	一二〇、〇〇〇	一〇一、四〇〇	一八、六〇〇	五、二〇〇	一三、四〇〇	九、〇〇〇	五、〇〇〇	三三、四〇〇
昭和五年上期	一二七、五〇〇	一〇七、八〇〇	一九、七〇〇	五、五〇〇	一四、二〇〇	九、五〇〇	五、四〇〇	三八、六〇〇
昭和五年下期	一三五、〇〇〇	一一四、三〇〇	二〇、七〇〇	五、八〇〇	一四、九〇〇	一〇、〇〇〇	五、九〇〇	四四、五〇〇
昭和六年上期	一四二、五〇〇	一二〇、六〇〇	二一、九〇〇	六、一〇〇	一五、八〇〇	一〇、五〇〇	六、三〇〇	五〇、三〇〇
昭和六年下期	一五〇、〇〇〇	一二七、〇〇〇	二三、〇〇〇	六、四〇〇	一六、六〇〇	一一、〇〇〇	六、八〇〇	五六、一〇〇
昭和七年上期	一五七、五〇〇	一三三、四〇〇	二四、一〇〇	六、七〇〇	一七、四〇〇	一一、五〇〇	七、二〇〇	六二、四〇〇
昭和七年下期	一六五、〇〇〇	一四〇、一〇〇	二四、九〇〇	七、〇〇〇	一七、九〇〇	一二、〇〇〇	七、六〇〇	六八、八〇〇
昭和八年上期	一七二、五〇〇	一四六、四〇〇	二六、一〇〇	七、三〇〇	一八、八〇〇	一二、五〇〇	八、〇〇〇	七五、三〇〇
昭和八年下期	一八〇、〇〇〇	一五三、〇〇〇	二七、〇〇〇	七、六〇〇	一九、四〇〇	一三、〇〇〇	八、四〇〇	八二、七〇〇

第九表　本行業務の概況

年次	預金金額	貸出金額	為替金額	諸経費	純益金	配当金	積立金	繰越金
大正元年下期	三、四五〇、〇〇〇	二、六八〇、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	四五、〇〇〇	三六、〇〇〇	九、〇〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	三、六二〇、〇〇〇	二、八一〇、〇〇〇	一、三〇五、〇〇〇	一二、五〇〇	四七、〇〇〇	三七、五〇〇	九、五〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	三、八〇〇、〇〇〇	二、九六〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	四九、〇〇〇	三九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	四、〇一〇、〇〇〇	三、一二〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇	一三、五〇〇	五一、〇〇〇	四〇、五〇〇	一〇、五〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	四、二〇〇、〇〇〇	三、二八〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	五三、〇〇〇	四二、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	四、四〇〇、〇〇〇	三、四四〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一四、五〇〇	五五、〇〇〇	四三、五〇〇	一一、五〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	四、六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	一、六八〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	五七、〇〇〇	四五、〇〇〇	一二、〇〇〇	一五、三〇〇
昭和三年上期	四、八〇〇、〇〇〇	三、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇	一五、五〇〇	五九、〇〇〇	四六、五〇〇	一二、五〇〇	一八、八〇〇
昭和三年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、九二〇、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	六一、〇〇〇	四八、〇〇〇	一三、〇〇〇	二二、八〇〇
昭和四年上期	五、二〇〇、〇〇〇	四、〇八〇、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇	一六、五〇〇	六三、〇〇〇	四九、五〇〇	一三、五〇〇	二七、三〇〇
昭和四年下期	五、四〇〇、〇〇〇	四、二四〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	六五、〇〇〇	五一、〇〇〇	一四、〇〇〇	三二、三〇〇
昭和五年上期	五、六〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	二、〇八〇、〇〇〇	一七、五〇〇	六七、〇〇〇	五二、五〇〇	一四、五〇〇	三七、八〇〇
昭和五年下期	五、八〇〇、〇〇〇	四、五六〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	六九、〇〇〇	五四、〇〇〇	一五、〇〇〇	四三、七〇〇
昭和六年上期	六、〇〇〇、〇〇〇	四、七二〇、〇〇〇	二、二四〇、〇〇〇	一八、五〇〇	七一、〇〇〇	五五、五〇〇	一五、五〇〇	四九、二〇〇
昭和六年下期	六、二〇〇、〇〇〇	四、八八〇、〇〇〇	二、三二〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	七三、〇〇〇	五七、〇〇〇	一六、〇〇〇	五五、二〇〇
昭和七年上期	六、四〇〇、〇〇〇	五、〇四〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一九、五〇〇	七五、〇〇〇	五八、五〇〇	一六、五〇〇	六一、七〇〇
昭和七年下期	六、六〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	二、四八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	七七、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	六八、八〇〇
昭和八年上期	六、八〇〇、〇〇〇	五、三六〇、〇〇〇	二、五六〇、〇〇〇	二〇、五〇〇	七九、〇〇〇	六一、五〇〇	一七、五〇〇	七六、三〇〇
昭和八年下期	七、〇〇〇、〇〇〇	五、五二〇、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	八一、〇〇〇	六三、〇〇〇	一八、〇〇〇	八四、四〇〇

第十表　預金

年次	預金金額	諸経費	純益金	配当金	積立金	繰越金
大正元年下期	三、四五〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	四五、〇〇〇	三六、〇〇〇	九、〇〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	三、六二〇、〇〇〇	一二、五〇〇	四七、〇〇〇	三七、五〇〇	九、五〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	三、八〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	四九、〇〇〇	三九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	四、〇一〇、〇〇〇	一三、五〇〇	五一、〇〇〇	四〇、五〇〇	一〇、五〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	四、二〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	五三、〇〇〇	四二、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	四、四〇〇、〇〇〇	一四、五〇〇	五五、〇〇〇	四三、五〇〇	一一、五〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	四、六〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	五七、〇〇〇	四五、〇〇〇	一二、〇〇〇	一五、三〇〇
昭和三年上期	四、八〇〇、〇〇〇	一五、五〇〇	五九、〇〇〇	四六、五〇〇	一二、五〇〇	一八、八〇〇
昭和三年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	六一、〇〇〇	四八、〇〇〇	一三、〇〇〇	二二、八〇〇
昭和四年上期	五、二〇〇、〇〇〇	一六、五〇〇	六三、〇〇〇	四九、五〇〇	一三、五〇〇	二七、三〇〇
昭和四年下期	五、四〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	六五、〇〇〇	五一、〇〇〇	一四、〇〇〇	三二、三〇〇
昭和五年上期	五、六〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇	六七、〇〇〇	五二、五〇〇	一四、五〇〇	三七、八〇〇
昭和五年下期	五、八〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	六九、〇〇〇	五四、〇〇〇	一五、〇〇〇	四三、七〇〇
昭和六年上期	六、〇〇〇、〇〇〇	一八、五〇〇	七一、〇〇〇	五五、五〇〇	一五、五〇〇	四九、二〇〇
昭和六年下期	六、二〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	七三、〇〇〇	五七、〇〇〇	一六、〇〇〇	五五、二〇〇
昭和七年上期	六、四〇〇、〇〇〇	一九、五〇〇	七五、〇〇〇	五八、五〇〇	一六、五〇〇	六一、七〇〇
昭和七年下期	六、六〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	七七、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	六八、八〇〇
昭和八年上期	六、八〇〇、〇〇〇	二〇、五〇〇	七九、〇〇〇	六一、五〇〇	一七、五〇〇	七六、三〇〇
昭和八年下期	七、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	八一、〇〇〇	六三、〇〇〇	一八、〇〇〇	八四、四〇〇

第十一表　貸出金

年次	貸出金額	諸経費	純益金	配当金	積立金	繰越金
大正元年下期	二、六八〇、〇〇〇	九、〇〇〇	三六、〇〇〇	二八、八〇〇	七、二〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	二、八一〇、〇〇〇	九、四〇〇	三七、六〇〇	二九、五〇〇	七、六〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	二、九六〇、〇〇〇	九、九〇〇	三九、六〇〇	三一、〇〇〇	七、九〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	三、一二〇、〇〇〇	一〇、四〇〇	四一、八〇〇	三二、五〇〇	八、三〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	三、二八〇、〇〇〇	一〇、九〇〇	四三、八〇〇	三四、二〇〇	八、七〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	三、四四〇、〇〇〇	一一、四〇〇	四五、九〇〇	三五、八〇〇	九、一〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	三、六〇〇、〇〇〇	一一、九〇〇	四七、九〇〇	三七、五〇〇	九、五〇〇	一五、三〇〇
昭和三年上期	三、七六〇、〇〇〇	一二、四〇〇	五〇、一〇〇	三九、二〇〇	九、九〇〇	一八、八〇〇
昭和三年下期	三、九二〇、〇〇〇	一二、九〇〇	五二、一〇〇	四〇、八〇〇	一〇、三〇〇	二二、八〇〇
昭和四年上期	四、〇八〇、〇〇〇	一三、四〇〇	五四、二〇〇	四二、五〇〇	一〇、七〇〇	二七、三〇〇
昭和四年下期	四、二四〇、〇〇〇	一三、九〇〇	五六、二〇〇	四四、一〇〇	一一、一〇〇	三二、三〇〇
昭和五年上期	四、四〇〇、〇〇〇	一四、四〇〇	五八、三〇〇	四五、七〇〇	一一、五〇〇	三七、八〇〇
昭和五年下期	四、五六〇、〇〇〇	一四、九〇〇	六〇、三〇〇	四七、四〇〇	一一、九〇〇	四三、七〇〇
昭和六年上期	四、七二〇、〇〇〇	一五、四〇〇	六二、四〇〇	四八、九〇〇	一二、三〇〇	四九、二〇〇
昭和六年下期	四、八八〇、〇〇〇	一五、九〇〇	六四、四〇〇	五〇、四〇〇	一二、七〇〇	五五、二〇〇
昭和七年上期	五、〇四〇、〇〇〇	一六、四〇〇	六六、五〇〇	五一、九〇〇	一三、一〇〇	六一、七〇〇
昭和七年下期	五、二〇〇、〇〇〇	一六、九〇〇	六八、五〇〇	五三、四〇〇	一三、五〇〇	六八、八〇〇
昭和八年上期	五、三六〇、〇〇〇	一七、四〇〇	七〇、六〇〇	五四、九〇〇	一三、九〇〇	七六、三〇〇
昭和八年下期	五、五二〇、〇〇〇	一七、九〇〇	七二、六〇〇	五六、四〇〇	一四、三〇〇	八四、四〇〇

第十二表　為替

年次	為替金額	諸経費	純益金	配当金	積立金	繰越金
大正元年下期	一、二四〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一六、八〇〇	一三、五〇〇	三、三〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	一、三〇五、〇〇〇	四、二〇〇	一七、六〇〇	一四、一〇〇	三、五〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	一、三七〇、〇〇〇	四、四〇〇	一八、四〇〇	一四、八〇〇	三、六〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	一、四五〇、〇〇〇	四、六〇〇	一九、二〇〇	一五、四〇〇	三、八〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	一、五二〇、〇〇〇	四、九〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	四、〇〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	一、六〇〇、〇〇〇	五、一〇〇	二〇、八〇〇	一六、六〇〇	四、二〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	一、六八〇、〇〇〇	五、四〇〇	二一、六〇〇	一七、二〇〇	四、四〇〇	一五、三〇〇
昭和三年上期	一、七六〇、〇〇〇	五、七〇〇	二二、四〇〇	一七、九〇〇	四、五〇〇	一八、八〇〇
昭和三年下期	一、八四〇、〇〇〇	六、〇〇〇	二三、二〇〇	一八、五〇〇	四、七〇〇	二二、八〇〇
昭和四年上期	一、九二〇、〇〇〇	六、二〇〇	二四、〇〇〇	一九、二〇〇	四、八〇〇	二七、三〇〇
昭和四年下期	二、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇	二四、八〇〇	一九、八〇〇	五、〇〇〇	三二、三〇〇
昭和五年上期	二、〇八〇、〇〇〇	六、七〇〇	二五、六〇〇	二〇、四〇〇	五、二〇〇	三七、八〇〇
昭和五年下期	二、一六〇、〇〇〇	六、九〇〇	二六、四〇〇	二一、一〇〇	五、三〇〇	四三、七〇〇
昭和六年上期	二、二四〇、〇〇〇	七、二〇〇	二七、二〇〇	二一、七〇〇	五、五〇〇	四九、二〇〇
昭和六年下期	二、三二〇、〇〇〇	七、四〇〇	二八、〇〇〇	二二、四〇〇	五、六〇〇	五五、二〇〇
昭和七年上期	二、四〇〇、〇〇〇	七、七〇〇	二八、八〇〇	二三、〇〇〇	五、八〇〇	六一、七〇〇
昭和七年下期	二、四八〇、〇〇〇	七、九〇〇	二九、六〇〇	二三、七〇〇	五、九〇〇	六八、八〇〇
昭和八年上期	二、五六〇、〇〇〇	八、一〇〇	三〇、四〇〇	二四、三〇〇	六、一〇〇	七六、三〇〇
昭和八年下期	二、六四〇、〇〇〇	八、四〇〇	三一、二〇〇	二四、九〇〇	六、三〇〇	八四、四〇〇

第十三表

年次	資本金	積立金	預金	貸出金	為替金	諸経費	純益金	配当金	繰越金
大正元年下期	一一〇、〇〇〇	一、一〇〇	三四五、〇〇〇	二六八、〇〇〇	一二四、〇〇〇	四、五〇〇	一六、八〇〇	一三、五〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	一一〇、〇〇〇	二、五〇〇	三六二、〇〇〇	二八一、〇〇〇	一三〇、五〇〇	四、七〇〇	一七、六〇〇	一四、一〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	一一〇、〇〇〇	四、四〇〇	三八〇、〇〇〇	二九六、〇〇〇	一三七、〇〇〇	四、九〇〇	一八、四〇〇	一四、八〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	一一〇、〇〇〇	六、七〇〇	四〇一、〇〇〇	三一二、〇〇〇	一四五、〇〇〇	五、一〇〇	一九、二〇〇	一五、四〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	一一〇、〇〇〇	九、三〇〇	四二〇、〇〇〇	三二八、〇〇〇	一五二、〇〇〇	五、四〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	一一〇、〇〇〇	一二、三〇〇	四四〇、〇〇〇	三四四、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	五、七〇〇	二〇、八〇〇	一六、六〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	一一〇、〇〇〇	一五、三〇〇	四六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇	六、〇〇〇	二一、六〇〇	一七、二〇〇	一五、三〇〇
昭和三年上期	一一〇、〇〇〇	一八、八〇〇	四八〇、〇〇〇	三七六、〇〇〇	一七六、〇〇〇	六、二〇〇	二二、四〇〇	一七、九〇〇	一八、八〇〇
昭和三年下期	一一〇、〇〇〇	二二、八〇〇	五〇〇、〇〇〇	三九二、〇〇〇	一八四、〇〇〇	六、五〇〇	二三、二〇〇	一八、五〇〇	二二、八〇〇
昭和四年上期	一一〇、〇〇〇	二七、三〇〇	五二〇、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	一九二、〇〇〇	六、七〇〇	二四、〇〇〇	一九、二〇〇	二七、三〇〇
昭和四年下期	一一〇、〇〇〇	三二、三〇〇	五四〇、〇〇〇	四二四、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	二四、八〇〇	一九、八〇〇	三二、三〇〇
昭和五年上期	一一〇、〇〇〇	三七、八〇〇	五六〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	二〇八、〇〇〇	七、二〇〇	二五、六〇〇	二〇、四〇〇	三七、八〇〇
昭和五年下期	一一〇、〇〇〇	四三、七〇〇	五八〇、〇〇〇	四五六、〇〇〇	二一六、〇〇〇	七、四〇〇	二六、四〇〇	二一、一〇〇	四三、七〇〇
昭和六年上期	一一〇、〇〇〇	四九、二〇〇	六〇〇、〇〇〇	四七二、〇〇〇	二二四、〇〇〇	七、七〇〇	二七、二〇〇	二一、七〇〇	四九、二〇〇
昭和六年下期	一一〇、〇〇〇	五五、二〇〇	六二〇、〇〇〇	四八八、〇〇〇	二三二、〇〇〇	七、九〇〇	二八、〇〇〇	二二、四〇〇	五五、二〇〇
昭和七年上期	一一〇、〇〇〇	六一、七〇〇	六四〇、〇〇〇	五〇四、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	八、一〇〇	二八、八〇〇	二三、〇〇〇	六一、七〇〇
昭和七年下期	一一〇、〇〇〇	六八、八〇〇	六六〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	二四八、〇〇〇	八、四〇〇	二九、六〇〇	二三、七〇〇	六八、八〇〇
昭和八年上期	一一〇、〇〇〇	七六、三〇〇	六八〇、〇〇〇	五三六、〇〇〇	二五六、〇〇〇	八、七〇〇	三〇、四〇〇	二四、三〇〇	七六、三〇〇
昭和八年下期	一一〇、〇〇〇	八四、四〇〇	七〇〇、〇〇〇	五五二、〇〇〇	二六四、〇〇〇	九、〇〇〇	三一、二〇〇	二四、九〇〇	八四、四〇〇

第十四表

年次	資本金	積立金	預金	貸出金	為替金	諸経費	純益金	配当金	繰越金
大正元年下期	一一〇、〇〇〇	一、一〇〇	三四五、〇〇〇	二六八、〇〇〇	一二四、〇〇〇	四、五〇〇	一六、八〇〇	一三、五〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	一一〇、〇〇〇	二、五〇〇	三六二、〇〇〇	二八一、〇〇〇	一三〇、五〇〇	四、七〇〇	一七、六〇〇	一四、一〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	一一〇、〇〇〇	四、四〇〇	三八〇、〇〇〇	二九六、〇〇〇	一三七、〇〇〇	四、九〇〇	一八、四〇〇	一四、八〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	一一〇、〇〇〇	六、七〇〇	四〇一、〇〇〇	三一二、〇〇〇	一四五、〇〇〇	五、一〇〇	一九、二〇〇	一五、四〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	一一〇、〇〇〇	九、三〇〇	四二〇、〇〇〇	三二八、〇〇〇	一五二、〇〇〇	五、四〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	一一〇、〇〇〇	一二、三〇〇	四四〇、〇〇〇	三四四、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	五、七〇〇	二〇、八〇〇	一六、六〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	一一〇、〇〇〇	一五、三〇〇	四六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇	六、〇〇〇	二一、六〇〇	一七、二〇〇	一五、三〇〇
昭和三年上期	一一〇、〇〇〇	一八、八〇〇	四八〇、〇〇〇	三七六、〇〇〇	一七六、〇〇〇	六、二〇〇	二二、四〇〇	一七、九〇〇	一八、八〇〇
昭和三年下期	一一〇、〇〇〇	二二、八〇〇	五〇〇、〇〇〇	三九二、〇〇〇	一八四、〇〇〇	六、五〇〇	二三、二〇〇	一八、五〇〇	二二、八〇〇
昭和四年上期	一一〇、〇〇〇	二七、三〇〇	五二〇、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	一九二、〇〇〇	六、七〇〇	二四、〇〇〇	一九、二〇〇	二七、三〇〇
昭和四年下期	一一〇、〇〇〇	三二、三〇〇	五四〇、〇〇〇	四二四、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	二四、八〇〇	一九、八〇〇	三二、三〇〇
昭和五年上期	一一〇、〇〇〇	三七、八〇〇	五六〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	二〇八、〇〇〇	七、二〇〇	二五、六〇〇	二〇、四〇〇	三七、八〇〇
昭和五年下期	一一〇、〇〇〇	四三、七〇〇	五八〇、〇〇〇	四五六、〇〇〇	二一六、〇〇〇	七、四〇〇	二六、四〇〇	二一、一〇〇	四三、七〇〇
昭和六年上期	一一〇、〇〇〇	四九、二〇〇	六〇〇、〇〇〇	四七二、〇〇〇	二二四、〇〇〇	七、七〇〇	二七、二〇〇	二一、七〇〇	四九、二〇〇
昭和六年下期	一一〇、〇〇〇	五五、二〇〇	六二〇、〇〇〇	四八八、〇〇〇	二三二、〇〇〇	七、九〇〇	二八、〇〇〇	二二、四〇〇	五五、二〇〇
昭和七年上期	一一〇、〇〇〇	六一、七〇〇	六四〇、〇〇〇	五〇四、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	八、一〇〇	二八、八〇〇	二三、〇〇〇	六一、七〇〇
昭和七年下期	一一〇、〇〇〇	六八、八〇〇	六六〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	二四八、〇〇〇	八、四〇〇	二九、六〇〇	二三、七〇〇	六八、八〇〇
昭和八年上期	一一〇、〇〇〇	七六、三〇〇	六八〇、〇〇〇	五三六、〇〇〇	二五六、〇〇〇	八、七〇〇	三〇、四〇〇	二四、三〇〇	七六、三〇〇
昭和八年下期	一一〇、〇〇〇	八四、四〇〇	七〇〇、〇〇〇	五五二、〇〇〇	二六四、〇〇〇	九、〇〇〇	三一、二〇〇	二四、九〇〇	八四、四〇〇

第十五表

年次	資本金	積立金	預金	貸出金	為替金	諸経費	純益金	配当金	繰越金
大正元年下期	一一〇、〇〇〇	一、一〇〇	三四五、〇〇〇	二六八、〇〇〇	一二四、〇〇〇	四、五〇〇	一六、八〇〇	一三、五〇〇	一、一〇〇
大正二年上期	一一〇、〇〇〇	二、五〇〇	三六二、〇〇〇	二八一、〇〇〇	一三〇、五〇〇	四、七〇〇	一七、六〇〇	一四、一〇〇	二、五〇〇
大正二年下期	一一〇、〇〇〇	四、四〇〇	三八〇、〇〇〇	二九六、〇〇〇	一三七、〇〇〇	四、九〇〇	一八、四〇〇	一四、八〇〇	四、四〇〇
昭和元年上期	一一〇、〇〇〇	六、七〇〇	四〇一、〇〇〇	三一二、〇〇〇	一四五、〇〇〇	五、一〇〇	一九、二〇〇	一五、四〇〇	六、七〇〇
昭和元年下期	一一〇、〇〇〇	九、三〇〇	四二〇、〇〇〇	三二八、〇〇〇	一五二、〇〇〇	五、四〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	九、三〇〇
昭和二年上期	一一〇、〇〇〇	一二、三〇〇	四四〇、〇〇〇	三四四、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	五、七〇〇	二〇、八〇〇	一六、六〇〇	一二、三〇〇
昭和二年下期	一一〇、〇〇〇	一五、三〇〇	四六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇	六、〇〇〇	二一、六〇〇	一七、二〇〇	一五、三〇〇
昭和三年上期	一一〇、〇〇〇	一八、八〇〇	四八〇、〇〇〇	三七六、〇〇〇	一七六、〇〇〇	六、二〇〇	二二、四〇〇	一七、九〇〇	一八、八〇〇
昭和三年下期	一一〇、〇〇〇	二二、八〇〇	五〇〇、〇〇〇	三九二、〇〇〇	一八四、〇〇〇	六、五〇〇	二三、二〇〇	一八、五〇〇	二二、八〇〇
昭和四年上期	一一〇、〇〇〇	二七、三〇〇	五二〇、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	一九二、〇〇〇	六、七〇〇	二四、〇〇〇	一九、二〇〇	二七、三〇〇
昭和四年下期	一一〇、〇〇〇	三二、三〇〇	五四〇、〇〇〇	四二四、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	二四、八〇〇	一九、八〇〇	三二、三〇〇
昭和五年上期	一一〇、〇〇〇	三七、八〇〇	五六〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	二〇八、〇〇〇	七、二〇〇	二五、六〇〇	二〇、四〇〇	三七、八〇〇
昭和五年下期	一一〇、〇〇〇	四三、七〇〇	五八〇、〇〇〇	四五六、〇〇〇	二一六、〇〇〇	七、四〇〇	二六、四〇〇	二一、一〇〇	四三、七〇〇
昭和六年上期	一一〇、〇〇〇	四九、二〇〇	六〇〇、〇〇〇	四七二、〇〇〇	二二四、〇〇〇	七、七〇〇	二七、二〇〇	二一、七〇〇	四九、二〇〇
昭和六年下期	一一〇、〇〇〇	五五、二〇〇	六二〇、〇〇〇	四八八、〇〇〇	二三二、〇〇〇	七、九〇〇	二八、〇〇〇	二二、四〇〇	五五、二〇〇
昭和七年上

第五章　本行受託事務概況

第一節　爲替管理事務

第一款　爲替管理法及受託事務の變遷

我國の經濟開發は日滿經濟一體化の根本方針に基き、日本より多額の對滿投資を導入することにより急速なる進捗が期待さるゝのであつて、これが先決的要件として政府は日滿爲替の安定卽ち國幣對金圓等價維持政策を採り、その目的を貫徹する爲に康德二年十一月三十日爲替管理法を制定し、國幣の投機賣買及び現大洋現小洋の賣買を禁止し、外國通貨及び外國爲替の買入、外國通貨の輸入竝びに金銀の輸出及び輸送等に對し制限を課する一方、日本及び關東州への送金を自由にすることに依つて國幣價値維持に資し、資本の我國よりの逃避乃至は國幣の思惑賣買に依つて國幣價値を動搖せしむることを防止することにしたが、國際情勢は康德三年（昭和十一年）下半期以來準戰時體制化へ進み、日本に於ては尨大なる豫算を以て急速に重工業の生產力を擴大すると共に原料確保に努め、又馬場藏相の國債增發政策の言明もあつて、圓の對外價値の基調が漸く軟化して來た爲め、康德四年（昭和十二年）一月爲替管理法の一部を改正し、現金資本は勿論物的資本の逃避をも嚴に取締ることになつた。

然るに我國は貨物を通じての資本逃避に對しては別段の制限を設けなかつた爲に、日本の資本は滿洲を經て海外に逃避する處があり、七月七日の蘆溝橋事件に端を發した支那事變に金圓の爲替相場は軟調を來たし、市場相場は對英一志二片割れを示現するに至り、日本に於ける同法は更に一段と强化せられた。玆に於て我國も日本と步調を合せ、康德四年十月八日勅令第二百九十三號竝びに經濟部令第二十三號及び第二十五號を以て爲替管理法を全般的に改正し、無爲替輸出入、證券の輸出入、信用狀取得等を許可事項とし、資本竝びに收益の引揚げ其他國外送金の取締を强化し、從來自由であつた輸入代金決濟の爲の爲替取引も日本を除く外國よりの輸入爲替一千圓を超ゆるものは許可を要することゝした。

本行は爲替管理法の改正と同時に公布されたる同法施行手續第一條竝びに第二十四條に依る申請書類及び報告書の取次事務を取扱つて來たが、康德五年十月一日より爲替管理法第八條の規定に據り左記各號に該當する許可事務を取扱ふことになつた。

一、康德四年經濟部令第二十三號及第二十五號中左ノ各號ノ一ニ該當スル輸出入貿易關係ノ許可事務

(1)　申請金額一口一千圓相當額未滿ノモノ

(2)　別紙輸入禁止品目表ニ該當スル物品ノ輸入ニ關スルモノ

二、康德四年經濟部令第二十三號中申請金額一口一千圓相當額未滿ノ貿易外送金關係ノ許可事務

三、康德四年經濟部令第二十三號及第二十五號ノ規定ニ基キ發給シタル許可書ニ對スル條項變更關係事務

（輸入禁止品表の揭載を略す）

而してこの許可事務の取扱は新京總行の外、奉天分行、哈爾濱分行、營口支行、安東支行及び山海關支行に於て行はれ、同月三十一日更に錦縣、承德兩支行を加へ、許可範圍も擴大されて「北支土產品ノ輸入許可關係ニ限リ一口一萬圓未滿ノモノ」をも本行に於て許可し得ることになつた。

中支、北支對滿洲間の經濟關係の緊密化に伴ひ、圓貨又は國幣の脫法的流出增加の傾向があり、各種通貨交換比價の差異に依る思惑取引を助長し、延いては中、北支に對する我國の支拂勘定の增大を來す處がある爲め、康德六年七月迄に三回に亘り爲替管理法竝びに同法に關する經濟部令を改正し、外國爲替銀行にあらざれば業として外國通貨の賣買を爲すことを得ざらしめ、錢舖業者兩替事務を一切禁止するの外、通貨の脫法的國外流出の具に用ひらるゝ百圓紙幣の輸出を嚴禁し、滿洲外旅行者の携帶する通貨の不要許可限度を從來の一千圓相當額より五百圓相當額に引下げ、輸入貨物代金決濟の爲の爲替取引、信用狀の取得の不要許可限度を一箇月を通じ夫々一千圓より一百圓に、次いで五十圓に引下げたのである。又、支那に於ける圓紙幣の氾濫は圓安現象を誘發し、外貨の代りに圓紙幣を送付又は携帶するの傾向あるを以て、外貨資金獲得保全上六年七月國幣及び日圓券の輸入に就ては旅行者が二百圓以下を携帶輸入する場合及び官廳が輸入する場合を除き全部要許可事項とした。

無爲替輸出に就ては商機を逸せず速かなる輸出に依り外貨を獲得せしめんが爲め、限界を規定しこれに該當する輸出に就ては其の都度許可を要せず、單に輸出報告を本行經由經濟部に提出するだけに止めてゐたが、輸出取引上無爲替輸出を認定することが不可能なる事項

も增加し完全なる取締は到底困難なるのみならず、却つて業者をして當該不要許可事項を濫用せしめ物資を通じ資本の逃避を助長する虞多分に存するを以て康德七年四月一日より不要許可事項の大部分を削除し無爲替輸出の規定を著しく限定し、一方輸出取引の迅速を圖ると共に商機を逸せざるやう、從來本行經由經濟部に對する報告の簡易化を圖り、新京、奉天、哈爾濱、山海關、營口、安東、圖們の國內七稅關に貿易科を新設、これを通じ報告せしむることにした。康德七年度に入りて滿支間の經濟交流益〻緊密の度を加ふるに伴ひ、國境地帶一帶に兩國通貨の混流を見ると共に國幣の北支向逃避著しく、國際收支は益〻惡化し我國通貨政策遂行上支障尠くなかつたので、從前の北支向旅客の自由携帶通貨輸出限度を五百圓より一躍五十圓に引下げ、改正部令公布に先立ち康德七年六月二十四日より實施せられることゝなり、北支當局に於ても徹底的通貨統一と北支に於ける圓價維持對策として康德七年六月十五日より聯銀券以外の日本國銀行券を始め、滿洲國幣、蒙疆銀行券等の流通を總て禁止した爲め、滿洲よりの北支入國者は山海關、古北口等の國境驛兌換所に於て聯銀券に交換を要することになつた。これ等北支向國幣の持出禁止竝びに聯銀券との交換額制限强化の結果、山海關驛中銀兌換所を强化充實し、同年七月以降北支向旅客の携帶現金が制限を超過せる場合は其の超過額を奉天分行宛（康德八年七月より瀋陽支行宛に變更）定額送金小切手（拾圓券、五拾圓券、壹百圓券の三種）を以て滿洲國內に返却せしむることになつた。

これ等爲替管理法に關する經濟部の改正部令は七月十一日公布され、前述の旅客携帶通貨制限强化の外、自由携帶輸入限度金額二百圓を五十圓に引下げ國際收支適合の一助たらしめ、又生活費等一般貿易外制限の取締に關しても一箇年五百圓相當額の送金自由限度を撤廢し、金額の如何に拘らず經濟部大臣の許可を要することゝし七月十五日より實施した。玆に於て問題となるのは勞働者の在支家族生活費の送金と留華滿洲國學生に對する送金であつて、勞働者送金を制限するときは入滿者の減退を生じて諸生產計畫に齟齬を來す虞ある爲め勞働者の重點集中を目標とし、併せて勞力の集散を抑制する見地より重要產業部門に於ける勞働者の送金には優先的考慮を拂ひ、鐵工部門、農業部門、土建部門などに許可額を割當て送金を當該會社を通じて許可することになつた。然るに其後華北に於て勞力の需要急增し勞銀の昂騰を見た爲め、離滿勞働者激增したるを以て、康德八年二月一日これが緩和策として國外勞働者の送金竝びに持歸金に限り特別優先的取扱を爲し、一方一般北支向旅行者の携帶通貨は全面的に許可制を採ることに改正し、入滿勞働者の持歸金不要許可限度は一般勞働者六十圓、技術者百二十圓に康德七年十一月一日以來事實上緩和されたが、更に康德八年五月一日よりこの制限をも撤廢され就勞所得の餘剩金に限り自由に持歸り得ることゝし、この持歸金と一般旅費との區別を明確にする爲め、勞働者の國境驛兌換所に於ける交換に際し必ず滿洲勞工協會の認可を必要とすることになつた。又華北に於ける滿洲國學生の學資金の送金に當つては北京滿洲國通商代表部に於て査定し、適正妥當なる範圍に於て證明をなし、この證明書に基く外國爲替の買入に對しては優先的に許可を與ふることゝし、康德八年十月一日より實施することになつた。

獨蘇開戰以來米國の氷島への進駐其他米國の參戰態度が頗る闡明となるに伴ひ、對日態度も積極的となり、遂に康德八年七月二十六日米英兩國は對日系資產凍結を斷行するに至り、我國はこれが報復的措置として同年八月一日爲替管理法を改正し、外國人取引取締規則を制定し逐次、北米合衆國及び其の屬領、比律賓諸島、英本國、北部愛蘭、加奈陀、香港、英領ボルネオ、和蘭、和蘭領印度、濠州、ビルマ、海峽植民地及び馬來聯邦、英領印度、南阿聯邦、ニユージーランド、英領ケニヤ、英領ウガンダ等を指定し、指定國人、法人若くは居住者又は指定國系法人の左に揭ぐる取引又は行爲を禁止又は取締ることになつた。

一、不動產其他主要ナル財產ノ取得又ハ處分
二、不動產、動產又ハ有價證券ノ貸借、寄託又ハ受託
三、債權債務ノ相殺又ハ債務ノ保證若ハ引受
四、消費貸借又ハ消費寄託ニ關スル行爲
五、通貨又ハ日本國通貨ノ取得又ハ處分

同規則は常に伸縮性を保ち相手國の出方に卽應し對處することにした。我國に於ける英米系資產の主たるものは啓東煙草會社、香上銀行秋林洋行及び平和洋行、英商物產出口公司、毛皮輸入商等にして、これ等は我國國民生活上に相當重要なる關係を有してゐるので、從來以上の事業活動を阻止する程度に止め、日常業務遂行に必要なる限度に於て包括許可を與へ平常業務を繼續せしむる外、一般英米法人及び個人に對しては一世帶一箇月を通じ五百圓以內の預金拂出を許可することにしたが、康德八年十二月八日遂に大東亞戰爭勃發するに及んでこれ等緩和取扱を放擲し、爲替管理法竝びに外國人取引取締規則を夫々改正强化して積極的に敵產の管理處分を斷行することになつた。此の間本行の代理許可事務は擴大され、滿蒙間の經濟行政的特殊關聯性と支那事變に伴ふ新事態に鑑み、彼我相互關係を一層緊密鞏固ならしむる爲め、康德六年十月一日より赤峰支行をして滿蒙間陸接國境に依り輸出入せらるゝ物品の中、稅關に於て非課稅の取扱を享け得べき麥、小麥、蕎麥及び其の麵、靑鹽、菇、食料油、甘草、牲畜、毛皮、獸毛、絨及び毡等に對する許可事務を取扱はしむることになり

又爲替管理法の強化に伴ひ、北支向一般送金關係申請件數は漸次多數を極めつゝある爲め、康德七年九月十五日より一千圓以下の北支向一般送金に關しては、取扱行經理の許可通知又は却下通知を以て經濟部大臣の許可證又は却下證に代替することゝし、許可事務取扱行に齊齊哈爾分行、牡丹江支行、吉林分行の三行を追加し許可事務の簡捷化を圖ることになつた。又山海關驛兌換所に於ける兌換事務繁忙を極め、康德八年二月に至り新たに四拾圓券の定額送金小切手を發行し、兌換の能率を上ぐると共に外國通貨買入許可申請激增に對處し、これ等許可事務の決濟行として一月より新京北大街支行、哈爾濱の道外支行及び奉天の瀋陽支行を加へ、更に迅速なる事務處理を行ふ爲め、撫順、四平、佳木斯、遼陽、通化、黑河の各支行に於ても許可事務を取扱ふことになつた。

第二款　本行外貨集中事務の變遷

康德四年十月我國の爲替管理法は全面的に改正強化せられ其の目的運用方針も決定されたが、實際上の運用に當つては種々困難なる問題横たはり、輸出入手續も煩雜に過ぎ商機を逸する憾みなしとせず、其の間產業開發五箇年計畫は着々進捗を見たが、日支事變勃發に伴ひ開發資材は對日期待を圖る一方第三國よりも必要資材の手當を爲すことゝし、之が所要資金の計畫運營を計り其の餘蘊なき利用を期する爲め、我國の外貨資金を本行へ集中することになつた。玆に於て最も困難視されたるは關東州と滿洲國との爲替管理の一元的運營であつた。

滿洲國の貿易に對する關東州の地位は極めて重大であつて、我國輸出入の六割迄大連港を通じて行はれ、其の決濟も亦概ね大連に於て取扱はるゝを例とする爲め、關東州の爲替管理運用の如何は滿洲國に於ける產業經濟政策遂行上に重要なる關聯を持つ關係上、滿洲國及び關東州の爲替管理も一層緊密化する必要があるので關東州滿洲國を打つて一丸となし、この全地域に亘り爲替行政の一元的統制を圖ることになつた。これが組織としては企畫委員會の一部門として爲替委員會を設け、關東軍、滿洲國政府、關東局、滿洲中央銀行より各委員を出し、爲替行政に關する最高方針を審議し、これが實行機關として康德五年八月十日本行內に臨時爲替局を、大連に於ては本行大連支行內に臨時爲替局大連辦事處を設置し、政府、關東局及び本行より各〻參畫して滿洲國竝びに關東州の爲替管理事務を綜合し、一元的に管理運用することになつた。

而して滿洲の爲替資金の狀態を明確にし其の爲替資金を最も有效適切に利用せんが爲に、爲替管理法に關する經濟部令第二十三號第三十二條の規定に據り、外國爲替銀行の取得する外貨資金（日本、北支、蒙疆、中支等所謂金圓ブロックを除く）を本行に賣却すべきを命じ、臨時爲替局設置と同時に實施されたが、本行はこれ等外國爲替銀行との爲替賣買を爲す行處を總行營業處、奉天分行、哈爾濱分行、大連支行及び營口支行の五行に限定し、橫濱正金銀行倫敦支店に磅による滿洲國勘定を設定し、外國爲替銀行所要外貨資金は磅資金を以て拂下ぐることにした。卽ち我國の輸出により國內竝びに關東州の爲替銀行が取得すべき外國爲替は總てこれを英貨磅に換へたる上本行に賣却を爲し、本行は斯くて集中した外貨資金を倫敦正金銀行に於ける預金として保有する、他方各爲替銀行はその所要すべき輸入資金を本行から磅貨を買入れて之を調達する。この爲替銀行と本行との磅の受渡は賣買共一志二片建とせられた。玆に於て本行は自ら外國爲替業務を營むことなく、一元的に外貨資金の需給に對しカバーを與へる職能を獲得することゝなり、その結果外貨資金計畫は明確に樹立せられ得ることになり、輸入力は强化せられるに至つた。中央銀行として國幣の對外價値維持操作を直接に且つ有能に行ひ得ることになつたのは實に此の外貨集中制實施に由るものと言ひ得るのである。

然るに康德六年九月英獨戰爭勃發に依り英貨が國際通貨たる職能を喪失するに至つたのと、その前途が甚しく危ぶまれるやうになつたので、萬一の際には弗貨に集中基準通貨を何時にても轉換し得るよう備へる爲め爲替集中制度に變更を加へ、同月十六日橫濱正金銀行紐育支店に滿洲國爲替資金弗貨勘定を開設し外貨集中を二本建で行ふことにした。卽ち爲替集中上各國通貨を二分し、磅ブロック關係通貨は一切英貨を以て受拂をなし、其他は弗貨を以てすることになつた。然るに英貨は豫期せられたる通り崩落の一途を辿り、自由市場に於ける相場は歷史的低値を示すに至つた。その爲め日本國の爲替基準も磅から米弗に轉移せざるを得なくなつたので、我國は之に追從し對英一志二片の釘付相場を拋棄し、國幣の對外價値基準を米弗にリンクせしめ、國幣百圓に對し米弗二十三弗十六分の七の相場に釘付することになつた。然るに英獨戰爭の進捗と共に米國の對英援助は次第に强化せられ、遂に米國は獨逸の侵略を受けたる諸國の在外資產保護の名目の下に、康德八年四月右諸國の在米資產一切を凍結するに至つたが、これは獨逸に對する經濟的壓迫手段の一に過ぎず、從つてこの資產凍結は獨逸の在米資產の凍結、更に獨逸と密接なる關係にある日本、伊太利其他所謂樞軸諸國の在米資產の凍結となるべきことが豫想せらるゝに至つたので、斯くの如き事態に備ふる爲め康德八年四月三十日遂に本行の在倫敦、紐育兩滿洲國勘定を共に閉鎖し滿洲國爲替資金特別圓勘定を橫濱正金銀行東京支店に開設した。卽ち我國の外國爲替銀行が輸出に依り外國爲替を取得したるときはこれを本行に賣却し、本行は之を特別圓として左の勘定に預け入れ、輸入に依り爲替銀行の所要する外國爲替は本行が特別圓を以て調達して

拂下げ、磅弗兩滿洲國勘定を以て爲替操作を行つたと同樣の原則に依り、特別國勘定をA、B、Cの三勘定に分ち、A勘定は米貨、B勘定は磅貨、C勘定は磅にも弗にも自由には轉換なし得ない爲替資金を保有することにした。

以上康德五年八月の外貨集中制には國ブロック內の外貨資金は除外されて來たが、康德八年四月一日よりこれも總て本行に集中せられることになつた。我國の對支國際收支は貿易關係に於ては受取超過、貿易外關係に於ては支拂超過が大體の傾向であつたが、產業五箇年計畫の進捗に連れ勞働力の對支依存は益〻高度化し、その爲め在支家族生活費送金又は離滿勞働者の持歸金が激增し對支支拂超過增嵩の一因となつたので、既述の如く爲替管理法を屢次改正強化し、對支一般送金及び旅行者の携帶金に强度の制限を加ふると共に、臨時貿易爲替局に於て對支爲替の計畫的運用を圖つたが、爲替許可と資金操作を有機的に結合さす爲め、北支、中支、蒙疆を對手方とする滿洲國及び關東州の資買爲替はこれを本行に集中して、滿關の此等地方に對する資金關係を調整し、其の收支の均衡と爲替資金の運用上に餘蘊なき計畫性を附與し、延いては我國產業開發計畫の遂行に不可缺なる北支勞働者の確保に萬全を期することになつた。集中方法は第三國資金のそれと異り一本每の集配を圖らずバランス主義に依ることにした。卽ち各爲替銀行は康德八年四月一日以降、其の對北支、中支、蒙疆爲替の買持が五萬圓を超ゆるときは其の超過分を電信資爲替の形式を以て本行に賣却し、五萬圓以上の賣持となつた場合は其の超過分に就て電信買爲替の申込をなし、本行はこれ等集中事務取扱行を總行營業處、奉天分行、哈爾濱分行、安東支行、營口支行、錦州支行、牡丹江支行、撫順支行、本溪湖支行及び大連支行の十行に指定し、張家口支行、北京支行竝びに上海支店（上海支店開設前は橫濱正金銀行上海支店）に新たに滿洲國勘定を以て爲し、對北、中支爲替は夫々北京支行竝びに上海支店の滿洲國勘定を開設し、對蒙疆爲替の受拂は張家口支行の滿洲蒙銀券（蒙疆）百圓に對し、國幣百圓の等價を以てせらるゝことになつた。集中方法は第三國康德八年十二月八日大東亞戰爭勃發の新事態に對處し、日本政府に於ては對外爲替相場の米貨乃至英貨基準の建方を廢止し、圓建を以て自主的に爲替換算率を公定することになつたが、我國に於ても日滿通貨等價の原則に基きこれに卽應し、康德九年一月一日より國幣の換算率は圓を基準とした本行の建値に依ることにしたのである。

第二節　臨時資金統制事務

第一款　臨時資金統制法の公布

政府は康德五年九月十六日勅令第二百二十九號を以て臨時資金統制法を公布、同年十月一日よりこれを實施することゝし其の取扱を本行に委任することになつた。仍つて本行に於ては事務分掌規程第五條第八號の次に「臨時資金統制法ニ依リ委任セラレタル事項及之ニ附隨スル事項」を加へこれを考査課に取扱はしむることゝし、考査課に新たに臨時資金統制係を設けこれが運營に萬全を期したのである。

支那事變の進展と東亞新秩序建設工作の進捗に伴ひ軍需關係物資の需要は著しく增大する一方、政府支拂に依つて多額の資金が國內に撒布せられ、これを放任するときは資金は利を追ひて不要不急の方面に流れ、緊急必要なる物資の生產の阻害せらるゝ惧ある爲め本法の公布を見たのである。卽ち國家としては物資資材が當面不要不急なる方面に使用せらるゝことを抑止しこれを緊急なる方面に振向け、物資資材の使用を有效適切ならしむる方策を講じ、以て直接軍需に對する供給は勿論、肝要なる基礎產業の所要資材の供給に事缺かざらしめることは喫緊の要務である。而して本法は敍上の物資統制を目的とするものであるが、本來物資と資金とは相互に表裏たる關係にあり物資使用の統制は資金使用の統制に依り其の目的を達し得るを以て、本法第一條には「本法ハ現下時局ニ關聯シ資金ノ活用ヲ計ル爲其ノ需給ヲ統制スルヲ目的トス」と規定されてゐるのである。

尙ほこれが取扱を本行に委任したのは本行が金融界の中樞をなし常に財界と接觸し、而も政府とも緊密なる連絡があり本法運用者として最適と認められたるに因るものであり、日本に於ても同樣の理由に依りこれが運營を日本銀行に委任してゐるのである。

第二款　考査課臨時資金統制係の設置

考査課臨時資金統制係の事務分掌に就ては課長、副課長の下に審議係、事業係、文書係の三係を設け、其の分擔事務は左の如くであつた。

(一)　審議係

一、認可申請ノ審査決定及通知ニ關スル事項
二、關係機關ニ對スル附議案ノ作成
三、經濟部大臣ニ對スル意見ノ具申

(二)　事業係
一、諸報告ノ徵收
二、資料ノ蒐集
三、事業ノ基本的調査及産業五ヶ年計畫ノ調査研究
四、輸出産業ノ調査

(三)　文書係
一、文書ノ取扱及保管
二、經濟部大臣ニ對スル諸報告ノ作成
三、統計表ノ作成
四、他係ニ屬セザル事項

而して認可申請、諸調査書類の徵收は全國に亙るを以て取敢へず左記主要二十一分支行を取次店とし、申請書類の受理決定通知の移牒認可申請に對する副申事務を行はしむることにした。

取次店

奉天分行　　哈爾濱分行　　吉林分行
齊々哈爾分行　　撫順支行　　本溪湖支行
遼陽支行　　營口支行　　開原支行
牡丹江支行　　承德支行　　四平支行
錦州支行　　安東支行　　延吉支行
圖們支行　　佳木斯支行　　海拉爾支行
琿春支行　　鐵嶺支行　　龍井支行

第三款　臨時資金統制法の改正

本法は資金の大口供給者たる金融機關と大口需要者たる會社との兩面より統制する仕組とし、具體的には十萬圓以上の事業資金の貸付五十萬圓以上の會社をその統制範圍としたのであるが、時局の進展は右の程度に止まるを許さず、更に高度の統制を必要とするに至つた。卽ち日本に於ける臨時資金調整法の强化に卽應し、康德六年十二月廿六日勅令第三百二十八號を以てこれが改正强化を圖り翌年一月一日より實施することにした。强化の要點は次の如くである。

(イ)　金融機關の事業資金貸付の不要認可限度を十萬圓より五萬圓（特定の不急事業と目さるゝものは三萬圓）迄引下げたこと
(ロ)　從來は一般業者として統制を受くるものは資本金五十萬圓以上の會社であつたが、今回はこれを資本金二十萬圓のもの迄引下げ、尙ほ更に五萬圓（特定の不急事業と目さるゝものは三萬圓）以上の設備をなすものは會社は勿論個人と雖も認可を要するとしたこと
(ハ)　配當制限の規定を設けたこと

而して(ハ)の配當制限事務の取扱の爲には康德七年一月一日より監査係を設け認可申請の審査、資本金二十萬圓以上の會社の各期決算書の監査及びこれが分析綜合の諸統計を作ることになつた。

第四款　委讓店の設置

右の如く康德七年一月の改正に依り本法による申請は著しく複雜多岐となり且つ其の件數も急激に增加するに至つたので、左記理由により本部に於ける決裁權の一部を地方主要地に於ける十分支行に委讓し、康德七年十二月一日よりこれを實施した。

イ、委讓理由

(一)　認可申請の審査に際しては物動計畫と嚴重に睨合せる必要のあることは勿論であるが、康德七年度より重要物資需給査定は中央と地方に分れ、地方重要物資の需給査定は該地方整備委員會又はこれに準ずる地方機關に委讓せられた爲め、民需物資を使用する事業の資金調達は現地に於て當該民需物資需給査定と併行審査するに非ざれば徹底を期し難きこと
(二)　今回の改正により個人と雖も五萬圓（特定のものは三萬圓）以上の事業の設備をなす者は全部認可を要することになつたが、こ

れ等設備例へば貸家、工場等の警察による建築許可は地方單位となり居り、本法による認可申請を全部本部に集中することは兎角連絡不行屆となり、從つて本法改正の主旨徹底を缺く憾あること

(三)　現地決濟により事務處理の迅速を期し得ること

ロ、委讓の範圍

(一)　認可申請金額一件二十萬圓未滿なること

資本增加認可申請に在りては其の增加額（公稱）、第二回株金拂込徵收認可申請に在りては其の拂込徵收額、自己資金に依る事業設備の新設、擴張、改良の認可申請に在りてはそれに要する事業設備金額、銀行及び保險會社の事業資金貸付認可申請に在りては其の事業資金貸付が夫々二十萬圓未滿なること

(二)　認可申請內容中當該事業設備の新設擴張改良に必要なる資材が地方民需（省、特別市）の供給を受くべきものなること

事業の性質上該地方民需物資の供給を受くべからざるものは手持資材あるときと雖も委讓範圍に屬せず、但し左の場合は從來通り現地意見を付したる上一件書類を總行考查課臨時資金統制係に廻付すること

一、事業資金統制標準上甲に屬する事業を不認可とし又は丙に屬する事業を認可せんとする場合

二、當該資金を使用する事業が事業統制法規の適用を受け、資金に付き臨時資金統制法の認可を受くることを要すると共に、該事業統制法規の認許可を受くべき場合に於て、該事業統制法規の決定權が地方に屬せざるが如き場合

三、爲替取得關係に付き現地判斷困難なる場合

四、其他事案の重要なりと認むる場合

ハ、委讓店

奉天分行　　哈爾濱分行　　齊々哈爾分行

安東支行　　牡丹江支行　　錦州支行

佳木斯支行　　營口支行　　吉林分行　　延吉支行

（以上十店）

右委讓制度は最初の試みである關係上愼重を期し最少限度に止めたのであるが、其後の實績に徵するに結果は至極良好であり、後述の如く康德九年一月一日より更に六委讓店を追加した。

第五款　資金統制課の獨立

上述の如く資金統制事務は康德七年一月の本法改正に依り著しく複雜多岐となり其の量も急激に增大するに至り、考查課の一係としてこれを處理するは諸種の不便を感ずるに至つたので、康德八年一月一日よりこれを獨立せしめ資金統制課とした。

分掌事務

審議係

一、認可申請ノ審議ニ關スル事項但シ利益配當ニ關スル事項ヲ除ク

二、前號ニ關聯シ關係機關ニ對スル協議ニ關スル事項並ニ經濟部大臣ニ對スル意見具申及經濟部大臣ヨリ命セラレタル事項

監查係

一、利益配當認可申請ノ審議ニ關スル事項

二、會社ノ資產負債及損益ノ內容、利益金ノ處分、其ノ他經理ノ監查ニ關スル事項

三、前號ニ關聯シ關係機關ニ對スル協議ニ關スル事項並ニ經濟部大臣ニ對シ意見具申及經濟部大臣ヨリ命セラレタル事項

事業係

一、資金計畫報告ニ關スル事項

二、事業資金需給狀況ノ調查及資料ノ蒐集ニ關スル事項

三、前號ニ關聯シ經濟部大臣ヨリ命セラレタル事項

庶務係

一、認可申請ノ受理、認可通知書ノ送達並ニ右ニ關スル統計ノ作成ニ關スル事項

二、文書ノ受理、發送並ニ保管ニ關スル事項

三、取次店、委讓店ノ設置改廢ニ關スル事項

四、其ノ他各係ニ屬セサル事項

第六款　金融係の新設

銀行及び保險會社は施行規則第十三條に據り(イ)一口三萬圓以上の貸付をなしたるとき、(ロ)貸付總額三萬圓以上の資金を數回に分ちて貸付くる場合に於て、其の各口の貸付をなしたるときは毎旬これを本行を通じ經濟部大臣に提出するを要し、これが審査竝びに統計作成は當臨時資金統制課の重要任務の一つであつたが、時局の進展は該報告書類のより一層の活用を必要とすることゝなつたので、これが取扱運用の完璧を期する爲め、康德八年三月右貸付報告書の事務を取扱ふ係を新設し、金融係となし、同時に從來事業係所有の施行規則第十二條に基く二十萬圓以上の資本金の會社に課せられたる資金運用計畫報告書中金融機關の分は、其の樣式を特に金融機關に適合する樣に改正し、これが取扱を新設の金融係に移管した。卽ち金融係の分掌事務は次の如くである。

金融係

一、金融機關ノ資金貸付報告ニ關スル事項
二、金融機關ノ資金運用計畫報告ニ關スル事項
三、金融狀況ノ調査及資料ノ蒐集ニ關スル事項

第七款　委讓店の擴大

委讓店は前記の通り取敢へず十箇所とし康德七年十二月一日より暫行的試驗的に設置せられたものであるが、爾來當該地區に於ける本法の理解と認識とを深め申請案件處理の簡捷合理化の實擧り、枚擧に暇無かりし違反行爲乃至手續洩等も殆ど一掃され、統制機能の發揮と地方滲透の效果は顯然たるものがあつたので、右實情に鑑み新たに地方經濟中心地にして重點產業都市たる撫順、遼陽、本溪湖、圖們四平、通化にこれを設置し、地方單位のブロツク的經濟體制强化確立に照應することにし、これを康德九年一月一日より實施した。

第八款　現況

以上の如く臨時資金統制課は五係となり其の取扱事務は大別して認可申請の受理、審査、決定の通知竝びに諸報告書の受理、これを基礎とする諸統計書類の作成であるが、これを具體的に各係別に要約すれば次の如くである。

(一)事業係
- (1)資金計畫報告書（資本金二十萬圓以上ノ會社竝ニ本店　資本金二十萬圓以上ノ支店、出張所ヨリ提出　但シ金融會社ヲ除ク、毎年十二月）
- (2)同實績豫定報告書（提出範圍同右、毎年九月末）
- (3)五箇年計畫擔當會社年度資金實績（毎年三月提出）
- (4)其他全滿各會社ノ資本移動狀況調査等

(二)金融係
- (1)貸付報告書（銀行、保險會社提出、毎旬）
- (2)大口貸出金期末殘高報告（銀行、保險會社、金融會社、無盡會社提出、毎四半期）
- (3)金融月報（銀行、合作社提出、毎月）
- (4)日計表（銀行、保險會社、合作社、金融會社、無盡會社、毎月）
- (5)資金運用計畫書（提出範圍同右、毎半期）
- (6)事業年度利益配當確定報告書（提出範圍同右、毎事業年度）
- (7)十六都市預金貸出旬末報告（銀行、合作社、毎旬）

(三)監査係
- (1)事業年度利益配當確定報告書（資本金二十萬圓以上ノ會社但シ金融機關ヲ除ク）
- (2)利益配當認可申請書ノ審査

(四)審議係（本法ニ據ル一般認可申請ノ審議但シ利益配當認可申請ヲ除ク）
- (1)各認可申請書竝ニ諸報告書ノ受付
- (2)日圓資金調達豫定表（資本金二十萬圓以上ノ會社毎四半期）
- (3)日圓資金調達豫定表ニ關スル對日通報（對日本大藏省、日銀、駐日滿洲國大使館、經濟處、隨時其ノ必要ノ度毎）
- (4)一般庶務事項

(五)庶務係

次に本法施行以來の認可不認可の實績を記載すれば左の如くである。

臨時資金統制法に依る業種別認可金額（單位千圓）

年次	續業	工業	農林業	水產業	交通業	商業	雜業	其他	計
康德六年	六四九、一五四（五二〇、八九四）	六六七、一八八（五一九、〇三〇）	一四九、一八一（一三三、四二六）	二五〇（二五〇）	二六、一六四（一九、三六四）	一五五、二八一（八二、四八一）	七四、六三二（六〇、〇〇七）	八二九（五七九）	一、七二二、六七九（一、三三六、〇三一）
康德七年	四一八、一七五（三二五、二五〇）	六五二、四九二（五五六、〇一一）	三四、三一三（三一、二〇五）	一、六四三（一、六四三）	五二、四八四（四八、九四四）	八五、五二三（六三、九二九）	一四三、三五〇（一三五、六五〇）	五、六一四（四、一一四）	一、三九三、五九四（一、一六六、七四六）

康德八年	認可	五五、八三一	一四、七六二	一、三四七	一、三四七	一、三四七	一、九二一、三三				
	又不認可	(四九〇、三二九)	(一一、一六二)	(一、三四七)	(一、三四七)	(一、三四七)	(一、〇三五、七六五)				
計		二七〇、〇三三	五五、八三一	一四、七六二	一、三四七	一、三四七	一、九二一、三三				
		(二九、五九八)	(四九〇、三二九)	(一一、一六二)	(一、三四七)	(一、三四七)	(一、〇三五、七六五)				
註 括弧内ハ會社設立竝ビニ資本增加ノ未拂込金額ヲ控除シタル額											

臨時資金統制法に依る種類別認可不認可件數

年次		會社設立	資本增加	株金徵收	社債募集	事業設備	會社合併	目的變更	利益配當	計
康德六年	認可	八三	九九	一〇五	一〇	一〇五	四	二〇	一	五五〇
	不認可	一	一							一
康德七年	認可	五六	一〇八	二	二	三八八	二	三九	三〇・一	八八六
	不認可	一	八			九				七九
康德八年	認可	六五	九七	四	四	七八三	一八	四五	三	一、二七七
	不認可	一	一〇			一八		三	一〇	九二
計	認可	二〇四	二〇四	一六	四	一、二七六	一四	一〇四	四〇	二、七一三
	不認可	二	一九			三七	一	五		一八二

臨時資金統制法に依る種類別認可金額（單位千圓）

年次		會社設立	資本增加	株金徵收	社債募集	事業設備	計
康德六年		三一、八三〇	四三〇、四〇〇	四七二、一七九	一五五、〇〇〇	一、七三三、六七九	
		(三一、八三、二四六)	(三一八、九〇七)	(四七二、一七九)	(一五五、〇〇〇)	(一、三五六、〇三一)	
康德七年		七〇、四四〇	二六、〇四五	六一、〇八六	四〇、〇〇〇	一、三九三、五九四	
		(四〇、四四〇)	(二六三、三六九)	(六一、〇八六)	(四〇、〇〇〇)	(一、一六六、七四六)	
康德八年		六一、七五九	二一九、三三〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三一九、八〇〇	一、一九三、一三
		(六一、七五九)	(七五、七五〇)	(三五、〇〇〇)	(三五、〇〇〇)	(一〇六、八〇〇)	(一、〇三五、七六五)
計		三五〇、四四五	六五五、三三五	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	一、〇三〇、七三九	一、九二一、三三
		(三五〇、四四五)	(三四〇、八三四)	(二四〇、〇〇〇)	(二四〇、〇〇〇)	(一、〇三五、七六五)	(一、〇三五、七六五)

註 括弧内ハ會社設立竝ビニ資本增加ノ未拂込金額ヲ控除シタル額

第三節　日本國庫事務

滿洲に於ける日本の國庫事務は日露戰爭以來橫濱正金銀行が取扱つて居つたが、大正六年十二月日本銀行と朝鮮銀行との間に滿洲に於ける國庫事務取扱に關する代理店契約を締結し、大正七年一月より在滿の朝鮮銀行支店出張所に於て取扱ふことになつた。然るに滿洲興業銀行設立に伴ひ在滿朝鮮銀行支店出張所が撤退することゝなりたる結果、昭和十一年即ち康德三年十二月二十八日日本銀行と本行との間に國庫事務取扱に關する代理店契約を締結し、翌年一月一日より本行に於て其の事務を取扱ふことゝなつたのである。

斯くして各代理店の保管に係る保管金、政府有價證券、帳簿、證憑、電信暗號、其他代理店事務に關する一切の關係書類の引繼は勿論開店の諸準備も本行の絕大なる努力に依り僅か數日の間に完了し、康德四年第一營業日より取扱を開始したのである。

引受當時は新京、奉天、鐵嶺、遼陽及び安東縣の五代理店と哈爾濱、齊齊哈爾、牡丹江、海拉爾、錦縣、承德及び赤峰の七特扱代理店とが大連代理店（朝鮮銀行大連支店）を統轄店としてこれに所屬して居たが、康德四年四月一日より統轄店を新京代理店（本行總行國庫課）に移し、大連代理店の管下在滿代理店取扱の國庫金及び政府有價證券其他一切の統轄店事務、關係帳簿書類等の引繼を受け、同時に哈爾濱以下六特扱代理店を一般代理店に改め、取扱事務も諸種の制限が撤廢され大いに擴張を見たのである。

其後康德四年七月三十一日赤峰代理店を廢止し、又八月一日には公主嶺、佳木斯、北安鎭（康德六年九月一日北安代理店と改稱）三代理店の新設を見、康德五年八月より總行營業處が國庫課より統轄店事務を引繼ぎ、康德六年十月一日には更に孫吳、東寧、東安の三代理店を新たに設置し、現在では新京統轄店外十六代理店に於て事務を取扱つてゐる。

これ等代理店の取扱事務は日本法令に依り國庫金出納事務、國債事務、政府有價證券取扱事務、保管金取扱事務及び供託事務と定められ、其の事務の主なる取引先を擧ぐれば　一、在滿洲國日本帝國大使館竝びに領事館　二、關東局　三、關東軍經理部　四、在滿諸部隊等である。

第四節　産金買上事務

第一款　我國金政策變遷の概要

滿洲建國後大同二年六月十四日敎令第四十七號「產金買上法」に依り產金業者よりの產金を本行をして時價を基準として買上げしめ以て金の國家集中を圖つたが、本法は產金業者の賣却義務を規定したるのみにて民間商人の產金買入の防止に關しては何等の取締規定なく產金密賣買及び逃避を招來したので之を强化する爲め康德四年五月十三日勅令第八十七號を以て新たに產金買上法を公布し、同年六月十四日之を施行すると同時に舊法は廢止したが、新產金買上法の要點を見れば次の如くである。

(1) 產金買上の實績を擧ぐる爲め國內產金賣買の實情に卽し少額なるものをも簡易迅速に買上げ、產金買上の徹底を期する爲には滿洲中央銀行のみを以てしては不充分なるを以て、本行の外に政府に於て信用ある民間業者を產金買入人として指定し、政府監督の下にこれ等をして自己計算を以て產金の買入に活動せしむることにした。

(2) 產金を本行又は產金買入人以外に賣却することを防止する爲め、本行又は產金買入人の外は砂金又は金地金を買入れ得ざることにし醫療其他正當なる事由に依り金地金を必要とする者は經濟部大臣の許可を得てこれが買入を爲すことにした。當時產金の逃避取締につき最も不備を感じたるは、民間商人の產金買取りを防止する規定なかりし爲め產金逃避は殆どこの方法により行はれ、且つこれ等の賣買につき賣方は多數の採金夫其他にて賣方の取締は實際上困難なりしが、買上げは相當の商人にして堂々店舖を設け買入を爲す者もあり買方の取締は容易なるを以て、本行及び政府指定の產金買入人以外は砂金又は金地金の買入を爲し得ざることにし、これ等民間商人の產金買入を禁止したものである。併し乍らこれが爲め一方齒科醫金細工商等が正當なる事由に依り必要とする金地金の買入を認むる必要あるを以て、これ等の者は其の用途を明かにし經濟部大臣の許可を得てこれが買入を爲し得ることにした。

(3) 違反者に對する罰則規定を重くした。卽ち產金買上法違反者に對する舊法の罰則は爲替管理法に定むる罰則に照し輕きに失したるを以てこれを重くした。

然るに其後天津上海に於ける金塊相場高の爲め、國內各地金店の手を經由する金の密賣買竝びに國外逃避は相當額に達するものと推定され、搗て加へて國內の換物傾向は金製品の形態に依る金の退藏を惹起し、旁〻康德六年十一月通貨の對外貨基準を米貨二十三弗十六分の七に變更したる結果、現行產金買上價格に若干の餘裕を生ずるに至りたるを以て、これを產金業者に還元し增產及び買上の確保を圖る必要を生じたるを以て、產金補助金及び產金奬勵金交付規則（康德六年十二月一日經濟部令第六十二號）を制定すると共に、これと併行し康德六年十二月十四日勅令第三百十九號を以て產金買上法の一部を改正し康德七年一月一日より施行された。

(一) 產金補助金及產金奬勵金交付制度の設定

康德六年十二月一日經濟部令第六十二號を以て、本行は產金業者又は產金買入人（產金買上法第二條又は第四條の規定に基く）が、金地金又は砂金を同日以後本行に賣却したる數量につき其の都度純金瓦當五角五分の產金補助金と、每年各半期每に同期間中に本行に賣却したる數量が前年同期に比し增加したる數量に就ては純金瓦當三角八分の產金奬勵金を交付し以て金の增產を期することにした。

(二) 金店營業許可制の實施

金地金、金の合金及び金を主たる材料とする物の賣買を業とする者所謂金店貴金屬商が金密輸出の溫床となり居る實狀に鑑み、金店の營業を許可制とし康德七年二月末日迄に許可申請書を最寄滿洲中央銀行に提出せしめ、經濟部と協力審査の結果、申請總數千八十件、許可五百八十五件、却下四百九十五件とし、康德七年六月廿五日附經濟部指令第一千六百二號を以て許可證竝びに却下證を本行各分支行處經由交付した。玆に於て我國金政策遂行上の癌たりし金店に對する統制が施行せられ鞏根が芟除せられるに至つた。

(三) 北滿竝に東滿產金地帶に於ける金店閉鎖の實施

產金の徹底的集中を圖る一方法として產金を原產地に於て確保する爲め、從來密賣買密輸出の溫床となり居りたる產金地帶の金店の閉鎖を斷行することを適當と認め、黑河省、北安省、三江省、東安省、間島省、牡丹江省、六省內の金店一百五十二店の强制的閉鎖を命じ、其の手持金地金竝びに金製品は閉鎖金店救濟の見地より、純金瓦當四圓六角の特定價格にてこれを買上げた。

(四) 金使用規則の制定竝に改正强化

產金買上法の改正强化に伴ひ金製品の形態に依る金の退藏及び逃避を防遏すると共に金使用の節約を圖る爲め、康德七年五月二十五日附經濟部令第二十七號を以て左の要旨の金使用規則を制定して同年六月一日より實施した。

(イ) 金の品位千分中三百七十六（九金）を超ゆる金製品の製造及び金の品位千分中三百七十六（九金）を超ゆる金を使用する加工修繕を禁止した。

(ロ) 金箔、金絲、金粉及び金液の製造は禁止せざるも其の用途を制限した。

(ハ)　金製品及び金箔、金糸、金粉又は金液の製造業はこれを屆出營業として必要なる取締を行つた。

(ニ)　金の使用制限に關聯し金賣買業者に對し金地金讓渡の相手方に付き必要なる制限を加へた。

然るに康德七年九月に至り日本に於ける七・七禁止令實施に伴ひ、我國に於ても物價物資統制法第十二條の規定に基き奢侈品製造販賣禁止法令の公布實施せられたるに依り、これに對應して金の有效適切なる利用を圖ると共に、金の滿洲中央銀行への集中に資せんが爲め、金使用規則を全面的改正强化し、康德七年十月一日附經濟部令第五十二號を以て金の使用を全面的に禁止した。

(イ)　金の品位の如何を問はず金を用ひたるものの製造竝びに加工修繕に金を用ふることは左の(ロ)を除いて全面的に禁止した。

(ロ)　金地金、金の合金、金張地金、金箔金絲、金粉、金液、金鍍金液又は金化合物の讓渡讓受又は製造、加工、修繕は左記の場合を除いては全面的に禁止した。

(1)　滿洲中央銀行又は產金買入人

(2)　產金買上法第七條の二の規定に據り許可を受けたる金賣買業者

(3)　工業用醫療用と必要已むを得ざる物に使用する者及び省長又は新京特別市長の許可を得て金を用ひたる製品の製造修繕又は加工の爲に金を使用する者

(ハ)　金を用ひたる製品の賣買に關しては特定取扱商品に付き康德八年一月一日以降これが賣買を禁止した。

從つて康德八年一月一日以降事實上金製品全部に就て其の賣買を禁止されたので、金は原則としては本行以外には賣却し得ざること、なつた。

(五)　民間保有金買上の實施

康德七年十月一日金使用規則が改正强化され金製品は原則として本行以外に賣却し得ざること、なつた爲め、政府と協力し民間保有金の積極的買上げに當ること、なり、從來產金買上行に於てのみ便宜民間保有金の買上げを取扱つて居つたが、康德七年十一月二十五日以降これを全滿各分支行處に擴充、買上價格も加工賃を支拂ふことに依り純金瓦當四圓四角に引上げ、記念指輪及び經濟部大臣の褒賞狀の交付等の措置を採つた。

(六)　產金助成金の交付

產金業者の經營收支の安定を圖ると共に、經濟的餘力の助長强化に依る金增產を期する爲め指定產金業者別基準產金量を決定し、各年度に於ける產金量中基準量を超えざる分に就ては純金瓦當一圓五角、基準量を超えたる分に就ては純金瓦當二圓五角の產金助成金を交付すること、なつた。

第二款　本行金賣買事務の概要

本行は產金買上法第一條の規定に依り自己の計算に基き國內產金の買上げを政府より委託されて居り、大同二年以降金の本行への集中に就て政府と協力金政策運用の實際的措置を講じ今日に至つたことは前述の通りであるが、今其の買上事務を概說すれば次の通りである。

(一)　金買上事務

(イ)　買上設備　大同二年六月十四日公布卽日施行せられたる產金買上法及び同施行細則に基き、取敢へず奉天分行及び新京總行に產金買上所を置き、產金の買上げに必要なる設備竝びに人員を急速に整備し、國內產金の確保に當りては我國金政策の强化に卽應し、產金原產主要地の本行各分支行處に金買上の設備を施し產金の迅速なる集中を圖つた。現在產金買上行及び民間保有金買上取扱行竝びに受付行は左記の如くである。

產金買上行名

總行營業處、奉天分行、哈爾濱分行、黑河支行、佳木斯支行、嫩江支行、延吉支行、琿春支行、牡丹江支行、承德支行、安東支行
通化支行、齊々哈爾分行、錦州支行、海拉爾支行
民間保有金買上取扱行及買上受付行

省名	買上取扱行	買上受付行
新京特別市	總行營業處	新京北大街、吉林、東關、樺甸、磐石、伊通、公主嶺、長嶺、農安、扶餘、三岔河、德惠、榆樹、九臺、蛟河、大賚、泰來、洮南、王爺廟、開通、白城子、敦化、
奉天省	奉天分行	瀋陽、撫順、淸原、山城鎭、海龍、朝陽鎭、西豐、西安、東豐、興京、本溪湖、遼陽、海城、大石橋、營口、蓋平、瓦房店、遼中、新民、鐵嶺、開原、法庫、

濱江省	哈爾濱分行
龍江省	齊齊哈爾分行
牡丹江省	牡丹江支行
熱河省	承德支行
錦州省	錦州支行
安東省	安東支行
通化省	通化支行
間島省	延吉支行
三江省	佳木斯支行
黑河省	黑河支行

昌圖城、八面城、四平、鄭家屯、通遼、開魯、林西、莊河、岫巖、導外、雙城、五常、一面坡、賓州、巴彥、木蘭、呼蘭、靑岡、肇東、安達、蘭西、海倫、興農、慶城、綏化、望奎

北安、拜泉、克山、泰安、明水、嫩江、林甸、訥河、拉哈、扎蘭屯、滿洲里、昂々溪

穆稜、寧安、東寧、綏陽、東安、林口、寶淸、虎林

平泉、凌源、赤峰、圍場

興城、綏中、義州、朝陽、北票、北鎭、溝幇子、黑山、新立屯、錦西、盤山、彰武、阜新、臺安

鳳城、寬甸

柳河、輝南、輯安、臨江、長白、撫松、桓仁

圖們、龍井、琿春

湯原、依蘭、通河、富錦、勃利

孫吳

本行產金買上價格表

年	月	日	本行產金買上價格（瓦當）
			圓
大同2,	6.	28	2.47
	7.	2	2.39
	7.	9	2.31
	8.	13	2.40
	8.	20	2.45
	8.	27	2.39
	10.	8	2.55
	10.	29	2.75
	11.	12	2.85
	11.	19	2.95
	12.	31	2.90
康德1.	2.	4	3.00
	2.	25	3.10
	5.	13	3.20
	11.	11	3.25
2.	1.	6	3.35
	3.	17	3.45
	8.	4	3.50
4.	5.	15	3.77
5.	4.	30	3.85

(ロ) **產金買上價格**　我國產金買上價格は大同二年敎令第四十七號產金買上法制定當時は時價を基準とし財政部大臣これを定め、每日これを公告し右公定價格に依り產金の買上げを爲し居りたる處、康德四年五月十三日勅令第八十七號に依る改正產金買上法施行後康德四年五月十五日、日本政府產金買上價格と同一價格を以て買上ぐることゝなつた。買上價格は前揭表の如く大同二年六月廿八日純金瓦當二圓四角七分より康德五年四月三十日三圓八角五分に迄引上げて以降變更を見ない。

(二) 金賣却事務

(イ) **手持金塊の米國向賣却**　大同二年六月以降政府と協力國內產金の本行への集中を圖り、金準備の擴充を國是とし銳意產金買上增加に努めて居たが、康德四年產業五箇年計畫の實施に伴ひ、第三國より產業開發資材の輸入資金に充當する爲め、康德四年十二月に至り金保有政策を拋棄し、外貨調達の爲め本行手持金塊の米國向第一回現送を實施し、旁〻康德五年八月外國爲替の本行集中制度實施の爲の資金獲得に資する爲め、順次十數回に亘り手持金塊の米國向現送を爲し、第三國よりの產業開發資材輸入力の增强に資する所尠くなかつた。

(ロ) **工業用醫療用金地金の拂下**　康德四年五月勅令第八十七號產金買上法第三條但書の規定に依り、正當なる事由に基き金地金を必要とする者は經濟部大臣の許可を得て金地金の買入を爲し得ることになつたので、本行は工業用齒科醫療用金地金の賣下げを康德四年九月より金地金賣下規程の定むる所に依り、齒科醫竝びに工業用必要已むを得ざる者に對し手持金地金中より拂下げを行つた。然るに康德六年七月以後金節約の趣旨より齒科醫療用金地金の拂下げを制限して居たが、更に齒科醫療用金地金は代用合金たる銀パラヂウムを以て代用せしむることゝし、政府と協議の上パラヂウムを加奈陀より輸入、日本に於て銀パラヂウムを製作して齒科醫に配給し、從つて金地金の拂下げは一時停止したのであるが、其後パラヂウムの入手難に依り康德八年末より再び右金地金の拂下げを復活した。金地金賣下取扱行及び賣下受付店は次の如くである。

所管賣下店	賣下取次店
總行營業處	四平、敦化、公主嶺、延吉、龍井、圖們、琿春、洮南
奉天分行	撫順、山城鎭、西安、本溪湖、遼陽、海城、營口、瓦房店、鐵嶺、開原、錦州、承德、赤峰、安東

哈爾濱分行　　齊々哈爾、克山、北安、一面坡、寧安、綏化、海倫、牡丹江、海拉爾、扎蘭屯、滿洲里、黑河、佳木斯

(三) 銀買賣事務

地銀及び現大洋現小洋に於ても正貨準備の充實を圖る爲め、本行に於て產金買上と併行して買入れに當つて居たが、銀地金に就ては一砣四十圓、現大洋百元に付百圓、二角現小洋百元に付七十八圓、一角五角現小洋百元に付七十圓と定め置きたる處、康德六年歐洲戰亂の勃發に依る倫敦銀塊相場の昂騰、日本に於ける銀の國家集中策等の實施に伴ひ、我國に於ても日本政府銀地金買上價格に準じ銀買上價格を左の通り改正した。

	單位	現行買上價格	舊行買上價格
精製濟銀、地金	一砣ニ付	四六・七一	四〇・〇〇
未精製銀地金	一砣ニ付	四二・七一	四〇・〇〇
現大洋	百元ニ付	一〇七・〇〇	一〇〇・〇〇
二角現小洋	〃	八七・〇〇	七八・〇〇
一五角現小洋	〃	七七・〇〇	七〇・〇〇

銀の買上事務は各產金買上行に於て金買上手續に準じこれを實施して居る。

(四) 金政策實施に伴ふ協力事項

(イ) 金使用規則運用に關する事務　康德七年六月施行せられたる金使用規則運用に就ては、本行は省長又は新京特別市長と協力しこれが全面的運用に當ること、なり、省公署及び新京特別市公署所在地當行各分支行處を統轄行とし、其の下に取扱行を設置し、金使用規則運用に伴ふ本行事務取扱手續要領に依り事務處理をなして居るものである。統轄行竝びに取扱行は左の通りである。

省名	統轄行	取扱行
新京特別市	總行營業處	新京北大街
奉天省	奉天分行	瀋陽、撫順、濟原、山城鎭、海龍、朝陽鎭、西豐、西安、東豐、興京、本溪湖、遼陽、海城、大石橋、營口、蓋平、瓦房店、遼中、新民、鐵嶺、開原、法庫、昌圖城、八面城、四平、郭家店、鄭家屯
吉林省	吉林分行	吉林、敦化、樺甸、磐石、伊通、公主嶺、長嶺、農安、扶餘、三岔河、德惠、榆樹、九臺、蛟河、昌邑島溪、泰來、大賚、白城子、洮南、林甸、訥河、拉哈、開通
龍江省	齊々哈爾分行	拜泉、克山、泰安、明水、綏江、綏化、興農、慶城、海倫、望奎
北安省	北安支行	道外、雙城、五常、一面坡、賓州、巴彥、木蘭、呼蘭、青岡、肇東、安達、蘭西
濱江省	哈爾濱分行	穆稜、寧安、東寧、綏陽
牡丹江省	牡丹江支行	林口、寶清、虎林
東安省	東安支行	平泉、凌源、赤峰、圍場
熱河省	承德支行	興城、綏中、義州、朝陽、北票、北鎭、溝幫子、黑山、新立屯、錦西、錦山、彰武、阜新、臺安
錦州省	錦州支行	莊河、岫巖、鳳城、寬甸、桓仁
安東省	安東支行	柳河、輝南、輯安、臨江、長白、撫松
通化省	通化支行	圖們、龍井、琿春
間島省	延吉支行	湯原、依蘭、通河、富錦、勃利
三江省	佳木斯支行	孫吳
黑河省	黑河支行	滿洲里
興安北省	海拉爾支行	
興安東省	扎蘭屯支行	
興安西省	開魯支行	林西
興安南省	王爺廟支行	通遼

(ロ) 產金補助金及產金奬勵金交付事務　產金補助金及び產金奬勵金交付規則の定むる所に依り產金業者の交付申請を嚴重監査の上交付事務を取扱つて居る。康德六年十二月より現在迄の產金補助金及び產金奬勵金の交付額は相當額に達し產金業者の經營に寄與する所多大であつた。

(ハ) 產金買上法關係事務　產金買上法施行規則第一條の規定する產金額報告書及び同規則第二條の產金買入報告の受付竝びに監査の事務に當り、關係官廳と連絡資料の作成に當る一方、產金買上法第七條の二の規定に依る金店營業許可制度の運用に關しても全面的に

協力し、營業許可の適否の審査竝びにこれが交付の事務等につき政府と協力、本制度實施の實際的措置を執りつゝある。

第五節　國債事務

我國に於ては大同二年四月第一次五釐公債が初めて發行せられて以來數次に亘り公債の發行を見たが、康德四年以前所謂國內經濟整備建設時代とも謂ふべき基礎建設時代に於ては國家財政の運營方針も消極的にして公債依存性も極めて少く、從つて國債に關する事務處理方針も確立しなかつたが、康德四年生產擴充時代に入つてより、產業開發を目的として創設せられたる幾多特別會計は其の資金を公債に求むるに至り、國債事務も增加の一途を辿つた。國債事務の取扱は康德六年六月國債法の施行に依り本行が同法第十二條に依り國債事務を取扱ふに至る迄は、本行は政府の委託に依り公債の元利金の支拂のみを取扱ひ居り、其他の整理事務は政府が直接これを處理して居たのであるが、國債法の實施後は國債事務の全般を本行に於て處理することになつた。尤も日本國內に於て發行せらるゝ滿洲國日本通貨公債（日貨公債）は滿洲國政府と日本興業銀行との間の契約に依り同行が其の發行、償還、利子支拂等總ての事務を取扱つて居る。

第一款　國債法施行前の國債事務

(一)　本行國債事務取扱內容

國債法施行前に於て本行が其の一部事務を擔當せることに就ては、滿洲中央銀行法及び本行定款に於ても又當時公布せられたる各種公債法に於ても何等明確なる法的基礎を有してゐなかつたが、當時各公債法に基く發行規程に於ては孰れも滿洲中央銀行を元利金の支拂場所に定めて居たので、本行は右に基き國庫金（滿洲中央銀行法第十七條）の一部として國債の元利金の支拂事務を取扱つて來た。故に國債法施行前に於ては本行は國債の元利金の支拂に關する諸帳簿を備へ付けたのみして特殊の公債に付き登錄事務を取扱つて來た。

で、其他公債發行に關する證券發行臺帳等の諸帳簿類は政府に於て所持して居たのである。

本行は國債法施行前に於ては現行の如く統轄行制度を採用して居なかつた爲め、各分支行處に於て支拂元利金（元金償還なし）は直接總行に付替へ總行は國庫金の一部として受入れたる國債元利資金勘定より支拂ひ決濟する方法を採つた。又總行に於ては支拂濟利札を國債證券利札番號帳に一々記入し、利札の未拂、僞造變造利札の發見に資することにした。登錄事務としては建國功勞賜金公債、帝室財產

公債及び舊蒙古王公裕生公債に付き記名國債權者をして豫め利金領收證書に使用する印章を本行に屆出でしめ、利金支拂に際しては右印章を照合し支拂金は利札代り金と同樣の方法に依り處理せられた。同登錄公債は孰れも政府の認可なくしては權利の移轉又は質權の設定は出來ざるものである。

以上の如く國債法施行前に於ける本行の國債事務の取扱範圍は僅少であつて、特に取立て、記すべき程のものはない。

(二)　政府國債事務內容

國債事務の內元利金の支拂（登錄公債を含む）は前記の如く本行に於て取扱つたが、右の外公債の製造手續、公債發行、公債の券種交換、豫備證券の保管、見本證券の配布等は政府の所管事務に屬して居た。

以上の如く國債法施行前の國債事務は根據法明確でなかつた爲め、其の取扱も本行及び政府に二分せられ本行の事務も極めて簡素であつたが、公債發行の逐年累增するに伴ひ取扱上の不便があつたのみならず、公債の所有者も廣範圍となり、公債所有者との權利關係及び本行の事務範圍等を明確ならしむると共に登錄制度の確立が要望せらるゝに至り、康德六年六月國債法の實施を見た。

第二款　國債法施行後の國債事務

我國の財政は建國以來健全財政主義を堅持して來たので、國費總額には相當の膨脹があつたにも拘らず、國債の增發額の割合は緩かであつたが、康德四年以降先づ產業開發五箇年計畫が巨額の資金計畫を以て實施せられ、續いて開拓政策等產業經濟の大規模國策事業が積極的に活動を開始し、各部面に於ける規模の增大に對應して國家の諸經費も更に急膨脹を來し、從つて國內債及び外貨債（日貨債）も增發せらるゝに至つた。尤もこの間に於て政府の財政運營方針は、一般會計に於ては所謂行政費を極力節減し健全財政主義を保持すると共に、特別會計に於ては國營企業、統制產業、政府出資等に關し合理的財政の編成運營に當つたのは勿論である。以上の如く國策遂行に依る內外債の累增はこれに關する國債事務の處理方法も從來の暫行手續急場の間に合せ手段にては最早不充分となつたのみならず、公債政策上に於ても不都合を生ぜしめる處があつたので、これが統一法規制定の議が起り、政府に於ては康德五年國債法及び其他關係法令の起草に着手し、翌年五月脫稿、同年六月國債法（勅令第百十五條）、國債規則（經濟部令第十五號）、滿洲中央銀行國債事務取扱規程（經濟部訓令第六十八號）が公布翌六月より施行せられ、玆に於て國債制度は法的基礎の下に完全に確立せらるゝに至つた。

而して國債法規の制定に當つては日本國の現行法たる國債に關する法律及び國債規則を原則として大體其の儘採用せられたが、尙ほ我國の國情習慣等立法政策的見地よりしてこれ等を考慮に入れて審議せられ、内容字句に多少の修正を加へられたる箇所があつた。其の相違點は(一)乙種登錄制度（記名公債）を採用しなかつたこと、(二)滿洲國に於ては信託制度がないのでこれに關する條章を採らなかつたこと(三)國債に關する無能力者の行爲を能力者の行爲とする擬制規程を設けたこと、(四)政府に納むる保證金供託金其他の擔保に充用する國債の價格及び買入銷却に關する事項を挿入したこと等である。

(一)　本行の國債事務

前記の如く國債の關係法令は康德六年五月制定公布せられたので、本行はこれが取扱上右關係法令を要約して其の取扱手續を規定し、本行内に於ける執務上の便宜に資したのである。本行内に於ける國債事務の所管課は國庫課にして同課は事務處理上國債係と證券係とを設け、

國債係は、

(1)　國債の募集發行償還買入銷却竝に利子支拂に關する事項
(2)　國債諸勘定の總括に關する事項
(3)　國債の登錄に關する事項
(4)　國債關係各種定期計表に關する事項
(5)　國債關係文書の整理に關する事項

證券係は、

(1)　國債豫備證券類の出納保管に關する事項
(2)　國債證券の交換竝に引換に關する事項
(3)　還收國債證券及支拂濟國債利札の整理竝に廢棄に關する事項

を掌つて居る。尙ほ國債事務取扱機構としては國庫金勘定整理が康德五年一月會計法實施と共に統轄店制度を採用し、統轄店をして數個の所屬取扱行を總括せしむることゝなつたので、國債事務も國庫事務と其の整理系統を同一ならしむる爲め、國庫統轄店を國債事務の統轄店に指定し所屬行の監督指導に當らしむることゝした。

(二)　國債の發行

滿洲國の國債は交付公債を除いては總て本行引受の形に依り發行せられ未だ公募せられたことはない。本行引受の公債は一應これを登錄公債として整理し、本行が一般に公債を賣却せんとするときは所要額公債を登錄より除却し證券化する方法を採つて居る。

(三)　登錄國債

國債の登錄制度は國債法實施と共に確立せられたのであるが、この制度が公債保管上の姿態、火災等の危險防止となり、取扱手數料も無料であつて國債所有者に取つては至極便利の制度であるが、本制度の實施後の日尙ほ淺き爲め一般に普及され居らざる憾みがあり、これが利用者は未だ多數ではないが、漸次增加の傾向にある。康德八年十二月末現在に於ける登錄額は次の通りである。

本行	三八一、三六〇、九五〇圓
貯金部	九九、〇〇〇、〇〇〇圓
一般	五七、八七二、〇〇〇圓
計	五三八、二三二、九五〇圓

(四)　國債の元利金支拂事務

國債の元利金の實際支拂事務は本行總行營業處、分行、支行、辦事處及び本行の代理店に於て取扱つて居るのであるが、日本國内に於ては本行東京支店、北支に於ては本行北京天津の各支行、蒙疆に於ては本行張家口支行に於ても取扱つて居る。尙ほ國債所有者の便宜を圖り國内郵政局に於ても利札代り金を以て郵政儲金に預入れのものに限り國債利子の支拂事務を康德八年六月十六日より開始した。

大同二年度末に建國以來の國債總發行額を示せば左の通りである。

國債名稱	發行額	償還額	現在額	備考
民國四年度 四鄭鐵道公債	日貨債 三、〇〇〇、〇〇〇圓	一、五八八、〇〇〇圓	三、四二三、〇〇〇圓	四鄭鐵道建設資金
計	三、〇〇〇、〇〇〇	一、五八八、〇〇〇	三、四二三、〇〇〇	

| 種類 | 國別 | 第一次國庫債券 | 第五回公債 | 第二次興業債券 | 第一回公債 | 第二次興業債券 | 第二回公債 | 第二次興業債券 | 第三回公債 | 第二次興業債券 | 第四回公債 | 第二次興業債券 | 第五回公債 | 第二次興業債券 | 第六回公債 | 第二次興業債券 | 第七回公債 | 第二次興業債券 | 第八回公債 | 第二次興業債券 | 第九回公債 | 第二次興業債券 | 第十回公債 | 第二次興業債券 | 第十一回公債 | 第二次興業債券 | 第十二回公債 | 第二次興業債券 | 第十三回公債 | 第二次興業債券 | 第十四回公債 | 第二次興業債券 | 第十五回公債 | 第二次興業債券 | 第十六回公債 | 第二次興業債券 | 第十七回公債 | 第二次興業債券 | 第十八回公債 | 第二次興業債券 | 第十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二十回公債 | 第二次興業債券 | 第二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三十回公債 | 第二次興業債券 | 第三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四十回公債 | 第二次興業債券 | 第四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五十回公債 | 第二次興業債券 | 第五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六十回公債 | 第二次興業債券 | 第六十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六十九回公債 | 第二次興業債券 | 第七十回公債 | 第二次興業債券 | 第七十一回公債 | 第二次興業債券 | 第七十二回公債 | 第二次興業債券 | 第七十三回公債 | 第二次興業債券 | 第七十四回公債 | 第二次興業債券 | 第七十五回公債 | 第二次興業債券 | 第七十六回公債 | 第二次興業債券 | 第七十七回公債 | 第二次興業債券 | 第七十八回公債 | 第二次興業債券 | 第七十九回公債 | 第二次興業債券 | 第八十回公債 | 第二次興業債券 | 第八十一回公債 | 第二次興業債券 | 第八十二回公債 | 第二次興業債券 | 第八十三回公債 | 第二次興業債券 | 第八十四回公債 | 第二次興業債券 | 第八十五回公債 | 第二次興業債券 | 第八十六回公債 | 第二次興業債券 | 第八十七回公債 | 第二次興業債券 | 第八十八回公債 | 第二次興業債券 | 第八十九回公債 | 第二次興業債券 | 第九十回公債 | 第二次興業債券 | 第九十一回公債 | 第二次興業債券 | 第九十二回公債 | 第二次興業債券 | 第九十三回公債 | 第二次興業債券 | 第九十四回公債 | 第二次興業債券 | 第九十五回公債 | 第二次興業債券 | 第九十六回公債 | 第二次興業債券 | 第九十七回公債 | 第二次興業債券 | 第九十八回公債 | 第二次興業債券 | 第九十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百回公債 | 第二次興業債券 | 第百一回公債 | 第二次興業債券 | 第百二回公債 | 第二次興業債券 | 第百三回公債 | 第二次興業債券 | 第百四回公債 | 第二次興業債券 | 第百五回公債 | 第二次興業債券 | 第百六回公債 | 第二次興業債券 | 第百七回公債 | 第二次興業債券 | 第百八回公債 | 第二次興業債券 | 第百九回公債 | 第二次興業債券 | 第百十回公債 | 第二次興業債券 | 第百十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百五十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百六十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百七十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百八十九回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十一回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十二回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十三回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十四回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十五回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十六回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十七回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十八回公債 | 第二次興業債券 | 第百九十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百回公債 | 第二次興業債券 | 第二百一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百五十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百六十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百七十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百八十九回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十一回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十二回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十三回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十四回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十五回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十六回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十七回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十八回公債 | 第二次興業債券 | 第二百九十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百回公債 | 第二次興業債券 | 第三百一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百五十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百六十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百七十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百八十九回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十一回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十二回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十三回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十四回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十五回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十六回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十七回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十八回公債 | 第二次興業債券 | 第三百九十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百回公債 | 第二次興業債券 | 第四百一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百五十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百六十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百七十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百八十九回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十一回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十二回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十三回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十四回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十五回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十六回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十七回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十八回公債 | 第二次興業債券 | 第四百九十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百回公債 | 第二次興業債券 | 第五百一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百五十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百六十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百七十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百八十九回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十一回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十二回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十三回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十四回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十五回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十六回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十七回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十八回公債 | 第二次興業債券 | 第五百九十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百回公債 | 第二次興業債券 | 第六百一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百五十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百六十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百七十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百八十九回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十一回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十二回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十三回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十四回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十五回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十六回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十七回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十八回公債 | 第二次興業債券 | 第六百九十九回公債 | 第二次興業債券 | 第七百回公債 | 第二次興業債券 | 第七百一回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四回公債 | 第二次興業債券 | 第七百五回公債 | 第二次興業債券 | 第七百六回公債 | 第二次興業債券 | 第七百七回公債 | 第二次興業債券 | 第七百八回公債 | 第二次興業債券 | 第七百九回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十一回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十二回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十三回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十四回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十五回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十六回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十七回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十八回公債 | 第二次興業債券 | 第七百十九回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十一回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十二回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十三回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十四回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十五回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十六回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十七回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十八回公債 | 第二次興業債券 | 第七百二十九回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十一回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十二回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十三回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十四回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十五回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十六回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十七回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十八回公債 | 第二次興業債券 | 第七百三十九回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十一回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十二回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十三回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十四回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十五回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十六回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十七回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十八回公債 | 第二次興業債券 | 第七百四十九回公債 | 第二次興業債券 | 第七百五十回公債 | 第二次興業債券 | 第七百五十一回公債 | 第二次興業債券 | 第七百五十二回公債 | 第二

第七次四盤公債	〃	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
第八次四盤公債	〃	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	借入金整理
第九次四盤公債	〃	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	〃
第十次四盤公債	〃	二〇,〇〇〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
第四次投資事業日本通貨公債（第一回）	日貨債	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	〃
第十一次四盤公債	内國債	八五,〇〇〇,〇〇〇		八五,〇〇〇,〇〇〇	借入金整理
第五次投資事業日本通貨公債（第一回）	日貨債	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
第十二次四盤公債	内國債	六〇,〇〇〇,〇〇〇		六〇,〇〇〇,〇〇〇	
第十三次四盤公債	〃	六五,〇〇〇,〇〇〇		六五,〇〇〇,〇〇〇	開拓事業資金
第五次投資事業日本通貨公債（第二回）	日貨債	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
第十四次四盤公債	内國債	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	水力電氣事業資金
第十五次四盤公債	〃	六〇,〇〇〇,〇〇〇		六〇,〇〇〇,〇〇〇	開拓事業資金
第十六次四盤公債	〃	三五,〇〇〇,〇〇〇		三五,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
計		七三七,四九〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	七二七,四九〇,〇〇〇	
累計		一,六五一,六五五,二四〇	四七,九九八,〇〇〇	一,六〇三,六五七,二四〇	
康徳八年度					
第六次投資事業日本通貨公債（第一回）	日貨債	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
第七次投資事業日本通貨公債	〃	四〇,〇〇〇,〇〇〇		四〇,〇〇〇,〇〇〇	〃
第一次水力電氣事業日本通貨公債（呂號）	〃	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	水力電氣事業資金
產業振興日本通貨公債（第一回）	〃	二〇,〇〇〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇,〇〇〇	產業振興資金
第六次投資事業日本通貨公債（第二回）	〃	二〇,〇〇〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
第十七次四盤公債	内國債	六五,〇〇〇,〇〇〇		六五,〇〇〇,〇〇〇	借入金整理
第十八次四盤公債	〃	五五,〇〇〇,〇〇〇		五五,〇〇〇,〇〇〇	〃
第十九次四盤公債	〃	六〇,〇〇〇,〇〇〇		六〇,〇〇〇,〇〇〇	
第六次投資事業日本通貨公債（第三回）	日貨債	二〇,〇〇〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
第二十次四盤公債	内國債	五〇,〇〇〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇	開拓事業資金
第八次投資事業日本通貨公債（第一回）	日貨債	二〇,〇〇〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇,〇〇〇	投資資金
計		四五〇,〇〇〇,〇〇〇		四五〇,〇〇〇,〇〇〇	
總計		二,一〇一,六五五,二四〇	四七,九九八,〇〇〇	二,〇五三,六五七,二四〇	

第六節　貯金部

第一款　貯金部の設置

貯金部は康徳六年十二月二十八日公布康徳七年一月一日より施行された貯金部法（勅令第三百五十號）に依つて本行内に設置せられた。但し諸般の準備の爲め實際貯金部としての事務取扱ひは康徳七年二月一日より開始せられたのである。

第二款　貯金部設置の目的

貯金部設置の目的に就ては貯金部法第一條に明示されてゐる。卽ち政府は國民の貯蓄を奬勵し資金運用に資する爲に本行に貯金部を置き、貯蓄資金の受入及び運用に當らしむるを以て目的とした。

第三款　貯金部の職制

貯金部の業務を掌理するものは滿洲中央銀行總裁であることは貯金部規則第五條に於て規定されてゐるが、別に經濟部指令第五千二百二十七號（康徳六年十二月二十八日公布、康徳七年一月一日より施行）を以て制定されたる「貯金部事務取扱の職制に關する件」の第二條に貯金部に左の職員を置くことが規定されてゐる。

部長　一名
次長　一名

職　員　若干名

第四款　貯金部の業務

貯金部の業務は貯蓄資金の受入及び運用をなすことである（貯金部法第一條第一項）。これ等業務は貯金部法、同施行令及び貯金部規則に準據し且つ貯金部事務取扱規程に依つて取扱はれて居るのであるが、其の業務の大要を資金の受入及び運用の二つに分けて說明すれば次の如くである。

一、資金の受入（預入金）

貯金部に預入を受ける貯蓄資金の範圍は、貯金部法第一條第二項に、勅令を以て之を定むとの規定あり、自由に資金の受入をなすことは出來ないのである。康德六年十二月二十八日公布、康德七年一月一日より施行せられたる貯金部法施行令（勅令第三百五十五號）第一條に貯金部に預入を受くべき貯蓄資金の範圍が限定されてゐる。卽ち

イ、郵政儲金として又は郵政振替の爲受入れたる現金

ロ、郵政生命保險特別會計の積立金及餘裕金

ハ、政府職員共濟特別會計の積立金及餘裕金

ニ、恩給特別會計の積立金及餘裕金

右の外法人其他の團體の取扱に係る貯蓄資金にして經濟部大臣の指定するものは預入を受くることが出來ることになつてゐる。

右に依り明かなる如く貯金部の資金として預入を受くべきものは主として政府機關に依り集められたる貯蓄資金である。康德八年十二月末に於ける貯金部預入金の殘高合計は國幣二億六千五百二十萬八千圓にして、其の預入先別金額は左記の通り前記(イ)(ロ)(ハ)(ニ)以外の預入金は濱江省地方費より國幣七百三十五萬圓があるのみである。尙ほ貯金部預入金の種類及び利率は經濟部大臣がこれを定めることに規定されてゐる（貯金部法施行令第二條）。卽ち經濟部令たる貯金部規則第一條に於て貯金部預入金の種類は定期預金及び當座預金の二種類に定められ、又同法第二條に於て貯金部預入金の利率は時々これを定めることになつてゐる。

二、資金の運用

資金として受入れたる所謂貯金部資金は經濟部大臣の管理に屬するものであることは貯金部法第二條に明定する所であつて、其の運用に就ては同法第四條に於て有利確實なる方法に依り國家公共目的に從ふを要すると原則的に規定せられて居る。更に貯金部法施行令第三條に於ては其の運用法が次の通り列擧され、資金の受入が自由に出來ないと同樣、其の運用に就ても貯金部には嚴重なる制限が附されてゐる。

イ、國債又は地方債（借入金を含む）の應募、引受又は買入

ロ、會社にして當該會社に付特に法律を制定したるものの株式又は社債（借入金を含む）の應募引受又は買入

ハ、經濟部大臣の指定する法人に對する貸付

ニ、經濟部大臣の指定する有價證券の應募、引受又は買入

ホ、滿洲中央銀行に對する預金

次に貯金部の業務卽ち前述の資金の受入及び運用の事務を處理する爲め、貯金部係なる一係を設け玆に於て銀行固有の勘定と別個に貯金部勘定を處理してゐる。貯金部係は貯金部設置當初より康德七年十二月末迄は資金課に屬してゐたが、康德八年一月一日の職制改革に際し業務課に移管され今日に及んでゐる。

貯金部係は上述の通り業務課に屬してゐるが、其の業務處理中資金の受入及び運用には國庫金よりの振替或は現金の授受等其の事務の性質上窓口にて取扱ふことを必要とするものがある爲め、現在では各種預入金は便宜上總行營業處の國庫係に、又新京以外地所在團體に對する貸出金は最寄りの本行分支行處に其の貸出金の拂出し及び元利金の回收竝びに關係書類の徵求を夫々依頼してゐる。今後貯金部の事務が增大するときは地方に貯金部の支部或は出張所を設ける等貯金部事務取扱機構の整備を必須とすること言を俟たぬところである。

康德七年二月一日一億三千萬圓の資金を以て開始した貯金部が、未だ二箇年を經過せざる康德八年十二月末に於て、既に當初資金の倍額に近い二億六千五百萬圓の資金を有するに至り、我國普通銀行四十四行の康德八年十二月末の總預金高三億三百萬圓に匹敵する發展振りは注目に値する。斯くの如き增加資金を以て國債、地方債、特殊會社の株式及び社債又はこれ等會社に對する貸出等、國家公共の目的に從ひ運用し我國金融經濟界に大いに貢獻をなしてゐる。

第六章　要約　滿洲經濟金融界の發展に對する本行の貢獻

以上述べた所に依つて本行が過去十年間に亘り滿洲經濟金融界の發展に如何に大なる寄與を致したかは自ら明かとなつたと信ずるも、本章に於ては以上各章節に於て個々に述べたる本行の貢獻を簡單に要約して之を本書の結論としたい。

我が滿洲國の十年間に亘る經濟建設の推移は之を三期に分つことが出來る。その第一期は建國より康德三年に至る基礎建設時代、第二期は康德四年より康德七年上半期に至る積極開發時代、第三期は康德七年下半期以降今日に至る重點經營時代である。本行の發展を回顧しても亦之と同樣であつて、第一期が金融の基礎確立時代、第二期が金融の整備進展時代、第三期が金融の重點調整時代と云ふが如く、大體三時代を逐つて來て居ることは既に以上詳述した通りである。今右三期間を通じて本行が本邦經濟金融界の發展に對し貢獻せし主要な事項を略述すれば次の通りである。

一、幣制の統一と通貨價値の安定

(1)　舊通貨の整理統一

凡そ一國の通貨政策竝びに貨幣制度は實に國民經濟の中樞をなし、對外信用の根柢をなすものなるを以て、其の善惡良否は其の國經濟の消長、國運興廢の反映とも見る事が出來る。されば滿洲國は建國と同時に、其の通貨政策の第一義を幣制の統一と通貨の價値安定に置き、本行亦其の趣旨を體して銳意其の目的達成の爲に精進したのである　前述の如く舊政權下に於ける滿洲の幣制が如何に複雜紊亂を極めて居たかは、本行開業當初舊行號より繼承した舊紙幣が幣種十五、券種百三十六に上つたことに依つても其の一斑を窺ひ得べく、就中吉林官帖竝びに黑龍江省官帖の如き各〻百億吊內外と謂ふ巨額の發行額を算し、奉天票亦十億元に達したのであつて、斯かる紙幣の大洪水は必然其の價値の暴落を伴ひ、其の市價は一時發行當初の十分の一乃至七十分の一に崩落したこともあつた。斯うした通貨事情が金融の疏通竝びに產業の發達を阻害し、三千萬民衆を疲弊困憊の極に陷れたことは云ふ迄もない。

玆に於て本行は政府の方針竝びに法律の規定に從ひ、開業後直ちに舊貨幣整理辦法所定の右十五種類の舊紙幣を財政部令第三十五號佈告公定換算率に依り新國幣にて整理することに着手し、或は各分支行辦事處又は日曜祭日等に交換の取扱をなさしめ、或は本行以外の機關を利用し、更に僻遠の地に對しては便宜出張員を派して交換に應ずる等銳意整理回收に努めた結果、舊紙幣整理辦法に規定された舊紙幣流通期限たる康德元年六月三十日迄に、舊紙幣承繼額の國幣換算額一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓中、累計一億三千二百三十五萬一千三百七十圓即ち舊紙幣總額の九割三分一厘といふ驚異的な回收を了した。尙ほ右期限後に於ける未回收分に對しては、邊鄙居住者其他の所有者に不慮の損害を及ぼさないやうにする爲め更に一箇年間の交換期間を設け交換に應じたが、康德二年八月末には回收額一億三千八百二十一萬四千一百二十圓即ち回收率九割七分二厘といふ世界通貨史上曾て見ざる好成績を示して其の整理を完了したのである。

以上舊紙幣の外、北滿黑河地方には曾て馬占山の發行した馬大洋票があり、熱河省には熱河興業銀行の發行に係る熱河票が流通して居つたが、前者に對しては馬占山逃亡後馬大洋票四圓に付國幣一圓の比率を以て、當時民間流通總額約百六十萬圓の大半を同年四月十日迄に回收整理し、後者に對しては大同二年春日滿軍の熱河掃蕩と同時に直ちに熱河興業銀行を管理し、熱河票五十圓に付國幣一圓の割合を以て同年三月二十日より一箇月內に發行額一千八十萬三千九百七十二圓の內、實際民間流通額七百八十二萬七千二百五十一圓を引揚ぐることに成功した。他方地方私帖は貨幣法第一條及び大同元年七月五日公布の勅令第五十三號に依り發行流通禁止を命ぜられたるにも拘らず依然地方通貨の癌として存在し、其の額一千數百萬圓に達して居たが、政府は遂に康德元年一月以降吏員を特派し本行員を同伴せしめ巴彥、富錦、密山地方を始めとし全國六十餘縣の殆ど全部に涉り積極的整理を敢行し、其の目的を完成した。

尙ほ地方獨特の通貨として數十年に亘る歷史と勢力を有するものに、營口過爐銀及び安東鎭平銀なるものがあつたが、政府は幣制統一の見地より前者に對しては大同二年十一月三日斷然其の發行流通を禁止し、其の公定相場を過爐銀四兩に付國幣一圓と定め、更に銀爐に代るべき金融機關として營口商業銀行を設立し、爾來政府指導監督の下に、營口過爐銀整理委員會なるものが組織せられ、銀爐間の貸借約四千萬兩（國幣二千萬圓）、銀爐以外に於ける貸借約九千萬兩（國幣約二千二百五十萬圓）の整理を促進したる結果、漸く大同三年二月に至り銀爐と取引者間の協定が成立し、圓滿なる解決を見るに至つた。後者即ち安東鎭平銀に對しても政府は康德元年四月二十三日財政部佈告を以て同年九月三十日限り鎭平銀建の取引を禁止し、之と同時に四月末公估局の閉鎖を命じ、本行をして同年十二月末迄に國幣百

圓に付鎭平銀七十兩二の公定相場を以て買取を爲さしめ、其の整理を終了した。

更に補助貨的役割を演じてゐた東邊道及び安東方面の現小洋錢は、本行に於て康德二年二月末日を限り、現小洋百元に付國幣九十圓(民國以前鑄造のもの)乃至七十三圓(民國年間鑄造のもの)の割合を以て買上げ、關東州の小洋錢も昭和十年十二月二十日附日本國勅令及び關東局令を以て昭和十一年六月末迄に小洋錢百元に付鮮銀券七十八圓の割合を以て買上げ整理した。又從來事實上默認されて來た現大洋建取引も、康德二年五月三十日財政部佈告を以て嚴重に禁止され、舊通貨整理辦法に依り五箇年を限り通用を許されたる中國、交通兩銀行發行の哈大洋票及び舊東三省十進銅元も、康德四年六月を以て其の流通期限が滿了し、中國銀行哈大洋票は九割八分九厘、又交通銀行哈大洋票は九分九厘四毛、舊東三省十進銅元は五割三分四厘の回收率を以て整理された。

最後に殘つた日本通貨に關しては、多年關東州及び滿鐵附屬地を中心に特產取引竝びに對支爲替通貨として重きをなしたる橫濱正金銀行の鈔票は康德三年十月一日に其の發行が禁止され、朝鮮銀行券(金票)は康德四年一月後述の滿洲興業銀行の設立に伴ふ在滿鮮銀支店の滿洲國撤退と共に本行が銳意其の回收に當つた結果、康德四年末を以て一段落を告げ、斯くてさしもに紊亂錯綜を極めた舊通貨回收整理は玆に其の完成を見るに至つた。此の錯雜紊亂せる舊通貨の整理統一の大業は本行の功績中特筆大書すべきものである。

(2) 通貨價値の安定

舊通貨の回收整理と竝んで本行が創立以來多大の努力を傾倒したのは新國幣の價値安定であつた。前に詳述せるが如く、新幣制は形式上一應銀本位制の上に立つて居た關係上、建國當初に於ては本行は其の價値維持策として國幣の價値を貨幣法所定の純銀二三・九一瓦の價値に一致せしむる方針の下に適宜現銀及び上海爲替の賣買を行ひ新國幣の價値を統制操作して來た結果、國內的には銀紙の間に殆ど開きを見なかつたのみならず、對外價値も亦極めて順調に推移したのであつた。

然るに偶〻一九三四年夏以來米國政府の採つた銀買上政策は世界の銀相場を異常な昂騰に導き、之に伴つて銀本位國たる支那の通貨價値は當然騰貴し、從つて鈔票及び上海爲替を通じて銀に連繫せる滿洲國の通貨價値も亦必然上騰し、爲に國內銀建物價は著しき下落を來たし、國幣を依然銀にリンクせしむるときは國內物價の安定を害する虞があり、物價の安定を保つには銀より離脫するの外なき狀態に立ち至つた。そこで本行は遂に國內價値の安定を目標として漸進的に銀より離脫し國幣を金圓にリンクせしむる方針を採つたが、その結果國幣の價値は次第に安定を恢復して對日相場は漸次等價に接近の傾向を示した。斯くて康德二年九月には遂に國幣對金圓相場はパーを實現するに至つた。

此の日滿兩國通貨の等價安定は國幣の信用を重からしむるのみならず、一體不可分の關係に在る兩國經濟關係に頗る好影響を齎すものであつた。玆に於て兩國政府は康德二年十一月四日同時に聲明を發表して、此の國幣對金圓の等價を維持すると共に、國內流通の日本側銀行券を國幣に一元化すべき方針を闡明した。爾來國幣對金圓の價値は等價を堅持して些かの搖ぎもなく、其後既定の方針に基いて鈔票の發行は禁止せられ、鮮銀券は國幣に統一されたのであるが、一方政府に於ては日本の外國爲替管理法に呼應して新たに爲替管理法を制定實施し、對日關係以外の方面よりも國幣價値の動搖を防いだのである。爾來時局の進展に伴ひ、後述の如く爲替管理法の强化、臨時爲替局の開設、臨時資金統制法の實施、東京、蒙疆、北支等に於ける本行在外支店の開設等、內外を通じて適切なる諸方策が講ぜられたがこれ等の措置は何れも直接國幣の價値維持强化に寄與するものであつた。

(3) 新國幣の發行普及

本行は六月十一日貨幣法に基き新國幣を發行し前述の如く舊紙幣と引換ふると同時に、其の價値維持に努めたので、新國幣の信用は大に增加し全國に普及したるのみならず、北支、蒙疆、朝鮮等の隣接外域に迄流通するに至つた。但し此等外域に於ける流通は本邦としても、又其等の外地としても、通貨の統一竝びに國際收支の調整上支障があるので、其後雙方協定の上、流通を禁止することにした。かくて大同元年末に於ては一億五千百八十六萬五千餘圓であつた本行紙幣發行高は其後滿洲經濟の發展膨脹に連れて漸增し、康德三年末には二億五千萬圓臺に、康德四年末には三億圓臺に、五年末には四億圓臺に、六年末には六億圓臺に、七年末には九億圓臺に、八年末には十二億六千萬圓臺に增加するに至つた。

而して貨幣の製造及び發行の權は政府に屬するも、貨幣法及び滿洲中央銀行法第十四條に基いて其の實行を本行に委任されてゐるのであつて、今造幣の狀況を見るに、本行は先づ紙幣に關して創立匆々日本內閣印刷局に依賴して貨幣法に定むる新紙幣の製造を急ぎたるも印刷製造に相當の日數を要することが判明したので、其の間、一時的便法として舊東三省官銀號の現大洋票を改造し、一圓券、十圓券の二種を急造して七月一日開業當日より之を發行し、其後日本內閣印刷局に於ても特に製造を急ぎ、大同元年九月十日には五角券の發行を爲し得るに至り、十圓券は同年十一月十日より、一圓券は同年十二月二十日より、百圓券は翌大同二年四月十日より、五圓券は同年六月

一日より夫々發行を見た。以上の諸券種は便宜上甲號券と稱したが、之に引續き更に優美なる新券種の製造に着手し、康德二年十一月一日より乙號五角券、康德四年七月一日より乙號十圓券、同年十二月一日より乙號百圓券、同年七月一日より乙號五圓券、又康德八年九月十日より丙號五角券を夫々改刷發行した。

次に鑄貨卽ち補助貨の製造に關しては奉天の舊造幣廠を應急修理し新たに機械を增設し、大阪造幣局より技術員及び熟練工を招聘し、舊造幣廠職工中の優良工を加へ、大同二年五月一日より作業を開始し、同月二十日より一角及び五分の白銅貨を、八月一日より一分の靑銅貨の發行を見るに至つた。康德三年三月には造幣廠の新築も落成し、新式機械と優秀なる技術を以て、康德七年二月二十五日には更に五分の新白銅貨を發行したが、一方時局に對處して鑄貨の素材、品目及び量目等を調整する爲め康德六年十月十二日及び康德七年八月一日の二回に亙り貨幣法を改正してアルミニウム新補助貨を發行することになり、本行は康德六年十一月十三日より先づ一分、康德七年九月十日より五分、同年十月十日より更に一角のアルミニウム貨の發行を開始した。而して從來の白銅貨及び靑銅貨に對しては康德七年八月一日鑄貨鑄潰等取締法が公布されて其の鑄潰が禁止され、本行亦極力之が回收に努めつゝあるが、一方補助貨の需要增加に備へ康德八年十二月二十二日附を以て本行の鑄貨製造限度を四千萬圓より一億圓に擴張する件が認可された。斯くて本行の努力に依り國民の新國幣に對する信賴は益〻昂まり、其の流通範圍は全國僻陬の地方に迄普及するに至つた。

二、金融機關整備への協力

(1) 普通銀行の育成强化

前に詳述したるが如く、從來本邦に於て銀行業務を營みたるものに銀行、錢莊、錢舖、儲蓄會等があつたが、一般普通銀行は幣制の紊亂と官銀號等舊軍閥の機關銀行及び外國系銀行の壓迫に依り其の發達は極めて幼稚であつたのみならず、官銀號等の後援を受けて來た比較的强大なる普通銀行も其の經營方針が放漫であつた爲め、建國直後に於ては所謂銀行の機能を充分に發揮し居りたるものは皆無の狀態であつた。仍つて政府は普通銀行の再建と其の健全なる發達を誘導すると共に預金者の保護を圖る爲め、之が基礎法として大同二年十一月教令第八十六號を以て銀行法を公布し、本行亦之が育成强化に寄與する所があつた。卽ち政府は銀行法發布と共に從來の銀行業者に對し法定の手續を履踐して銀行經營を合理化し資本を充實すべきことを勸奬したのであるが、その結果舊式錢莊中有力なるものは新式銀行に轉向し從來中華民國內に本店を有せる滿洲國內支店は本店より分離して獨立の銀行に改組せんとする態勢を示し、康德元年六月末迄に營業繼續許可申請を爲し來れるものは總數百六十九行に及んだ。右に對する政府の銀行營業許可の詮議に就ては比較的寬大なる態度が採られたるも、一面其の公共的性質に鑑み實情明瞭ならざるものに就ては逐一實地檢査が執行され、斯くて法定許可期限たる康德元年十二月末迄に採られたる處置は、營業許可指令八十八行、營業不許可指令五十九行、合併に依る減少七行、申請取下十五行であつた。右許可銀行中內國側銀行六十五行、中華民國側銀行二十三行（中國銀行支行十三行、交通銀行支行八行、其他二行）であつたが、此等中華民國側銀行に對しては營業許可に際し國內負債が國內資產を超過せる部分に就て其の全部を供託することを命じた。斯くて康德元年末を以て一應基礎的整理が完了せられたので、爾後既設銀行に對しては銳意內容の刷新を圖らしめ、弱小銀行に對しては合併整理を勸奬し、新設銀行に對しては嚴選方針を以て臨みたる結果、康德三年末を以て個人組織銀行は事實上其の姿を沒するに至つた。又日系の地場銀行は建國後暫時の間治外法權を享有して居たが、康德三年七月及び康德四年十二月の再度に亙る治外法權の撤廢に依つて本邦金融行政の圈內に入り滿洲國銀行法に依り設立されたるものと合せて康德八年末現在に於て十行を算し、何れも他の普通銀行と同樣內國普通銀行として律せらるゝことになつた。

一方資金偏在の弊を避け併せて地方產業の圓滑なる發達を期する爲め、政府は新京、奉天、哈爾濱、安東、營口、圖們等の主要都市に地場銀行の設置助長に努めたが、本行も政府の方針に卽應して凡ゆる便宜を供與し、就中營口商業銀行（大同二年十二月設立、滿系）奉天の奉天商工銀行（康德元年十二月設立、滿系）安東の東邊實業銀行（康德元年十二月設立、日滿露系）圖們の東興銀行（康德四年七月設立鮮系）新京の興德銀行（康德七年三月設立、日系）及び最近哈爾濱の濱江實業銀行（康德八年十二月設立、日滿露系）の設立に對しては特に本行は人的にも資金的にも多大の援助を與へたのである。康德五年十二月二十四日には更に新銀行法が公布せられ、六年一月一日より施行せられたが、同法に依り最低資本金法定制、支拂準備率法定制等が實施され、普通銀行の業務は一段と强化された。康德八年三月には金融機關稀密調整要綱が決定せられ、金融機關の地方的分布を一層合理的に調整すると共に、銀行法の趣旨に基いて從來採つて來た金融機關の整備方針が一層明確に闡明せられた。之に基いて他方普爭銀行の增資、移轉、支店開設等が着々と行はれ、新設、廢業等も實現を見るに至り、結局八年末に於ける內國普通銀行數は四十四行、其の公稱資本金は六千百七十萬圓に增加した。

(2) 滿洲興業銀行に對する援助

滿洲産業の急速なる開發に要する長期産業資金を供給する有力なる特殊銀行の開設は、大同二年三月經濟建設綱要發表以來多年の懸案であつたが、特に本邦が基礎的建設を完了して第二期の伸展充實時代に入り、産業の積極的開發を行ふが爲には、斯かる金融機關の設立は一層重要性を加へたのである。そこで政府は第一次産業五箇年計畫を樹立すると同時に、朝鮮銀行在滿營業店約二十店及び正隆銀行本支店十九店、滿洲銀行本支店二十店を綜合して、康德三年十二月末滿洲興業銀行を設立し（翌四年一月一日より開業）、玆に國内金融機構は一つの新段階を劃することになつた。而して同行設立に際しては本行總裁は其の設立委員となり、且つ之に必要なる資金的援助を與へたるのみならず、其後同行をして産業開發の遂行推進に必要なる多額の資金を供給せしむる爲め、同行に多大の金融上の援助便宜を與へて今日に至つて居る。

(3) 合作社の設立改組

建國當初に於ては打續く水災匪害と特産價格の暴落に禍されて農村金融の梗塞は甚しきものがあつたので、政府は其の應急對策として本行を經て春耕貸款を行ひ、更に之が恒久策として當時奉天省公署が瀋陽、復縣の兩地に試驗的に設置した金融合作社の成績が良好であつたのに鑑み、之を積極的に普及するの方針を樹て、大同二年度には十一縣に之を設立し、更に康德元年九月には金融合作社法及び同施行規則を公布すると共に、十一月には新京に中央連絡機關として金融合作社聯合會を設けて發展を圖つたが、康德五年には更に都市金融合作社が新設せられ合作社制度は全國的に普及を見るに至つた。本行は聯合會を通じて合作社に多額の資金を融通して其の發展を助長したのである

一方康德四年を始期として産業五箇年計畫が實施せられ、其の一部門として農産及び畜産の增産を圖ることになり、此の目的を達成する爲に各縣旗に農事合作社なるものが設立せられたので、本行に於ては之に對しても多大の金融的便宜を與へた。然るに其後內外時局の進展に伴ひ、政府は興農政策の强化を目途とする庶民金融機關の統合を企圖したが、遂に康德七年四月に村落金融合作社、農事合作社、村落金融會を一丸とする興農合作社なるものが新設せられ、又五月には都市金融合作社、滿洲金融組合及び都市金融會を打つて一丸とする商工金融合作社なるものが創設せられ、玆に庶民金融機關は一段の整備强化を見るに至つた。而して從來の各種金融組合聯合會は改組されて、新たに興農合作社中央會及び商工金融合作社中央會となつたが、本行は此等中央會と多額の融資契約を結ぶことに依つて兩合作社の育成强化に努め來つたのである。

(4) 大興公司の設立と當舖の整備

前述の如く、滿洲に於ける當舖は錢莊錢舖と同じく遠く其の起源を漢民族の關外移住に求むべきであるが、光緒二十年（一八九四年）に於て既に瀋陽縣下に六十六店も存在せる記錄があり、其後益〻隆盛を加へ、日露戰爭後には全滿各地僻陬の村落に至る迄之が開設を見るに至つた。然れども一方戰爭の疲弊に加ふるに軍閥の苛斂誅求があり、他方舊政權時代の通貨の亂發があり、其の結果倒産せるものが續出し、業界の蒙つた打擊は甚大なるものがあつた。本行が附業接收當時有力なるものとして殘存したものは、僅かに官銀號經營の當舖が偏指せらるゝに過ぎなかつた。

由來滿洲に於ける當舖は地方農民の金融機關として缺くべからざる存在であつて、日本に於ける質屋の場合と異なり、一般人民は公然と當舖を利用し、又日本に於ける質物が主に享樂財にして質貸金の用途も亦概ね消費經濟の方面に向けらるゝに反し、滿洲に於ては質物は主として生活必需品就中衣服等であり、地方農村に於ては農具又は荷馬車の類に至る迄之を質草として提供する程であり、而も其の所謂當架本（質貸金）の使途は時には收穫作物の賣上代金が手に入る迄の生活費等に振向けられる場合もあるが、主として生産經濟の方面即ち種子、牛馬等の購入に充當せられるのである。從つて當舖の社會上に於ける地位は古來より糧棧、油坊、燒鍋（釀造）及び火磨（製粉）等と併立し普通の營業として何等遜色がなかつた。

されば本行は夙に斯業の育成に留意し、大同二年七月一日本行が舊官銀號より引繼いだ附業を分離して大興公司を設立するや、同公司をして漸次營業を主業として銳意之が經營に當らしめ、本行亦資金其他種々なる便宜を與へ、其の發展を助長した。斯くて同公司の經營する公司當は創立當初五十六軒であつたが、其後每年樞要地に新設擴張を行ひ、康德二年末には百五十三店、八年末には三百六十八店と六倍に增加し、其の營業網は全滿僻村に亙り、滿洲國當舖界の覇者たると共に斯業の指導的役割を演ずるに至つた。一方政府に於ても斯業の重要性に鑑み康德三年十一月十九日に質業取締法を公布し、營業の統一的監督及び取締を行ふことになつた。

(5) 無盡業の統制

滿洲に於ける無盡業は滿人間に在つては拔會、合會其他の名稱にて、古くより庶民金融の方便として民間に行はれたが、加入者は殆ど親戚友人に限られ、營業的無盡制度は存在しなかつた。然るに日本人來滿者の增加に伴ひ漸次日本人間に無盡業を經營するものを生じ、其

後大正十五年關東州及び附屬地に日本の無盡業法が施行せられ、昭和二年には無盡協會の設立を見てから漸增し、其の間滿人の加入者も增加するに至つたが、康德三年九月本邦に於て始めて無盡業法が公布せられ、治外法權の撤廢、附屬地行政權の移讓を見るに及んで、國內の日本側無盡會社は總て滿洲國に移管せられ、爾來同法適用の無盡業者は逐年順調な發展を遂り、八年末現在數は國內に於ては新京、奉天、安東、撫順、本溪湖、吉林、間島、鞍山、錦州、四平、龍江、牡丹江及び佳木斯の十三社にして、關東州の第一、蓬萊、旅順の三社と合せて全滿十六社となつて居る。而して康德四年十一月八日を以て全滿無盡協會が設立せられ、每年總會が開催されて居るが、本行は康德五年十月以來、間島無盡を始め吉林無盡、撫順無盡、錦州無盡等に對し資金的援助をなし、斯業の育成に大に努力しつゝある。

三、金融の疏通と調整

(1) 金融の基礎確立

本邦に於ける各種金融の疏通を圖ることは中央銀行に課せられたる重要なる責務であるが、本行は設立當初に於ては專ら主力を通貨及び金融の基礎確立に注いだ。卽ち舊通貨の整理に當りては、私帖及び哈大洋の回收竝びに過爐銀整理の場合に於けるが如く、之に必要なる資金を貸與し、又水災匪害等に依り窮乏せる農民に對しては、耕作に必要なる種子、牧畜、農具、勞力等の諸經費に充當する所謂春耕貸款（農民貸款、農民復興貸款等）を行ふ外、康德二年には農民轉貸資金として地方官署に對する貸出をなし、一方商工業者救濟資金として康德元年中に舊吉林省及び黑龍江省各都市に家屋其他の不動產を擔保として低利なる商工復興貸款をも行つた。更に治安工作に必要となる集團部落助成資金及び警備道路建設資金等の地方債起債にも應じ、棉花統制會社に對しては收買資金及び耕作資金の融資をなしたが、殊に滿洲經濟の中心である特產物の增產、蒐貨、配給に必要なる特產資金の供給に至りては分支行を通じて最も意を注いで來た。又既述の如く營口商業銀行、奉天商工銀行其他の地場銀行の育成にも資金的援助をなし、金融合作社に對しても其の聯合會を通じて必要な融資を行つた。併し乍ら創立以來康德三年末までの本行の金融は總じて所謂金融の基礎確立の域を脫しなかつた。卽ち政府財政は健全主義を堅持せる結果、康德三年末の本行引受公債は交付公債を除き僅かに三千萬圓に過ぎず、同年末の本行對政府及び一般貸出殘高も一億九千七百餘萬圓であつて、大同元年末の一億二千三百餘萬圓に比すれば五割內外の增加を示したのみであつた。從つて本行紙幣發行高も大同元年末の一億五千百餘萬圓から康德三年末の二億五千餘萬圓に增加したに過ぎなかつた。

(2) 金融の整備進展

併し乍ら康德四年から產業五箇年計畫が開始され、日本其他の第三國から資金資材が輸入せられ、華北からは勞力の大量移入が行はれたので、國內の資金需要は愈〻旺盛となつた。そこで政府は特殊準特殊會社への投資を賄ふ財源を主として公債の增發に求むる積極的財政に轉じ、一般金融界も亦從來の比較的單純な商業金融から重工業や開拓事業を中心とする產業金融に主力を注ぐことになつた。本行は滿洲國に於ける蓄積資本が未だ充分でなく且つ金利其他の特殊事情から公債の一般消化が困難であつたので、政府の公債を引受くると共に產業金融の圓滑なる疏通を圖ることに大なる努力を傾注した。卽ち產業資金の供給を使命とする滿洲興業銀行の設立以來之に資金的援助を與へ、就中同行が滿洲重工業開發株式會社に對し積極的融資を開始して以來は、滿業手形の再割引を通じて大に金融の途を講じ其の使命達成に側面的援助を與へたが、更に進んで滿洲炭礦、滿洲石油、同和自動車、滿洲鹽業、本溪湖煤鐵等の鐵工業方面の事業會社に對しても直接其の經營資金の一部を融資し、又二十箇年百萬戶入植計畫の實施を使命とする滿洲拓植公社に對しても、同社の社債を引受け其の前貸を行ひ、以て各種開發事業の進捗に協力した。他方農產物蒐貨統制會社たる滿洲糧穀、特產專管（現在二社共農產公社に統合せらる）等に對しても其の蒐貨資金を貸與し、種子配給協會及び農事合作社（現在興農合作社に統合せらる）に對しても播種春耕の融資をなし、更に第三國向輸出振興を圖る爲め爲替銀行に對しても低利資金を融通した。其他治外法權撤廢に伴ひ學校組合其他の公共團體に對する融資をも引受けた。

斯くて本行の引受公債の累計額は康德七年末には五億五百萬圓に達し康德三年末の正に十六倍以上に相當し、七年末の本行貸出殘高亦八億七千二百餘萬圓に上り三年末の四倍以上に達した。他方全滿銀行の貸出を見るも、康德三年末には六億二千七百餘萬圓であつたものが七年末には二十七億二千餘萬圓に膨脹した。又大連を除く國內貸出の用途別を見るも、康德三年末には商業資金の占むる割合が六割八分、鑛工業資金が僅かに六分であつたのに、七年末には商業資金の割合が三割四分となり、鑛業資金（土建資金を含む）は逆に三割七分に增加し、後者の康德三年末に對する增勢は二十二倍といふ驚くべき增加率を示し、產業資金の貸出が如何に旺盛であつたかを如實に語つてゐる。從つて本行の發行高亦急速に增加して、七年末には九億四千萬圓臺に上るに至つた。

斯くて產業開發は康德四年以後大に進捗し生產力は顯著なる增大を示し、貿易及び國內商業も著しく增加した。滿洲國經濟が僅か四箇年の間に斯くの如き急速なる進展膨脹を示したことは他國にも稀に見る所であり、此の間金融の積極的疏通が如何に與つて力あつたかは

想像するに難くない。

(5) 金融の重點調整

併し乍ら如上の積極政策の結果、通貨・信用の膨脹は相當に急激なるものがあり、殊に一部事業會社方面に於ては資金の過大消費の事實も窺はれ、他方國際情勢は漸次緊迫化し、支那事變の長期化に加へて、其後更に第二次歐洲大戰が勃發し、對外貿易は大なる制限を受くるに至つた爲め、産業開發、生産力の擴充に要する機材、外貨等の獲得は極めて困難となり、從來の事業計畫及び資金計畫を其儘實行することは至難となつたので、それ等計畫に對して再檢討を加へ、時局に必要なるもの又は增産確實なるものに對しては積極的に融資するが、不要不急なるもの又は能率の擧がらないものに對しては融資を制限又は拒否する等、資金の融通に就て高度の重點主義を適用すると共に、一般に資金の使用に就て一層の合理化又は節約を要求することが緊要となつた。そこで康德七年四月政府は資金計畫調整要綱、事業資金調整實施方針、公債政策要綱等を決定し、之に基き先づ政府自ら歲出を緊縮すると共に、特殊、準特殊會社其他一般事業會社に對して資金計畫に合理的調整乃至壓縮を加ふることを要求し、他方爲替管理、資金統制等を益〻强化し、又金融機關に對しても康德七年六月及び八月の再度に亙り、貸出抑制に關する通牒を發したのである。本行も亦各金融機關を督勵して思惑、賣惜み、買溜其他不急不要資金の貸出を抑制し、又貸出の回收促進を行ふと共に、後逢の如く共同融資制、有奬積金制、有償定期預金制等の新機軸を出して遊資の吸收、國債の消化に大に努力する所があつた。其の結果康德八年末に於ける本行の貸出殘高は七億五千七百餘萬圓に減少し、全滿銀行貸出殘高亦二十六億九千餘萬圓に減少するに至つた。

四、低金利政策の確立と地方預金金利協定の斡旋

(1) 低金利政策の確立

舊政權時代に於ける金利は一般に著しく高率であつたのみならず、地方に依つて甚しき軒輊があつた。斯かる高率且つ不均衡なる金利が滿洲經濟界の發展を阻害すること甚大なるは言を俟たない所である。本行は創業以來既述の如き通貨の安定策を講ずる一方、徐々に國內一般金利の引下げを誘導する漸進的低金利政策を採り、大同元年九月一日舊官銀號より引繼ぎたる高金利の大巾引下げを斷行して之を全國的に施行し、次いで大同二年七月竝びに康德元年五月に經濟界の情勢に順應して更に引下げを行つた。唯康德二年銀價の變動は遂に

中華民國の高金利を招來し、延いて我國の金融界をも脅かすに至つた爲め、國幣の價値維持、資金の逃避防止を考慮し、同年四月預金利率の應急的引上げを已むなくせられたるも、越えて康德三年一月には曩に締結せられたる在滿朝鮮銀行支店との業務協定に基き、金票流通の消滅近きを豫想して金票預金の取扱を廢止し、國幣預金利率の一部引下げを斷行した。當時滿洲金融界は日滿通貨價値一元化實現以來、日本金融界に對する依存關係を刻々深めつゝあつたが、恰かも同年四月日本銀行の利下げがあり、一般市場も之に追隨したるを以て本行亦日本金利に倣ひ預金貸出兩金利に亙つて全般的改訂を行ひ、續いて康德四年一月滿洲興業銀行設立に伴ふ金融界の新情勢に卽應して復又利下げを行ひ、專ら國民經濟の發達に稗益せんことを努めたのである。而して康德五年十一月には更に定期預金利率に、五大都市滿鐵沿線都市、其他地方の三本建制を設け、又康德七年四月より大連金利を入れて四本建制を樹て、以て都鄙の實情に應ぜしむると共に內外の情勢に順應して益〻妥當なる金利の普及徹底を期したのである。

本行の低金利政策に順應し、國內產業金融を司る滿洲興業銀行及び國內普通銀行は何れも金利の引下げを行つた。一方合作社も亦農民に對する訓練が相當效果を現はし、且つ金融合作社の收支狀況も漸次良好となつたので、徐々に金利の引下げを行ひ、更に康德四年四月よりは從來各社毎に異つてゐた短期貸付金利の全滿統一を圖つたが、合作社事業の膨脹發展と共に金利低下の方針を一段と積極化し、現在に於ける金利は合作社法制定當時に比すれば實に二分の一近くに下つて居る。更に當舖を司る大興公司も一般質業金利の低下を誘導する方針を採り、第一次低金利工作として康德二年一月一日以降康德四年七月一日迄の間に於て、八回に亙つて全滿各地に於ける營業所の貸出利子を月息三分より二分五厘に引下げ、次いで第二次工作として康德六年三月迄に前後十二回に亙り、全滿營業所の月息を二分五厘より二分に引下げたのである。

(2) 地方預金金利協定の斡旋

低金利工作の進捗に伴ひ、金融機關相互間の金利を調整し地方金利の平準化を圖るべく、本行は先づ新京、奉天、哈爾濱、安東の四大都市に於ける銀行、合作社及び無盡會社を網羅して甲乙兩種の預金金利協定を締結せしめ、八年一月一日より之を實施せしめた。更に斯かる氣運を漸次他の都市にも普及せしめることにしたが、八年十月一日に四平、鐵嶺、鞍山、撫順、營口、吉林、圖們、延吉、龍井、錦州、齊々哈爾、佳木斯、牡丹江の十三都市に於ても、預金金利協定の成立を見るに至つた。斯くて妥當なる金利水準は漸次全國に浸潤し都市と地方との軒輊も漸次調整され、金融の疏通、產業の發達に資する所多大である。

五、滿洲銀行協會の結成と共同融資制度の創設

(1) 滿洲銀行協會の結成

銀行間の聯絡協調を密にし、意思の疏通を圖り、以て業務の圓滑なる運行を進むるは、經濟界の健全なる發展を期する上に於て極めて肝要であつて、本行は斯かる見地より康德三年十月二十四日先づ新京、奉天、哈爾濱三大都市の銀行業者を新京に招き銀行業者懇談會を開催し、康德四年三月八日には更に範圍を擴張して主要都市に於ける同業者の第二回銀行懇談會を同じく新京に於て開催したが、其の成果極めて良好なるに鑑み、康德五年三月三十日には全滿銀行業者を網羅せる全滿銀行懇談會を奉天に於て開催し、玆に全滿普通銀行を網羅する銀行協會結成の議が具體化され、同年九月十六日に滿洲銀行協會創立總會が開催さるゝ運びとなり、滿洲金融界に劃期的新氣運を發生せしめたのである。本行總裁は名譽會員に推戴され、之が圓滑なる運營を指導することになつた。一方康德六年一月新銀行法が發布施行せらるゝに伴ひ、各都市に全金融機關の聯絡は一層緊密を加へたのであるが、現在認可されたる銀行組合は從來の新京、奉天及び大連の三都市の外に、哈爾濱、安東、營口、錦州、齊々哈爾の五都市の組合があり、何れも手形交換所を設け手形交換事務を行つて居る。

(2) 共同融資制度の創設

第一期の金融の基礎確立時代に基礎的整理を終へたる內國普通銀行は、第二期の金融の整備進展時代に入るに及び、本邦產業五箇年計畫の發足と共に預金貸出共に著しき伸暢を見せ、其の業績は改善向上を見るに至つた。然れども其後時局に卽應する統制經濟の進展に伴ひ、先づ爲替管理の强化實施は從來收益の大宗を占めたる北支向送金手數料の減少を齎し、他方生活必需品、糧穀及び特產專管（現在の農產公社）等の諸特殊會社の設立に依り從來比較的有利であつた放資部面が制約されることになり、特に第三期の金融の重點調整時代に入り、政府の不急不要資金抑制令が發せられ、貸出の嚴選が要請せられて以來は、融資部面は一段と窮屈となり、折角預金の吸收に努力しても其の運用に困難を感ずる銀行も現はるゝに至つた。

本行は右の情勢を打開し、併せて普通銀行をして產業開發資金の調達と撒布資金の吸收とに積極的努力をなさしむべく、先づ糧穀會社（現在の農產公社）に對する本行の融資豫定額中最初三千萬圓を限度として主要普通銀行をして利率年六分にて融資せしめ、糧穀會社をして之を優先的に使用せしむることにし、康德七年十一月十五日より之を實施した。之れ所謂普通銀行共同融資制度の濫觴にして、爾來極めて順調に推移し、參加行數も漸次增加し、融資極度亦漸次擴張されるに至つた。本行は右共同融資制を康德八年三月には更に大興公司に又同年十一月には滿洲棉花株式會社、同十二月には滿日亞麻株式會社に同樣斡旋し、益〻其の妙味を發揮せしむることに努めた。斯くて八年末に於ては從來本行を通じて興農合作社中央會に融資せる商工金融合作社中央會を加ふれば參加行數は三十一行となり其の共同融資總額は八千六百四十五萬圓を算する盛況を呈し、極めて良好なる成績を收めて居るのである。この同業連帶觀念に基く共同融資制は日本の時局共同融資團結成の先鞭をつけたものであり、地方銀行の國策協力體制の具現として其の前途の進展には多大の期待が懸けられて居る。

六、預金の吸收と公債の消化

(1) 預金の吸收

貯蓄思想の涵養、預金の吸收は本行設立以來夙に意を用ひた所であるが、特に產業開發の積極的遂行に伴ひ、年々巨額に上る資金が政府竝びに特殊準特殊會社等より放出せられ、此等撒布資金の吸收と國內蓄積資金の動員とが極めて肝要なる國策となつたのに鑑み、本行は協和會と協力して之が中心となり、國民貯蓄奬勵運動を展開し來つた。先づ康德六年一箇年の貯蓄目標を五億圓、續いて七年度には八億圓、八年度には十一億圓と揭げ、之が實現に悉ゆる努力を續けて來たが、每年の貯蓄實績が何れも遙かに目標額を突破せる好成績に鑑み、本九年度は一躍して貯蓄目標を十五億圓と定め、極力之が達成に邁進しつゝある。

尙ほ本行は貯蓄奬勵には絕えず新機軸を創案し、自ら之を實踐すると共に金融機關を率ゐて預金吸收の促進に努力を續けて居る。卽ち康德七年末の國民貯蓄實踐歲末旬間實施に際し、本行首唱の下に新京組合銀行に於て十二月十一日より翌年一月十日に亙る一箇月間を限り、定期預金及び定期積金制を實施し、百圓に付抽籤券一枚を交附し、當籤者には公債又は興銀儲蓄債券を賦與する仕組にて、所謂奬勵金附定期預金及び定期積金を開始したる處、極めて良好なる成果を收めたので、更に康德八年六月及び十二月の二回に亙り、全滿一齊に銀行及び商工、興農兩合作社一丸となつて奬勵金附定期預金制度を實施した結果、第一回の豫定目標三千萬圓、第二回の豫定目標六千萬圓を夫々遙かに突破して、第一回は一億五百餘萬圓、第二回は一億八百餘萬圓に達する好成績を示したのである。更に本行は增額奬勵金附定期積金制度を創案し、政府の許可を得て大興公司をして康德八年四月より實施せしめたる處、成績極めて良好にして六月末迄に契約

金額四千九百萬圓に上り、十二月末迄には七千二百萬圓に達するの盛況を示したのである。

而して國民貯蓄運動に關しては、曩に協和會の富家強國運動各級連絡委員會に於て、國民貯蓄運動連絡委員會の一部門たる國民貯蓄運動の統制指導、國民貯蓄會の結成強化等を實踐體として、國民貯蓄運動の統制指導、國民貯蓄會の結成強化等の具體的工作に當ることとなつて居たが充分活發な動きを見なかつたのに鑑み、本九年更に本行及び協和會が中核となりて國民貯蓄運動中央連絡委員會を組織強化し、之を組織的國民實踐運動の全國的企畫統制、指導に關する連絡協議機關とし、其の下に國民貯蓄實踐委員會を設置し、中央機構として中央實踐委員會、地方機構として省、縣、旗、市實踐委員會を設け、國民貯蓄運動強化促進に乘出すことになつた。既に國民貯蓄中央實踐委員會は本九年三月十三日結成され、委員長には經濟部次長、副委員長に協和會中央本部指導部長及び本行理事、委員は關係官廳、協和會、本行、滿洲興業銀行其他關係機關の職員が選任され、事務局長は副委員長たる本行理事が之を擔當することになり、力強き發足をなした。又地方實踐委員會も新京は本年三月三日に結成され、委員長は首都本部副長、副委員長は首都本部事務長及び本行總行營業處經理、委員は關係官廳、協和會、本行、滿洲興業銀行其他の金融機關の職員が選任され、事務局を本行總行營業處に置き、事務局長は副委員長たる本行總行營業處經理が擔當することになつた。本行は各分支行を督勵し協和會と提携して全滿に亙り地域實踐委員會の組織に依り國民貯蓄會の結成を促進し、國民貯蓄總進軍の實現に邁進して居るのである。

(2) 國債の消化

本邦は第一期の基礎建設時代に於ては財政も健全主義を維持し赤字公債の發行は極力差控へたのであるが、第二期の積極開發時代に入り產業五箇年計畫が樹立されてからは、產業開發資金の需要が旺盛となつたので、我國建國以來の特殊經濟體制から基本產業の大部分は特殊準特殊會社を以て經營さるゝことになり、從つて國家資本の强力なる參加が行はれ、其の結果國債に對する重點形成が現はれたのである。斯くて公債の發行は逐年累增し、之が消化は極めて重要性を帶びて來たのである。

政府は曩に康德六年二月滿洲證券取引所の一元的統制と機能刷新を行ひ、七年八月には有價證券業取締法を公布して惡德有價證券業の一掃に努め、證券の普及工作に着々效を奏してるるが、本行も亦政府に呼應し、康德七年十一月一日より從來の本行四分利公債賣買に於ける價格差を廢し、發行後一年以內のものは賣買共に九十六圓バーに改正し、又八年一月より滿洲興業證券、藤本ビル證券、滿洲野村、滿洲川島屋、滿洲山一、滿洲角丸證券、滿洲大商證券の七有力證券業者を指定して國債取扱人協會を成立せしめ、國債の宣傳普及に邁進し、更に同業者に對する國債擔保貸出優遇策として同年五月二十日より貸付利率を五毛方引下げ、當座貸越日歩一分二厘五毛、手形貸付日歩一分一厘五毛に改訂し、同時に貸出擔保掛率を時價の九掛より九掛半に引上げ、普通銀行及び無盡會社等の國債保有に便宜を與へた。斯くて普通銀行に對しては其の預金拂戻準備金の公債買入を慫慂し、會社に對しては其の在滿支店の政府への供託金を國債を以て充當せしめ、其の結果、貯金部の公債大量保有と共に公債の消化工作は著しき進展を見たのである。

本九年に於ては政府の發行する公債中一億五千萬圓消化を目標に前記諸工作を更に强化する一方、事業會社積立金の公債買入、各種統制組合團體の協力、郵便局の賣出等の諸方法に依り極力之が消化に努力を續けて居るのである。

七、爲替管理及び資金統制事務の取扱

(1) 爲替管理事務の取扱

康德二年十一月四日の日滿兩國政府の共同聲明、更に之に基く本行と朝鮮銀行との康德二年十一月六日の業務協定に依り、國幣が完全に日圓に連繫することとなるや、既述の如く政府は資金の對外逃避防止と相俟つて通貨價値維持の補强工作として、日本の爲替管理に呼應して同月三十日附勅令を以て爲替管理法竝びに爲替管理法に基く命令の件を財政部令を以て公布し、同年十二月十日より實施した。之より先き關東州及び附屬地に於ては既に昭和八年（大同二年）十月十五日より日本の外國爲替管理令が施行されて居たのであるが、本邦の爲替管理實施に依り滿洲よりの資本の海外逃避防止は一段と强化され、更に康德四年十月八日政府は爲替管理法の全面的改正を行ひ、無爲替輸出入、證券の輸出入、信用狀の取得等に付き一段と管理を强化し、又治外法權撤廢に伴ひ同法は日本人にも適用さるゝことになつたが、同法の改正に依り管理事務は本行に於て之を取次ぐことになつた。

其後支那事變の進展と產業開發五箇年計畫の擴大に伴ひ、爲替管理を一段と强化するの必要が生じたので、日滿兩國政府は協議の結果爲替管理の完璧を期し關東州を含む全滿の爲替運用及び管理の一元化を圖ることになり、之が組織としては企畫委員會の一部門として爲替委員會を設け、關東軍、政府、關東局及び本行より各〻委員を選出し、爲替行政に關する最高方針を審議し、之が實行機關として康德五年八月十日本行內に臨時爲替局を設け、又大連に於ては本行大連支行內に同局辦事處を設置し、本行總裁を局長とし、政府、關東局及

び本行より各〻參加して滿洲國竝びに關東州の爲替管理事務を一元的に管理運用することになつた。其後第二次歐洲戰亂が勃發する等國際情勢の變化に依り、貿易爲替兩部門に關し一層の調整を必要とするに至りたる爲め、康德七年十一月十一日右臨時爲替局は貿易爲替兩面の統制機關たる臨時貿易爲替局に改組され、當分の間局長を置かず、參與が直接事務の運營に當ることになつた、尙ほ從來本行大連支行內に設けられたる臨時爲替局大連辦事處は改組されて臨時貿易爲替局大連支局となつた。

一方爲替資金の狀態を明確にし其の爲替資金の取扱を有效適切に利用する爲に、外國爲替管理法に關する經濟部令に依り康德五年八月十日全滿爲替銀行の取得する總ての外貨資金（日圓ブロックを除く）を本行に集中することになり、總行營業處、奉天、哈爾濱、大連、營口の各分支行に於て之が事務を取扱ふことになつた。

更に康德七年に入り政府は對日資金受拂の計畫的調整を圖るべく、同年四月九日日圓資金調整實施要綱を決定し、滿洲興銀及び橫濱正金の兩行に通牒を發し、四月十八日以降銀行爲替に依る對日本及び關東州送金を一口一定限度以上の金額は豫め本行と協議せしむることにした。其後對日資金調整を期する爲め、同年七月一日にはスタンプ制を實施し、被仕向逆爲替竝びに代金取立爲替に對しても調整を加へたが、九月下旬の貿易統制法の全面的强化に伴ひ、貿易關係の對日資金調整は其の基準を貿易統制法に基く輸入許可に求むることになり圓資金調整事務は季節的變動を除いては極めて順調なる推移を示して居る。

尙ほ對支國際收支を調整する必要上爲替管理法を屢次改正强化し、對支一般送金及び旅行者の携帶金に極度の制限を加へ、本行內に設置せる臨時貿易爲替局に於て之が圓滑なる運用を行つて居るが、滿關を通じて對日爲替の計畫的運用を圖る見地から、康德八年四月一日以降滿關對北支、中支、蒙疆爲替資金を一元的に本行に集中することになり、本行の國內十主要分支行は之が集中事務取扱行に指定され又本行張家口支行、北京支行並びに同年八月一日開店せる上海支店に新たに滿洲國勘定が設定され、對蒙疆、北支及び中支爲替事務の圓滑なる處理に當ることになつた。

一方對第三國關係に於ては康德八年七月下旬英米兩國竝びに蘭印當局が不法にも日本に對し資金凍結令を公布するに至りたる爲め、本邦は日本に呼應し、直ちに之に對し報復措置を講じ、八月一日爲替管理法に必要なる改正を加ふると共に、外國人取引取締規則を公布實施し、又大東亞戰爭勃發後に於ては十二月二十七日更に右諸法規則を改正强化し、政府の指定する國の人、法人若くは居住者に屬する財產を必要に應じ管理處分し得ることになり、現に本行は國內の花旗銀行及び滙豐銀行の管理に當つて居る。又日本政府が新事態に對處し

從來の米英貨を基準とする外國爲替相場なる觀念を一擲し、日本圓に依り公定換算率を自主的に決定することになりたる爲め本邦も日本圓國幣等價の原則に基き、國幣と外國通貨との交換比率は日本圓を基準として公定することに決し、本行之が衝に當り、昨八年十二月二十九日公定換算率を發表、本九年一月一日より實施することになつた。

(2)　臨時資金統制事務の取扱

政府は產業開發の進捗竝びに其後に於ける時局の進展に對處し、不急不要產業への資金の流入を防ぎ、資本の有效適切なる運用を圖りその需給を調整する目的を以て、康德五年九月十六日勅令を以て臨時資金統制法を公布、同年十月一日より實施することにしたが、本行は金融界の中樞をなし通貨金融の統制を司ることを以て職分として居る中央銀行として、本法の統制事務の取扱を委任せられた。そこで本行は考查課に臨時資金統制係を設置して之が事務取扱をなし、更に主要二十一分支行を取次店として申請書類の受理決定、通知の移牒認可申請に對する副申事務を行はしむることにした。

其後日本に於ける資金調整法の强化竝びに會社經理統制令の發布に卽應し、本邦に於ても高度の統制を必要とするに至りたるに依り、政府は康德六年十二月二十六日勅令を以て臨時資金統制法の改正强化を行ひ、翌七年一月一日より之を實施した。右改正に依り統制範圍が擴大され又配當制限の規定が設けられたのであるが、申請件數の激增に對處し、本行は本部に於ける決裁權の一部を地方主要地に於ける十分支行に委讓し、七年十二月一日より之を實施し、更に八年一月一日より獨立の資金統制課を設け、審議係、監查係、事業係及び庶務係の四係を置いて事務の進捗を圖つた。又八年三月には新たに金融係を設け、金融機關の資金貸付報告、資金運用計畫報告竝びに金融狀況の調查及び資料の蒐集に關する事項を取扱はしめた。本年一月一日には更に委讓店の範圍を擴大し、從來の十主要分支行の外に新たに六分支行を加へ、地方經濟體制の强化確立に照應することにした。

斯くて本行は臨時資金統制事務取扱に關しては、政府各機關と緊密なる連絡を取り、之が遂行に遺憾なきを期して居るが、取扱開始以來八年末迄の認可件數は二千七百十三件、不認可件數百八十二件、認可金額四十三億八百餘萬圓に上つてゐる。

八、國庫金、日本國庫、貯金部及び產金買上の事務取扱

(1)　國庫金、省地方費及び國債事務の取扱

舊政權時代の財政は大體に於て各省獨立し、省内の各機關は夫々自己の收入及び配賦金を省の官銀號に預入れ、若し其の預金以上に支出を要する場合は官銀號より借入れを爲して其の用を辨ずる方法を採つて居た爲に幾多の弊害が簇出し、財政は益〻窮乏を告げ、結局紙幣の濫發を餘儀なくせられたのである。建國後は是等の弊を矯むると同時に國庫金の集中に努力し、中央政府の歳入は一括して之を本行に預け入れ、支拂の都度各支出官は與へられたる豫算定額の範圍内にて小切手を振出し、本行をして小切手の支拂に任ぜしむる新制度を確立するに至つた。

本行は政府の方針に順應して開業後着々準備を進めて居たが、大同元年十二月に至り漸く國庫預金制度の實施を見るに至つた。而して當初に於ては一般會計の收支のみを取扱ひ、其の項目も十項目を出でなかつたが、大同二年三月より特別會計が順次創設せられ、一時借入金等の特別勘定も設定さるゝに至り、國庫事務の取扱も之に伴ひ次第に複雜化して來た。從來政府の會計諸法規は應急的暫行規程に依つたのであるが、康德二年十二月二十八日會計法が公布せられ、更に五年十二月一日之が附屬諸法規たる會計規則竝びに支出官事務規程出納官吏事務規程、有價證券取扱規程の制定があつたので、滿洲中央銀行國庫金取扱規程、滿洲中央銀行政府有價證券取扱規程等の制定公布を見、六年一月一日より此等諸法規が實施せらるゝに及び、着々政府會計制度の統一整備が實現されることになつた。國庫事務組織としては前記新規程に順應し、六年より從來の暫行的方法としての國庫課集中制度に多少變更を加へ、總行、分支行、辦事處及び國庫事務代理店の各取扱行中十數箇所を統轄行と定め、統轄行は所屬取扱行（自行をも含む）の國庫事務を統轄し、總行國庫課が其の總統轄を行ふといふ統轄行制度を採用することになつた。

一方康德四年度に於ける地方行政の一部省移讓に伴ひ、政府は之が會計處理の爲めに新たに省地方費制度を創設し、康德三年十二月二十六日勅令竝びに民政部令を以て省地方費竝びに同施行規則を公布したが本行は同法竝びに民政部大臣の依賴に依り、省地方費に屬する現金出納竝びに有價證券取扱の事務を掌ることになり、四年一月一日より之に從事した。其後康德六年會計法施行に伴ひ省地方費法も亦全般的改正を受け、康德六年十二月七日新たに勅令省地方費法の公布を見、次いで院令を以て省地方費法施行規則が公布せられ、之が取扱は全面的に改正されたる結果、本行は更に省及び本行の事務取扱に關し國務總理大臣との間に契約を締結し、右契約に基き七年二月一日より本行に於て右事務を引續き取扱ふことになつた。

尙ほ本行は大同二年頃より國庫金の一部として國債元利の支拂事務及び特殊公債の登錄事務を取扱ひたるも、其の取扱範圍は僅少にして公債の作製手續、發行及び券種交換等の如きは政府の所管事務に屬して居た。其後公債の發行が逐年增加し、公債所有者の範圍亦擴大さるゝに伴ひ、公債所有者の權利關係竝びに本行の事務範圍を明確ならしむると共に、登錄制度の確立を期する見地より、康德六年六月國債法の公布實施を見るに至り、本行は同法十二條に基き、國債の發行、利拂、引換及び登錄に關する全般の事務を處理して來た。

以上述べたる如く本行は國庫制度確立以來、常に政府に協力して其の整備充實及び改善を圖り、其の取扱擔當機關として中央、地方兩行政の進展に寄與して來たのである。

(2)　日本國庫事務の取扱

滿洲に於ける日本銀行代理店事務は從來朝鮮銀行在滿支店が取扱つて居たのであるが、滿洲興業銀行の設立に伴ひ朝鮮銀行の在滿支店が撤退することになつた結果、本行に於て繼承することになり、康德三年十二月日本銀行との間に日本國庫金取扱代理店契約を締結して之を引受け、康德四年第一營業日より之が取扱を開始した。續いて四月一日より統轄店を新京代理店に移し、大連代理店たる朝鮮銀行大連支店の管下に屬してゐた在滿代理店の取扱に係る國庫金及び政府有價證券其他一切の統轄店事務等を引繼ぎ、同時に哈爾濱以下六特扱代理店を一般代理店に改めた。爾來時局の進展に伴ひ取扱事務の擴張及び代理店の增設を行つて銳意之が圓滑なる遂行に當り、以て治安並びに國防上の活動に遺憾なからしめんことを期してゐる。

(3)　貯金部事務の取扱

政府は郵政儲金等の顯著なる增加に鑑み、此等資金の統制運用を圖る爲め、康德六年十二月二十八日に貯金部法を公布し、翌七年一月一日より之を實施したが、右貯金部は本行内に設置され、本行は同資金の運用の衝に當ることになり、諸般の準備を整ひて二月一日より事務取扱を開始した。而して貯金部の資金構成は同施行令第一條に規定せる如く、郵政振替の爲め受入れたる現金の外、郵政生命保險特別會計、政府職員共濟特別會計及び恩給特別會計の三特別會計の積立金及び餘裕金等より成つて居るが、其の資金運用は第三條に規定せる如く國債又は地方債、特定會社の株式又は社債、特定有價證券等の應募、引受又は買入竝びに特定法人に對する貸付等であるが、本行は政府委託の下に部長一名、次長一名、部員若干名を置いて此等事務の掌理に當つて居る。該部設置以來未だ二年を經過したに過ぎざるも、資金は開始當日たる二月一日の一億三千萬圓から康德八年十二月末には二億五千八百萬圓と顯著なる增加を示し、公債の消化、公共貸付、社債株式等の投資に運用せられて、本邦經濟金融界にも多大の寄與をなして居る。

(4) 產金買上事務

本行は大同二年六月十四日產金買上法及び同施行細則の公布施行に依り、國內產金を全部買上げることとなりたる爲め、先づ新京總行及び奉天分行に產金買上所を置き漸次產金主要地の本行各分支行處に金買上の設備をなし、產金の迅速なる集中を圖つた來たが、康德四年五月政府に於て產金買上法を改正し產金の密賣買及び逃避の防止に努むるや、本行も、之に呼應して產金買上所を更に增設して積極的買上に乘出し、更に康德六年十二月一日政府が產金補助金及び產金奬勵金交付制度を實施するや、本行は同規則の定むる所に依り、政府と協力して產金業者の交付申請の嚴重審査に當ると共に、之が交付事務を取扱ふことになつた。尙ほ康德七年二月以降實施せる金店營業許可制度の運用に關しても、本行は全面的に政府に協力し營業許可の適否竝びに之が交付事務等を取扱ひ、金の密賣買及び密輸の禍根を芟除するに努めた。

一方金の有效適切なる利用を圖ると共に本行への集中に資する爲め、政府は康德七年六月一日より金使用規則を公布して金使用の節約を圖つたが、七年十月一日には更に同規則を改正强化して金使用を全面的に禁止した。其の結果金製品は原則として本行以外に賣却し得ざることとなりたるに依り、本行は政府と協力して民間保有金の積極的買上に邁進し、康德七年十一月二十五日以降全滿各分支行處をして之が買上を取扱はしめた。

九、對外諸金融工作

(1) 對滿投資の促進

對滿投資の導入は本邦產業開發計畫遂行上極めて重要にして、親邦日本政府竝びに財界は建國以來絕大の援助と便宜とを與へられたのであるが、本邦政府當局も之が導入促進に種々なる方策を講ぜられ、本行亦之に大に協力したのである。卽ち本行は日滿間に於ける資金の交流が益〻重要となりたるに鑑み、康德四年九月に東京支店を開設し、其後之を擴充して資金調達の斡旋に努め、又日滿資金ルートの一元化を確立する見地より、正金銀行及び滿洲興業銀行の對日爲替尻を夫々康德六年九月及び十一月より本行に集中した結果、日本よりの對滿投資は滿鐵を除き悉く本行を經由することになつた。而して本行は日本銀行の好意的援助に依り同行との間に融資契約を締結し、又東京に於てコール取引を行ひ得ることになり、圓資金の愼重なる運用と相俟つて、對滿投資の導入促進竝びに日滿資金の圓滑なる交流に多大の貢獻をなしつゝある。

(2) 新中國金融工作に對する援助

康德三年十月冀東地區に於て冀東銀行が設立せらるゝや、本行は冀東自治政府に對し、同政府の冀東銀行への出資金を融資すると共に顧問及び行員を派して之を援助した。越えて四年十月察南地區に察南銀行が設立せらるゝや、本行亦察南自治政府に對し、同政府の察南銀行への出資金を融資すると共に多數の行員を割愛し之が設立を援助し、同年十二月同行を母體として蒙疆銀行が設立せられてからも、本行は新設の蒙疆銀行に對しクレヂットを設定したる外、本行造幣廠に於て同行鑄貨を製造し、又人的援助を一層增加した。康德四年十一月中國聯合準備銀行創立の議起るや、本行は其の要望に依り行員を派遣して設立準備工作に從事せしめ、越えて五年三月同行が創立開業の運びに至るや、顧問室に行員を增派した。又其の聯銀券の一元化に對しても本行は大に協力する所があつた。康德七年五月中支漢口に於ける中江實業銀行の開設に當りても行員を派遣して同行の設立竝びに中支金融經濟工作に協力する所があつた。此の間本行の張家口支行、北京支行、天津支行及び上海支店は常に此等國外銀行と緊密なる連絡を保ち、滿支蒙間の經濟金融關係の圓滑なる運行增進に貢獻したる所多大なるものがある。

以上建國以來本邦經濟金融界の顯著なる發展に對して本行が寄與貢獻した主要なる事項を列擧したのであるが、今や我が金融界は十年間の試鍊と建設とを終へ、更に覺悟を新たにし、新態勢を整へて新なる發展に發足せんとしつゝある。時恰かも親邦大日本帝國は暴戾なる米英膺懲と東亞民族の解放、大東亞共榮圈の建設を目途として大東亞戰爭を開始し、緒戰以來世界戰史上未曾有の赫々たる戰果を擧げて居るのであるが、大東亞共榮圈の最大據點の一たる我が滿洲國も亦國家の總力を擧げて親邦の戰爭完遂に寄與しつゝある。

而して戰時に於ける金融機關の第一の責務は、軍需品竝びに重要消費物資の大增產と國防充實に必要なる巨額の資金を調達供給することに在るも、同時に斯かる資金の放出に當つては其の重要度を嚴密に考慮し、苟くも不急不適の用途に對しては融資を抑制し、又放出したる資金に就ては消費の節約、貯蓄の奬勵、預金の吸收、公債の消化等に依つて之を吸收し、放出せる資金が現實の購買力として發動することを封鎖し、以て通貨及び信用の膨脹より生ずることあるべき種々なる弊害を未然に防ぐことが極めて緊要であつて、本行は自ら之を實踐すると共に各金融機關を督勵して斯かる方針の貫徹に努力しつゝある。

而して以上の如き戰時金融方策の遂行に當つては、各金融機關が小我を捨て互に提携協力、渾然一體となりて新態勢を整へ、國民を指

滿洲の四季

第六章　要約　滿洲經濟金融界の發展に對する本行の貢獻

導誘掖することが肝要であるに鑑み、本行は各金融機關に呼びかけて更に一段の自覺と奮起とを促しつゝある。

田園初夏

舟遊ビ

秋ノ朝

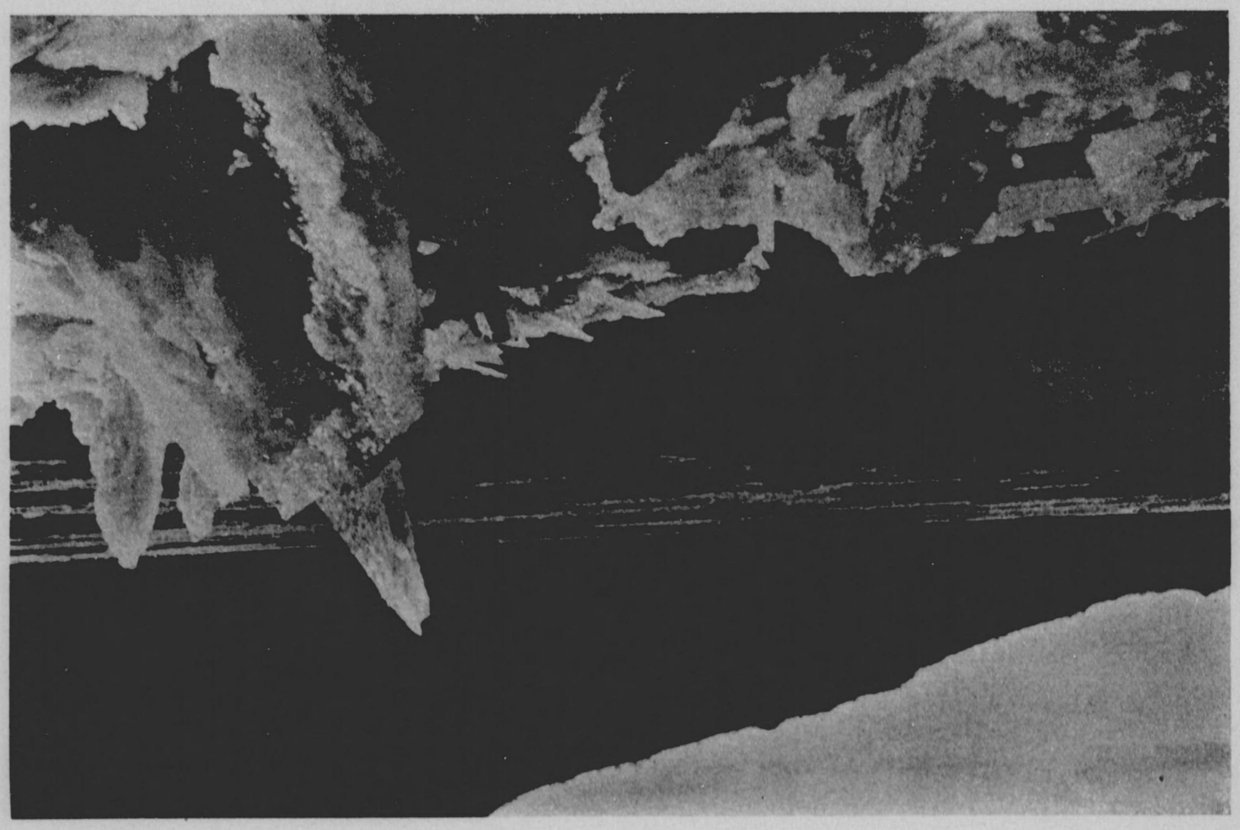

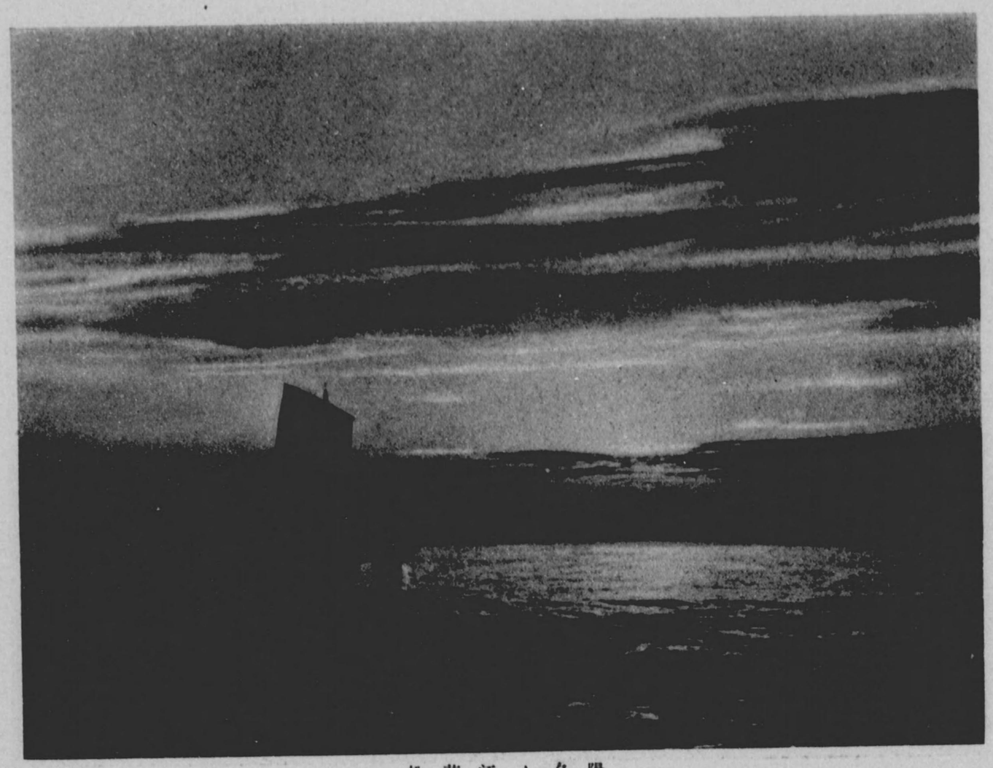

松花江ノ夕陽

滿洲の風物

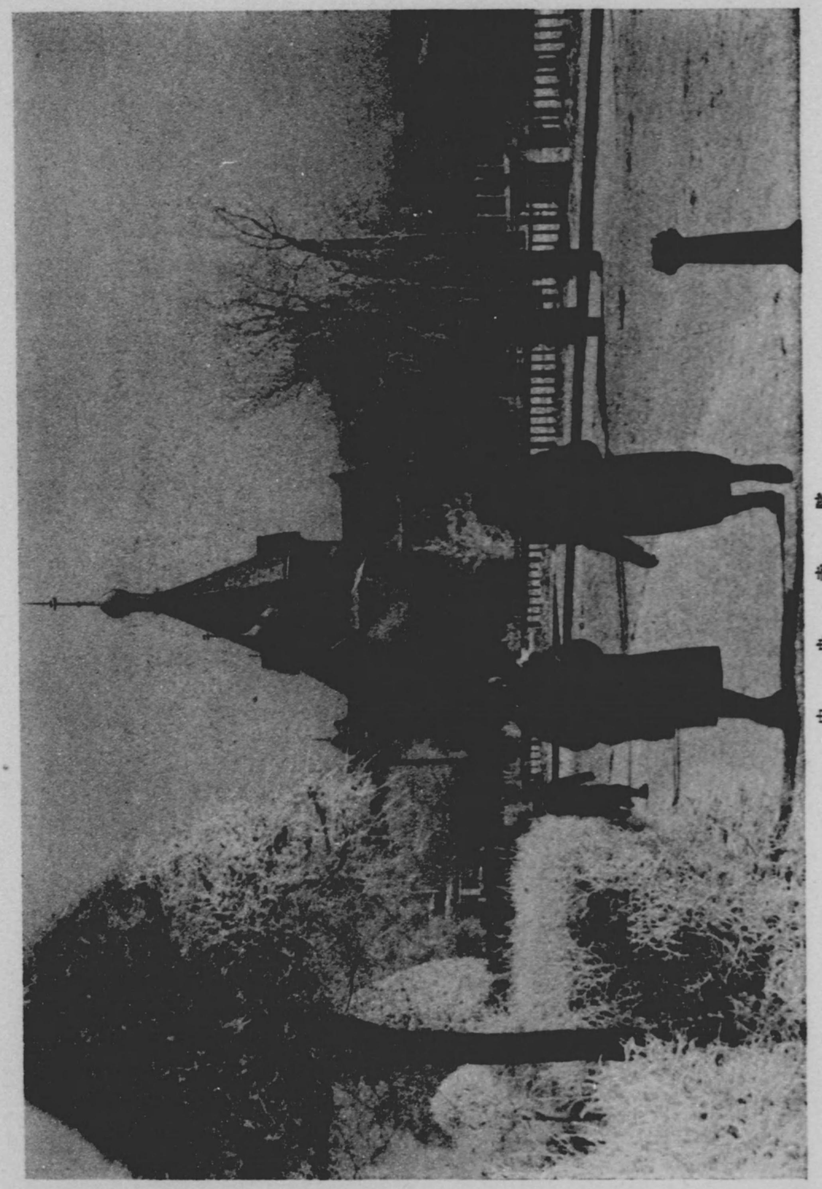

中央寺

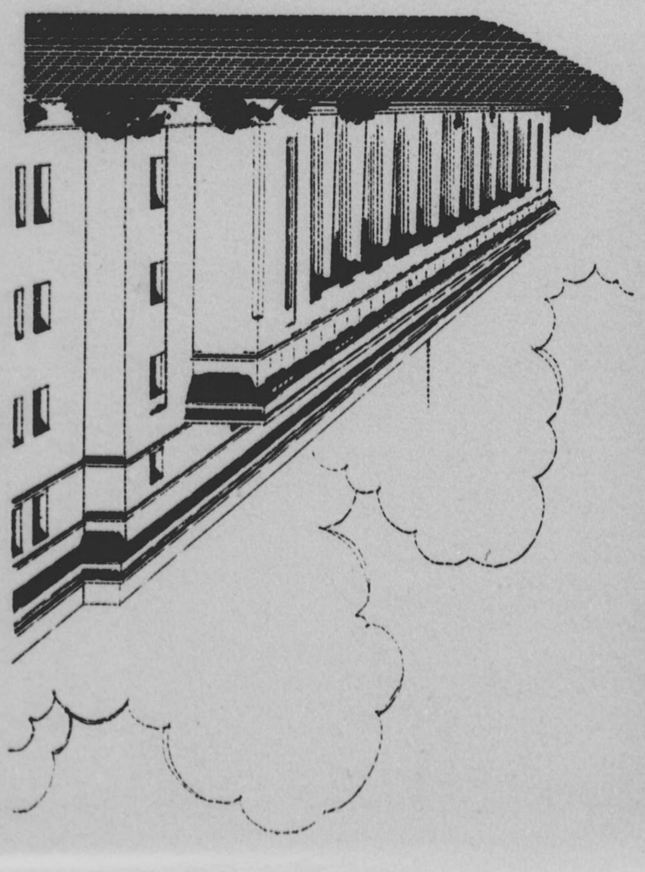

圖 樣 ノ 朝

冬ノ新京

奉天中央廣場

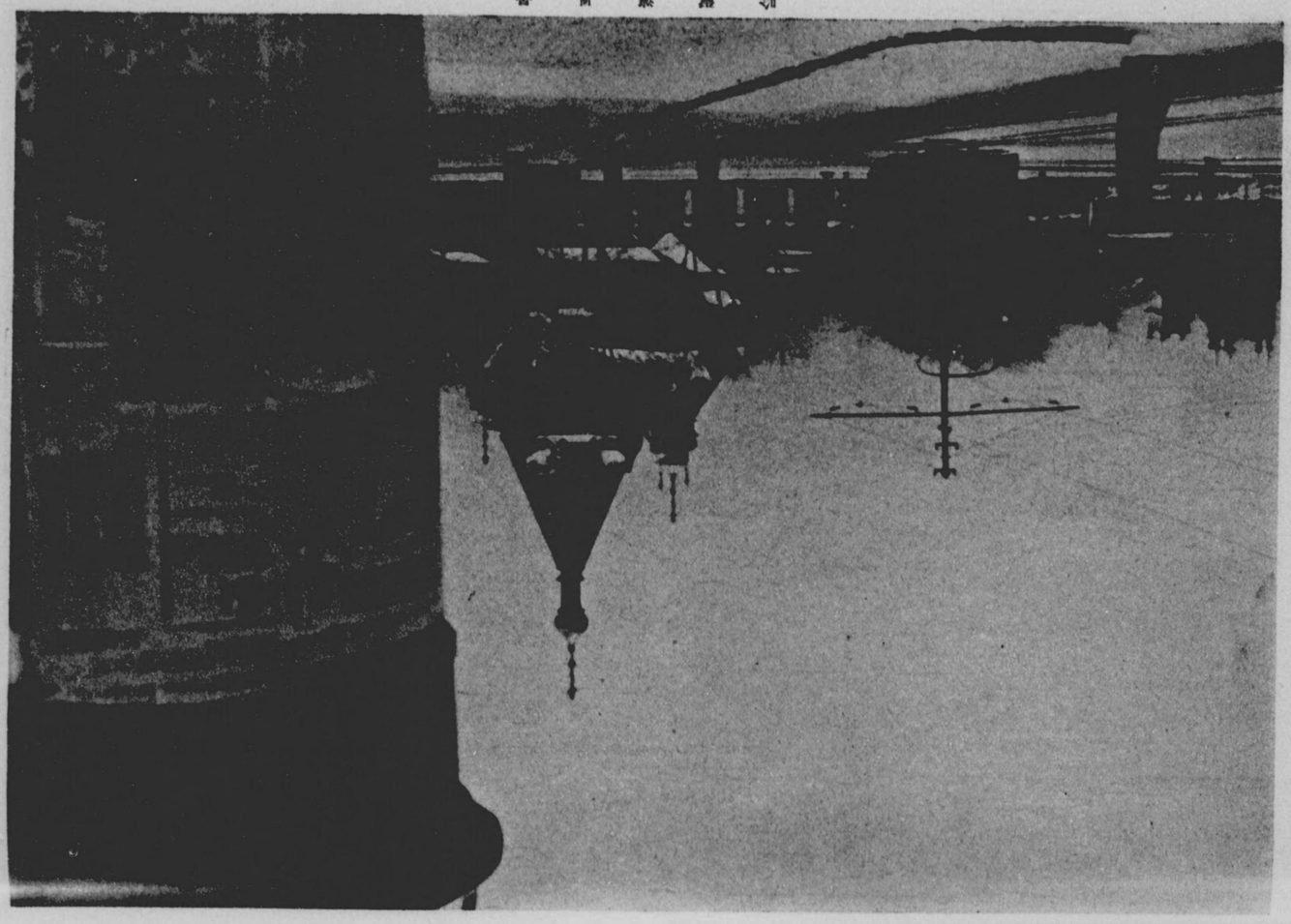

合議廣場

北陵

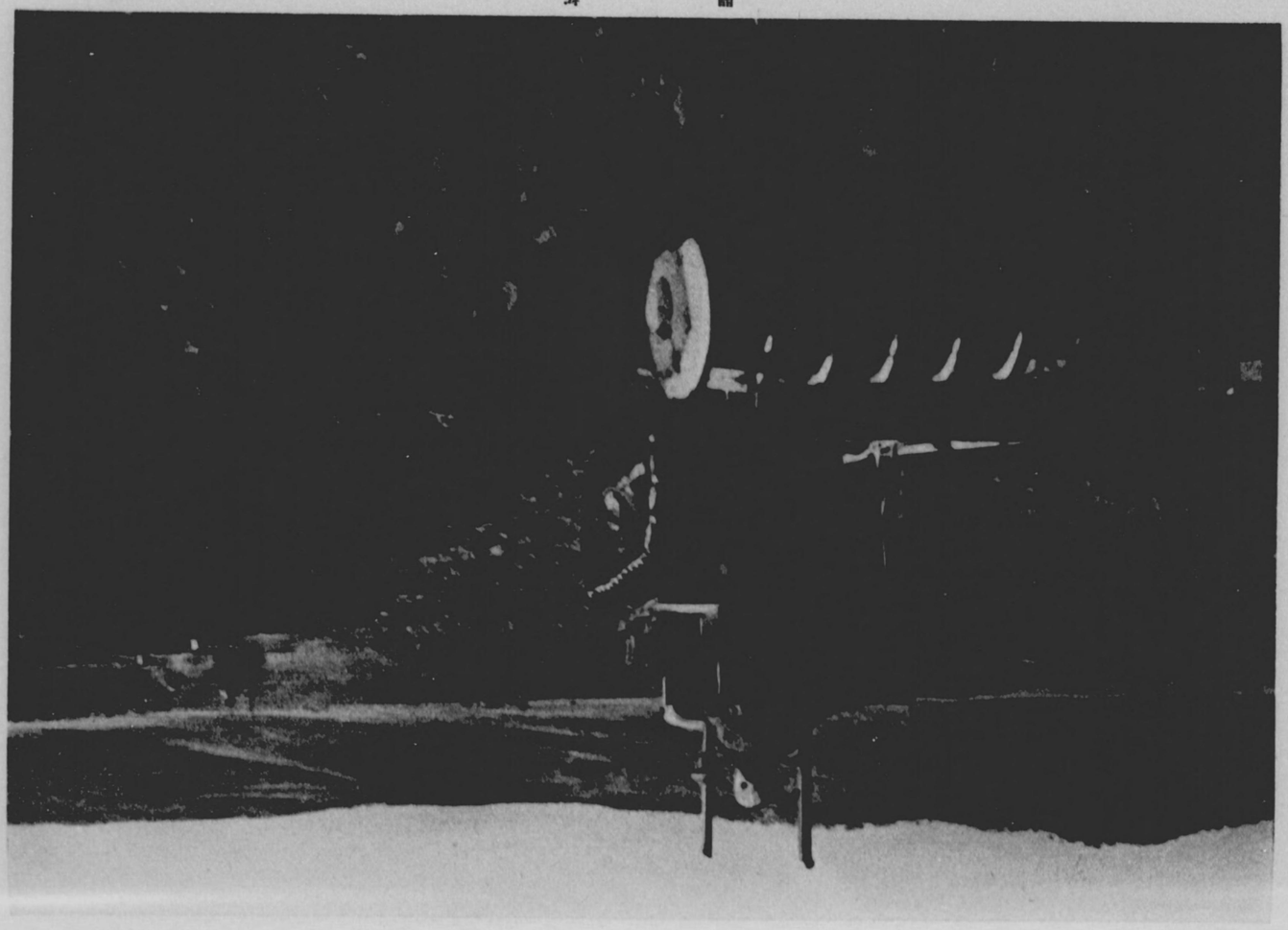

熱河喇嘛寺

圖 泰 村

掘 天 露

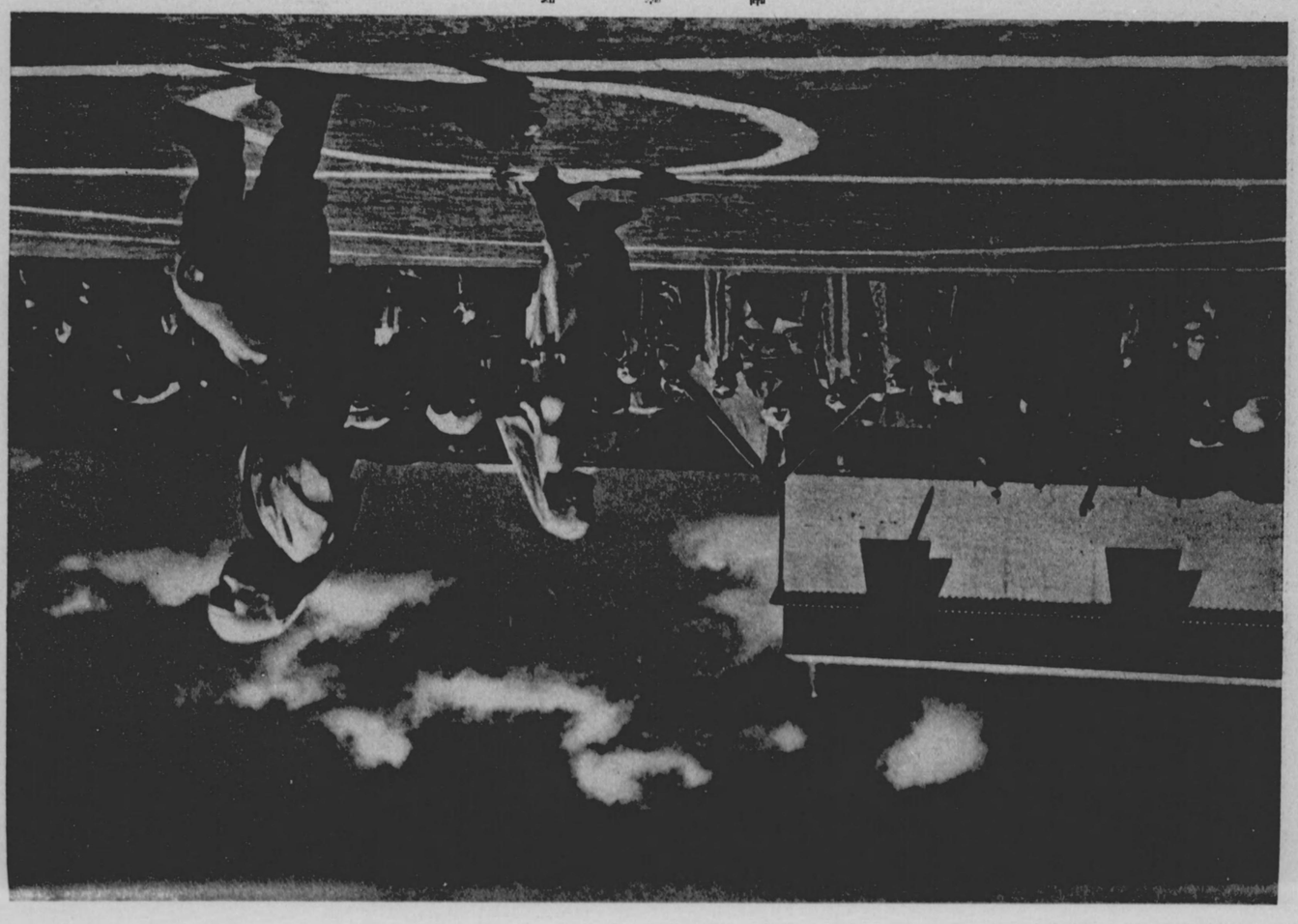

大豆ノ堆積

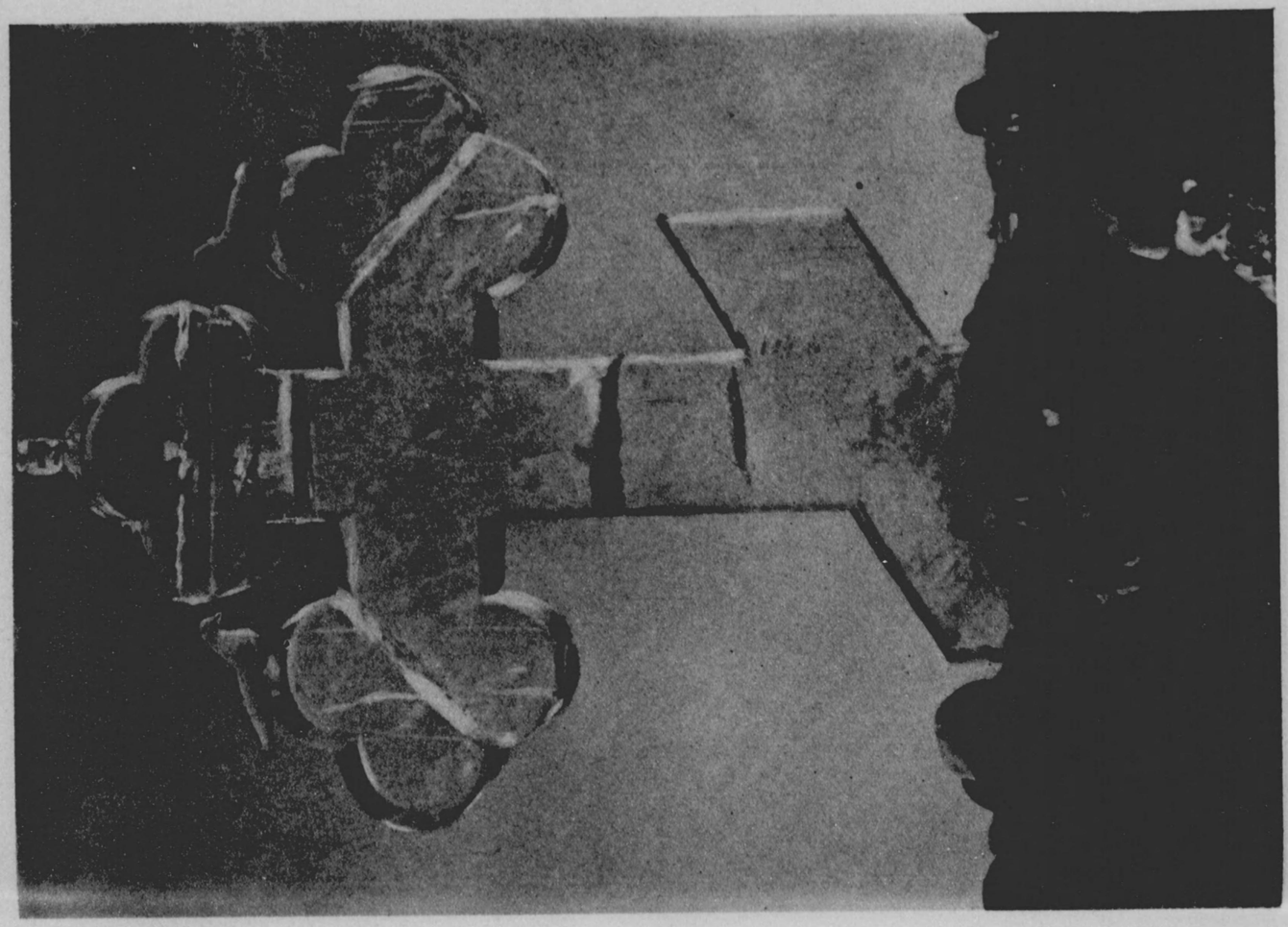

水上洗禮祭

鏡　　泊　　湖

鐵嶺ノ風光

附

錄

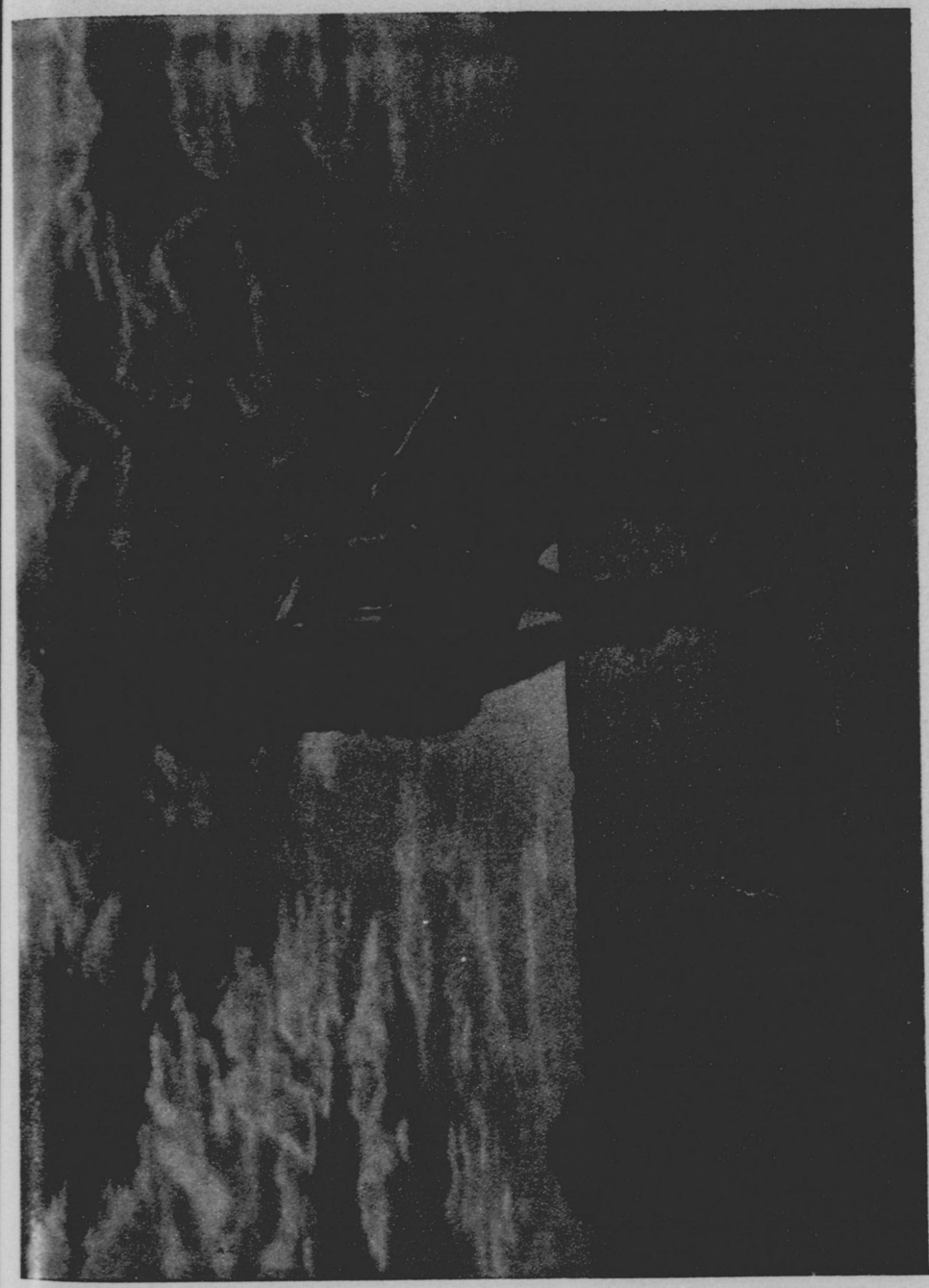

古風衆

一、滿洲中央銀行年誌

滿洲中央銀行年誌

大同元年

三月十五日　第一回滿洲中央銀行創立準備委員會を新京被服廠に於て開催す

三月十八日　五十嵐保司以下十名創立委員に任命され、五十嵐保司氏委員長となる

五月三日　東京駐在員事務所を開設す

六月十一日　滿洲中央銀行法、貨幣法、滿洲中央銀行組織辦法公布さる

六月十四日　榮厚氏以下五名創立委員に追加任命さる

新京靚町三丁目十番地に於て滿洲中央銀行創立總會を開催す

六月十五日　滿洲中央銀行定款財政部より認可さる

第一回株式引受を了し設立認可さる

榮厚氏總裁に、山成喬六氏副總裁に、鷲尾磯一、吳恩培、武安福男、劉鴻基、五十嵐保司、劉世忠の六氏理事に、關潮洗氏監事に任命され、同日總裁と創立委員長との事務引繼を了す

六月二十七日　敎令第三十八號を以て舊貨幣整理辦法公布さる

七月一日　東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號、邊業銀行を合併繼承す

執政の御臨場を仰ぎ開幕式典を擧行す

七月二日　滿洲中央銀行監理官章程公布施行さる

九月十日　五角紙幣を發行す

十月十八日　職制竝に事務分掌規程等內規を制定す

十一月一日　拾圓紙幣を發行す

十一月三十日　吉林業字、吉林奉字兩支行を閉鎖す

十二月一日　河南街派出所を開設す

十二月六日　山海關奉字支行を開設す

十二月九日　雙城奉字、呼蘭奉字兩支行を閉鎖す

十二月十五日　延吉奉字支行を閉鎖す

十二月十六日　雙城業字、綏化業字兩支行を閉鎖す

十二月二十日　壹圓紙幣を發行す

十二月二十二日　本行內に中央實業局を設置、各附業の管理に當らしむ

十二月二十三日　綏化奉字支行を閉鎖す

十二月二十五日　哈爾濱吉字、哈爾濱江字、哈爾濱業字各支行を閉鎖す

十二月二十八日　安達業字支行を閉鎖す

十二月二十九日　大連業字支行を閉鎖す

十二月三十一日　黑龍江省業字、瀋陽江字兩支行を閉鎖す

大同二年

一月四日　開通清理處開店す

一月二十日　哈爾濱奉字支行を閉鎖、哈爾濱分行及び哈爾濱道裡支行を開設す

一月三十一日　安東業字支行を閉鎖す

二月十五日　新京吉字、新京業字兩支行を閉鎖す

二月二十三日　滿洲中央銀行繼承資產審定委員會官制公布さる

二月二十五日　營口、開原、公主嶺、遼陽、四平街、撫順各業字支行を

閉鎖す

二月二十七日　松浦江字支行を閉鎖す
二月二十八日　第一期通常株主總會を開催す
三月二日　黑河支行を開設す
三月十日　朝陽辦事處を開設す
三月十一日　大連奉字、大連吉字、大連江字各支行を閉鎖、大連支行を開設す
三月十四日　承德辦事處を開設す
三月二十日　奉天造幣廠を開設す
三月二十五日　赤峰辦事處を開設す
四月一日　安達奉字支行を閉鎖す
四月二日　平泉辦事處を開設す
四月三日　札蘭屯支行を開設す
四月十日　百圓紙幣を發行す
四月十五日　第一滙兌所、公濟平市鐵號及び奉天葉字總、山城鎭葉字各支行を閉鎖す、第二滙兌所を奉天小西關支行と、瀋陽奉字支行を奉天千代田通支行、呼倫江字支行を海拉爾支行と改稱、其他清原奉字支行以下七十七支行を「滿洲中央銀行○○支行」と改稱す、奉天大南門支行を開設す
五月一日　北鎭辦事處を開設す
行員身元保證金內規制定す
五月四日　奉天分行與城清理處を與城辦事處と改稱し、鐵山及び彰武辦事處を開設す
五月六日　開通清理處を開通辦事處と改稱す
五月八日　義縣辦事處を開設す

五月十二日　法庫辦事處を開設す
五月十五日　臺安、錦西辦事處を開設す
五月十八日　鞍中辦事處を開設す
五月二十日　壹角及び五分白銅貨を發行す
黑河奉字支行を閉鎖す
六月一日　五圓紙幣を發行す
六月七日　通河口江字支行を閉鎖す
六月三十日　大興公司設立され中央實業局を閉鎖す
七月一日　雙分及び五厘青銅貨を發行す
八月一日　綏濱江字支行を閉鎖す
八月二十日　第二期通常株主總會を開催す
八月三十日　河南街派出所を吉林河南街支行に、承德、平泉、凌源、赤峰、朝陽、與城各辦事處支行に昇格す
九月一日　龍井村辦事處を開設す
十月一日　圖場辦事處を開設す
十月二十一日　鞍中、義縣、北鎭及び法庫辦事處支行に昇格す
十二月十一日　鐵江辦事處、新立屯支行を開設す
十二月十五日

大同三年

一月四日　南廣場支行及び開魯辦事處を開設す
一月三十日　圖們辦事處を開設す
二月二十二日　第三期通常株主總會を開催す

康德元年

四月一日　朝陽鎭辦事處を開設す
四月十五日　一面坡支行を開設す
四月二十二日　大同廣場總行建築に着手す
五月十日　雙山辦事處を開設す
五月二十一日　書紙幣引換期間を本年七月以降一箇年間延長財政部佈告を以て公布さる
六月三十日　奉天大南門支行を閉鎖す
七月一日　明水、蘭西兩辦事處を開設す
八月十五日　牡丹江辦事處を開設す
八月三十日　第四期通常株主總會を開催す
九月十五日　拉哈辦事處を開設す
十一月一日　灣都子、林西兩辦事處を開設す
十一月五日　北安鎭辦事處を開設す
十一月十五日　下九臺辦事處を開設す
十二月七日　常務監事(關潤洗氏)選任の件財政部大臣より認可さる
十二月十七日　鉢河辦事處を開設す

康德二年

一月十四日　承德支行多倫出差員事務所を開設す
二月二十六日　上海駐在員事務所を開設す
二月二十八日　第五期通常株主總會を開催す
四月一日　北票辦事處を開設す
五月一日　東京駐在員事務所を東京辦事處と改稱す
五月三十日　臨時株主總會を開催、阪谷希一氏監事に就任す
六月十五日　臨時株主總會を開催、任期滿了の關監事再選、監事の推薦に依り阪谷監事常務監事となり財政部大臣の認可を受く
七月一日　大同大街支行を開設、下九臺辦事處を九臺辦事處と改稱す
七月十九日　臨時株主總會を開催、丁士源氏監事に就任す
八月二十八日　第六期通常株主總會を開催す
九月二日　王爺廟辦事處を開設す
十月二十一日　三岔河辦事處を開設す
十月三十一日　興隆鎭支行を閉鎖す
十一月一日　新五角紙幣を發行す
十一月十一日　開通、朝陽鎭、牡丹江、圖們、北安鎭の五辦事處支行に昇格す
十一月二十六日　興仁大路辦事處營業を開始す
十一月三十日　爲替管理法公布さる
十二月六日　本行對鮮銀間の業務協定正式調印さる
十二月九日　哈爾濱道裡支行を道外支行と改稱す
十二月十六日　吉林河南街支行を東關支行と改稱す

康德三年

一月一日　興仁大路辦事處支行に昇格す
二月十七日　發北出差員事務所を開設す
二月二十八日　第七期通常株主總會を開催す
三月一日　承德支行多倫出差員事務所を多倫出差員事務所と改稱す
四月十日　勃利辦事處を開設す
五月一日　東寧辦事處を開設す

五月二十八日　大同廣場總行新築場に於て定礎式を擧行す
六月二日　大石橋及び阜新辦事處を開設す
六月六日　滿獨通商協定に基く本行對横濱正金銀行の契約調印さる
六月九日　總裁榮厚、副總裁山成喬六兩氏辭任、田中鐵三郎氏總裁に任命さる
六月十五日　理事鷲尾磯一、吳恩培、武安福男、劉橘棻、五十嵐保司、劉世忠六氏任期滿了退任、同日の臨時株主總會に於て大澤菊太郎、西岡實太、孫耀宗、王富春の四氏理事に選擧さる
六月十六日　蔡運升氏副總裁に任命さる
六月十九日　新舊重役事務引繼終了す
七月一日　九臺、蛟河、明水、嫩江、蘭西、圍場、北票、溝幇子、黑山、三岔河、彰武、錦西、盤山、龍井村、開魯、王爺廟の十六辦事處支行に昇格す
七月十七日　德化出差員事務所を開設す
七月二十日　雙陽辦事處を開設す
八月二十六日　御來京中の竹田宮殿下に新舊紙幣見本帖竝に各種資料を獻上す
八月二十七日　第八期通常株主總會を開催す
九月二日　伯林に駐在員を派遣す
十月一日　横濱正金銀行發行鈔票は發行竝に流通を禁止さる
十月五日　常務監事阪谷希一氏辭任す
十月二十三日　新總行建築物の上棟式を擧行す
十一月九日　林口辦事處を開設す
十二月一日　臨時株主總會を開催、海上浩、高木鋏二兩氏理事に選擧さる
十二月十日　勃利辦事處支行に昇格す
十二月二十八日　日本國庫金取扱の爲め日本銀行との間に代理店契約を締結す
十二月二十九日　朝鮮銀行との間に鮮銀引揚げに關する契約締結す

康德四年

一月一日　龍井村支行を龍井支行と改稱す
二月五日　臨時株主總會を開催し定款改正の件を決議、財政部大臣より認可さる
二月二十七日　第九期通常株主總會を開催す
五月七日　職制、事務分掌規程改正す
五月十日　職制、事務分掌規程に據り課の廢合を實施す
五月十三日　產金買上法及び產金買上法施行規則公布さる
六月十日　雙山、大石橋、雙陽、拉哈、東寧、阜新、林口、林西、張北、德化各辦事處支行に昇格す
六月十四日　職員の分限、懲戒及び表彰に關する規程竝に職員服務規程を制定す
六月十五日　臺安辦事處支行に昇格す
七月一日　職員給與規程を制定す
七月二十六日　富錦支行實濟辦事處を開設す
七月二十七日　臨時株主總會を開催、定款改正竝に東京辦事處昇格の件を決議す
八月九日　黑河支行孫吳辦事處を開設す
八月十日　開原城內支行を開原城支行と、奉天小西關支行を小西關支行、奉天千代田通支行を千代田支行と改稱す
八月二十七日　第十期通常株主總會を開催す
九月六日　朝陽鎭支行撫松辦事處及び張北支行張家口辦事處を開設す
十月一日　東京辦事處支店に昇格す
十月八日　爲替管理法に基く命令の件(經濟部令)公布さる

康德五年

二月二十六日　第十一期通常株主總會を開催す
三月二日　職制の一部を變更、建築事務所を廢し資金課及び營繕課を新設す
三月十八日　理事西岡實太氏辭任す
四月八日　副總裁蔡運升氏外務局長官に榮進の爲め辭任さる
四月十九日　監事閻潮洗氏副總裁に任命さる
五月二十八日　臨時株主總會を開催、定款改正の件を決議す
五月三十一日　多倫出差員事務所及び張北、德化兩支行を閉鎖す
六月一日　張北支行張家口辦事處を支行に昇格す
七月一日　本溪支行を本溪湖支行、昌圖支行を昌圖城支行、遼源支行を鄭家屯支行、洮安支行を白城子支行、寧安支行を寧安支行、錦縣支行を錦州支行、義縣支行を義州支行、錦西支行を連山支行、札蘭屯支行を扎蘭屯支行と改稱す
七月十五日　臨時株主總會を開催、定款改正竝に重役選任、支行開廢の件を決議す
阿部晉氏理事に、鄭廷侯氏監事に選任、監事丁士源氏任期滿了の處重任す
七月二十八日　雇傭員規程を制定す
八月六日　總行新行舍落成式を擧行す
八月十日　本行內に臨時爲替局を設置、田中總裁局長に就任す
八月十四日　南廣場、大同大街、興仁大路各支行を閉鎖す
八月十五日　新京北大街支行營業を開始す
八月二十三日　牡丹江支行小綏芬辦事處を開設す
八月二十七日　第十二期通常株主總會を開催す
九月一日　天津支行及び北京辦事處を開設す
九月十六日　臨時資金統制法及び臨時資金統制法施行規則公布さる
九月二十九日　閑院宮春仁王殿下總行に台臨の榮を賜ふ
十一月二十一日　牡丹江支行小綏芬辦事處を牡丹江支行綏陽辦事處と改稱す
十二月三十一日　小西關支行を閉鎖す

康德六年

二月十七日　第十三期通常株主總會を開催す
三月十六日　計算規程を制定す
三月二十日　旅費規程を制定す
四月二十八日　臨時株主總會を開催、定款改正の件を決議す
四月三十日　開原城支行を閉鎖す
五月二十日　國債法公布さる
八月十一日　第十四期通常株主總會を開催す
九月一日　賓縣支行を賓州支行、泰安鎭支行を泰安支行、豐樂鎭支行を豐樂支行、連山支行を錦西支行、北安鎭支行を北安支行と改稱す
十月二十日　造幣廠規程及び造幣廠事務分掌規程を制定す

十月三十日　竹田宮恒德王殿下總行に台臨の榮を賜ふ
十一月二十六日　密山支行を東安支行と改稱す
十二月一日　產金補助金及び產金奬勵金交付規則(經濟部令)公布さる
十二月二十日　臨時株主總會を開催し定款改正の件を決議す
十二月二十八日　貯金部法、貯金部法施行令及び貯金部規則公布さる

康德七年

一月一日　東安支行虎林辦事處を開設す
家族手當支給規程及び職員義務貯金規程制定實施す
貯金部法に據り本行內に貯金部を新設す
二月一日　興農鎭支行を興農支行と、甜草崗支行を滿溝支行と改稱す
二月三日　國務院囑託色部眞氏本行特別監事に任命さる
二月十四日　第十五期通常株主總會を開催す
五月三日　總裁田中鐵三郎氏辭任、副總裁關潮洗氏總裁に、理事大澤菊太郎氏副總裁に任命さる
六月十一日　高松宮宣仁親王殿下總行に台臨の榮を賜ふ
六月十五日　理事長鍾崇、王富春兩氏任期滿了辭任す
七月五日　王德恩、何治安兩氏理事に任命さる
八月十三日　第十六期通常株主總會を開催す
十月一日　滿溝支行を肇東支行と改稱す
十一月一日　滿洲中央銀行納付金法公布さる
十一月三十日　臨時株主總會を開催、定款の一部改正竝に役員改選の件を決議す
千代田支行を閉鎖す
十二月一日　理事海上浩、高本錬二兩氏辭任、笠井圓藏、鈴木謙則兩氏理事に任命さる
瀋陽支行を開設す
十二月二十一日　臨時株主總會を開催し支行廢止の件を決議す
十二月二十四日　監事丁士源、鄒廷侯兩氏重任す
十二月三十一日　豐榮、雙山、梨樹鎭の三支行を閉鎖す

康德八年

一月一日　貨幣銷却規程及び同施行細則を制定す
牡丹江支行穆稜辦事處を開設す
二月十四日　第十七期通常株主總會を開催す
三月七日　臨時株主總會を開催し定款の一部改正の件を決議す
三月十日　北京辦事處北京支行に昇格す
七月十五日　理事阿部晉氏任期滿了の處重任す
四平街支行を四平支行と改稱す
八月一日　上海駐在員事務所を支店に昇格す
八月十五日　第十八期通常株主總會を開催す
九月三日　東安支行雞寧辦事處を開設す
十月三十一日　雙陽支行を閉鎖す
十一月一日　大阪駐在員事務所を開設す
十一月四日　山神府派遣員事務所を開設す

二、各期株主總會に於ける總裁演說要旨

第一期株主總會に於ける業總裁演說要旨

（大同二年二月二十八日）

我が滿洲國は、未だ建國匆々の際にあつて百事創設の域を脫せず、從つて世界的經濟の大勢に支配せらるゝ所比較的少なく、寧ろ經濟機構の建設、國內的經濟の整備に終始したのである。此の間歐米諸國に於ては、歐洲大戰後遺癥猶ほ癒えず、歐羅巴諸國は勿論、米國に於てすら戰債問題の解決困難と未曾有の財政難とに依り、未だ世界は好轉せりと稱し能はざるの狀態にある。外誌の報ずる所に依れば、世界四十八箇國の昨年上半期貿易總額は、前年同期に比し三四%の減少を示し、之を一九二九年に比すれば實に六〇%の減少を示して居るとの事である。更に昨年下半期に於ても、英米佛等何れも十一月迄は何等好轉の兆を示して居らない。而して物價指數に就て之を見るも、英國は八九月に、佛國は七月に、米國は八月に於て僅かの反撥を示して居るが、十月には再び轉落して低落に向つて居る。又貨幣制度の點より之を見るも、米佛外二三を除く外は著しき金の偏在に惱まされて、何れも金本位制を離脫して居り、未だ復歸の曙光だに認むるを得ぬのである。更に最も我國と密接なる關係を有する善隣日本に於ても、世界的財界不況の影響を受け、產業貿易の不振財政の膨脹、爲替の低落等に依り、相當經濟的苦難に遭遇して居る。唯日本の歐米諸國と異なる點は、爲替の低落の割合に物價の騰貴を招來せざりし爲め輸出の激增を見るに至りたること、及び世界の大勢に反して物價上騰の傾向にあること等であつて、將來物價と購買力とが併行し、通貨及び公開市場政策が好結果を齎らすに於ては、漸次好轉するものと見るべきであらうと信ずる。以上の如き經濟困難時代に於て、善隣日本の財界の同情に依り、滿洲國は建國當初に於て又建國公債蒐集に際して多大の援助を受け、之に依りて無制の其礎を確立せしむるを得、且つ財政を鞏固ならしむるを得たる事は、國民と共に深く感謝する所である。翻つて滿洲國の經濟金融狀況に就て觀るに、一九三二年の貿易額は、海關兩にて輸出合計三億六千三百三十餘萬兩、輸入合計二億八百九十萬餘兩にて、約一億五千五百萬兩の輸出超過を示して居る。輸出入合計六億七千二百二十餘萬兩にて、前年に比すれば輸出に於て九千四百十餘萬兩減少、輸入に於て二百五十餘萬兩の增加を示し、輸出入總額に於て九千二百十餘萬兩の減少を來して居るが之は事變關係に依るものと思はれる。次に產業狀態に就て見るに、初夏以來天候順調にして、作物良好を傳へられ居りしが、八月以來降雨相續きたる爲に農作物に影響する所尠からず、殊に北滿地方に於ては未曾有の洪水にて其の被害も相當多大であり、又作付時期以來引續き匪賊の爲め耕作困難の地方もあり、旁〻農產物は多少の減收を免れない狀態である。併し乍ら水害地は復興を急ぎ救濟し、匪賊も大體に於て一掃せらるゝに至れば、今後治安維持と金融の疏通とに依り、漸次產業は復興せらるることと確信するのである。

次に本行開業後の經過に就て見るに、本行は滿洲中央銀行法に據り六月十五日に設立せられ、七月一日に開業し、開業と同時に從來の四大發券銀行たる

東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及び邊業銀行の四行號を合併し、其の資產負債の全部を繼承し業務を開始したのである。而して本行の使命として重且つ急を要するものは、幣制を統一し通貨を安定せしむる事、中央銀行としての機能を發すると同時に一般銀行業務に從事し且つ拓殖的金融に任ずる事である。滿洲國三千萬の民衆は、舊軍閥時代に於ける官憲の暴政搾取と極度に紊亂せる幣制及び通貨の暴落とに因り、疲弊困憊其の極に達して居たのである。故に政府當局に於ても、滿洲中央銀行の開設を一日も早からしめ、以て國民を此の塗炭の苦しみより救はんとしたのである。本行は開業と同時に舊行號の紙幣を引繼ぎ財政部佈告の公定比率に依り十五種類の舊紙幣を整理し、之を國幣に換算せる引繼高は一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓である。本行は貨幣法の定むる所に據り國幣の發行を爲し、漸次舊紙幣の引換を行ひ開業後二箇年間に其の引換を了する豫定を以て既に舊紙幣五千萬圓を回收して居る。又補助貨の整理に關しては、從來の雜然たる各種小額通貨を整理する爲め新補助貨鑄造の準備を急いで居る。通貨の安定に就ては發行の調節、準備の充實及び活用に意を用ひ、公定比率の周知徹底に努力したる結果、何等の故障なく國幣の普及を見、洗通極めて圓滑にして、全く通貨の安定を見るに至れるは邦家の爲め誠に慶賀に堪へない所である。

國幣の發行及び準備に就て概略を述ぶれば、開業當初の引繼發行高一億四千二百二十三萬三千九百七十圓一角七分を最低とし、更に漸增して年末一億五千一百八十六萬五千三百九十五圓八角七分を以て越年し、之に對する正貨準備高は最高八千五百三十八萬九千四百七圓四角七分最低六千三百六十三萬一千二百九十一圓四角六分にして、常に五割九分乃至五割二分を保ち法定準備率三割の約倍額を保有するの好成績を示して居る。而して正貨準備以外の發額は全部法定の保證準備を保有して居る。本行開業以來十月中旬に至る迄發行高の漸減せるは、滿洲國經濟狀態の自然の歸趨であつて、滿洲國に於ては特產物の出廻期卽ち冬期に於て資金需要多く、之に反して夏期は閑散期なるが故に、發行高も亦之に隨伴するに外ならぬのである。

本行は通貨の整理統一を爲すと共に其の安定に努力し、更に重要物產たる特產物に對する低利の金融に任じ地方經濟の救濟資金の供給を爲し、以て經濟產業の振興に資せんとして居る。又從來滿洲に於ける金利は非常に高率であり、其の上各地方の爲替取引は通貨不統一の爲め、國內に於ても各地間恰も外國爲替の如き觀を呈し、爲替料の如きも著しく高率にして金融の疏通を缺くこと甚大なりしが、本行開業後は統一せられたる通貨の下に、爲替料を低減し金利の引下げを行ひ、以て國內金融の疏通、產業の發達に儘へて居る。尙ほ外國に對しても天津、北平、上海、日本各地との爲替取引を開始し、外國取引に對しても不便なきを期して居る。此の外本行は國庫事務取扱に任じ、建國公債の取扱の事務を辦理する等國家財政に對して應分の努力を爲して居る。

本行當期營業の成績に關しては、未だ開業匆々の際にて特に見るべきものなしと雖も、預金貸出爲替共に極めて順調に進展し、舊行號の引繼資產の精査も完了し、支行併合統制に就ても着々準備を進めつゝあるから、來期に於ては其の實現を見る豫定である。尙ほ附屬業務に對しては、中央實業局を特設し舊行號より引繼ぎたる附業の管理運營に當らしめ、堅實を旨とし引繼の本旨に悖らざる樣努め、其の分離獨立に必要なる準備を進めてゐる。

本行が創業匆々多事多難なるに拘らず其の基礎を安固ならしむるを得、且つ望外の好成績を擧げ得たるは、一に政府當局の指導宜しきを得たると、善隣日本官民各位の厚き同情とに因るものにして、玆に謹で感謝の意を表する次第である。

第二期株主總會に於ける榮總裁演說要旨

（大同二年八月三十日）

本年上半期に於ける世界經濟界の大勢は各國共に不況打開の對策を講じたるに拘らず、米國金融恐慌竝びに金本位停止に依り其の波動を一層大ならしめ國際協調を目的として開催せられたる倫敦經濟會議も決裂に了り何等成果を得ず、世界を擧げて不安の感を一層深からしめ、其の結果各國の關稅戰、爲替管理等を激甚ならしめ國際經濟政策上に一大變化を見るに至つた。彼の米國に於けるインフレーション政策の如きは注目に値する所である。其の間我國と最も密接の關係にある日本經濟界は、大勢上世界の趨勢と其の軌を一にすと雖も、機宜の政策に依り產業貿易共に好轉を示して居ること は我財界に取りても喜ばしき現象と云はねばならぬ。

我が滿洲國經濟金融狀況を見るに本年に入り北滿地方の兵匪漸く平定を見、續いて熱河省鎭定、北支停戰のことあり、國內全く治安の回復を見ると共に諸事業漸く活氣を呈し新京の國都建設事業の進捗、率天に於ける工業地としての諸計畫、各省主要道路の開鑿及び鐵道工事の進行等今や國內一齊に新興の氣運澎湃として漲つて居る有樣である。

本年上半期中に於ける我國の貿易情況は輸出額國幣二億四千百九十七萬二千餘圓を算し、輸入額二億三千三百四十七萬一千餘圓を算し、輸出超過額八百五十萬一千餘圓を示した。而して之を前年の其と對比するに（前年度は建國匆忙の際とて未だ月別統計を得る能はざるを以て、前一箇年間の輸出額三億八千三百餘萬海關兩、輸入額二億一千六百餘萬海關兩より前年上半期間に於ける輸出入額を推算比較す）輸出に於ては多少の增加を示せるに過ぎざるも、輸入に於ては少くとも一億圓內外の增加を示した。而して斯くの如き輸入の激增は北滿に於ける水害の結果食料品の輸入增加したることも其の一因たるを失はざるも、新興滿洲國の新たなる物資の需要に基因する所大なるは勿論である。

更に其の內容に就て之を見るに、輸出品に於ては大豆を大宗として九千五百餘萬圓、豆油一千百二十餘萬圓之に次ぎ、輸入品に於ては小麥粉の三千五百八十餘萬圓、石炭二千四百餘萬圓、豆油一千百砂糖、煙草等の輸入亦相當多額に達して居る。

而して產業方面に於ける主要產業たる各種農產物の現況は、昨年水害及び匪害の爲め作付不可能の所ありて幾分減收を免れざるにも拘らず、全體に於ては本行奉耕資金の普及及び天候の順調等の爲め前年に比し二割內外の收穫增加を豫想されて居る。

次に金融方面に於て貨幣の流通狀況に就て見るに、特產物出廻最盛期節たる一月は紙幣發行高最高を示し一億五千五百三十六萬三千四百六十一圓に達したるも、爾後特產時期の經過に伴ひ漸減し、六月末に於ては本期中の最低たる一億一千二百二十六萬三千五百十九圓に減少した。而して本期中の平均發行高は一億三千五百九十萬五千圓にして、前期の一億三千六十一萬一千圓に比すれば約五百三十萬圓の增加を示して居る。是れ主として特產物出廻りの關係に依る。又紙幣に對する正貨準備の率は本期間發行高に對し五割七分三厘乃至六割九分にして、殆ど常に六割以上の正貨準備を保有して居る。

本期中新たに發行せる紙幣は百圓及び五圓券の二種にして、豫て準備を急ぎつゝありし銀貨亦五月二十日より一角及び五分の白銅貨を發行するに至り、一分及び五釐の靑銅貨も八月一日より發行のことに用意を完了せるを以て、玆に各種通貨の陣容は全く整ふこととなつたのである。

次に濟紙幣の回收は昨年開業以來六月末迄の回收高國幣八千五百五十一萬四千圓に對し六割餘に相當する。更に之を濟紙幣の各種類別に見れば吉林大洋票の八割二分を最高とし、奉票の七割七分之に亞ぎ、最も回收率の低きは哈大洋票の三割にして其他は何れも六割內外の好成績を示して居る。尙ほ此の間に於て北滿黑河地方に於ては馬占山の發行せる私票あり、熱河省には熱河興業銀行の發行に係る熱河票の流通せるものありて其の整理引揚を必要としたるを以て、馬大洋票は同票四圓に對し國幣一圓、又熱河票は五十圓對一圓の比率を以て全部回收し商民の之に依る被害を救濟したのである。

物價の變動に就て見るに、新京にに於ける國幣建物價指數は昨年七月を基準として之を一〇〇とすれば、本年六月の指數は一〇一・五にして卽ち一分五厘の騰貴を示せるに過ぎず、之を以て觀るも如何に國幣建物價が安定せるかを想見し得べきである。

金利に關しては各地に於ける金利の統一と其の低下に努め、從來著しく高金利なりしものを本行開業以來財界の事情を斟酌し漸次引下げを爲し、大體に於て產業の振興を阻碍することなき程度に改め來れるも、尙ほ一般低金利の傾向に進み且つ產業の發展に支障なきを期する爲め更に七月より引下げ實施のことに決定し本期末に之を發表した譯である。

次に本期中に於ける本行業務の經過及び其の成績に就て見るに、今春熙河の討伐戰あるや本行に於ても軍の行動に隨伴し直ちに熱河省內の經濟工作に從事し、萬難を排して承德、朝陽、平泉、赤峰、凌源の五箇所に店舖を開設し、國幣の普及に努め克く目的を貫徹するを得、玆に滿洲國全版圖に亘り國幣の普及を見るに至り、各地何れも流通圓滑にして貨幣價値亦安定し、通貨の統一、幣制の確立も完全に其の目的を達成し得べき確信を得るに至つたのである。

本期中の營業の概況を見るに預金に於ては前期末殘高五千萬圓に過ぎざりしが、本期末殘高は政府預金其他を含め四千七百萬圓を增加し九千七百萬圓を

算するに至つた。由來滿洲國民衆の間に於ては預金の習慣乏しく極めて貧弱の憾あるを以て、漸次預金の必要を理解せしめ貯蓄精神の涵養に努力しつゝある。貸出に於ては前期末殘高一億二千四百萬圓なりしが、本期末殘高一億九百萬圓に下り一千五百萬圓の減少を見た。是れ主として特產資金の回收に基くものである。又貸出狀況に就ては本行開業匆々にして未だ特に揭ぐべきものなしと雖も、產業の開發、經濟の伸展は一日も忽諸にすべからざるを以て必要に應じ產業資金の放資に努め本期中に於ても特產資金として貸出されたるもの四千萬圓を超え、此の外春耕資金、各地商工貸款等亦相當額に達した。春耕資金は水災匪災等の被害に因り窮乏せる農業經營者に對し農耕に必要なる種子、牲畜、農具、勞力等の諸經費に充當する貸付金であつて、本年六月末迄に約一千萬圓の貸出を爲し其の回收實に六萬餘の多きに及んだのである。之に依つて疲弊せる農民を窮地より救ひ農業に從事するを得せしめたる效果は相當大なるものがあつたと信ずる。次に爲替に於ては本期中國內爲替の受拂額四億五千四百萬圓、口數二十五萬三千口にして前期の二億二千百萬圓、口數十一萬五千口に對し金額に於て八割、口數に於て十二割の增加を示して居る。右は特產物移動季節の關係に依るものあるも、大體に於て治安平定に伴ひ金融の圓滑を加へ銀行利用增進の趨向を現はすものである。產金に關しては政府は新たに六月十四日金輸出禁止法を以て金の輸出を禁止し同時に產金買上法の發布あり、本行は之に基き產金買上を實施することにした。

又本行開業と同時に併合せられたる濟行號よりの引繼資產に對しては、政府に於て任命せられたる鄭國務總理を會長とせる滿洲中央銀行繼承資產審定委員會に於て調査を爲し嚴密なる評價の結果、不足分に對し政府公債三千三百萬圓の交付を受くることとなり本行の基礎は愈〻鞏固を加ふるに至つた。

更に支行の廢合整理に關しては、濟官銀號と同一地に各官銀號共支行を有する場所少からざりしを以て此等は一店に業務を併合し、又從來支行の存在せざる場所にても國庫金の取扱其他各般の事情より見て、支行又は辦事處の設置を必要とする場所には之を新設し、行務の運用に支障なきを期して居る次第である。卽ち前期末に於ける本行營業所の總數は百十八箇所なりしが、本期中に其の內三十一箇所を廢止し新たに二十九箇所を開設したる結果、本期末に於ける總數は百十六箇所となつたのである。

濟官銀號より引繼ぎたる附屬業務は極めて複雜多岐に亘り其の整理及び分離は容易ならざるものありしも、幸に各方面の援助に依り質業、造酒、製油業等は之を大興公司をして引繼がしめ、本行は其の成立を助成し以て庶民金融機關發達の一助となしたのである。尙ほ殘餘の附業に就きては既に成案を得て分離の手續中である。

第三期株主總會に於ける榮總裁演說要旨

（大同三年二月二十二日）

株主總會に於ける總裁演說要旨

大同二年下半期中に於ける我經濟界は建國匆々の後を承け尙ほ未だ建設途上に在るのでありますが、之を前年に比べますれば非常な進歩を示して居ります。卽ち治安の方面に於きましては集團的の大匪賊は全部剿討せられ各地に小匪の出沒を見るに過ぎない狀態となり、交通關係に於きましては國道の開設鐵道の敷設等に依り漸次交通網の擴張を見、又國都新京の建設、哈爾濱の復興、其他各都市の擴張等幾多新興的作業の勃興に依りまして諸事業界は相當活氣を呈して居ります。殊に日滿經濟提携の具體化に依り各種會社の設立竝びに企業の計畫せらるゝもの相當多數に上つて居るのであります。

農業方面に就て見るに主要農產物の產額は前年に比し何れも增收を示し、大豆は前年の四百二十餘萬磅に對し四百三十餘萬磅、高粱は前年の三百七十餘萬磅に對し四百二十餘萬磅、粟は前年の二百六十餘萬磅に對し三百二十餘萬磅を產し概して豐作であつたのでありますが、此等の內主として輸出せらるゝ大豆の市價が暴落致しましたので農民の打擊は相當大きいのであります。暴落の原因は主たる輸入國獨逸に於ける稅率の引上げ、南支向輸出の減退、初期に於ける收穫豫想の過大及び世界的農產物の下落等であると思はれます。而して其の對策として農民及び其の取引業者に對する金融的援助、保管販賣に對する施設等の方法を講ぜられたると同時に一面他の優良作物に轉ぜしむる方策も講究せられつゝあるのであります。大豆の下落に伴ひ豆油豆粕等も亦市價著しく下落致したのであります。而も一時は販路に對しても非常に懸念されたのでありますが幸に輸出量に於ては減少を見ざる狀態であります。併し乍ら今後大豆に對しては其の販路關係に於て又農事の改良に於て一層の研究を要することと思ふのであります。

外國貿易は大同二年輸出總額四億四千八百餘萬圓、輸入總額五億一千四百六十八萬餘圓でありまして輸入超過額六千六百六十七萬餘圓に達し、遂に從來の輸出超過より輸入超過に逆轉致しました。今之を前年の貿易額と對比しますれば輸出に於ては二億一千三百六十一萬餘圓の激增であります。其の內容を見まするに輸出に於ては大豆の一億六千九百餘萬圓を大宗とし、豆粕五千七百六十餘萬圓、石炭四千七百二十餘萬圓、豆油一千八百四十餘萬圓等之に次ぎ、石炭を除く外何れも前年に比し激減を示して居ります。輸入に於ては綿織物の六千九百十餘萬圓主位を占め、麥粉五千八百六十餘萬圓、纖類三千九百九十餘萬圓、車輛類二千三百六十餘萬圓等之に次ぎ、其他建築材料雜貨類の輸入何れも著しく增加致して居ります。而して斯くの如き輸出の減退は大同元年に於ける農產物減收の後を承けたると、本期特產物輸出期に入りて大豆、豆粕、豆油等主要輸出品の市價暴落したるとに基因するものであり、輸入の激增は新興國としての急激なる物資の需要增加に基くものでありますと同時に、日滿經濟關係が密接となり日本よりの投資の旺盛になりましたことも亦一層此の傾向を助長して居るのであります。

次に金融情況に就て見るに前期末來金融緩慢の裡に七、八兩月を經過し、國內主要都市に於ける內外各銀行の預金の如きも日本よりの投資に依る資金流入と相俟つて相當膨脹し、九月に入りてより漸次預金は減退の傾向を示し、十一月以後特產資金の需要增加に伴ひ次第に活氣を呈し、年末に於ける各銀行の貸出高は前年同期に比し增加を示して居ります。本行は本期初め卽ち七月一日より金利の引下げを實行し、低金利の世界的動向に順應すると共に產業の開發に資したのであります。

本期中に於ける政府公債發行額は五百十餘萬圓でありまして、之は舊政權時代に於ける對外債務支拂の善後措置に伴ふ交付金の一部として發行せられました積欠善後公債であります。

飜つて海外の情勢を察するに諸國何れも不況を脫し得ず其の對策に苦慮しつゝある狀態であります。而して一時は其の成果を待望せられたる世界經濟會議の如きも僅かに關稅及び銀問題に關する名目的協定が出來たのみで無期休會となり、依然として各國共に國內事情にのみ則したる經濟政策を樹立し以て其の難局に處して居る狀態でありますが、其の間結局國際協調に俟つにあらざれば眞の好轉は困難なりとの感念が萌芽しつゝあるのを覩取せられるのであります。唯友邦日本に於ては歐米諸國に先じ財界恢復の兆を呈して居りますことは日滿經濟關係上悅ぶべき現象であります。

本邦通貨の狀況に就て見るに本行紙幣發行高は本期の初めに於ては一億一千二百十九萬餘圓でありましたが、特產資金の回收に伴ひ九月に至る迄は漸減の經路を辿りまして同年の一億三百九十四萬餘圓を最低とし、爾後金融繁忙季に向ふと共に漸次增加しまして年末の一億二千九百二十二萬餘圓を最高とし本期中の平均發行高は一億一千八十餘萬圓であります。之を前年同期に比べますれば最高發行高に於て二千二百萬圓、平均發行高に於て一千九百七十餘萬圓の減少を示して居ります。此の發行高の減少は陰曆節季の關係上特產物出廻りの遲れたること等其の主なる原因と認められます。又發行準備は常に五割以上の正貨準備を保有し紙幣の流通は極めて圓滑でありまして、貨幣價值は安定を持續して居ります。

鑄貨は大同二年五月先づ一角竝びに五分の白銅貨を、八月より二分竝びに五厘の靑銅貨を發行し、玆に貨幣法に定められたる各種貨幣全部の完成を見るに至つたのであります。本期末迄の鑄貨發行額は二百十六萬八千餘圓でありまして各地に於て歡迎され流通致して居ります。

舊紙幣の回收額は本期末累計一億五百九十萬三千餘圓でありまして、開業當時の承繼額一億四千二百二十三萬四千餘圓に對し回收率七割四分五厘に相當し、法定通用期間たる本年六月末迄には豫定通り回收し得る見込であります。

本期中に於ける營業の概況を見るに預金に在りては本期末殘高七千二百萬圓でありまして、之を前期末殘高に比べますれば二千五百萬圓の減少を示して居りますが、之は特殊大口預金の減少に基くものであつて、一般民間預金は漸增しつゝあります。更に貸出の方面に於ては本期末殘高一億四百萬圓でありまして、之を前期末殘高に比べますと五百萬圓の減少を示して居りますが、之は特殊關係貸出の整理に依るものでありまして、一般貸出は約六百萬圓の增加を示して居ります。今期貸出の主なるものは春耕貸款、各地商工復興貸款、各地銀棧に對する押圈貸款等であります。

國內爲替は本期中の受拂高四億三千四百五十餘萬圓、口數四十一萬六千七百餘口でありまして、之を前年同期に比較しますと金額に於て七割強、口數に

於て三十七割餘の激增であります。之に依つて見るも銀行の利用及び地方に於ける金融疏通の狀態が著しく進歩致したことを窺知し得るのであります。

本行の海外爲替取組先銀行は前期末六行四十七店でありましたが、本期末には七行六十二店に擴張され、尙ほ近く二行三十二店を增加する準備中であります。

前期以來支行の新設改廢を行ひ支行の整備に努めつゝありましたが、本期中に於ても國庫金の取扱其の他地方事情に應じ支行又は辦事處の設置を必要とする場所には之を新設し、從來辦事處たりしものも治安の回復、市面の發展等に依り之を支行に改組する等行務の運用に支障なきを期し、本期中に新設せる支行二箇所、辦事處三箇所、辦事處を支行に改組せるもの十箇所、支行の廢止せるもの二箇所でありまして、本期末に於ける營業所總數は百十九箇所となつたのであります。

本行は昨年六月公布せられたる產金買上法に依り國內產金の買上げに關する諸般の準備を整へ、先づ總行營業處奉天分行及び黑河支行に買上所を設け、本期中に買上げたるもの六十九萬二千瓦に達しました。今後治安の維持、鑛業法の制定、採金會社の成立等に依り漸次買上增加することと期待して居ります。尙ほ近く哈爾濱、安東、龍井村、佳木斯等に買上所を設置する豫定であります。

大同二年十一月銀行法の公布を見ましたので、從來の銀行錢莊其他銀行類似業者は之に據りて統制改善せられ、本邦銀行業務の發達を促進することと信するのであります。營口に在りては過當銀制度の爲め近年幾多の弊害を生じ遂に地方金融界を混亂せしめ其の救濟を必要とするに至り、政府當局に於ても市面の救濟と幣制の統一の見地より該制度の廢止を命ずると共に、地方商民の要望を容れ營口商業銀行の設立を許可し地方金融の衝に當らしむることになつたのであります。乃ち此の銀行が新銀行法に據り設立せられたる本邦最初の銀行でありまして、本行に於ても其の設立竝びに今後の發展に對し必要なる援助を爲し地方金融の改善安定に努力致したのであります。

惟ふに目下我が財界には新興の氣分旺溢し各種事業簇出の結果事業界は可なり好景氣を呈して居りますが、他面何分建國後日尙ほ淺く舊政權時代に於ける創痍未だ癒えず、加ふるに國民の大多數を占むる農民は農產物の下落等の爲め相當疲弊致して居り、又貿易關係も前述の如き情況にありますので、今後は產業の開發助長に依り一層國力の增進を圖らねばならぬと思ふのであります。本行に於きましても基礎的の仕事は既に一段落を告げましたので、將來此の方面に對し充分なる努力を致し度いと存じます。

第四期株主總會に於ける榮總裁演說要旨

（康德元年八月三十日）

康德元年上半期中に於ける我が經濟界を通觀するに、農產物は昨年來市價引續き下落の一路を辿り、大豆の如きは本年三月に至り十數年來未だ曾て見ざる安値に陷り、特產取引は振はず農民は異常の苦況に沈淪するに至つたのでありますが、年初よりの政府の特產對策漸次效を奏すると共に、四月以降に於ては世界的に農產物減收豫想の爲め海外の需要頓に增加し、市價も亦恢復に向ひ期末に至り農產物の前途に對し稍〻光明を認むるに至つたのであります。斯くの如く特產界の不振に因る打擊は相當大なるものがありましたが、他方に於ては建設的事業は次第に進捗し、爲に事業界は活氣を續け日滿兩國經濟提携の具體化、治安の改善に從ひ各種產業の振興を誘致し、新興國に相應しき情況を示したのであります。

本期中に於ける外國貿易は輸出二億二千七百餘萬圓、輸入二億六千八百餘萬圓でありまして四千百萬圓內外の輸入超過を示して居ります。而して之を前年同期に比すれば輸出額に於て約一千五百萬圓の減少を示し、輸入額に於て三千五百萬圓の增加を示して居ります。由來滿洲は輸出超過を原則とし、殊に上半期は農產物の輸出季節なるが故に一層輸出超過の現象顯著なるものあるを常とし輸入超過の如き曾て其の例を見ない所であります。今本期中貿易の內容に就て見るに、輸出品に於ては大豆の減少最も甚しく前年同期に比し二千六百萬圓を減じ石炭の五百萬圓、豆油の三百萬圓、豆粕の二百萬圓減少等之に次いで居ります。而して此等輸出額の激減は全く市價の暴落に因るものでありまして、之を數量に就て見ますると前年同期に比し大豆は百萬擔の減少に過ぎず、豆油は却て十四萬擔を增加し豆粕の如きは約三百萬擔の增加を示して居ります。し得るのであります。更に輸入品に於ては纖材の三千萬圓主位を占め、麥粉二千四百萬圓、木材八百萬圓等之に次いで居ります。而して綿布類及び小麥粉は前年同期に比し幾分の減少を示し、纖材、車輛材料、機械類、木材等は何れも前年に比し激增して居ります。此等の數字に徵するも建設事業の勃興と農村の萎微とを察知し得るのであります。

次に金融情況に就て見るに全國主要都市に於ける內外各銀行の預金は一月以降漸增し、期末に於ては前年同期に比し約二割五分を增加し、貸出は一月より四月迄は漸次增加の一路を辿り、四月以後は減少せるも大體を通じて前年に比し增加を示して居ります。卽ち預金に於ては日本よりの資金流入激增せることが其の主因であり、貸出に於ては各種事業の勃興に伴ふ資金の需要と地方農村に對する融資の普及とに依るものであると思ふのであります。之を要するに本期中の金融界は特產物の下落に依り相當不振を免れざる情勢なりしに拘らず、建設的資金の需要及び日本よりの投資等の關係に依り却て活氣を呈したのであります。本行に於ては昨年七月金利の引下げを行つたのでありますが、其後金融市場の大勢に鑑み本年五月一日より更に金利を引下げ、以て世界的低金利の動向に順應したのであります。

本期中に於ける政府公債は稅關職員一時賜金公債三百五十萬四千圓の發行ありたるのみでありまして、建國以來公債發行高の合計は內債五千三百五十八萬圓、外債日貨三千萬圓であります。政府の財政狀態は歲入に於て自然增收を示し極めて安固なる情勢に在るは誠に悅ぶべきことであります。而して本行

國庫金取扱事務の如きも取扱項目年と共に增加し相當繁劇を示して居ります。

講つて海外の情勢を察するに歐洲大陸に於ける政情の不安、戰債問題の行惱み、獨逸の外債支拂停止宣言等の問題續出すると共に各國の經濟的國家主義は益〻强烈となり、通貨政策亦各國獨自の見解を持して進み世界的不況の打開は尙ほ前途遼遠の感を懷かしむるものがあります。然るに隣邦日本に於きましては各種工業の長足なる進步を來し、漸次海外販路を擴張開拓し諸事業は堅實なる發達を爲し、資力の增大に因り我國に對する投資亦極めて旺盛であることは日滿經濟の根本義より見て誠に同慶の次第であります。

次に本行業務の概況を見るに、先づ通貨の狀況に於ては本期中の最高發行高は二月中の一億三千九百七萬三千餘圓（內鑄貨三百八十三萬四千九百三十圓）にして最低は六月末の一億一千百二十七萬一千餘圓（內鑄貨一千七十三萬四百八十四百八十圓）でありまして、之を前年同期の最高一億五千五百三十六萬三千餘圓最低一億一千二百二十六萬三千餘圓に比すれば最高發行高に於て千六百萬圓の減少を示して居りますが、之は主として特產物價の下落に因る不況の爲め資金需要の減退を來せることに基くものであります。而して紙幣發行高に對する準備は本期中の最高は六千九百一萬一千餘圓でありまして、最低は五千八百四十萬九千餘圓で平均六千五百六十九萬餘圓を保有し、平均發行高に對し五割五分强に相當して居ります。舊紙幣の流通期限は本期末卽ち六月三十日を以て滿了するのでありますから、舊紙幣の回收宣傳には特に意を用ひ凡ゆる方法を以て期限の到來を國民に周知せしむることに努め、之と同時に舊紙幣引換に便宜を與へ分支行辦事處をして引換事務に限り執務時間を延長し、日曜休日も其の事務を取扱はしめ尙ほ引換を容易ならしむる爲め本行以外の機關をも利用し、又僻遠の地に對しては便宜出張して交換に應ずる等紙幣交換に對し遺憾なからしめました。斯くの如くして期限卽ち六月末迄に合計一億三千二百三十五萬一千三百七十圓卽ち舊紙幣總額の九割三分一厘を回收するの好成績を擧げ得たのであります。而して舊紙幣は舊貨幣整理辦法の定むる所に據り期限後は貨幣として流通し能はざることは明かでありますが、期限後未回收の分に對し所有者の利益を保護する爲め一箇年間の交換期間が設定せられ本行に於て其の交換に當ることとなつたのであります。

鑄貨たる補助貨は昨年來不休の努力を以て其の鑄造を急ぎ舊紙幣回收に伴ふ小額取引に支障なきを期したのでありますが、幸に造幣廠の設備の進捗と晝夜兼行の作業とに依り本期末迄に枚數に於て一億八千七百五十八萬九千餘枚、金額に於て一千七十四萬八千三百餘圓を鑄造し潤澤なる供給を爲し得るに至りました。

本期中に於ける本行の預金貸出の情況を見るに、預金に在りては本期末殘高は一億二千七百萬圓を超え前期末に比し五千六百萬圓の激增を示して居ります。而して斯くの如き增加は政府預金及び特殊の通知預金の增加に因る所大なるも、一般預金も亦漸增の傾向にあるは顯著なる事實であります。貸出に在りては本期末殘高一億一千萬圓を算し、前期末に比し約六百萬圓の增加を示して居ります。これ主として春耕貸款、農民復興貸款、庶民金融機關に對する諸貸出等の增加に基くものであります。

國內爲替は本期中の受拂總額四億八千百八十四萬餘圓、口數五十二萬四千四百餘口でありまして、之を前期中の取扱高に比すれば取扱高に於て約一割一分、口數に於て二割六分の增加を示して居り各地間の爲替取引は益〻圓滑に行はれつゝあるのであります。

本行の海外爲替取組先銀行は前期末七行六十二店でありましたが、本期末には十行八十四店に增加し尙ほ近く一行二十一店との取引開始準備中でありまして國際取引上不便なきを期して居ります。

本行は開業以來各地の事情に適應せしめ、行務の圓滑なる運用に支障なからしむる爲め支行の整備に努めつゝあるのでありますが、本期中に於ても新たに三箇所に支行を、四箇所に辦事處を開設し、尙ほ更に六箇所の辦事處新設の準備中でありまして本期末營業所の總數は百二十六箇所に達して居ります。昨年產金買上法公布以來本行は之に關する諸般の準備を整へ產金の買上げに從事して居るのでありまして、本期中の買上高は三十五萬一千三百四十餘瓦に過ぎませんが、今後滿洲採金會社の活動竝びに鑛業法の制定等と相俟つて買上量は一層增加するものと豫想されて居ります。

前には營口に於ける過爐銀の整理統一を見、本期に入り財政部に於ては安東に於ける鑛平銀整理の必要を認め、本年四月二十日佈告を以て康德元年十月一日以降之を建値とする取引を禁止し、鑛平銀は本年十二月末迄本行をして百圓對七十兩二の割合を以て買上げを爲さしむることとし、玆に久しきに亙り安東の特殊通貨たりし鑛平銀も國幣を以て統一せらるゝことになつたのであります。

從來貨幣法及び敎令を以て發行流通を禁止せられたる地方的通貨に私帖と稱する特殊紙幣がありまして、各縣に於て依然流通を見、一時は其の流通一千二百萬圓程に達し其の急速なる整理は頗る困難なる事情があつたのでありますが、政府は本年一月以降積極的に其の整理を敢行し、本期中に全滿に亙りて整理を完了するに至つたのであります。之に對し本行に於ても亦政府の指示に從ひ、僻陬の地に行員を特派し危險を冒して其の整理事務に從はしむると共に、地方の事情に應じ整理上必要なる資金を貸出し以て其の促進に協力したのであります。

昨年銀行法公布せられ、從來の銀行及び金融業者にして同法の規定に準據し、所定期間內に認可の申請を爲したるものは國內銀行百二十一件、其他のもの四十八件合計百六十九件でありましたが、此の內本年六月末迄に實業部の登記を了し既に認可せられたるものは營口の一行、新京の三行、吉林の一行であります。尙ほ本年中には財政部に於て審查の結果認可せらるゝもの相當數に達すべく、漸次普通銀行の健全なる發達を觀るに至ること信じます。

更に農村金融に對し政府に於ては地方農村の實情に鑑み隣人相倚り相扶くるの精神と、農民をして自力更正の實を擧げしむるの趣旨とに依り、全滿に亙り金融合作社の增設を期し之が發達普及を圖りつゝありますから、本行亦之に對し能ふ限りの援助を爲し以て地方金融の疏通に努めて居るのであります。

惟ふに建國以來全力を傾注したる幣制の統一も既に僞紙幣は其の流通期間內に於て殘期の回收を見、曩に熱河票及び過爐銀の整理を完成し、本期に於て

私帖を整理し銀平銀廢止の方針も決定し、玆に幣制統一の大業も大體に於て一段落を告げ財政經濟仲展の基礎漸く成れるは誠に欣幸とする所であります。而して我が財界現下の狀勢は新興の氣分橫溢し建設的事業の發展目覺しきものあるは事實なるも、他方世界的農產物の下落等に累せられ農村の萎微沈滯亦相當深刻なるものあると同時に、貿易關係に於ても益〻輸入超過の情勢を示しつゝあり、勞〻今後は速かに產業の發展、經濟力の增進を圖らねばならぬことを痛感する次第であります。本行に於きましては特に此の點に留意し一層の努力を致す覺悟であります。

第五期株主總會に於ける柴總裁演說要旨

（康德二年二月二十八日）

康德元年下半期中に於ける我が經濟界の大勢を觀るに、農產物は作付段別減少と天候の不良とに因り早くより減收を豫想せられたるが、十月に於ける第三回の收穫豫想に於ては前年度に比し大豆は約百萬噸、高粱は約四十三萬噸、粟は約百九萬噸の減收見込にて總額に於ては約二割の減收を發表され、一面に於ては世界的に農產物不作に因る海外市況好轉に伴ふ特產市價の漸騰ありし爲に、期末に近づくに從ひ相場は一層の躍進を示し本年中の最高値を現はすに至つたのであります。從つて市面は一般に活氣を呈し昨年來の悲境を一掃せるの觀があります。然し斯かる好況の裡にも地方に依りては水害等の爲め高粱、粟、玉蜀黍等食糧の缺乏より來る救濟問題を惹起せる所もありますることは遺憾に存する次第であります。建設的事業方面は引續き活況を呈し新京は勿論、奉天、哈爾濱等の大都市に於ける建設工事は何れも著しき進展を示して居ります。又鐵道に於ては圖們線、北黑線の全通、錦承線の一部開通あり、加ふるに國道の開設亦非常の躍進振りを示し土建界は相當の活氣を呈したのであります。

一般事業界は日滿經濟提携も漸く具體化し來り、滿洲電業公司の設立を初め各種事業の振興を誘致し、本期中に設立せられたる會社數百三十八を算し其の資本金額は一億三千餘萬圓に上つて居ります。今後交通の發達と治安の恢復に伴ひ事業界は年と共に繁盛に赴くものと信じます。

昨年中の外國貿易は輸出總額四億四千八百四十二萬六千餘圓、輸入總額五億九千三百五十六萬二千餘圓、輸入超過一千餘圓を減少せるに反し、輸入に於ては七千七百七十二の輸入超過を示して居ります。而して之を前年輸出入額と對比致しますと輸出に於ては僅に五萬萬九千餘圓の激增を示して居ります。今其の內容に就て見るに、輸出に於ては大豆の一億六千三十四萬餘圓を大宗とし、豆粕の五千百五十萬餘圓、石炭千百九十五萬餘圓、粟の一千九百九十四萬餘圓、豆油の一千六百二十六萬餘圓等之に亞ぎ、輸入に於ては纖材の五千八百二十二萬餘圓主位を占め、小麥の粉の五千七百五萬餘圓之に亞ぎ、其他車輛類の三千九十四萬餘圓、機械類の二千八百五萬餘圓、綿布類の二千五百八十二萬餘圓等其の主なるものでありまず。輸出品中大豆、豆粕、豆油は前年に比し何れも數量に於て增加せるに拘らず、輸出額に於ては却て總額約一千七百餘萬圓の減少を示せるは上半期に於ける市價著しく低落せるに基くものであります。又輸入品に於て纖材、車輛類、機械器具類、木材、セメント等何れも激增致して居ります。之は建設事業の進捗に伴ふ自然の傾向と申さねばなりません。

本期中の金融界の情勢を見るに、全國主要都市に於ける內外各銀行の預金は期初七、八兩月を最高として漸次減少したるも、期末預金總額は前年同期に比し多少の增加を示して居ります。貸出は期初以來增加の一路を辿り期末に於ては前年同期に比し五割の激增を示して居ります。是れ主として特產界の好轉に伴ふ資金需要の增加と事業界に於ける活況とに基因するものであつて、金融界は建國以來嘗つて見ざる活氣を呈したのであります。而して金利は大體に於て變動なく期末に至り稍〻强調を示すに至りました。

次に本期中の物價は概して平衡を保ち之を新京に於ける卸賣物價指數に付き見るも期初七月の九七・二を最低とし、十二月の一〇四・四を最高として變動比較的微弱でありました。

本期中に於ける政府公債は四分利日貨公債一千萬圓の發行ありたるのみでありまして建國以來公債發行高の合計は內債五千三百六十七萬五千餘圓、外債四千萬圓であります。政府の財政は康德元年度の總豫算額一億八千八百七十餘萬圓に達し前年度に比し三千九百五十餘萬圓の增加であります。本年七月以降十二月迄の一般會計の歲入は七千七百九十餘萬圓に上り前年同期に比し一千五十萬餘圓の增加を示し財政は極めて順調なる情況に在るものと申すべきであります。而して本行の國庫金取扱事務の如きも本期中政府預金受拂總額四億七千餘萬圓に達し年と共に繁劇を加へて居ります。

飜つて海外の情勢を觀るに經濟的國家主義の傾向依然濃厚なるも世界的に工業生產量の增加は之を認め得べく、又農產物の市價好轉せることは國際經濟界の回復に寄與するところ尠からざるものがあらうと思ひます。各國の通貨政策は猶ほ不安定の域を脫せざるも、爲替相場變動の範圍は幾分狹小となりしことは看過し難き事實であります。此の間に於て米國の銀買上法竝びに銀國有令は銀相場の强調を誘致し、中華民國の銀流出の情勢を一層顯著ならしめ、近年不況に惱める中國財界をして益〻苦境に陷れた觀があります。一方日本に於きましては關西地方の風害、東北地方の冷害等天災を蒙りたるに拘らず、財界は大體に於て堅實なる發展を爲し、我國に對する物資の供給、資本の投下等も極めて旺盛でありました。

次に國內通貨流通の狀況を見るに、本期初に於ける發行高は一億一千八十八萬五千餘圓（內鑄貨一千七十四萬四千餘圓）でありましたが、七月十八日の一億九百十九萬七千餘圓（內鑄貨一千百三十四萬二千餘圓）を最低として爾後逐月漸增し年末發行高一億八千四百十萬餘圓（內鑄貨一千五百七十七萬餘圓）を最高として越年致しました。本期中の平均發行高は一億三千九百五十四萬餘圓であります。而して之を前年同期に比べますれば平均發行高に於て二千五百十五萬餘圓、最高發行高に於て五千二百七十一萬餘圓の增加を示して居ります。斯くの如き著しき通貨發行高の增加を見ましたのは主として農產物市價の上騰、事業資金需要の增加及び幣制統一事業の完了に因る國幣の普及等に基因するものであります。又紙幣發行に對する正貨準備は本期を通じて平均五